

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書3

神社を中心とする村落生活調査報告（一） 大阪府

― 大阪市・三島郡・豊能郡 ―



関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書3

神社を中心とする村落生活調査報告（一） 大阪府

― 大阪市・三島郡・豊能郡 ―



ごあいさつ

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センターは、これまで「なにわ・大阪文化遺産学叢書」として、『関西大学図書館所蔵 上方役者絵画帖』、および『大坂代官竹垣直道日記』を発行しました。

このたび「なにわ・大阪文化遺産学叢書」の第三冊目として、祭礼遺産研究プロジェクトの編集による『神社を中心とする村落生活調査報告』(一)を発行いたします。

この『神社を中心とする村落生活調査報告』は、関西大学文学部教授であった津田秀夫氏が収集した資料で、現在、津田秀夫文庫として大阪市史編纂所に所蔵されており、大阪府の四冊分と兵庫県の一冊分から構成されます。その内容は、宮座の基礎的研究を行った肥後和男氏が、昭和十年から十二年に実施した宮座に関する質問票をまとめたもので、この資料を通して、戦前の神社祭祀の様子が明らかにできます。特に、津田秀夫文庫に所蔵された大阪府・兵庫県の合計六冊は、これまでその所在が明らかでなかった貴重な資料です。

津田秀夫氏は、戦後すぐに大阪府下の史料発掘に努められ、地域の古文書を収集し、紹介することにご尽力されるなど、大阪の文化遺産の保存と継承に渾身の情熱を傾注されました。その情熱を、私たちが継承していかなければなりません。

このような資料を今回、ここに発行できますことは、私どもが日頃から目指しております、大阪の文化遺産を発見し、広く紹介する構想にかなうものであります。

末筆になりますが、資料の調査と翻刻を快く許可していただいた大阪市史編纂所と同編纂所長堀田暁生氏に甚深の謝意を表します。

二〇〇七年三月

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

センター長 高橋隆博

〈原本の質問項目書式〉

神社調査資料

大阪府

注意 ◎餘白のある限りなるべく詳しく記入して下さい。◎この紙にかけない時には別の紙に調査番號を附して書いて下さい。◎氏子のない場合は崇敬者について調べて下さい。		格社	
		神社	在所 大阪府 郡 村大字 字 報告者
1. 古來世襲ですか			
2. 何時迄世襲でしたか			
3. 神職を呼ぶ特別名稱がありますか			
4. 一年神主年番神主輪番神主（一年交代）の習慣がありますか、それはいかなる方法で定められますか、又いかなる行為をしますか又いかなる注意を守らなければなりませんか			
5. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか			
6. 其他神職について特殊なことがあつたら記入して下さい			
7. 現在の神職の氏名			

〈本書内の質問項目〉

社格 神社名

所在（現在の市区町村）

報告者

【神 職】

1 [世 襲]

2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [一年神主]

5 [収 入]

6 [その他]

7 [神職の氏名]

氏													
子							氏						
1.	氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）						1.	氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）					
2.	氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になつてゐますか。その所在区域						2.	氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になつてゐますか。その所在区域					
3.	氏子区域は貴神社鎮座の市町村の区域内に限られてゐますか						3.	氏子区域は貴神社鎮座の市町村の区域内に限られてゐますか					
4.	氏子の全戸数						4.	氏子の全戸数					
5.	区域戸数は古今に大相違がありますか						5.	区域戸数は古今に大相違がありますか					
6.	氏子となる資格に制限がありますか						6.	氏子となる資格に制限がありますか					
7.	氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか神社の帳につけるとか、其の他）						7.	氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか神社の帳につけるとか、其の他）					
8.	婿に來たものはどうして氏子になりますか						8.	婿に來たものはどうして氏子になりますか					
9.	若衆の行事がありますかその際いかなることが行はれますか						9.	若衆の行事がありますかその際いかなることが行はれますか					
10.	氏子の間に階級がありますか（例へば座と平或はオトナ中老若衆など）						10.	氏子の間に階級がありますか（例へば座と平或はオトナ中老若衆など）					
11.	氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか						11.	氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか					
12.	氏子はいかなる義務を負ひますか						12.	氏子はいかなる義務を負ひますか					
13.	階級により義務が異なりますか						13.	階級により義務が異なりますか					
14.	其他氏子について特殊なことを記して下さい						14.	其他氏子について特殊なことを記して下さい					

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕
- 2 〔二重氏子〕
- 3 〔他市町村区域〕
- 4 〔氏子の戸数〕
- 5 〔戸数の変動〕
- 6 〔氏子の資格〕
- 7 〔氏子入り儀礼〕
- 8 〔婿入り〕
- 9 〔若衆の行事〕
- 10 〔氏子内の階級〕
- 11 〔階級の相違〕
- 12 〔氏子の義務〕
- 13 〔義務の差〕
- 14 〔その他〕

祭											
祭						禮					
1.	主なる祭の名稱と時日										
2.	主なる祭の順序										
3.	田植祭（御田）がありますか										
4.	特殊な神饌が用ひられますか										
5.	祭の當屋 タウバン はどうしてきめられますか										
6.	長男の生れた順序に當屋になることがありますか										
7.	當屋の任務										
8.	當屋交代の時期と方法										
9.	特殊神事										
10.	山の神祭はいつ行はれますかそれについて特殊な行事がありませんか										
11.	藁の蛇を作つて祭ることがあります（或は縄掛神事）										
12.	大きな火を燃すことがありますか										

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]
- 2 [儀礼内容]
- 3 [田植祭]
- 4 [特殊神饌]
- 5 [当屋の決定]
- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]
- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事]

座													宮												
1. 宮座がありますか、その名稱													2. 宮座の建物がありますか												
3. 座人の資格													4. 座衆の人員（各座毎に記すこと）												
5. 座入の儀式がありますか													6. 座の首座の人は何と謂ひますか（例へば一老とか年預とか）												
7. 座人の組織階級													8. 座人の義務												
9. 宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか													10. 座が開かれる時期												
11. 宮座としての行事がありますか													12. 座の財産												
13. 座の文書記録がありますか（明治以後のものでも結構です）													14. 座はなくとも類似の組織がありますか（例へば何々講或はおとな、五人衆、十人衆など）												
15. 今は亡びても以前座がありましたか																									

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名稱」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財産」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

凡例

一、本書は、津田秀夫文庫（大阪市史編纂所蔵）の『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府の四分冊から、大阪市、三島郡・豊能郡の二冊を翻刻したものである。資料は、あらかじめ質問を印刷された用紙に回答を記入する形式になっているが、回答部分の翻刻では、質問文は省略し、前ページの各質問項目の下に示した「――」内の語句で表した。

一、翻刻にあたって、回答部分のカタカナ表記、合字はすべてひらがな表記に改め、旧字体は原則として新字体に改めた。

例 當屋↓当屋、迄↓迄、附↓付、后↓後、壹↓壺、貳↓貳、ゐ↓い、を↓お、↑↓こと、~~い~~↓とき、など

ただし、人名・地名などの固有名詞、漢数字は旧字体のまま表記した。また、次の語句は、そのままの表記とした。

例 参百、廿三日、聯合、居る、云ふ

一、神職の「禰宜」、「祢宜」の表記については、すべて「禰宜」に改めた。

一、回答部分の明らかな誤字は訂正しているが、そのままの表記とし、（――）を付けて補訂した箇所もある。また、適宜句読点を補った。

一、判読不能箇所については☒とし、推読できた場合には（――）で補訂した。

一、回答が――で抹消されているものうち、判読できたものについては、左側に「ミ」を付した。

一、回答で、空欄のままの箇所は、□□または、――とし、斜線が引かれた箇所は――として、「ない」「ありません」などの表記と区別した。

一、回答用紙とは別に、付箋や別紙が添えられている神社があるが、長文のものを除き、該当質問の回答部分に【付箋】、【別紙】と表記して記入した。また、由緒書きなどの印刷物が添付されている場合は、各神社の回答の末尾、もしくは次の頁に掲載した。

なお、編者による注釈は【――】に記入した。

一、本書には、現在の人権意識において、明らかな身分的差別表現がふくまれている部分があるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。この趣旨をよく理解して利用して頂きたい。

目次

ごあいさつ 高橋隆博

質問項目

凡例

大阪市

府社	天満宮	北区大工町	1
府社	豊國神社	北区中之島	2
郷社	露天神社	北区曾根崎上	3
郷社	櫻宮	北区中野町	6
郷社	綱敷天神社	北区神山町	7
村社	堀川神社	北区西堀川町	9
村社	十五社神社	北区澤上江町	10
――	天神社	北区国分寺町	12
村社	恵美須神社	此花区玉川町	13
村社	天満宮上之社	此花区上福島南	15
村社	天満宮中之社	此花区上福島南	17
村社	天神社	此花区下福島南	21
村社	住吉神社	此花区四貫島宮居町	22
村社	朝日神明社	此花区春日出町中	23
村社	産土神社	此花区島屋町	25
官幣中社	坐摩神社	東区渡辺町	26
府社	難波神社	東区博労町	28

府社	稻荷神社	東区半入町	29
――	三光神社	東区宰相山町	31
村社	鵜森宮	東区森之宮東之町	33
無格社	少彦名神社	東区道修町	34
郷社	稻荷神社	西区西長堀南通	36
郷社	茨住吉神社	港区九條北通	37
村社	三社神社	港区壽町	38
村社	住吉神社	港区北福崎西之町	40
村社	住吉神社	港区湊屋濱通	42
村社	三津神社	港区田中元町	43
村社	天満宮	港区三先町	45
村社	三津神社	港区田中元町	46
村社	八坂神社	大正区三軒家浜通	48
村社	神明神社	大正区鶴町	49
村社	八阪神社	大正区三軒家町	51
村社	産土神社	大正区小林町	55
官幣大社	生國魂神社	天王寺区生玉町	57
郷社	大江神社	天王寺区夕陽丘町	58
村社	河堀稻生神社	天王寺区大道	60
村社	五條宮	天王寺区真法院町	62
村社	久保神社	天王寺区勝山通	64
村社	東高津宮	天王寺区東高津北ノ町	65
村社	堀越神社	天王寺区茶白山町	67
無格社	安井神社	天王寺区逢阪上之町	68

府社	高津宮	南区高津町	70
郷社	御津宮	南区八幡町	72
郷社	八阪神社	浪速区元町	73
村社	敷津松之宮神社	浪速区敷津町	76
村社	今宮神社	浪速区恵美須町	78
村社	稻荷神社	浪速区稲荷町	80
村社	廣田神社	浪速区廣田町	81
無格社	金刀比羅神社	浪速区河原町	83
郷社	姫島神社	西淀川区姫島町	84
郷社	田蓑神社	西淀川区佃町	86
村社	住吉神社	西淀川区大和田町	88
村社	素盞鳥尊神社	西淀川区浦江北	89
村社	濡標住吉神社	西淀川区傳法町北	91
村社	住吉神社	西淀川区野里町	92
村社	八阪神社	西淀川区大仁元町	95
村社	鴉宮	西淀川区傳法町南	97
村社	五社神社	西淀川区中島町	98
村社	香具波志社	西淀川区加島町	99
無格社	鼻川神社	西淀川区花川町	107
村社	住吉神社	西淀川区福町	108
村社	住吉神社	西淀川区大野町外	110
郷社	中島惣社	東淀川区山口町	111
村社	大宮神社	東淀川区豊里町	112
村社	豊崎神社	東淀川区豊崎東通	114

村社	富島神社	東淀川区中津濱通	116
村社	柴島神社	東淀川区柴島町	117
村社	大隅神社	東淀川区南大道町	119
村社	神津神社	東淀川区十三東町	120
村社	蒲田神社	東淀川区三國町	122
村社	八幡大神宮	東淀川区長柄中通	123
村社	春日神社	東淀川区上新庄町	125
村社	天満宮	東淀川区豊里菅原町	126
村社	田島神社	東成区生野田島町	127
村社	天神宮	東成区猪飼野町西	129
村社	白山神社	東成区白山町	130
村社	八阪神社	東成区中道元町	132
村社	稻荷神社	東成区深江町	134
村社	弥榮神社	東成区鶴橋南之町	135
村社	八王子神社	東成区北中本町	137
村社	小路神社	東成区大友町	138
村社	比賣許曾神社	東成区東小橋南之町	140
村社	素盞鳥尊神社	東成区舍利寺町	141
村社	熊野大神宮	東成区大今里本町	143
村社	大宮神社	旭区大宮町	144
村社	八幡大神宮	旭区北清水町	146
村社	日吉神社	旭区赤川町	147
村社	皇大神宮	旭区今福町	149
村社	八王子神社	旭区鶴見町	150

村社	八劔神社	旭区鳴野町	151
村社	須佐之男尊神社	旭区関目町	153
村社	水神社	旭区野江町	155
村社	若宮八幡大神宮	旭区蒲生町	157
村社	諏訪神社	旭区左専道町	158
村社	比枝神社	旭区今津町	160
官幣大社	住吉神社	住吉区住吉町	161
別格官幣社	阿部野神社	住吉区北畠町西	164
府社	杭全神社	住吉区平野宮町	165
府社	大依羅神社	住吉区庭井町	167
郷社	阿倍王子神社	住吉区阿倍野筋	168
郷社	生根神社	住吉区住吉町	170
村社	素盞鳴尊神社	住吉区鷹合町	172
村社	止呂支比賣命神社	住吉区澤之町	174
村社	楯原神社	住吉区喜連町	178
村社	山阪神社	住吉区山坂町	179
村社	天満宮	住吉区天下茶屋	182
村社	高崎神社	住吉区南加賀屋町	184
村社	神須牟地神社	住吉区西長居町	185
村社	高砂神社	住吉区北島町	187
村社	保利神社	住吉区東長居町	190
村社	天神社	住吉区桑津町	192
村社	生根神社	西成区玉出本通	193
村社	津守神社	西成区津守町	195

三島郡

官幣中社	水無瀬宮	島本村大字広瀬	198
郷社	三島鴨神社	三箇牧村大字三島江	199
郷社	野見神社	高槻町大字高槻	203
郷社	野身神社	高槻町大字上田部	205
郷社	神服神社	高槻町大字服部	206
郷社	茨木神社	茨木町大字茨木	207
郷社	新屋坐天照御魂神社	福井村大字福井	209
郷社	井於神社	三宅村大字蔵垣内	211
郷社	伊射奈岐神社	山田村大字山田小川	212
郷社	藤森神社	鳥飼村大字鳥飼西	214
郷社	阿為神社	安威村大字安威	215
村社	味府神社	味生村大字別府	222
村社	溝咋神社	玉島村大字馬場	223
村社	泉殿神社	吹田町	225
村社	三輪神社	富田町	227
村社	郡神社	春日村大字郡	229
村社	素盞烏尊神社	千里村大字片山	231
村社	磐手杜神社	高槻町大字安満	232
村社	若山神社	島本村大字広瀬	234
村社	畑山神社	五領村大字梶原	236
村社	伊射奈岐神社	千里村大字佐井寺	237
村社	天満宮	味舌村大字味舌下	239

村社	八幡大神宮	高槻町大字芝生	241	村社	白山神社	阿武野村大字靈山寺	275
村社	素蓋鳥尊神社	豊川村大字粟生	242	村社	鴨神社	阿武野村大字赤大路	276
村社	阿久刀神社	高槻町大字芥川小	243	村社	春日神社	阿武野村大字宮田	277
村社	春日神社	豊川村大字小野原	245	村社	天照御魂神社	三島村大字西河原	279
村社	天満宮	三島村大字田中	246	村社	須賀神社	三島村大字鮎川	280
村社	高濱神社	吹田町大字吹田	248	村社	葦分神社	玉島村大字島	282
村社	佐奈部神社	玉櫛村大字眞砂	250	村社	春日神社	春日村大字倍賀	283
無格社	年足神社	高槻町大字真上	251	村社	春日神社	春日村大字中穂積	285
無格社	磯良神社	三島村大字西河原	253	村社	佐和良義神社	玉櫛村大字澤良宜	286
村社	吉志部神社	岸部村大字小路	254	村社	天神社	玉島村大字野々宮	288
村社	須佐之男命神社	味舌村大字坪井	256	村社	八幡太神宮	高槻町高槻	289
村社	春日神社	高槻町大字成合	257	村社	新屋座天照御魂神社	豊川村大字宿久庄	290
村社	春日神社	五領村大字上牧	258	村社	須久久神社	豊川村大字宿久庄	292
村社	春日神社	春日村大字奈良	260	村社	八阪神社	豊川村大字宿久庄	293
村社	素蓋鳥尊神社	高槻町大字庄所	261	無格社	小鳥神社	島本村大字廣瀬	294
村社	素蓋鳥尊神社	高槻町大字東五百住	262	村社	皇太神宮	見山村大字車作	296
村社	築紫津神社	高槻町大字津之江	263	無格社	冠須賀神社	高槻町大字辻子	298
村社	稻荷神社	高槻町大字津之江	265	豊能郡			
村社	日吉神社	五領村大字梶原	266				
村社	諏訪神社	高槻町大字萩谷	267			池田町大字小阪前	301
村社	素蓋鳥尊神社	高槻町大字郡家	269			豊中町大字桜塚	302
村社	日吉神社	高槻町大字古曽部	270			東郷村大字地黄	304
村社	早尾神社	島本村大字大澤	272	郷社	岐尼神社	西能勢村大字森上	305
村社	諏訪神社	島本村大字尺代	273	郷社	久佐々神社	西能勢村大字宿野	307

村社	春日神社	櫻井谷村大字野畑	308
村社	住吉神社	池田町宮ノ前	310
村社	天神社	中豊島村大字服部	311
村社	素盞烏尊神社	池田町大字神田	313
―社	棕橋神社	庄内村大字庄本	314
村社	走落神社	東能勢村大字木代	317
村社	八阪神社	熊野田村	318
村社	庄内神社	庄内村大字島江	320
村社	天満宮	池田町畑	321
村社	天神宮	池田町大字木部	323
村社	住吉神社	小曽根村大字寺内	325
村社	住吉神社	小曽根村大字長島	327
村社	止々呂美神社	止々呂美村大字止々呂美	329
村社	細川神社	池田町大字吉田	330
村社	春日神社	南豊島村大字利倉	335
村社	為那都比古神社	萱野村大字白嶋	337
村社	山辺神社	西能勢村大字山辺	339
村社	歌垣神社	歌垣村大字倉垣	340
村社	阿比太神社	箕面村大字半町	342
村社	住吉神社	西豊島村大字穂積	343
村社	稻荷神社	豊中町大字新免	345
村社	住吉神社	中豊島村大字長興寺	347
村社	八幡大神宮	箕面村大字牧落	348
村社	五社神社	池田町大字才尊	350

村社	天神社	歌垣村大字倉垣	351
村社	天児屋根命社	箕面村大字瀬川	354
（＊神社の場所は現在の地名ではなく、資料のままである）			
津田文庫『神社を中心とする村落生活調査報告』資料紹介			
『神社を中心とする村落生活調査報告』解説			
内海 寧子			
黒田 一充			
359			
357			

大阪市

府社 天満宮 大阪市北区大工町一番地（北区）

報告者 寺井種臣

【神職】

1 [世襲] 世襲です

2 [現在も世襲か] 明治三年迄でした

3 [特別な名称] 神主、祝部、禰宜、乙、と区分されています

4 [一年神主] ありません

5 [収入] 「社家仕法」より貢物を配分しました

6 [その他] 乙家は歴代女系で巫女を奉仕し、その夫を「市夫」と云ひ、権社家として奉仕しました

7 [神職の氏名] 寺井種臣、滝本清一郎

8 [氏子区域] 北区に八十二ヶ町、此花区に二ヶ町、港区に一ヶ町、西区に十九ヶ町、大正区に二ヶ町

9 [二重氏子]

10 [他市町村区域]

11 [氏子の戸数] 約五万戸

5 [戸数の変動] 年々減少の傾向があります

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

13 [義務の差]

14 [その他]

【祭礼】

1 [祭の日時] 一月廿五日 梅花祭、祈年祭、三月廿五日 例祭、七月廿五日夏大祭船渡御式、十月廿五日 秋大祭、新嘗祭

2 [儀礼内容] 五月一日 神田清祓式があります

3 [田植祭]

4 [特殊神饌]

5 [当屋の決定]

6 [長男の扱い]

7 [当屋の任務]

8 [当屋の交代]

9 [特殊神事]

10 [山の神祭]

- 11 〔藁蛇の神事〕
12 〔火焚の神事〕

船渡御水路には、無数の篝が燃されます

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕
2 〔宮座の建物〕
3 〔座人の資格〕
4 〔座衆の人員〕
5 〔座入り儀礼〕
6 〔首座の名称〕
7 〔組織階級〕
8 〔座人の義務〕
9 〔宮座衆の姓〕
10 〔座を開く時期〕
11 〔宮座の行事〕
12 〔座の財政〕
13 〔文書記録〕
14 〔類似の組織〕
15 〔解体した座〕

ありません

府社 豊國神社

大阪市北区中之島一丁目四番地（北区）

報告者 角 正方

【神 職】

- 1 〔世襲〕

- 2 〔現在も世襲か〕

- 3 〔特別な名称〕

- 4 〔一年神主〕

- 5 〔収 入〕

- 6 〔その他〕

- 7 〔神職の氏名〕

社司・角 正方、社掌・森山正之

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕
2 〔二重氏子〕
3 〔他市町村区域〕

当社は明治十二年四月創建せられしに依り、爾来大阪府及大阪全市有志者を以て崇敬者とす
崇敬者約壺万

- 4 〔氏子の戸数〕
5 〔戸数の変動〕
6 〔氏子の資格〕
7 〔氏子入り儀礼〕
8 〔婿入り〕
9 〔若衆の行事〕
10 〔氏子内の階級〕
11 〔階級の相違〕
12 〔氏子の義務〕
13 〔義務の差〕
14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭、祈年祭、新嘗祭等、別紙祭典日表の通り

2 〔儀礼内容〕

内務省令第四号官国幣社以下神社祭式により執行す

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

【「府社豊國神社祭典日表」資料は、4頁に掲載】

郷社 露天神社

大阪市北区曾根崎上二丁目（北区）

報告者 社掌・津江三郎

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

有りません

4 〔一年神主〕

有りません

5 〔収入〕

宮座の負担でありました

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

兼務社司・津江正規、本務社掌・津江三郎

【氏 子】

電話北區⑤五〇六〇番
電報大阪六四〇〇四番

豐國神社社務所

大阪市北區中之島壹丁目

例月十日松風會獻茶拜服

例月十八日午前十時月並祭執行

例月一日、十五日、午前十時獻湯祭執行

初	湯	祭	一月一日	午前八時執行
歲	旦	祭	一月一日	午前十時執行
元	始	祭	一月三日	午前十時執行
大	正會獻酒奉告祭	祭	一月十二日	午前十時執行
鎮	魂	祭	二月四日	午後八時執行
紀	元節奉祝祭	祭	二月十一日	午前十時執行
祈	年	祭	二月中旬	執行
若	白神	祭	三月五日	午前十時執行
春	季皇靈祭	祭	三月廿一日	午前十時遙拜
神	武天皇祭	祭	四月三日	午前十時遙拜
豐國敬神講社祈禱祭		祭	四月十八日	午後一時執行
天長節奉祝祭		祭	四月廿九日	午前十時執行
大	祓	式	六月卅日	午後四時執行
夏		祭	七月十八日	午前十時執行
例		祭	八月十八日	午前十時執行
秋	季皇靈祭	祭	九月廿三日	午前十時遙拜
神	管	祭	十月十七日	午前十時遙拜
秋	季獻湯祭	祭	十月十八日	午前十時執行
明治節奉祝祭		祭	十一月三日	午前八時遙拜
御	火焚	祭	十一月廿日	午後十時執行
新	管	祭	十一月廿三日	午前十時執行
新	管	祭	十一月下旬	執行
例	格紀念祭	祭	十二月廿二日	午前十時執行
大	正天皇祭	祭	十二月廿五日	午前十時遙拜
大	祓	式	十二月卅一日	午後三時執行

(祭禮參向)

(祭禮參向)

(祭禮參向)

(祭禮參向)

府社豐國神社祭典日表

(昭和十二年)

1 「氏子区域」

大阪市北区 曾根崎永楽町、曾根崎上一丁目、上二丁目、上三丁目、上四丁目、中一丁目、中二丁目、梅田町、東梅田町、西梅田町、北梅田町

2 「二重氏子」 有りません

3 「他市町村区域」 限られています

4 「氏子の戸数」 一、五八五戸

5 「戸数の変動」

大阪駅拡張工事及都市計画に依る道路拡張の為、甚だ減少

6 「氏子の資格」 制限なく、氏地の住民は全部氏子です

7 「氏子入り儀礼」 氏子名簿に記載し、神札を授与します

8 「婿入り」 日本は家族制度ですから

9 「若衆の行事」 有りません

10 「氏子内の階級」 有りません

11 「階級の相違」 有りません

12 「氏子の義務」 神社経費の一部を負担します

13 「義務の差」

義務に差別はありませんが、家格によって氏子の納金高に高低あり

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 毎年七月^{十九日}_{二十日}、其他大祭、中祭、小祭は法例の定むる通り。但し、月並祭は毎月二十日

2 「儀礼内容」 法規に定むる通り

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」 用ひません

5 「当屋の決定」 有りません

6 「長男の扱い」 有りません

7 「当屋の任務」 有りません

8 「当屋の交代」 有りません

9 「特殊神事」

節分当日、奉幣会よりの奉納の純金幣外御守を五体授与し、其他普通の金幣御守も授与します（無料）

10 「山の神祭」 有りません

11 「藁蛇の神事」 有りません

12 「火焚の神事」

一月十五日の左義長（トンド）と称し、古札・注連飾等を燃し、氏子は其火で小豆粥を煮きます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

明治七年頃までありました。名称は唯宮座だけ

2 「宮座の建物」 有りません

3 「座人の資格」 庄屋格

4 「座衆の人員」

九名。当時の姓名（渡辺理左エ門、吉本五郎右エ門、

渡辺治郎左エ門、渡辺忠兵衛、渡辺新右エ門、渡辺儀

平、渡辺又兵衛、渡辺勘兵衛、渡辺丈右エ門）

5 「座入り儀礼」 不詳

6 「首座の名称」 特別の名称は有りません

7 「組織階級」 不詳

8 「座人の義務」

年番で宮守をし、宮の経費の責任を持っていました

9 「宮座衆の姓」 渡辺姓が多く有りました

10 「座を開く時期」 一月（鏡開） 十二月（大勘定）

11 「宮座の行事」 不詳

12 「座の財政」 宮座の負担でした

13 「文書記録」 有りません

14 「類似の組織」 有りません

15 「解体した座」 以前ありましたが、今はありません

郷社 櫻宮 大阪市区中野町三丁目五番地（都島区）

報告者 中村義正

【神職】

1 「世襲」

明治三十年頃までは世襲でありました。其頃より現在迄三代替っております

迄三代替っております

2 「現在も世襲か」 明治三十年頃までです

3 「特別な名称」

「神主」又は「祠官」と神職を呼んで居ります

4 「一年神主」 有りません

5 「収入」

年末、氏子より初穂米を集めて収入に充て居りました

6 「その他」

7 「神職の氏名」

現在は二名にて社司を中村義正、社掌を村尾二郎と云ひます

【氏子】

1 「氏子区域」

旧鯉江、現在蒲生町の一部が当宮の氏子なる由、蒲生町若宮八幡大神宮の氏地ある事と承る

2 「二重氏子」 二重氏子の地は有りません

3 「他市町村区域」 限られて居ります

4 「氏子の戸数」 一万二千戸

5 「戸数の変動」 大相違が有ります（増加）

6 「氏子の資格」 有りません

7 「氏子入り儀礼」 有りません

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」 有りません

10 「氏子内の階級」

昔は有りましたが、現在では全々ありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

「氏子納金」たる義務金を負担して居ります

13 「義務の差」 有りません

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭、俗に夏祭 七月廿六日、鎮火祭 十二月十六日、

献花祭 四月中旬

2 「儀礼内容」 祈年祭、新嘗祭、例祭、鎮火祭、献花祭

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」 当屋はありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」 有りません

11 「藁蛇の神事」 有りません

12 「火焚の神事」

七五三縄を焚く左義長神事が一月十五日行はれます

【宮 座】

1 「宮座の有無」 昔は有りましたが、現在は有りません

2 「宮座の建物」 有りません

3 「座人の資格」 有りません

4 「座衆の人員」 有りません

5 「座入り儀礼」 有りません

6 「首座の名称」 有りません

7 「組織階級」 有りません

8 「座人の義務」 有りません

9 「宮座衆の姓」 有りません

10 「座を開く時期」 有りません

11 「宮座の行事」 有りません

12 「座の財政」 有りません

13 「文書記録」 有りません

14 「類似の組織」 有りません

15 「解体した座」 有りません

郷社 網敷天神社 大阪市北区神山町（北区）

報告者 白江

【神 職】

1 「世襲」

世襲です。記録によると初代から五十代目に当ります

2 「現在も世襲か」 現在までです

3 「特別な名称」 ありません

4 「一年神主」 此の習慣はありません

5 「収 入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」 白江雅彦

【氏子】

1 「氏子区域」

佐藤町、牛丸町、芝田町、小深町、大深町、松本町、茶屋町、鶴野町、角田町、小松原町、高垣町、堂山町、神山町、万才町、西扇町、南扇町、北扇町、野崎町、太融寺町、兎我野町、西寺町一・二丁目、梅ヶ枝町（半分）

2 「二重氏子」 共通になっていません

3 「他市町村区域」 北区に限られています

4 「氏子の戸数」 四千三百五十戸

5 「戸数の変動」

明治初年は千五百戸。大正十年頃は六千余戸でありました

6 「氏子の資格」 制限はありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

氏子地区内に居住するものは全部氏子であります。氏子になる方法はありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 階級はありません

12 「氏子の義務」

神社費を納むる義務を負ひます。但し絶対的ではありません

13 「義務の差」 ありません

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月一日午前五時 歳旦祭、全三日午前十時 元始祭、二月十一日午前十時 紀元節祭、四月廿九日午前十時 天長節祭、七月十五日午前十時 例祭、十月廿四日午前十時 秋祭、十一月三日午前十時 明治節祭

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」

歳旦祭、例・鎮火祭、秋祭等には特殊の神饌を用ひられます

5 「当屋の決定」 今はありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

七月十五日例祭々典後、渡御神事があります

10 「山の神祭」 ありません

- 11
-
- 「藁蛇の神事」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

勅令に依る祭の外左の如し

一、宝ノ市祭（一月^{十日}、^{九日}）、鎮魂祭（二月節分祭）、

夏越大祓（六月三十日）^{十一日}

2 「儀礼内容」

宝ノ市祭 特に異なりたる次第なし。鎮魂祭 祝詞奏上
後鎮魂行事を行ふ。夏越大祓 大麻行事の後、境内に
設ける茅の輪を潜る

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

宝ノ市祭に五穀の神饌（米・麦・粟・大豆・小豆を飯
に煮て型に押し、十二個を奉る）。有卦祭 神饌、頭に
フの字付く品（蒔・藤豆・鮎鱈・河豚・麩・二葉菜・
筆柿等の類の物七種）を奉る

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

有卦無卦神事。四年目毎に（有卦祭 子の年・卯の
年・午の年・酉の年に執行す。無卦祭 丑の年・辰の
年・未の年・戌の年に執行す）

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

なし

9 「宮座衆の姓」

なし

10 「座を開く時期」

なし

11 「宮座の行事」

なし

12 「座の財政」

なし

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

なし

村社 十五社神社

大阪市北区澤上江町二丁目（都島区）

報告者 社掌・松井平四郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収 入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

神主さん、亦、先生

右、事項ありません

神社より支給してました

ありません

松井平四郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

澤上江町壺丁目より全町十丁目まで

右事項もあります

限られて居ます

六月末日にて、五九六二戸

大相違があります

ありません。氏子区内に住居すれば直に氏子として居

ます

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

ありません

氏子惣代でしたら入籍後其待遇をします

若衆等ありません

ありません

以上の如き事ありません

神社費を負担、氏子惣代を選出させていただきます

13 「義務の差」

以上の如き事ありません

14 「その他」

思想的に新旧の差があります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十九・二十日、夏祭 七月十九・二十日、記

念日祭 四月十六日、鎮火祭 十二月十六日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

ありません

〃

〃

〃

〃

〃

〃

ありません

ありません

注連縄焼却祭があります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

ありません

〃

〃

〃

〃

- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
ありました

天神社

大阪市北区国分寺町（北区）

報告者 社掌・笠原憲夫

【神 職】

- 1 〔世襲〕
- 2 〔現在も世襲か〕
- 3 〔特別な名称〕
- 4 〔一年神主〕
- 5 〔収入〕
- 6 〔その他〕
- 7 〔神職の氏名〕

世襲ではありません
ありません
神主、又は先生
ありません
神社より支払
ありません
笠原憲夫

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

天満橋筋六丁目、国分寺町、吉山町、樋ノ口町、池田町、以上各町全部

- 2 〔二重氏子〕
- 3 〔他市町村区域〕
- 4 〔氏子の戸数〕
- 5 〔戸数の変動〕
- 6 〔氏子の資格〕
- 7 〔氏子入り儀礼〕
- 8 〔婿入り〕

氏子総代の場合、入籍の上、氏子総代に待遇

- 9 〔若衆の行事〕
- 10 〔氏子内の階級〕
- 11 〔階級の相違〕
- 12 〔氏子の義務〕
- 13 〔義務の差〕
- 14 〔その他〕

ありません
ありません
ありません
納金の負担と総代選挙
異なりません
ありません

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭（夏） 七月十七日・七月十八日、秋祭 十月二十
五日・十月二十六日

- 2 〔儀礼内容〕
- 3 〔田植祭〕
- 4 〔特殊神饌〕

1、例祭（夏祭） 2、秋祭
ありません
〃

- 5 [当屋の決定] 〃
- 6 [長男の扱い] 〃
- 7 [当屋の任務] 〃
- 8 [当屋の交代] 〃
- 9 [特殊神事] 〃
- 10 [山の神祭] 〃
- 11 [藁蛇の神事] 〃
- 12 [火焚の神事] あります（とんど祭）

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] ありません
- 2 [宮座の建物] ありません
- 3 [座人の資格] 〃
- 4 [座衆の人員] 〃
- 5 [座入り儀礼] 〃
- 6 [首座の名称] ありません
- 7 [組織階級] 〃
- 8 [座人の義務] 〃
- 9 [宮座衆の姓] 〃
- 10 [座を開く時期] 〃
- 11 [宮座の行事] 〃
- 12 [座の財政] 〃
- 13 [文書記録] ありません
- 14 [類似の組織] ありません

- 15 [解体した座] 以前はありません

村社 **恵美須神社** 大阪市此花区玉川町二丁目（福島区）

報告者 玉田義一

【神 職】

- 1 [世 襲] |
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |
- 5 [収 入] 年弐円。米麦初穂
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名] 玉田義一

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 大阪市此花区平松町外二十九箇町、西野田聯合二円
- 2 [二重氏子] |
- 3 [他市町村区域] 大阪市内
- 4 [氏子の戸数] 一三、三三三戸。昭和十年十一月一日現在
- 5 [戸数の変動] 明治初年約四〇〇戸に比し、大相違あり
- 6 [氏子の資格] |
- 7 [氏子入り儀礼] |
- 8 [婿入り] |

- 9 [若衆の行事] |
- 10 [氏子内の階級] |
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] | 神社経費の一部分担(氏子納金)
- 13 [義務の差] |
- 14 [その他] |

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] | 神幸祭(渡御) 七月二十日
- 2 [儀礼内容] |

午後一時行列を整本社御発輦、御旅所へ着御祭典、御旅所御発輦、本社へ還御

- 3 [田植祭] |
- 4 [特殊神饌] |
- 5 [当屋の決定] |
- 6 [長男の扱い] |
- 7 [当屋の任務] |
- 8 [当屋の交代] |
- 9 [特殊神事] |

宝之市神事。此神事は俗に「十日戎」と呼ばれている。此起源沿革は詳かでないが、古来有名の神事である。蓋し、御祭神・事代主大神の御神徳を仰ぎ奉る伝統的信仰に基づいたものであらう。毎年一月十日に行はれ、其前日、後日に亘て参拝者群集し、笹に付けた

る吉兆を頂く風習がある

- 10 [山の神祭] |
- 11 [藁蛇の神事] |
- 12 [火焚の神事] |

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] |
- 2 [宮座の建物] |
- 3 [座人の資格] |
- 4 [座衆の人員] |
- 5 [座入り儀礼] |
- 6 [首座の名称] |
- 7 [組織階級] |
- 8 [座人の義務] |
- 9 [宮座衆の姓] |
- 10 [座を開く時期] |
- 11 [宮座の行事] |
- 12 [座の財政] |
- 13 [文書記録] |
- 14 [類似の組織] |
- 15 [解体した座] |

宮座の旧慣古く存在し、其一族連綿として神事を奉じ明治初年に至る。明治五年初めて神職を置く

村社 天満宮上之社 大阪市此花区上福島南二丁目（福島区）

報告者 社掌・宝来正信

【神 職】

- 1 〔世襲〕 否
- 2 〔現在も世襲か〕 明治八年より現在に至るまで三代
- 3 〔特別な名称〕 無し
- 4 〔一年神主〕 無し
- 5 〔収入〕 社入金
- 6 〔その他〕 無し
- 7 〔神職の氏名〕 寶来正信

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

此花区上福島の約三分二并に西淀川区大仁町の一部に
渉る。詳細別記

【別紙】

- 上福島南一丁目・中一丁目・北一丁目の各全部
- 〃 南二丁目・中二丁目・北二丁目・北三丁目の各
全部
- 〃 北四丁目・大仁本町の各一部
- 2 〔二重氏子〕 此花区上福島北二丁目の一部、西淀川区大仁町八阪神
社との二重氏子となり居れり。理由別記

【別紙】

往昔より全所は上福島領なるにより、当社の氏地たる

ことは一点の疑う余地なき所なるも、明治二十年頃ま
ては上福島村より一望の田畑を距て、鷺洲村大字大仁
村の膨脹に伴ひ、全村の延長の如き觀を呈して順次人
家建て連り今日の市街地となりしものにて、当時偶々
全村八阪神社兼務神職・岸本政次郎氏は当時の当社神
職（先々代）の門下なりし關係上、該地域の氏子より
の初穂の収集等はすべて全氏の代行に委し、而かして
全氏よりは毎年初穂米と称するを送付し來たるを例と
せり（其後全氏の兼務を解かれてより此のこと絶ゆ）。
此の習慣因を為し加ふるに、前記地理的の關係等もあ
りて、いつしか住民に八阪神社氏地と誤解せしむるに
至れり。かくて現在にては全社を氏神と信ずるもの、
又地名より推して上福島の氏神たる当社を氏神と信ず
るもの、更に又両社共に氏神として崇敬せるもの（全
一人にて両社の氏子総代たりしものありたり）あるこ
と、なれり

3 〔他市町村区域〕

行政区画の変更に際し、上福島北一丁目の一小部分西
淀川大仁本町に編入されん為、全一市なるも区を異に
するに至れり

4 〔氏子の戸数〕 三千四百三戸

5 〔戸数の変動〕

有り、旧上福島村と称せし。一農村が都市の膨張に伴

ひ、現在の如く北大阪に於ける有数の繁華街と化せる為

- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 規定無し
- 9 「若衆の行事」 無し
- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 階級無し
- 12 「氏子の義務」 社費の負担
- 13 「義務の差」 階級無し
- 14 「その他」 特殊なること無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

神社祭祀令に定められたる祭典以外に於て、主なるもの別記の如し

【別紙】

梅花祭（一月廿五日）、鎮魂祭（二月節分）、献茶祭（三月・九月廿五日）、尚武祭（五月五日）、夏越大祓（六月卅日）、夏祭（七月廿四日・廿五日）、鎮火祭（十一月十五日）

2 「儀礼内容」

別記の通り

【別紙】

梅花祭、尚武祭、夏祭は特に異りたる順序なし

鎮魂祭 祝詞奏上後、社掌外陣に参進し魂結の神事を奉仕す

献茶祭 拝殿に名子を据へ社掌祝詞奏上後、茶道宗匠（石州流宗家奉仕の例）点茶の儀を奉仕す、尚此の日、社務所に洋服席を設け雅人に終日賑ふ

夏越大祓 境内に設けし祓所に於て、先修祓、祝詞奏上、大祓詞、次氏子より予て差出したる人形、贖物にて祓ひ之れを芦筒に入る、次祭員一員人形、贖物を執りて河（新淀川十三大橋）に向ふ、次社掌以下拝殿に参進、献饌、祝詞奏上、玉串拝礼、神楽の順なり

鎮火祭 祝詞奏上後、社掌以下祭員拝殿前庭に下り御火焚神事を奉仕す

3 「田植祭」

無し

4 「特殊神饌」

無し

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

当屋無し

7 「当屋の任務」

全

8 「当屋の交代」

全

9 「特殊神事」

魂結神事（鎮魂祭）、献茶神事（献茶祭）、御火焚神事（鎮火祭）

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

無し

有り。一月十五日トンドと称し、氏子より正月の注連縄、松飾等を境内に運び来りたるを燃す

【宮座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

宮座無し

村社 天満宮中之社

大阪市此花区上福島南三丁目（福島区）

報告者 中野康章

【神職】

- 1 [世襲]

渡邊雪臣

- 2 [現在も世襲か]

維新前迄は、仲原・伊織と申す二戸の世襲があったと申されています

- 3 [特別な名称]

昔は伊織様と呼び来りし事を申せり

- 4 [一年神主]

今はありません

- 5 [収入]

主として祈禱、寺子屋教育の収入によって安全を得たる如し

- 6 [その他]

- 7 [神職の氏名]

中野康章

【氏子】

- 1 [氏子区域]

此花区上福島南二丁目の一部、南三丁目全部、北三丁目の一部、北四丁目の大部分、中二丁目の一部、中三丁目の全部なり

- 2 [二重氏子]

なし

- 3 [他市町村区域]

而り

- 4 [氏子の戸数]

一、三五〇

- 5 [戸数の変動]

三十年前は氏子戸数は三百戸余に過ぎず

- 6 [氏子の資格]

なし

- 7 [氏子入り儀礼]

なし

- 8 [婿入り]

別に式なし

- 9 [若衆の行事]

なし

毎年一月十五日早暁、五七縄を燃すの例伝はれり

- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 近來は階級を認めざる如し
- 12 「氏子の義務」 若干の納金を負ひ又營繕等の負担をなす
- 13 「義務の差」 納金の差あれども階級の語は認められず
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」

二月十日甘酒を献し、二月廿五日梅花の献饌をなす。
昔は四月八日卯の花祭として卯の花造花を献じたり

- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」

古來一月十五日鎮火祭を行ふ(味爽)早社頭の泉水を神前に
献じ（昔は水を汲むの土は甲冑を付けたりと云ふ）、
此水を信徒に授け、屋上に注ぎ鎮火の禁厭をせり

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 昔は六戸ありしと云ふも、今はなし
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」 昔はありしと云ふも、今はなし

【福島天満宮中之社略縁起】資料は、19頁に掲載】

福島天満宮中之社略縁起

御祭神

少彦名命

菅原道真公

御祭日

例祭日	十月廿一日	祈年祭	二月	十一月	新年祭
官式祭	毎祭日	元日祭	一月一日	七葉祭	十一月七日
水火祭	一月十五日	梅花祭	二月廿五日	節分祭	二月節分日
神酒祭	二月十日	燈明祭	二月廿五日	春祭	三月廿五日
卯花祭	四月八日	大坂式	六月卅日	夏祭	七月廿五日
鑽火祭	十一月十五日	大坂式除夜祭	十二月卅一日		
月次祭	毎月一日	十五日	廿一日	廿五日	卅日
夜店	毎月二日				

創建

當社は往昔の木上^{（たみかみ）}地主神祠なりと傳ふれども創建の年月不詳（た、當時の地として今を當麻附近地下に在る朽木の埋没しるは事實なり）

社史

延喜元年二月十日昔神袈裟へ趣かせ賜ふ時御船此島に風待あらせ賜ひ先づ當社に御拜あり御遺物として御裝束の御袖に御みつゝら御尊影を寫し下され賜ひしを後に御靈代として當社に奉祀せり云々

當時此島を佛堂島と呼ばれしかば當神廟し召され昔の名なりとて觸れ更な名つけ賜ふ云々（據地名所國籍にも出づ）

延喜七年二月十日前に當神の靈を相殿に奉祀す、正暦四年五月廿一日武藏權守菅原幹正卿御拜あり又元年閏十月十九日散位爲理卿御拜時を祈られしと傳ふ永和五年左近衛將監仲原沙彌社殿造營の事あり仲原沙彌奉納御神鏡御寶物として現存す

（この御神鏡日本唯一の天神古神鏡と傳へられ寛政十年六月十四日寛永元年二月十日の開殿に當神御束帶の御影出現ありして昔は別に御鏡の置置れしと云ふ（古訓見ゆ））

後慶長年間の造營を経て元禄年間に至り島津家の臣宮井丹波守澄屋辰五郎紋屋庄兵衛等尊信章も深く社頭に於て職月の宴連歌會なことを催されたりと記録あり當時當社は難波入露地の後寛政年間の社殿造營を経て今日に至る

未社

三柱神社

天照皇大神

住吉大神

猿田彦大神

細川越中守藤屋敷鎮守として菅安町に御鎮座ありしを寛政十二年當社御境内に御遷座あらせられたり

愛敬稻荷神社

宇賀御魂神

御祭日 四月八日

福島天満宮中之社略縁起

福島天満宮中之社々務所

攝津國大阪府上福島三千目

明治四十一年二月十日

林伊織 御祭神 社
慶長十四年住吉天下茶屋に於て父の讐を報したる孝子林源太郎の兄君として當社に深き由縁ありしより弟源太郎及び浮田家選臣等の相談つて建てる所なりと云ふ

宇賀御魂 御祭神 社
吉は天神の泰船荷と稱せしを維新後細川家鎮守藤高船荷神社其他酒井家玉姫船荷神社島津家愛敬船荷神社其他藤屋敷鎮守の船荷社數社を合祠し愛敬船荷神社と稱せり

愛敬船荷 御祭神 社
川越中守藤屋敷鎮守として常安町に御鎮屋ありしを寛政十二年當社御境内に御遷らせられたり

猿田彦 御祭神 社
住吉大神 御祭神 社
御祭日 十月廿一日

天照皇大神 御祭神 社
三柱大神 御祭神 社
未社

後寛政年間の社殿造營を経て今日に至る
（として天神秋の月の名も）
信最も深く社頭に於て觀月の宴連歌會なことを催されたり（當時當社に藤八景勝地の後慶長年間の造營を経て元禄年間に至り島津家の臣若井丹波守澄屋辰五郎叙屋庄兵衛等草出現ありしとて昔は別に御鏡の社殿に奉祀せりと云ふ（古國に記す）
（この御神鏡は日本一の天神古神鏡と傳へられ寛政十年六月四日嘉永元年十月十日の兩度に當神奉納の御影沙彌社殿造營の事あり仲原沙彌奉納御神鏡御寶物として現存す
御拜あり又本年閏十月十九日散位爲理卿御拜時を祈られしと傳ふ永和五年左近衛將監中原延喜七年二月十日新に當神の靈を相殿に奉祀す、正暦四年五月廿一日武藏權守菅原幹正卿にも出づ）
當時此島を磯島と呼ばれしは當神聞し召され不祥のちなりとて福と更め名づけ地と云ふ（地名所國給社に奉祀せりと云ふ
御遺物として御装束の御袖に御みづから御尊影を寫し下され賜ひしを後に御靈代として當

村社 天神社 大阪市此花区下福島南二丁目（福島区）

報告者 社掌・白江重五郎

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 無
- 4 「一年神主」 無
- 5 「収入」 明治三十九年まで、氏子総代会計より手当の支給
- 6 「その他」 不明
- 7 「神職の氏名」 白江重五郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 此花区下福島壱丁目より五丁目一円、及、安井町一円
- 2 「二重氏子」 無
- 3 「他市町村区域」 市域内
- 4 「氏子の戸数」 七五〇
- 5 「戸数の変動」 大正十五年中央卸売市場開設の為減少
- 6 「氏子の資格」 無
- 7 「氏子入り儀礼」 無
- 8 「婿入り」 /
- 9 「若衆の行事」 無
- 10 「氏子内の階級」 無

11 「階級の相違」 /

12 「氏子の義務」 従来の慣習による神社費（氏子納金）の負担

13 「義務の差」 異なる事無

14 「その他」 無

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 一月十日 野捨子祭、七月二十五日 夏季祭、十月二十
五日 例祭、十一月十五日 火焚祭、祈年・新嘗祭 供
進使参向当日

2 「儀礼内容」 神社祭式通

3 「田植祭」 無

4 「特殊神饌」 無

5 「当屋の決定」 /

6 「長男の扱い」 無

7 「当屋の任務」 無

8 「当屋の交代」 無

9 「特殊神事」 無

10 「山の神祭」 無

11 「藁蛇の神事」 無

12 「火焚の神事」 無

【宮 座】

1	「宮座の有無」	無
2	「宮座の建物」	無
3	「座人の資格」	不明
4	「座衆の人員」	不明
5	「座入り儀礼」	無
6	「首座の名称」	不明
7	「組織階級」	無
8	「座人の義務」	無
9	「宮座衆の姓」	/
10	「座を開く時期」	無
11	「宮座の行事」	毎年一月十日野捨子会と称へ、村中古老の人々氏神天 神社へ参拝後、江川家に集。神徳を仰き、撤下神酒を 頂くを恒例とす。又撤下餅を其年中に出産ありし当家 に配付、右行事は明治二十年頃より中絶
12	「座の財政」	無
13	「文書記録」	無
14	「類似の組織」	無
15	「解体した座」	明治維新まで有

村社 住吉神社

大阪市此花区四貫島宮居町（此花区）

報告者

【神 職】

1 「世襲」

2	「現在も世襲か」	—
3	「特別な名称」	—
4	「一年神主」	—
5	「収入」	祭礼の都度、謝儀を収入せり
6	「その他」	—
7	「神職の氏名」	山田福太郎

【氏 子】

1	「氏子区域」	—
2	「二重氏子」	—
3	「他市町村区域」	四貫島一円を区域とす
4	「氏子の戸数」	約四千三百戸
5	「戸数の変動」	明治四十一年頃は四百三十戸。以来逐年増加
6	「氏子の資格」	—
7	「氏子入り儀礼」	—
8	「婿入り」	—
9	「若衆の行事」	—
10	「氏子内の階級」	—
11	「階級の相違」	—
12	「氏子の義務」	毎月各戸毎に氏子納金をなす
13	「義務の差」	—
14	「その他」	等級を定め、一等から十等まで区別し、納金をなす

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

歳旦祭、元始祭、節分祭、紀元節、祈年祭（二月十七日）、天長節、夏祭（七月二十九日）、例祭（十月二十日）、新嘗祭（十一月七日）

2 〔儀礼内容〕 （1）の順序の通

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

村社 朝日神明社

大阪市此花区春日出町中五丁目四番地（此花区）

報告者 酒谷福藏

【神 職】

1 〔世襲〕

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

2	〔二重氏子〕	なし	4	〔特殊神饌〕	〃
3	〔他市町村区域〕	区域内にあり	5	〔当屋の決定〕	なし
4	〔氏子の戸数〕	約六千戸	6	〔長男の扱い〕	なし
5	〔戸数の変動〕		7	〔当屋の任務〕	〃
		昭和二年頃まで壹千五百戸。其後四千五百戸増数	8	〔当屋の交代〕	〃
6	〔氏子の資格〕	なし	9	〔特殊神事〕	〃
7	〔氏子入り儀礼〕	なし	10	〔山の神祭〕	なし
8	〔婿入り〕	〃	11	〔藁蛇の神事〕	なし
9	〔若衆の行事〕	なし	12	〔火焚の神事〕	なし
10	〔氏子内の階級〕	なし			
11	〔階級の相違〕	なし			
12	〔氏子の義務〕	規定なし			
13	〔義務の差〕	なし			
14	〔その他〕	〃			

- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

村社 産土神社 大阪市此花区島屋町（此花区）

報告者 菅沼新五郎

【神 職】

- 1 [世襲] 本職が最初の専任社掌なるを以てなし
- 2 [現在も世襲か] なし
- 3 [特別な名称] なし
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収 入] 「フレ」と称し、氏地内住人等が協同にて左の条項の

権利を有せしなり。其の権利貸に依て生ずる利を当つ
一、池溝内に生ずる「イナ魚」の捕獲、右水辺の葦代
等之なり

- 6 [その他] なし
- 7 [神職の氏名] 菅沼新五郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 一、此花区恩貴島北之町、南之町、島屋町、梅町
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 然り
- 4 [氏子の戸数] 一、六〇〇戸位

- 5 [戸数の変動] 昔時（三十年前）四百戸位
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] なし
- 8 [婿入り] なし
- 9 [若衆の行事] 夏季例祭に、神賑の為め太鼓をかつぐ
- 10 [氏子内の階級] なし
- 11 [階級の相違] なし
- 12 [氏子の義務] なし
- 13 [義務の差] なし
- 14 [その他] なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 三大祭 例祭 七月二十三日
- 2 [儀礼内容] なし
- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] なし
- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] なし
- 12 [火焚の神事] 正月元旦、正月十五日、節分祭

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

官幣中社 **坐摩神社**

大阪市東区渡辺町（中央区）

報告者 宮司・渡辺 醇

【神 職】

- 1 [世襲] 渡邊家世襲
- 2 [現在も世襲か] 現在に及ぶ
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] 本項に該当するものではありません

5 [収 入]

神社制度以前のことはよく分かりません

6 [その他]

無

7 [神職の氏名]

宮司・渡邊 醇、禰宜・南 復三、主典・瀧口 巖、
主典・小野新三郎

【氏 子】

1 [氏子区域]

東区 第四聯合、同五聯合、同六聯合の半部、同七聯合の半部、同八聯合の一部、南区 順慶町、塩町、末吉橋通各一丁目、西区 阿波座上・中・下通一丁目、
朝上通二丁目、北堀江三番町、浪速区 栄聯合

2 [二重氏子]

共通はありません

3 [他市町村区域]

区域内です

4 [氏子の戸数]

約五千戸

5 [戸数の変動]

延喜時代は、当社は西成郡唯一の大社ですから氏子区域は非常に大きかったと思ひますが、次第に付近に神社が出来て区域も自然狭まり、徳川末期には、現在の区域に確定した様です。近年は大建築物出現の為め、戸数は漸減しています

6 [氏子の資格]

ありません

7 [氏子入り儀礼]

ありません

8 [婿入り]

婿のみならず、氏子区域に住居するものは皆氏子と致
します

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 無

12 「氏子の義務」

氏子は平素氏子納金を納め、氏神の維持経営を助けま
す

13 「義務の差」 ありません

14 「その他」 無

【祭 礼】

1 「祭の日時」

献花祭（四月二十二日―例祭）、節分祭（二月節分当日）、
夏祭（七月二十二日）、秋祭（十月二十二日）、懸鳥祭
（十二月二日）。以上は国定祭日以外

2 「儀礼内容」 順序は普通祭式と大差ありません

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 熟 饌

元旦祭（五穀―米・麦・豆・粟・黍）、夏祭 白蒸（モ
チ米を蒸し籠に入れ葦の葉にて包む）、秋祭（甘酒）、
懸鳥祭（野・水鳥種々）

5 「当屋の決定」 当番はありません

6 「長男の扱い」 無

7 「当屋の任務」 無

8 「当屋の交代」 無

9 「特殊神事」

献花祭（例祭と同日）、懸鳥祭（十二月二日）、陶器神

社祭（七月二十三、四日）

10 「山の神祭」 無

11 「藁蛇の神事」 無

12 「火焚の神事」 無

【宮 座】

1 「宮座の有無」 無

2 「宮座の建物」 無

3 「座人の資格」 無

4 「座衆の人員」 無

5 「座入り儀礼」 無

6 「首座の名称」 無

7 「組織階級」 無

8 「座人の義務」 無

9 「宮座衆の姓」 無

10 「座を開く時期」 無

11 「宮座の行事」 無

12 「座の財政」 無

13 「文書記録」 無

14 「類似の組織」 無

15 〔解体した座〕 無

府社 難波神社 大阪市東区博労町（中央区）

報告者 社司・三宅篤夫

【神 職】

1 〔世襲〕 現今は世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

明治初年頃までは、甲田家の世襲と聞いています

3 〔特別な名称〕 明治初年頃には社務と称せしことあり

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕

氏子より初穂米を徴し社費に充て、残余を収入とせり

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕

社司・三宅篤夫、社掌・保延楢記、社掌・丹波道彦

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

大阪市東区北久宝寺町四・五丁目、南久宝寺町・博労町各自老丁目、至五丁目、南区順慶町・安堂寺橋・塩町・末吉橋各自老丁目、至四丁目、横堀七丁目、鰻谷仲、全西ノ町、心才橋筋壱丁目、北炭屋町、笠屋町、玉屋町の各町（但し一部他氏子）大宝寺町仲ノ町、東清水町、西区北は阿波堀より南は幸町に至る区域にして、各町に他氏子あるも境

界は明瞭なり

2 〔二重氏子〕 二重氏子になっている地はありません

3 〔他市町村区域〕 限られています

4 〔氏子の戸数〕 壱万戸

5 〔戸数の変動〕

明治時代よりは、都市計画のため約式千戸減少せり

6 〔氏子の資格〕 ありません

7 〔氏子入り儀礼〕 ありません

8 〔婿入り〕 氏地内に居住の者を氏子と見做す

9 〔若衆の行事〕 ありません

10 〔氏子内の階級〕 ありません

11 〔階級の相違〕 階級はありません

12 〔氏子の義務〕 氏子納金負担の義務があります

13 〔義務の差〕

家持・表借家・裏借家の三階級に分ち、納金高が異なります

14 〔その他〕 別段ありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕 氷室祭 七月二十一日

2 〔儀礼内容〕

大祭式に準じ執行せるも、他の祭祀と異なる事は、献饌の次に大阪氷商よりの大氷室を献供なし、社司玉串奉奠の次に、大阪凍氷商有志の拝礼あり

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」

氷室祭には氷を用ひ、菖蒲神事には粽を用ひます

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

夏祭（渡御執行） 七月二十一日、玉の緒祭 二月節分日、

菖蒲神事 旧五月五日、鶴壽祭 十月二十日

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

一月十五日、氏子各戸の飾~~メ~~縄（正月に用ひたる）を
境内空地にて燃します（当日氏子は早旦より参拝、此
火を提燈又は火縄に移し持歸りて家の神棚の燈明に用
ふ）

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

府社 稻荷神社 大阪市東区半入町（中央区）

報告者 社司・安藤長造

【神 職】

1 「世襲」 世襲なり

2 「現在も世襲か」

去る明治四十四年三月栗岡貞文氏退職以来、世襲にあ
らず

3 「特別な名称」 無し

4 「一年神主」

一年神主、年番神主、輪番神主の習慣無し、又た従て
次の御質問に対しての方法其他無之候

5 「収入」

当時と異なること無く神社法令に依て収入せられたる

ものと推測す

6 「その他」 無し

7 「神職の氏名」 社司・安藤長造、社掌・井上延蔵

【氏子】

1 「氏子区域」

氏子区域は三十ヶ町にして、則ち、大阪市東区 東雲町一丁目、全東雲町二丁目、全東雲町三丁目、全仁右衛門町、全岡山町、全左官町、全越中町、全半入町、全紀伊国町、全八尾町、全黒門町、全唐居町、全南玉造町、全元伊勢町、全宮林町、全廣小路町、全寺山町、全上本町一丁目、全川西町、全空堀通三丁目、全玉造町、全東阪町、全玉堀町、全北国分町、全清水谷西之町、全清水谷東之町、全内久宝寺町一丁目、大阪市内南区 内安堂寺町一丁目、全上本町二丁目、全上本町三丁目

2 「二重氏子」

他の神社の氏子区域と共通となりたるところ、左記の通り。上本町一丁目、上本町二丁目、上本町三丁目、黒門町、川西町、宮林町、清水谷東之町、唐居町

3 「他市町村区域」

氏子区域は当神社鎮座の市、町、村の区域内に限られております

4 「氏子の戸数」 六千百戸

5 「戸数の変動」 大差無し

6 「氏子の資格」

規定無之も、氏地内に居住する者は氏子と認め居候

7 「氏子入り儀礼」 別に規定無之

8 「婿入り」

婿に來たるものと雖ども、氏地内に居住したるときは

氏子と認め居候

9 「若衆の行事」 無し

10 「氏子内の階級」

氏子間には大別して氏子総代、世話人、氏子とす

11 「階級の相違」

家格、年齢に由らず定年以上のものにして推薦に依る

12 「氏子の義務」

氏子納金として規定の金額を納めしむ

13 「義務の差」

階級に依て義務が異なります

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月一日午前十時 歳旦祭、二月四日午前十時 節分祭、二月十七日午前十時 祈年祭、四月廿九日午前十時 天長節祭、七月十六日午前十時 夏祭、十月十五日午前十時 例祭、十一月三日午前十時 明治節祭、十一月十八日午後拾時 庭燎祭、十一月廿三日午前十時 新嘗祭、二月十一日午前十時 紀元節

2 「儀礼内容」

祈年祭、例祭、新嘗祭は大祭にして、大阪府より供進使参向の上祭典を執行す。歳旦祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭は中祭にして、供進使参向せざるも其順序は大祭式に異なるなし。夏祭及節分祭は中祭に準じて執行す。庭燎祭は夜社頭の庭上に於て執行す

3 「田植祭」

無し

4 「特殊神饌」

無し

5 「当屋の決定」

宿直に相当したる者担任す

6 「長男の扱い」

無し

7 「当屋の任務」

祭典の準備を為す

8 「当屋の交代」

宿直交代の時期にして、上番宿直員より申送を受けて

実施す

9 「特殊神事」

一月八日弓の神事、十一月十八日社頭の庭上に於て庭

燎祭執行

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

毎年一月十五日早朝より氏子より持ち来る。正月用松
其他を燃す為めなり

【宮座】

1 「宮座の有無」

無し

2 「宮座の建物」

無し

3 「座人の資格」

無し

4 「座衆の人員」

無し

5 「座入り儀礼」

無し

6 「首座の名称」

無し

7 「組織階級」

無し

8 「座人の義務」

無し

9 「宮座衆の姓」

無し

10 「座を開く時期」

無し

11 「宮座の行事」

無し

12 「座の財政」

無し

13 「文書記録」

無し

14 「類似の組織」

稲援会、燈明講ありて、神社は此の後援に依りて卑益

多大なり

15 「解体した座」

琢勵會なるものありし

—— 三光神社

大阪市東区宰相山町（天王寺区）

報告者

【神職】

1 「世襲」

古来武川氏が世襲にてあらざりしか

2 「現在も世襲か」

明治の中年頃迄ならし

3 「特別な名称」

なし

- 4 「一年神主」 なし
 - 5 「収入」 個人の財産よりの収入によりしものの如し
 - 6 「その他」 なし
 - 7 「神職の氏名」 小田周吉
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」 宰相山町、空堀通一丁目、空堀通二丁目、清堀町、山之下町、山小橋町、清水谷東ノ町、上本町四丁目・八丁目、中寺町八丁目、東寺町、小橋寺町及南玉造町、餌差町の一部
 - 2 「二重氏子」 なし
 - 3 「他市町村区域」 区域内に限る
 - 4 「氏子の戸数」 壱千八百余戸
 - 5 「戸数の変動」 古来は現在より区域が広かりし
 - 6 「氏子の資格」 なし
 - 7 「氏子入り儀礼」 なし
 - 8 「婿入り」 なし
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 なし
 - 12 「氏子の義務」 なし
 - 13 「義務の差」 なし

- 14 「その他」 なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 祈年祭、新嘗祭、例祭、其他公式祭、夏祭
 - 2 「儀礼内容」
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 中風除祈願祭には粽を供ふ
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 なし
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 中風除祈願祭（一名菖蒲祭、又は五月霊祭とも云ふ）
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし

- 6 〔首座の名称〕 なし
- 7 〔組織階級〕 なし
- 8 〔座人の義務〕 なし
- 9 〔宮座衆の姓〕 なし
- 10 〔座を開く時期〕 なし
- 11 〔宮座の行事〕 なし
- 12 〔座の財政〕 なし
- 13 〔文書記録〕 なし
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 不明

村社 鵠森宮

大阪市東区森之宮東之町（中央区）

報告者 石崎栄貞

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲と違ひます

- 2 〔現在も世襲か〕 //
- 3 〔特別な名称〕 //
- 4 〔一年神主〕 //
- 5 〔収入〕 |
- 6 〔その他〕 //
- 7 〔神職の氏名〕 石崎栄貞

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

東区 森之宮東之町、全西之町、全杉山町、東成区

森町南一丁目、全三丁目、中道元町二丁目

- 2 〔二重氏子〕 |
- 3 〔他市町村区域〕 限られて居りません
- 4 〔氏子の戸数〕 千二百戸
- 5 〔戸数の変動〕 区域は大相違があります
- 6 〔氏子の資格〕 制限がありません
- 7 〔氏子入り儀礼〕 ありません
- 8 〔婿入り〕 //
- 9 〔若衆の行事〕 //
- 10 〔氏子内の階級〕 //
- 11 〔階級の相違〕 家格によります
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金の義務を負ひます
- 13 〔義務の差〕 異なります
- 14 〔その他〕 //

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 六月八日午後二時 御田植祭

- 2 〔儀礼内容〕

四月三日 五幸稲荷社例祭 初午祭、六月八日 御田植祭、
 七月^{十五}十六日 夏祭、十月十六日 秋季例祭、十一月 新嘗
 祭^{十六}十二月 末日 大祓祭、一月一日 歳旦祭、二月 節分祭、
 祈年祭

- 3 〔田植祭〕 有ります

4	〔特殊神饌〕	／
5	〔当屋の決定〕	／
6	〔長男の扱い〕	／
7	〔当屋の任務〕	／
8	〔当屋の交代〕	／
9	〔特殊神事〕	
御田植祭 毎年各町（三ヶ町 東之町、西之町、森町） 交代にて、青年団が古来よりの猿田彦其他の面をつけ 御田の行事をし、虫除御札を配布す		
10	〔山の神祭〕	／
11	〔藁蛇の神事〕	／
12	〔火焚の神事〕	／
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	／
2	〔宮座の建物〕	／
3	〔座人の資格〕	／
4	〔座衆の人員〕	／
5	〔座入り儀礼〕	／
6	〔首座の名称〕	／
7	〔組織階級〕	／
8	〔座人の義務〕	／
9	〔宮座衆の姓〕	／
10	〔座を開く時期〕	／

11	〔宮座の行事〕	／
12	〔座の財政〕	／
13	〔文書記録〕	／
14	〔類似の組織〕	／
15	〔解体した座〕	ありました
無格社 少彦名神社 大阪市東区道修町二丁目（中央区） 報告者 山上壽太郎		
【神 職】		
1	〔世襲〕	世襲ではありません
2	〔現在も世襲か〕	世襲の時ありません
3	〔特別な名称〕	ありません
4	〔一年神主〕	ありません
5	〔収入〕	始めより給料制です
6	〔その他〕	ありません
7	〔神職の氏名〕	山上壽太郎
【氏子】		
1	〔氏子区域〕	氏子がありません。崇敬者です。区域は大阪市全部に 渉って居ります
2	〔二重氏子〕	氏子区域ありません
3	〔他市町村区域〕	崇敬者区域は鎮座の町内に限りません
4	〔氏子の戸数〕	崇敬者全戸数六百五十戸

5 「戸数の変動」 大なる相違ありません

6 「氏子の資格」

崇敬者となるには、神社付属の講社へ加入すること
を要します。加入すれば講金を負担せねばなりません

7 「氏子入り儀礼」

崇敬者は講社台帳に登録します

8 「婿入り」

別にありません

9 「若衆の行事」

ありません

10 「氏子内の階級」

ありません

11 「階級の相違」

崇敬者に階級ありません

12 「氏子の義務」

崇敬者は講社へ加入しますから、講金を負担します

13 「義務の差」

ありません

14 「その他」

ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十一月二十三日

2 「儀礼内容」

別に変った順序ありません

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

用ひません

5 「当屋の決定」

ありません

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

当屋ありません

8 「当屋の交代」

ありません

9 「特殊神事」

ありません

例祭日に、五枚笹に付けた張子の虎を疫病除御守とし
て授与致します

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

ありません

4 「座衆の人員」

ありません

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

ありません

7 「組織階級」

ありません

8 「座人の義務」

ありません

9 「宮座衆の姓」

ありません

10 「座を開く時期」

ありません

11 「宮座の行事」

ありません

12 「座の財政」

ありません

13 「文書記録」

ありません

14 「類似の組織」

少彦名神社付属薬祖講があります。薬種商又は薬種に
関係ある人に限り、入講を許します

15 「解体した座」

ありません

郷社 稲荷神社 大阪市西区西長堀南通五丁目四番地（西区）

報告者 上神忠輝

【神 職】

- 1 「世襲」 非
- 2 「現在も世襲か」 非
- 3 「特別な名称」 無
- 4 「一年神主」 無
- 5 「収入」 給料
- 6 「その他」 無
- 7 「神職の氏名」 上神忠輝

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 崇敬者の定まりたる区域非れども、主なる区域は大阪市西区一円とす
- 2 「二重氏子」 氏子に非ず崇敬者なるにより、全部他神社の区域にあり

大阪市

- 3 「他市町村区域」 非
- 4 「氏子の戸数」 崇敬者約二千戸
- 5 「戸数の変動」 無
- 6 「氏子の資格」 無
- 7 「氏子入り儀礼」 無
- 8 「婿入り」 本人の意思に従ふ

- 9 「若衆の行事」 無

- 10 「氏子内の階級」 無

- 11 「階級の相違」 無

- 12 「氏子の義務」 崇敬者自由意志により納金

- 13 「義務の差」 非

- 14 「その他」

当社は旧土佐国主の守護神として祭祀せられしが、明治維新の際、岩崎男爵家に譲られ、無格社に列し、同家の独力に拠り社殿の造営敷地の整備等、一切の経営を行はれたる特殊の関係を有す

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 初午祭、初午、夏祭 七月十一・十二日、秋祭 十月十一・十二日
- 2 「儀礼内容」 内務省令に依り、特別の順序なし

- 3 「田植祭」 無

- 4 「特殊神饌」 無

- 5 「当屋の決定」 無

- 6 「長男の扱い」 無

- 7 「当屋の任務」 無

- 8 「当屋の交代」 無

- 9 「特殊神事」 無

- 10 「山の神祭」 無

11 〔藁蛇の神事〕 無

12 〔火焚の神事〕

一月十五日、左義長行事の際（但空地の関係上、爾今
廃止の予定）

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 無
- 2 〔宮座の建物〕 無
- 3 〔座人の資格〕 無
- 4 〔座衆の人員〕 無
- 5 〔座入り儀礼〕 無
- 6 〔首座の名称〕 無
- 7 〔組織階級〕 無
- 8 〔座人の義務〕 無
- 9 〔宮座衆の姓〕 無
- 10 〔座を開く時期〕 無
- 11 〔宮座の行事〕 無
- 12 〔座の財政〕 無
- 13 〔文書記録〕 無
- 14 〔類似の組織〕 無
- 15 〔解体した座〕 無

郷社 茨住吉神社

大阪市港区九條北通一丁目一番地（西区）

報告者 ㊤（北邨正中）

【神 職】

1 〔世 襲〕

世襲なり。始は橋本氏、後橋本氏の女を娶りて北邨氏
神職家となれり

2 〔現在も世襲か〕 ○

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収 入〕

會計法制定以前までは神社収入金穀全般を収得せり

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 社司・北邨正中、社掌・三好直重

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

港区は、九條北境川古川町、南安治川通。西区は、本
田梅本町十返町、川口町。此花区は、北安治川通、西
九條、西野。大正区は、泉尾、岩崎町

2 〔二重氏子〕 なし

3 〔他市町村区域〕 然り

4 〔氏子の戸数〕 四万戸

5 〔戸数の変動〕

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 格別の儀式的の事なし

- 9 [若衆の行事] なし
 - 10 [氏子内の階級] なし
 - 11 [階級の相違] なし
 - 12 [氏子の義務]

一般氏子通念通り。即ち神社祭祀、経営方面に於て奉賛奉賽の範囲内に於て敬虔懇篤に心的物的両方面より義務を完全に果す
 - 13 [義務の差] なし
 - 14 [その他] 特殊なる事項なし
- 【祭 礼】
- 1 [祭の日時]

七月二十二、三日 夏祭礼、渡御式執行
 十月二十二、三日 秋祭礼、大祭執行
 - 2 [儀礼内容] 祭式順序通り
 - 3 [田植祭] なし
 - 4 [特殊神饌] なし
 - 5 [当屋の決定] 当番なし
 - 6 [長男の扱い] なし
 - 7 [当屋の任務] なし
 - 8 [当屋の交代] なし
 - 9 [特殊神事] なし
 - 10 [山の神祭] なし
 - 11 [藁蛇の神事] なし

- 12 [火焚の神事] 一月十五日左義長の外にはなし
- 【宮 座】
- 1 [宮座の有無] なし
 - 2 [宮座の建物] なし
 - 3 [座人の資格] なし
 - 4 [座衆の人員] なし
 - 5 [座入り儀礼] なし
 - 6 [首座の名称] 名称なし
 - 7 [組織階級] なし
 - 8 [座人の義務] なし
 - 9 [宮座衆の姓] なし
 - 10 [座を開く時期] なし
 - 11 [宮座の行事] なし
 - 12 [座の財政] なし
 - 13 [文書記録] なし
 - 14 [類似の組織] なし
 - 15 [解体した座] 以前よりなし
- 村社 三社神社
- 大阪市港区壽町壱丁目一番地（港区）
- 報告者 杜掌・三木豊太郎
- 【神 職】
- 1 [世 襲] 世襲ではありません
 - 2 [現在も世襲か]

常置神職の出来たのは明治以後で、現任者は三代目です

- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 無かったやうです。現在もありません
- 5 「収 入」 会計規定の出来る迄は、社人を載っていたやうです
- 6 「その他」 無し
- 7 「神職の氏名」 三木豊太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

左の各町全部。港区 南境川町、尻無川北通、繁栄町、抱月町、辨天町、辰巳町、八雲町、魁町、千代見町、磯路町、三樋町壽町、市場通、吾妻町、音羽町、桂町、西市岡町、南市岡町、高尾町、市岡元町

- 2 「二重氏子」 無し
- 3 「他市町村区域」 区域内に限られています
- 4 「氏子の戸数」 約貳万貳千戸
- 5 「戸数の変動」 古く農村時代は百戸内外でした。現在は商工の人家櫛比し、大阪市港区の中心となり、前記の如く増大せり
- 6 「氏子の資格」 氏子地居住者にして一戸を構へる人を氏子とす
- 7 「氏子入り儀礼」 無し

- 8 「婿入り」 無し
- 9 「若衆の行事」 青年団が、祭礼の際境内整備に当る。其他別段行事なし

- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 無し
- 12 「氏子の義務」 神社費を負担する最高月五十銭、最低月五銭
- 13 「義務の差」 階級無し、任意にしています
- 14 「その他」 無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月二十一日、夏祭 七月二十一日 神幸式執行、例月祭 毎月十一日、其他は公式大祭、曆面祭等当日 奉仕

- 2 「儀礼内容」 神社祭式に依る
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 特殊なるものは無し
- 5 「当屋の決定」 祭りに就いて、当屋を定むることなし
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 無し

夏祭神輿渡御式 起源不明、年々盛大に執行される当社年中行事中最大の神事なり。宵宮より太鼓、獅子等出で、当日は鳳輦、神輿に供事

- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 無し

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
現在宮座と云ふもの無し。随て座に関する以下の答えし
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」 無し

15 「解体した座」

当所には、宮座と云ふもの以前にも無かりしやうなり

村社 住吉神社 大阪市港区北福崎西之町（港区）

報告者 梅田義武

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 特別の名称はありません
- 4 「一年神主」 神職に交代制はありません
- 5 「収入」

以前（大正十四年まで）、杉村倉庫株式会社が金経費を支出して居ました

- 6 「その他」 神職に就いて特殊な事柄はありません
- 7 「神職の氏名」 梅田義武（昭和十一年四月二日拝命）

【氏 子】

1 「氏子区域」

当神社氏子区域には、他神社の氏子区域は入交つては居ません

2 「二重氏子」

他の神社と共通した、所謂二重氏子は全くありません

3 「他市町村区域」

氏子区域は、神社鎮座の町の周囲に限って居ます

4 「氏子の戸数」

現在は百五十戸あります。氏子の戸数は僅少ですけれども、経費の不足額は各会社が分担して支出します

【貼紙】氏地にある会社にして、協定の上経費を支出するものは次のものであります。全駅聯農業倉庫株式会社、杉村倉庫株式会社、福岡土地株式会社、上組合資株式会社、船邊組、福岡運送合資会社、桜木商事株式会社、宇治川電気株式会社

5 「戸数の変動」

最初は北福岡のみで三十戸でしたが、現在は南福岡町と尻無川六丁目が加はりましたので、増加しました

6 「氏子の資格」

応分の経費を支出して、神社の維持経営発展に画するのは総て氏子であって、別に資格に制限はありません

7 「氏子入り儀礼」

氏子となりたるものは、神社に参拝し、奉告します。又、神社の氏子名簿に記入します

8 「婿入り」

神社に参拝して、氏子名簿に記入するのみであります

9 「若衆の行事」

若衆の行事は別にありません

10 「氏子内の階級」

当神社鎮座地に居住して氏子の義務を負ふものには、別に階級はありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

経費を支出して、神社の維持発展を計ります

13 「義務の差」

階級によりません。生活程度に応じて経費の支出に差異があります

14 「その他」

氏子について特殊なことはありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（二月十七日）、夏祭（七月十八日）、例祭（十月十八日）、新嘗祭（十一月二十三日）、大祓式（六月三十日、十二月三十一日）

2 「儀礼内容」

祈年祭、大祓式（六月三十日）、夏祭、例祭、新嘗祭、大祓式（十二月三十一日）

3 「田植祭」

田植祭はありません

4 「特殊神饌」

神饌は、普通のもので特殊の物は用ひません

5 「当屋の決定」

当社に於ては、明治三十五年頃まで此村の長老が順次当屋を勤めて居ました。長老たるものが指揮して御供物、掃除、祭典等まで行ひました。

6 「長男の扱い」

長男は、当屋の順序に関係ありません

7	〔当屋の任務〕	神社祭典の維持、経営、発展等総べての責任がありました
8	〔当屋の交代〕	当屋交代の時期は、現当屋の何かの事情で辞任した時、次の長老に当る者が自然当屋になりました
9	〔特殊神事〕	当社には特殊の神事はありません
10	〔山の神祭〕	当社にては行ひません
11	〔藁蛇の神事〕	此行事はすべて行ひません
12	〔火焚の神事〕	夏祭（七月十八日）に篝火を燃すだけです
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	往古より宮座なるものはありません
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	
11	〔宮座の行事〕	

12	〔座の財政〕	
13	〔文書記録〕	
14	〔類似の組織〕	
15	〔解体した座〕	
村社 住吉神社		
大阪市港区湊屋濱通壹丁目（港区）		
報告者 原 勝彌		
【神 職】		
1	〔世襲〕	
2	〔現在も世襲か〕	
3	〔特別な名称〕	
4	〔一年神主〕	
5	〔収入〕	
6	〔その他〕	
7	〔神職の氏名〕	原 勝彌
【氏 子】		
1	〔氏子区域〕	大阪市港区 湊屋町及木屋町全部
2	〔二重氏子〕	
3	〔他市町村区域〕	限られて居ます
4	〔氏子の戸数〕	式戸
5	〔戸数の変動〕	拾七年前には参百戸程ありました
6	〔氏子の資格〕	
7	〔氏子入り儀礼〕	

8 [婿入り]

氏子区域内に永住又は永住せんとする者を氏子としま
す

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

13 [義務の差]

14 [その他]

【祭 礼】

1 [祭の日時]

祈年祭、新嘗祭の他に、夏祭日 七月式拾四日、(秋)
例祭日 拾月式拾四日

2 [儀礼内容]

3 [田植祭]

4 [特殊神饌]

5 [当屋の決定]

6 [長男の扱い]

7 [当屋の任務]

8 [当屋の交代]

9 [特殊神事]

10 [山の神祭]

11 [藁蛇の神事]

12 [火焚の神事]

【宮 座】

1 [宮座の有無]

2 [宮座の建物]

3 [座人の資格]

4 [座衆の人員]

5 [座入り儀礼]

6 [首座の名称]

7 [組織階級]

8 [座人の義務]

9 [宮座衆の姓]

10 [座を開く時期]

11 [宮座の行事]

12 [座の財政]

13 [文書記録]

14 [類似の組織]

15 [解体した座]

村社 三津神社

【46頁と同じ神社】
大阪市港区田中元町五丁目一〇二ノ一 (港区)

報告者 藤井將夫

【神 職】

1 [世襲]

世襲に非ず

- | | | |
|---|----------|------------|
| 2 | 〔現在も世襲か〕 | ―― |
| 3 | 〔特別な名称〕 | 無し |
| 4 | 〔一年神主〕 | 無し |
| 5 | 〔収 入〕 | 地主より経費の支弁す |
| 6 | 〔その他〕 | ―― |
| 7 | 〔神職の氏名〕 | 藤井將夫 |
- 【氏 子】
- 1 〔氏子区域〕
- 石田町一・二丁目、全神楽町、全椿町、全外村町一・二丁目、全元町一・二・三丁目、全呉服町一・二・三丁目、全布屋町一・二・三丁目、全芦花町、田中元町一・二・三・四・五丁目、西田中町一・二・三・四・五丁目、東田中町一・二・三・四・五・六・七・八丁目、夕風町一・二・三丁目、八幡屋町一・二・三丁目、全中通一・二・三丁目、全新道通、北雲井町一・二・三丁目、八幡大通一・二・三丁目、南八幡屋一・二丁目、八幡屋錦町、全八幡屋町一・二丁目、全松ノ町一・二丁目、全元町一・二・三丁目、全宝町一・二・三・四丁目、全浮島町一・二丁目、入舟町一・二・三・四・五丁目
- 2 〔二重氏子〕
- ――
- 3 〔他市町村区域〕
- ――
- 4 〔氏子の戸数〕
- 約壹万五千戸

- | | | |
|----|----------|--------------|
| 5 | 〔戸数の変動〕 | 大に増加せり |
| 6 | 〔氏子の資格〕 | 氏子区域内に居住すること |
| 7 | 〔氏子入り儀礼〕 | 無し |
| 8 | 〔婿入り〕 | ―― |
| 9 | 〔若衆の行事〕 | ―― |
| 10 | 〔氏子内の階級〕 | ―― |
| 11 | 〔階級の相違〕 | ―― |
| 12 | 〔氏子の義務〕 | 神社の経常費を負担します |
| 13 | 〔義務の差〕 | ―― |
| 14 | 〔その他〕 | ―― |
- 【祭 礼】
- 1 〔祭の日時〕
- 例祭 十月十六日、夏祭 七月十六日、月次祭 毎月一日・十六日、祈年祭 二月中旬、新嘗祭 十一月下旬、節分祭 二月三日又は四日、初午祭 三月午日
- 2 〔儀礼内容〕
- ――
- 3 〔田植祭〕
- ――
- 4 〔特殊神饌〕
- ――
- 5 〔当屋の決定〕
- ――
- 6 〔長男の扱い〕
- ――
- 7 〔当屋の任務〕
- ――
- 8 〔当屋の交代〕
- ――
- 9 〔特殊神事〕
- ――

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」 一月十五日、大トンドを致します

【宮 座】

1 「宮座の有無」 有りません

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 天満宮

大阪市港区三先町一丁目（港区）

報告者 大西千里

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 世襲制はありませんでした

3 「特別な名称」 ありません

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

現状以前は兼務神社でありし為め、特に神職の収入はありませんでした

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 大西千里

【氏 子】

1 「氏子区域」

大阪市港区三先町、全新池田町、全夕風町南部、全池

島町

2 「二重氏子」 なっていません

3 「他市町村区域」 区域内です

4 「氏子の戸数」 壱千貳百戸

5 「戸数の変動」 明治の末は数拾戸でした

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

居住者は氏子と認定します故、特に行事はありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11	〔階級の相違〕	特に階級はありません
12	〔氏子の義務〕	
神社経費として毎月一定の納金の義務を負ます		
13	〔義務の差〕	階級がありません
14	〔その他〕	特に記す事はありません
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	
梅花祭 一月二十五日、夏祭 七月二十五日、例祭 十月二十五日		
2	〔儀礼内容〕	〃
3	〔田植祭〕	ありません
4	〔特殊神饌〕	用ひません
5	〔当屋の決定〕	当番制はありません
6	〔長男の扱い〕	〃
7	〔当屋の任務〕	〃
8	〔当屋の交代〕	〃
9	〔特殊神事〕	ありません
10	〔山の神祭〕	執行致しません
11	〔藁蛇の神事〕	ありません
12	〔火焚の神事〕	ありません
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	ありません

2	〔宮座の建物〕	〃
3	〔座人の資格〕	〃
4	〔座衆の人員〕	〃
5	〔座入り儀礼〕	〃
6	〔首座の名称〕	〃
7	〔組織階級〕	〃
8	〔座人の義務〕	〃
9	〔宮座衆の姓〕	〃
10	〔座を開く時期〕	〃
11	〔宮座の行事〕	〃
12	〔座の財政〕	〃
13	〔文書記録〕	〃
14	〔類似の組織〕	ありません
15	〔解体した座〕	ありませんでした
村社 三津神社		
大阪市港区田中元町五丁目一〇二ノ一（港区）		
【43頁と同じ神社】		
報告者 藤井將夫		
【神 職】		
1	〔世襲〕	古来世襲です
2	〔現在も世襲か〕	〃
3	〔特別な名称〕	〃
4	〔一年神主〕	〃
5	〔収入〕	〃

6 「その他」

7 「神職の氏名」 藤井將夫

【氏子】

1 「氏子区域」

石田町一・二丁目、石田神楽町、石田元町一・二・三丁目、石田呉服町一・二・三丁目、石田布屋町一・二・三丁目、石田芦花町、田中元町一・二・三・四・五丁目、西田中町一・二・三・四・五丁目、東田中町一・二・三・四・五・六・七・八丁目、夕風町一・二・三丁目、八幡屋町一・二・三丁目、八幡屋中通一・二・三丁目、北八幡屋町、八幡屋新道、八幡屋大通一・二・三丁目

【付箋】

南八幡屋町一・二丁目、八幡屋錦町、八幡屋雲井町一・二丁目、八幡屋松ノ町一・二丁目、八幡屋元町一・二・三丁目、八幡屋宝町一・二・三・四丁目、八幡屋浮島町一・二丁目、八幡屋亀町一・二丁目、入舟町一・二・三・四・五丁目、石田外村一・二丁目、石田椿町

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 氏子区域は、神社鎮座の町及周囲の町内

4 「氏子の戸数」 約壹万六千戸

5 「戸数の変動」 大相違あり

6 「氏子の資格」 氏子区域内に居住する者に限る

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」 階級なし

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 神社経費を負担する義務あり

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十六日、夏祭 七月十六日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」 夏祭には、神輿渡御あり

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」 正月十五日「大とんど」あり

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 有りません
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

村社 八坂神社

大阪市大正区三軒家浜通三丁目（大正区）

報告者 山口又兵衛

【神 職】

- 1 [世襲] 否
- 2 [現在も世襲か] 現神職を初代とす
- 3 [特別な名称] なし
- 4 [一年神主]

5 [収 入]

6 [その他]

7 [神職の氏名] 山口又兵衛、山口親臣

【氏 子】

1 [氏子区域]

大阪市大正区大正通一・二・三・四・五丁目、三軒家浜通一・二・三・四丁目、三軒家東一・二・三丁目、三軒家西一・二丁目 三軒家樋町一・二丁目、三軒家市場通一・二丁目、難波島町一・二丁目、三軒家町一丁目

2 [二重氏子]

3 [他市町村区域] 限られています

4 [氏子の戸数] 三千戸

5 [戸数の変動]

道路新設拡張の為、従前より一千戸を減ず

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼] 氏子之章を授与す（初詣の節手交す）

8 [婿入り] 特別の規定ありません

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務]

氏子納金を納め、神社の永続保護に尽力す

13 〔義務の差〕 なし
14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕
祈年祭（二月廿二日）、新嘗祭（十一月下旬）、秋祭（十月十七日）、夏祭（七月十七日）外、国祭祝日

2 〔儀礼内容〕
3 〔田植祭〕
4 〔特殊神饌〕
5 〔当屋の決定〕
6 〔長男の扱い〕
7 〔当屋の任務〕
8 〔当屋の交代〕
9 〔特殊神事〕 夏祭に渡御式を執行す
10 〔山の神祭〕
11 〔藁蛇の神事〕
12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕
2 〔宮座の建物〕
3 〔座人の資格〕
4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕
6 〔首座の名称〕
7 〔組織階級〕
8 〔座人の義務〕
9 〔宮座衆の姓〕
10 〔座を開く時期〕
11 〔宮座の行事〕
12 〔座の財政〕
13 〔文書記録〕
14 〔類似の組織〕
15 〔解体した座〕

村社 神明神社 大阪市大正区鶴町（大正区）

報告者 尾崎喜市

【神 職】

1 〔世襲〕
2 〔現在も世襲か〕 明治三十年頃迄世襲
3 〔特別な名称〕
4 〔一年神主〕
5 〔収入〕 不明
6 〔その他〕
7 〔神職の氏名〕 尾崎喜市

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	鶴町、福町、船町、鶴濱通
2	〔二重氏子〕	
3	〔他市町村区域〕	
4	〔氏子の戸数〕	四千戸
5	〔戸数の変動〕	
6	〔氏子の資格〕	
7	〔氏子入り儀礼〕	
8	〔婿入り〕	
9	〔若衆の行事〕	
10	〔氏子内の階級〕	
11	〔階級の相違〕	
12	〔氏子の義務〕	社費負担
13	〔義務の差〕	
14	〔その他〕	

【祭 礼】

1

〔祭の日時〕

例祭

十月十七日、夏祭

七月十七日、祈年祭

二月二十日、新嘗祭

十一月二十六日、月並祭

毎月十七日

2

〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭、月並祭

3

〔田植祭〕

4

〔特殊神饌〕

5

〔当屋の決定〕

6

〔長男の扱い〕

7

〔当屋の任務〕

8

〔当屋の交代〕

9

〔特殊神事〕

10

〔山の神祭〕

11

〔藁蛇の神事〕

12

〔火焚の神事〕

【宮 座】

1

〔宮座の有無〕

2

〔宮座の建物〕

3

〔座人の資格〕

4

〔座衆の人員〕

5

〔座入り儀礼〕

6

〔首座の名称〕

7

〔組織階級〕

8

〔座人の義務〕

9

〔宮座衆の姓〕

10

〔座を開く時期〕

11

〔宮座の行事〕

12

〔座の財政〕

13

〔文書記録〕

14

〔類似の組織〕

15

〔解体した座〕

【次の神社から、同じ八阪神社の回答用紙が三枚続いて添付されており、全て掲載する。】

村社 八阪神社 大阪市大正区三軒屋町三丁目（大正区）

報告者

【神職】

- 1 〔世襲〕 然らず
- 2 〔現在も世襲か〕 然らず
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 現在に同じ
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 伊藤正雄

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 三軒家町一・二・三丁目、新炭屋町、千島町、平尾町、北恩加島町、南恩加島町、新千歳町
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 大正区の管内に限らる
- 4 〔氏子の戸数〕 五千戸
- 5 〔戸数の変動〕 明治四十二、三年頃迄は三軒家町のみなりし故、氏子戸数は千百戸位に過ぎず

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕

自然の間に氏子たるの意識を有するに至る

9 〔若衆の行事〕

夏祭に太鼓を昇く行事ありしが、漸次衰微す

10 〔氏子内の階級〕

なし。只氏子総代、区総代、一般氏子の別あるのみ

11 〔階級の相違〕

家柄及敬神の念敦きものが総代区総代となる外、階級

觀念なし

12 〔氏子の義務〕 氏子納金

13 〔義務の差〕

異ならず。唯貧富によりて納金額を異にす

14 〔その他〕

氏子中、本門佛立講員は頑冥にして氏子たるの觀念を全く有せず、今後善導を要す

【祭礼】

1 〔祭の日時〕（祈年、新嘗祭を含まず）

春祭 四月三日、夏祭 七月十三日、十四日、（例祭）

秋祭 十月十七日、年始祭 元旦より三日間、節分

祭 二月三日又は四日

2 〔儀礼内容〕

月次の順序は、上記の如し。賑ひの順序は、一、夏祭

二、節分 三、年始 四、秋祭 五、春祭

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 当屋なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

四月の節分祭には、宝船、絵巻物を神榮講に授与す。

神榮講はこれに富籤景品を添へて参拝者に与ふ

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

神榮講として世話人（総代区総代）の組織せるものあり。賑神の事に従事す

15 「解体した座」 なし

村社 八阪神社 大阪府大正区三軒屋町三丁目（大正区）

報告者

【神 職】

1 「世襲」 然らず

2 「現在も世襲か」 然らず

3 「特別な名称」 なし

4 「一年神主」 なし

5 「収入」 現在に同じ

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 伊藤正雄

【氏 子】

1 「氏子区域」

三軒家町一・二・三丁目、新炭屋町、千島町、平尾町、

北恩加島町、南恩加島町、新千歳町

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 大正区の管内に限らる

4 「氏子の戸数」 五千戸

5 「戸数の変動」

明治四十二、三年頃迄は三軒家町のみなりし故、氏子

戸数は千百戸位に過ぎず

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

自然の間に氏子たるの意識を有するに至る

9 「若衆の行事」

夏祭に太鼓をたたく行事ありしが、漸次衰微す

10 「氏子内の階級」

なし。只氏子総代、区総代、一般氏子の別あるのみ

11 「階級の相違」

家柄及敬神の念敦きものが総代区総代となる外、階級

觀念なし

12 「氏子の義務」 氏子納金

13 「義務の差」

異ならず。唯貧富によりて納金額を異にす

14 「その他」

氏子中、本門佛立講員は頑冥にして氏子たるの觀念を
全く有せず、今後善導を要す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

(祈年、新嘗祭を含まず) 春祭 四月三日、夏祭 七

月十三日・十四日、(例祭) 秋祭 十月十七日、年始

祭 元旦より三日間

2 「儀礼内容」

月次の順序は、上記の如し。賑ひの順序は、一、夏祭

二、節分 三、年始 四、秋祭 五、春祭

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

^(二カ) 四月の節分祭には、宝船絵巻物を神樂講に授与す。

神樂講は、これに富籤景品を添へて参拝者に与ふ

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

- 3 「座人の資格」 //
 - 4 「座衆の人員」 //
 - 5 「座入り儀礼」 //
 - 6 「首座の名称」 //
 - 7 「組織階級」 //
 - 8 「座人の義務」 //
 - 9 「宮座衆の姓」 //
 - 10 「座を開く時期」 //
 - 11 「宮座の行事」 //
 - 12 「座の財政」 //
 - 13 「文書記録」 //
 - 14 「類似の組織」 //
 - 15 「解体した座」 |
- 神榮講として世話人（総代区総代）の組織せるものあり。賑神の事に従事す

村社 八阪神社 大阪市大正区三軒家町三丁目（大正区）

報告者 伊藤正雄

【神職】

- 1 「世襲」 然らず
- 2 「現在も世襲か」 然らず
- 3 「特別な名称」 多くは先生と呼ぶ神主さんと云ふのあり 稀には太夫さんと云ふ者あり

- 4 「一年神主」 右の如き習慣なし
- 5 「収入」 現在と同様社入金より支出す
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 伊藤正雄

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大正区三軒家町一・二・三丁目、新炭屋町、千島町、平尾町、新千歳町、南恩加島町、北恩加島町
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 大正区内に限らる
- 4 「氏子の戸数」 六千戸
- 5 「戸数の変動」

明治四十二年の合祀前には三軒家町のみが氏子なりし故、戸数は千戸内外なりしも、前記の各町合祀ありて著しく増加せると。他の各町は近來頓に開発し、戸数

激増せり

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 転宅し来りたるものと同、自然に氏子となる
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」

階級とてはなきも、氏子総代次に各町総代（世話人の

こと)、次に一般氏子の別あり自ら差別を生ず

11 〔階級の相違〕 階級なし

12 〔氏子の義務〕 氏子納金又は臨時営繕寄付金を負担す

13 〔義務の差〕 異ならず

14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

春祭 四月三日、夏祭 七月十三日(前日祭)、例祭(秋

祭) 十月十六日(前)、十七日(当)、七五三祭(火焚祭) 十一月十五日、

節分祭 二月三日又は四日

2 〔儀礼内容〕

神社の賑ふ順序としては、夏祭、次に節分祭、他は略

同様

3 〔田植祭〕 なし

4 〔特殊神饌〕 なし

5 〔当屋の決定〕 なし

6 〔長男の扱い〕 なし

7 〔当屋の任務〕 なし

8 〔当屋の交代〕 なし

9 〔特殊神事〕

二月の節分祭に、宝船の絵巻物を参拝者に分配する神

事

10 〔山の神祭〕 なし

11 〔藁蛇の神事〕 なし

12 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 なし

2 〔宮座の建物〕 なし

3 〔座人の資格〕 なし

4 〔座衆の人員〕 なし

5 〔座入り儀礼〕 なし

6 〔首座の名称〕 なし

7 〔組織階級〕 なし

8 〔座人の義務〕 なし

9 〔宮座衆の姓〕 なし

10 〔座を開く時期〕 なし

11 〔宮座の行事〕 なし

12 〔座の財政〕 なし

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕

神樂講なるものあり。主として節分の神事に関わる

15 〔解体した座〕 なし

村社 産土神社 大阪市大正区小林町(大正区)

報告者 山口和臣

【神 職】

1	〔世襲〕	世襲で無い
2	〔現在も世襲か〕	無
3	〔特別な名称〕	無
4	〔一年神主〕	無
5	〔収入〕	
6	〔その他〕	
7	〔神職の氏名〕	山口和臣
【氏子】		
1	〔氏子区域〕	大阪市大正区小林町全部
2	〔二重氏子〕	
3	〔他市町村区域〕	限られて居ります
4	〔氏子の戸数〕	約一千戸
5	〔戸数の変動〕	在ります
6	〔氏子の資格〕	無
7	〔氏子入り儀礼〕	無
8	〔婿入り〕	
9	〔若衆の行事〕	無
10	〔氏子内の階級〕	無
11	〔階級の相違〕	
12	〔氏子の義務〕	神社の維持費を納めます
13	〔義務の差〕	
14	〔その他〕	

【祭礼】		
1	〔祭の日時〕	祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、新年祭 一月一日、節分祭 二月三日、例祭（秋祭） 十月十六日、春祭 四月十六日、夏祭 七月十六日
2	〔儀礼内容〕	新年祭、節分祭、春祭、夏祭、秋祭（例祭）、祈年祭、新嘗祭
3	〔田植祭〕	無
4	〔特殊神饌〕	
5	〔当屋の決定〕	
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	
10	〔山の神祭〕	
11	〔藁蛇の神事〕	
12	〔火焚の神事〕	
【宮座】		
1	〔宮座の有無〕	無
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	

5	〔座入り儀礼〕	┆
6	〔首座の名称〕	┆
7	〔組織階級〕	┆
8	〔座人の義務〕	┆
9	〔宮座衆の姓〕	┆
10	〔座を開く時期〕	┆
11	〔宮座の行事〕	┆
12	〔座の財政〕	┆
13	〔文書記録〕	無
14	〔類似の組織〕	無
15	〔解体した座〕	無

官幣大社 生國魂神社 大阪市天王寺区生玉町（天王寺区）

報告者 宮司・生田長浩

【神 職】

1 〔世襲〕

往古の世は詳かならず。江戸時代に於ては、松下氏を上官として神主、社司、神子等の神家あり。維新の際之を廃せらる

2 〔現在も世襲か〕

維新の際廃せられしも、松下隆和氏は明治五年三月禰宜を拝命し、同十三年一月宮司を拝命、同十九年十月依願免官となり居るを以て此時迄を世襲の延長とみるべきか

3	〔特別な名称〕	現在にては無し
4	〔一年神主〕	無し
5	〔収入〕	社領の内百五十石分配 維新後廃せらる
6	〔その他〕	無し
7	〔神職の氏名〕	生田長浩、堀田孝、國井淳二、池田近雄、森本銀二

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	天王寺区 十四ヶ町、南区 十ヶ町、東区 六十三ヶ町
2	〔二重氏子〕	無し
3	〔他市町村区域〕	然り
4	〔氏子の戸数〕	一万六千三百九十九世帯（昭和十年国勢調査による）
5	〔戸数の変動〕	無し
6	〔氏子の資格〕	無し
7	〔氏子入り儀礼〕	無し
8	〔婿入り〕	氏子区域内に来たものは氏子と認む
9	〔若衆の行事〕	無し
10	〔氏子内の階級〕	無し
11	〔階級の相違〕	階級無し
12	〔氏子の義務〕	私祭・夏祭・渡御祭に寄付
13	〔義務の差〕	無し
14	〔その他〕	無し

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 九月九日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日（以上大祭）。歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、初穂祭 十月十五日、明治節祭 十一月三日（以上中祭）。夏祭（私祭） 宵祭 七月八日、渡御祭 七月九日

2 〔儀礼内容〕

修祓・開扉・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・撤饌・閉扉
（大祭には祝詞奏上の次に幣帛供進あり）

3 〔田植祭〕

無し

4 〔特殊神饌〕

特殊なるもの無し

5 〔当屋の決定〕

該当するもの無し

6 〔長男の扱い〕

同上

7 〔当屋の任務〕

同上

8 〔当屋の交代〕

同上

9 〔特殊神事〕

若菜祭・卯杖祭 一月七日、八幡宮御弓祭 一月十三日、走馬祭 五月五日、初穂祭 十月十五日

10 〔山の神祭〕

該当するもの無し

11 〔藁蛇の神事〕

同上

12 〔火焚の神事〕

無し

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

該当するもの無し

2 〔宮座の建物〕

同上

3 〔座人の資格〕

同上

4 〔座衆の人員〕

同上

5 〔座入り儀礼〕

同上

6 〔首座の名称〕

同上

7 〔組織階級〕

同上

8 〔座人の義務〕

同上

9 〔宮座衆の姓〕

同上

10 〔座を開く時期〕

同上

11 〔宮座の行事〕

同上

12 〔座の財政〕

同上

13 〔文書記録〕

同上

14 〔類似の組織〕

同上

15 〔解体した座〕

同上

郷社 大江神社

大阪市天王寺区夕陽丘町（天王寺区）

報告者 社司・石走倉太

【神 職】

1 〔世襲〕

古来世襲制です

2 〔現在も世襲か〕

ありません

3 〔特別な名称〕

左様な習慣はありません

4 〔一年神主〕

左様な習慣はありません

5 「収 入」 詳かではありません

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 社司・石走倉太

【氏 子】

1 「氏子区域」

【付箋】

天王寺区 夕陽丘町、元町、椎寺町、伶人町、逢阪上之町（半部）、六万休町、生玉前町、生玉寺町、上本町七丁目（一部）全八丁目・全九丁目（半部）・全十丁目、上綿屋町、上之宮町、小宮町（大半部）、北山町、細工谷町、松ヶ鼻町（半部）、堂ヶ芝町（大半部）、筆ヶ崎町（一部）、東上町、真法院町、烏ヶ辻町、勝山通二丁目（大半部）・全二丁目（半部）・全三丁目（一部）・全四丁目（半部）、大道二丁目（大半部）・全二丁目（半部）・全三丁目（一部）、寺田町（大半部）、逢阪下之町（大半部）、北河堀町（一部）、下寺町二丁目・全三丁目・全四丁目、南日東町、北日東町。
南区 御蔵跡町、日本橋筋二丁目（半部）・全三丁目・全四丁目

2 「二重氏子」 【別紙】 共通の氏子区域はありません

3 「他市町村区域」 【別紙】 鎮座の市内に限られてます

4 「氏子の戸数」 【別紙】 壱万壱千八百九十戸

5 「戸数の変動」

【別紙】 他の神社合祀・合併のため、相違しております

6 「氏子の資格」 【別紙】 何等制限がありません

7 「氏子入り儀礼」

初宮参りの際等に神社の帳簿に記入の上、祈禱をなし、氏子札を授与して居ります

8 「婿入り」 何等制限がありません

9 「若衆の行事」 若衆の行事はありません

10 「氏子内の階級」 氏子の階級はありません

11 「階級の相違」 階級制度はありません

12 「氏子の義務」

神社費として、氏子納金献納の義務があります

13 「義務の差」 義務には幾分相異があります

14 「その他」 特殊な事項はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭（秋祭） 十月十六日午前十時（大祭）、夏祭 七月十六日午前十時（中祭）、春祭 四月十六日午前十時
（中祭）

2 「儀礼内容」 神社祭祀令による順序を以て行ひます

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 用いられません

5 「当屋の決定」 当屋の制度はありません

- 6 [長男の扱い] 全上
- 7 [当屋の任務] 全上
- 8 [当屋の交代] 全上
- 9 [特殊神事] ありません
- 10 [山の神祭] 祭事も特殊行事もありません
- 11 [薬蛇の神事] ありません
- 12 [火焚の神事] ありません

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 宮座の慣習はありません
- 2 [宮座の建物] 全上
- 3 [座人の資格] 全上
- 4 [座衆の人員] 全上
- 5 [座入り儀礼] 全上
- 6 [首座の名称] 全上
- 7 [組織階級] 全上
- 8 [座人の義務] 全上
- 9 [宮座衆の姓] 全上
- 10 [座を開く時期] 全上
- 11 [宮座の行事] 全上
- 12 [座の財政] 全上
- 13 [文書記録] 全上
- 14 [類似の組織] 座がありませんが、大江敬神會、大江朝まゐり會、大

江獅子講等があります

15 [解体した座]

明治四十一年一月十一日当神社へ合祀した土塔神社には、以前ありました

村社 河堀稻生神社 大阪市天王寺区大道三丁目（天王寺区）

報告者 今江清之

【神 職】

- 1 [世 襲] 世襲です
- 2 [現在も世襲か] 現在迄世襲です
- 3 [特別な名称] 神主と称へる以外別にありませんが、時にネギさんと呼ぶ人があります
- 4 [一年神主] ありません
- 5 [収 入] 田地の収入によりましたが、明治四十年より氏子納金になりました
- 6 [その他] ————
- 7 [神職の氏名] 今江清之

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 天王寺区 大道二丁目（天王寺南門東側より）、大道三丁目、大道四丁目、大道五丁目、北河堀町、南河堀

町、東成区 南生野町自一丁目至五丁目、林寺町、林

寺新家町、生野^区 田島町の一部、住吉区 天王寺町

(旧天王寺村一円)

2 「二重氏子」

なっています。住吉区天王寺町（文の里より八間道路

間、旧天王寺村の南部方面）

3 「他市町村区域」

大体旧天王寺村、生野村を区域とす

4 「氏子の戸数」

大凡 六千八百戸

5 「戸数の変動」

大相違です 昔は三百戸位でした

6 「氏子の資格」

ありません

7 「氏子入り儀礼」

神社の氏子帳につける以外ありません。時に神社に参

拝し、神符を受けられる人もあります

8 「婿入り」

別に区別がありません

9 「若衆の行事」

ありません

10 「氏子内の階級」

昔は座がありましたが、現在では氏子総代、世話係よ

りありません

11 「階級の相違」

氏子総代は家格をも考慮せられます

12 「氏子の義務」

氏子納金する事ですが、現在三分の一は不納です

13 「義務の差」

義務は階級により異なります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

大祭 例祭 七月十九日（十八日宵祭）、祈年祭 二月

十七日（祭典下旬）、新嘗祭 十一月二十三日（祭典下

旬）。中祭 歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀

元節祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節

祭 十一月三日。小祭 節分祭 二月三日、春祭 四月

十八・十九日、秋祭 十月十八・十九日

2 「儀礼内容」

歳旦祭、元始祭、節分祭、紀元節祭、祈年祭、春季祭、

天長節祭、例祭、秋季祭、明治節祭、新嘗祭等

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

正月に天皇講より一年の鏡餅を供せらる

5 「当屋の決定」

現在ありません。古来は宮町、小川町、南竹屋町、北

竹屋町、油屋町にわかれ、年々交代してきめました

6 「長男の扱い」

ありません。家の順に当番になりました

7 「当屋の任務」

祭の終りまで一切の権利を以て行っておりましたが、

今はありません

8 「当屋の交代」

正月でしたが、これも今はありません

9 「特殊神事」

現在ありませんが、近々渡御を執行する計画です

10 「山の神祭」

ありません

11 〔藁蛇の神事〕

昔、毎日火縄をもって社の火をもらひ、各家の燈明をあげて居ましたが、現在ありません

12 〔火焚の神事〕

あります。通称ドヤドヤと云つて、一月十四日門松・注連縄其他を神社鳥居前に置き、午後三時頃燃やします。かくする内、裸体の者神社に参拝、各所をめぐり四天王寺へ行くことになって居ます

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

昔は天皇講と呼び、袴帯刀でありました。天皇講のみ現在残っています

2 〔宮座の建物〕

現在ありません

3 〔座人の資格〕

往昔決定せられた家以外は出来ません。其の決定条件不明です

4 〔座衆の人員〕

不明です

5 〔座入り儀礼〕

不明です

6 〔首座の名称〕

年預です

7 〔組織階級〕

座には田地を持つて居り、一万くじ、二万くじ等ありましたが、詳細不明です

8 〔座人の義務〕

不明です

9 〔宮座衆の姓〕

栗谷、高見の姓最も多く、他、柴谷、油納、房谷等あります

10 〔座を開く時期〕

昔は正月でしたが、現在は二月十一日です

11 〔宮座の行事〕

あります。天皇講と云ひ、座の開かれる時大宴会がありました

12 〔座の財政〕

現在にては、田地を売払った金を以て小規模に行はれて居ります

13 〔文書記録〕

ありません

14 〔類似の組織〕

即ち当社の天皇講です

15 〔解体した座〕

以前はありましたが、現在は単に天皇講となり、小規模に行はれています

村社 五條宮

大阪市天王寺区真法院町（天王寺区）

報告者 五條宮社掌・太田洪和

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

現在は父の跡を嗣いでいます

3 〔特別な名称〕

ありません

4 〔一年神主〕

ありません

5 「収 入」 社入金の全部を収入とした様です

6 「その他」 特殊なことはありません

7 「神職の氏名」 太田洪和

【氏 子】

1 「氏子区域」

天王寺区 真法院町大部分、小宮町半分、北山町半分、
鳥が辻町一部、松ヶ鼻町半分、堂ヶ芝町大部分、勝山
通一丁目一部、上本町八・九・十丁目大部分、上汐町
五・六丁目、東平野町五・六丁目

2 「二重氏子」 氏子区域の共通の所はありません

3 「他市町村区域」 限られています

4 「氏子の戸数」 壹千五百戸

5 「戸数の変動」 昔は極少数でした

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

氏子区域へ婿に来たものを、氏子としています

9 「若衆の行事」 行事はありません

10 「氏子内の階級」 階級はありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 氏子納金を負担致します

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 七月十六日、祈年祭 二月中旬、新嘗祭 十一月
下旬、稲荷祭 四月十六日、秋祭 十月十六日、鎮火
祭 十二月八日

2 「儀礼内容」

法令による順序次第によっています

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

当屋はありません。総て神職がしています

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

一月十五日、七五三縄・門松等を燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

- 5 [座入り儀礼]
 - 6 [首座の名称]
 - 7 [組織階級]
 - 8 [座人の義務]
 - 9 [宮座衆の姓]
 - 10 [座を開く時期]
 - 11 [宮座の行事]
 - 12 [座の財政]
 - 13 [文書記録]
 - 14 [類似の組織]
 - 15 [解体した座]
- 五條會、銀杏會、崇敬社等の座類似のものがありません

村社 久保神社

大阪市天王寺区勝山通壱丁目三十九（天王寺区）
報告者 社掌・守山重郎

【神 職】

- 1 [世襲]
 - 2 [現在も世襲か]
 - 3 [特別な名称]
 - 4 [一年神主]
 - 5 [収入]
 - 6 [その他]
 - 7 [神職の氏名]
- 世襲
現在迄世襲
先生、神主さん、大夫さん、神官
なし
御初穂其他上り銭
社掌・守山重郎、次席社掌・守山重政

【氏子】

- 1 [氏子区域]
 - 2 [二重氏子]
 - 3 [他市町村区域]
 - 4 [氏子の戸数]
 - 5 [戸数の変動]
 - 6 [氏子の資格]
 - 7 [氏子入り儀礼]
- 天王寺区 勝山通一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、
寺田町、国分町一円、西久保町（悲田院町堀越町大通
一丁目）。東成区 南生野町一・二・三・四・五丁目
一円、北生野町一・二・三・四丁目一円、勝山通五・
六・七・八丁目、東桃谷町壱丁目（鶴橋村字天王寺村）
天王寺区、東成区にまたがる。
六千五百戸
十年前より三倍
無

神社の氏子納金簿に名を記入し、納金を徴収す

- 8 [婿入り]
 - 9 [若衆の行事]
 - 10 [氏子内の階級]
 - 11 [階級の相違]
 - 12 [氏子の義務]
 - 13 [義務の差]
 - 14 [その他]
- 氏地内に居住する者は氏子とす
無
神社費を負担の義務を有す
なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

夏季御例祭（七月十六日）、秋季祭（十月十六日）、新嘗祭（十一月下旬）、祈年祭（二月上旬）、節分祭（四月 日）

2 〔儀礼内容〕 神社法令祭祀次第による。

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

春季祭には桃の枝を以て幣を造り祭典執行す。昔明治以前迄は氏地各戸に桃の枝に幣を付け四月八日より十六日幣立の神事を執行したり。秋祭に甘酒を献饌す。

5 〔当屋の決定〕

昔は東久保町・西久保町（東は勝山通一丁目を云ふ西は現在の堀越町を云ふ）（南久保町・北久保町）、西久保町は昔、長町新宅を云ふ

【欄外】但し今南〇町を云ふ

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕 一月十五日早朝のほとんど神事有

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕 前記の一月十五日の神事

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

以前は有りましたが、今は其の記録もなし

村社 東高津宮

大阪市天王寺区東高津北ノ町（天王寺区）

報告者 社掌・石原 董

【神 職】

1 〔世 襲〕

世襲ではありません（但し、明治三年以前は不明です）

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

ありません
ありません
ありません

- 5 「収入」 不詳
- 6 「その他」 全
- 7 「神職の氏名」 石原 董
- 【氏子】
- 1 「氏子区域」 天王寺区 東高津北之町、全南ノ町、上本町五丁目・六丁目（七丁目一部）（全石ヶ辻町一部）。東区 八丁目、東寺町、中寺町（全小橋西ノ丁一部）。
- 2 「二重氏子」 石ヶ辻町一部
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 七百五十戸
- 5 「戸数の変動」 あります
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 神社氏子台帳に記入します
- 8 「婿入り」 入籍報告祭を致します
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 区別がありません
- 12 「氏子の義務」 氏子納金及営繕寄付金等、但し寄付金は必要に応じ、任意寄付
- 13 「義務の差」 家主と借家人との区別があります
- 14 「その他」 //

- 【祭礼】
- 1 「祭の日時」 祈年祭 二月十七日以後一週間以内、新嘗祭 十一月二十三日以後一週間以内、例祭 十月十一、十二日両日、夏祭 七月十一、十二日両日、節分祭 春分の日、
- 2 「儀礼内容」 公式祭典は規定に基き之を行ひ、其他は公式祭典に準ず
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 当番なきに付、必要なし
- 7 「当屋の任務」 //
- 8 「当屋の交代」 //
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮座】
- 1 「宮座の有無」 宮座に付記事なし
- 2 「宮座の建物」 //
- 3 「座人の資格」 //
- 4 「座衆の人員」 //

- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 堀越神社

大阪市天王寺区茶臼山町（天王寺区）

報告者 社掌・橋本光一

【神 職】

- 1 〔世 襲〕 世襲ではありません
- 2 〔現在も世襲か〕 四天王寺の支配になって居って、神職はありません
- 3 〔特別な名称〕 ありません
- 4 〔一年神主〕 ありません
- 5 〔収 入〕 上宮の神職が祭に来て麦初穂を集め、其内より支給す
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 橋本光一

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 大阪市天王寺区堀越町の大分、茶臼山町、逢阪上の町の一部、逢阪下の町、石ヶ辻町、浪速区霞町の一部
- 2 〔二重氏子〕 住吉区阿部野筋一丁目以南（旧天王寺町に属する中央部）が、阿部王子神社との間に紛争あり。今尚未解決です
- 3 〔他市町村区域〕 市内に限られて居ります
- 4 〔氏子の戸数〕 氏子納金を収受し得るもの、六百余。阿部王子神社と係争中の地域、及生国魂神社に於て崇敬地として扱はれ居る石辻町を除く
- 5 〔戸数の変動〕 大相違あります。明治末期頃よりも大減少です
- 6 〔氏子の資格〕 現在は、区域内は居住すれば氏子となりますが、明治初期までは家格による有力者の承認を要したものです
- 7 〔氏子入り儀礼〕 茶臼山町方面には伊勢講といふものがあって、これに入講する事が一面氏子に入った資格であったそうです
- 8 〔婿入り〕 特にどうすると云ふことはありません
- 9 〔若衆の行事〕 ありません
- 10 〔氏子内の階級〕 ありません

- 11 〔階級の相違〕 家格によります
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金を徴集します
- 13 〔義務の差〕 有産階級の負担が大きいです
- 14 〔その他〕 ありません

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 七月十五日 例祭
- 2 〔儀礼内容〕 正規の通り。渡御はありません
- 3 〔田植祭〕 ありません
- 4 〔特殊神饌〕 ありません
- 5 〔当屋の決定〕 年番と称し、年々交代で家格の高い氏子の中で順々に当ったものです。今はありません
- 6 〔長男の扱い〕 ありません
- 7 〔当屋の任務〕 神職の無い頃、献饌・献燈・掃除等の責任を持ったものです
- 8 〔当屋の交代〕 毎年十二月煤払を期とし、順送りにするのです
- 9 〔特殊神事〕 なし
- 10 〔山の神祭〕 なし
- 11 〔藁蛇の神事〕 ありません
- 12 〔火焚の神事〕 四天王寺ドヤ／＼赤軍の根拠地となつて居りますので、

今でも一月十四日注目縄(ツマ)を燃し、焚火(マヒ)に温り、四天王寺に押出します

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 ありません
 - 2 〔宮座の建物〕 ありません
 - 3 〔座人の資格〕 なし
 - 4 〔座衆の人員〕 なし
 - 5 〔座入り儀礼〕 なし
 - 6 〔首座の名称〕 なし
 - 7 〔組織階級〕 なし
 - 8 〔座人の義務〕 なし
 - 9 〔宮座衆の姓〕 〃
 - 10 〔座を開く時期〕 〃
 - 11 〔宮座の行事〕 〃
 - 12 〔座の財政〕 〃
 - 13 〔文書記録〕 ありません
 - 14 〔類似の組織〕 伊勢講といふものあつて、明治初期までお宮のお世話をした来たそうです
 - 15 〔解体した座〕 ありません
- 無格社 安井神社 大阪市天王寺区逢阪上之町（天王寺区）

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 不明
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 全然なし
- 5 「収入」 余以前の専任としては、田中氏一人あるのみ。この人は、画の揮毫にて生計を立てたり
- 6 「その他」 神社収入尠かりしたため、余の拝命当時も大阪國学院主事兼教授としての収入にて生計を立てたり
- 7 「神職の氏名」 中島松三郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 氏子を有せず。崇敬者につきても特質地域等なし
- 2 「二重氏子」 明確ならされとも、当社付近の崇敬者は大江神社・堀越神社の御氏子なり
- 3 「他市町村区域」 崇敬者の区域は定むるに術なし
- 4 「氏子の戸数」 崇敬者の氏名・戸数は調査する術なし
- 5 「戸数の変動」 不明
- 6 「氏子の資格」 当社を崇敬するもの（大多数大阪見物の旅人）を以て

崇敬者とする

- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 /
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 精神的以外に何等義務なし
- 13 「義務の差」 階級なし
- 14 「その他」 特殊なることなし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 春の大祭 四月廿五日、秋の大祭 十月廿五日
- 2 「儀礼内容」 特異の祭典なし
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 用ひず
- 5 「当屋の決定」 当番なし
- 6 「長男の扱い」 当番なし
- 7 「当屋の任務」 当番なし
- 8 「当屋の交代」 当番なし
- 9 「特殊神事」 現今なし。江戸中期流布本には道芝祭の名見ゆ
- 10 「山の神祭」 山の神祭なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 座人なし
- 4 「座衆の人員」 座衆なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 その人なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 座人なし
- 9 「宮座衆の姓」 座衆なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 全然なし
- 14 「類似の組織」 全然なし
- 15 「解体した座」 古来なし

府社 高津宮

大阪市南区高津町一番丁（中央区）

報告者 池尻基房

【神 職】

1 「世襲」

宮座と称し、七家順番に宮仕せしと伝ふ。明治維新以

来世襲にあらず

- 2 「現在も世襲か」 明治維新迄
- 3 「特別な名称」 維新迄宮座と呼び
- 4 「一年神主」 一ヶ月毎七家交代宮仕なし来りしと云ふ
- 5 「収入」 供饌・賽銭・献湯料等の収入に仍る
- 6 「その他」 特殊の事は不明
- 7 「神職の氏名」

神職 社司 子爵・池尻基房、社掌・大河内安蔵

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子区域は南区、東は中寺町筋西と中橋筋、南は堀初橋筋、北は安堂寺橋筋北迄区域とす

2 「二重氏子」 二重氏子の区域なし

3 「他市町村区域」

当社は明治四十二年、東区餌差町鎮座北高津神社を合併せしより、其氏地も随て当社氏地となれり。東区東小橋寺筋より西は清堀町

4 「氏子の戸数」 氏子の全戸数八千戸

5 「戸数の変動」

明治四十四年大火の爲め、電車路開通と人家の再築等により、又堺筋并に松屋町筋道路拡張等の爲め、約四千戸減ず

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」 特別の儀式なし

8 「婿入り」 凡て区域内に現住するものを氏子とす

9 「若衆の行事」 行事なし

10 「氏子内の階級」 氏子納金に仍り階級あり

11 「階級の相違」 家持主と借家人にあるのみ

12 「氏子の義務」 氏子は氏子納金を納むる義務を有す

13 「義務の差」

14 「その他」 家持と借家人との間は、氏子納金の納金額を異にす
なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年 二月、新嘗 十一月、的祭 一月十二日、献梅
祭 二月十五日

2 「儀礼内容」 全上

3 「田植祭」 行事なし

4 「特殊神饌」 例祭に、氷室の故事に仍り氷を奉る

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

的祭・献梅祭のことを記す。尚、往古は柳神事・菊酒
神事ありし事、祭祀憲録に明記せるを、古くより中絶

して其式順序の記なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 十二月、庭燎祭あれとも、僅少の燃火

【宮 座】

1 「宮座の有無」 現今なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 全

4 「座衆の人員」 全

5 「座入り儀礼」 全

6 「首座の名称」 全

7 「組織階級」 全

8 「座人の義務」 全

9 「宮座衆の姓」 高津姓

10 「座を開く時期」 不明

11 「宮座の行事」 不明 なし

12 「座の財政」 全

13 「文書記録」

なし。宮座の記録は、現在旧宮座の一家、高津六の家
に所蔵と云ふ

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 明治維新迄はありしも今はなし

郷社 御津宮

大阪市南区八幡町（中央区）

報告者 社司・吉田大三

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲です
- 2 「現在も世襲か」 現在まで
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 不明
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 社司・吉田大三、社掌・三津義方

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大阪市南区八幡町、同区三津寺町、全区久左門町、全区心齋橋筋二丁目・全二丁目、全区周防町、全西清水町、全南炭屋町、全北炭屋町、全大宝西之町、全鰻谷西之町、全疊屋町、全宗右エ門町、全笠屋町、玉屋町
- 2 「二重氏子」 二重氏子なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 壱千参百余戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 氏神を維持して行く義務があります

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 六月十五日、夏祭 七月十四・十五日、秋祭 十月十四・十五日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

一月十五日朝、俗に「トント」といって正月の松飾等

を燃す事があります

【宮 座】

1	【宮座の有無】	なし
2	【宮座の建物】	なし
3	【座人の資格】	
4	【座衆の人員】	
5	【座入り儀礼】	
6	【首座の名称】	
7	【組織階級】	
8	【座人の義務】	
9	【宮座衆の姓】	
10	【座を開く時期】	
11	【宮座の行事】	
12	【座の財政】	
13	【文書記録】	
14	【類似の組織】	
15	【解体した座】	

郷社 八阪神社

大阪市浪速区元町四丁目二五一番地（浪速区）

報告者 浅香千速

【神 職】

1 【世襲】

世襲になって居りません

2 【現在も世襲か】

／

3 【特別な名称】

／

4 【一年神主】

御座りません

5 【収 入】

以前は、神社の収入を以て神社の諸費も神職の収入も
まかされて居た

6 【その他】

御座りません

7 【神職の氏名】

社司・浅香千速、社掌・井上頼次

【氏 子】

1 【氏子区域】

氏子町多数に付、別紙添附の通り

【別紙】

浪速区内 元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元
町四丁目、元町五丁目、新川町一丁目、新川町二丁
目、新川町三丁目、東神田町、西神田町、東圓手町、
西圓手町、湊町、稻荷町一丁目、稻荷町二丁目、稻
荷町三丁目、櫻川町一丁目、櫻川二丁目、櫻川三丁
目、櫻川四丁目、反物町、立葉町、芦原町、塩草町、
久保吉町、木津川町一丁目、木津川町二丁目、木津
川町三丁目、小田町、河原町一丁目、河原町二丁目、
蔵前町

南区内 難波新地一番町、難波新地二番町、難波新地
三番町、難波新地四番町、難波新地五番町、難波新
地六番町、九郎右衛門町、西櫓町、東櫓町、阪町

3 「他市町村区域」
限られて居ります

西区内 西長堀南通一丁目、西長堀南通二丁目、西長堀南通三丁目、西長堀南通四丁目、北堀江上通一丁目、北堀江上通二丁目、北堀江上通三丁目、北堀江通四丁目、北堀江御池通一丁目、北堀江御池通二丁目、北堀江御池通三丁目、北堀江御池通四丁目、北堀江御池通五丁目、北堀江御池通六丁目、北堀江通一丁目、北堀江通二丁目、北堀江通三丁目、北堀江通五丁目、北堀江通六丁目、南堀江通一丁目、南堀江通四丁目、南堀江通五丁目、南堀江上通一丁目、南堀江上通二丁目、南堀江上通四丁目、南堀江上通五丁目、南堀江下通一丁目

2 「二重氏子」別紙添附の通り

【別紙】
南区の内 阪町、東櫓町は一部高津宮の氏子に成つて居ります。

西区内 西長堀南通四丁目、北堀江上通二丁目、北堀江上通三丁目、北堀江上通四丁目、北堀江御池通二丁目、北堀江御池通三丁目、北堀江通三丁目、北堀江通三丁目、北堀江通三丁目、北堀江通六丁目、北堀江御池通四丁目、北堀江御池通五丁目、北堀江御池通六丁目、南堀江通四丁目、南堀江通五丁目、南堀江上通五丁目、南堀江下通一丁目的一部は、難波神社の氏子に成つて居ります。

3 「他市町村区域」
限られて居ります

4 「氏子の戸数」 略壹万八千戸

5 「戸数の変動」 大相違があります

6 「氏子の資格」 有りません

7 「氏子入り儀礼」 有りません

8 「婿入り」 別段にかはりたる事はありません

9 「若衆の行事」 何もあります

10 「氏子内の階級」 階級は御座りません

11 「階級の相違」 何もあります

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」 神社所定の氏子納金を納付する義務を負ひます
異りたる事は御座いません

14 「その他」 何もあります

【祭礼】

歳旦祭 一月一日午前八時、綱曳神事祭 一月十四日午前十時始め午後五時終了、節分祭 二月節分の日、太々神楽 四月十四日午後一時より五時まで、渡御祭 七月十四日午前九時（別紙に続く）【別紙】より午後六時まで、例祭 十月十四日午前十時、新嘗祭 大阪市役所より指定の日時

2 「儀礼内容」

祭典の順序は、別紙添附の通りの渡御式、其他は大抵神社祭式に依る

昭和十二年七月十四日午前九時（時間勘行）

八阪神社神幸式行列順

御迎太鼓 西神田町 宮附太鼓 御迎提灯 東元一、東新、東神田北

先驅神職 駒馬 猿田彦 駒馬 二、三番町 宮附太鼓 奴行

列 大柳 綱見 祇園社神輿 櫻川三 獅子頭 和初町 一丁目

風流花傘 和常町三丁目 八乙女 堀江 東遊 駒馬 弓矢楯

武者行列 駒馬 武津川町一丁目 鎗鉾 櫻川二 幸鉾 九郎左衛門町

舞獅子 元町二丁目 御劔 立葉町西部 駒形童子 立葉町東部 神饌

唐櫃 櫻川二丁目 神職 駒馬 荷鉦鼓 荷太鼓 阪町 樂人 傘

樂人 傘 樂人 錦旗 北堀江 玉纏太刀 反物町 四神鉾

隨身 櫻川二 隨身 駒馬 眞神 眞神 三丁目

金幣 久保吉町 翳 鳳輦 錦蓋 元町 菅蓋 和初町二丁目 神馬

警護 齋主興 神職 駒馬 氏子總代 世話係 西區

役所 高張張 供奉員 南區役所 高張張 供奉員 浪速區役

所 供奉員 第一神輿 神職 駒馬 第二神輿 五丁目

神職 駒馬 第三神輿 東神田町 神職 駒馬 合羽籠 警備班

青年團 各種團體 救護班 有隣閣 三軒

【祭礼2の「八阪神社神幸式行列順」の資料は、75頁に掲載】

- | | | |
|----|---------|-----------------|
| 3 | 【田植祭】 | 御座りません |
| 4 | 【特殊神饌】 | 御座りません |
| 5 | 【当屋の決定】 | 当屋は御座りません |
| 6 | 【長男の扱い】 | 当屋になる事は有りません |
| 7 | 【当屋の任務】 | ／ |
| 8 | 【当屋の交代】 | ／ |
| 9 | 【特殊神事】 | 壱月十四日綱曳神事 |
| 10 | 【山の神祭】 | ／ |
| 11 | 【藁蛇の神事】 | 壱月十四日、綱曳神事が有ります |
| 12 | 【火焚の神事】 | ／ |
- 【宮 座】
- | | | |
|----|----------|---|
| 1 | 【宮座の有無】 | ／ |
| 2 | 【宮座の建物】 | ／ |
| 3 | 【座人の資格】 | ／ |
| 4 | 【座衆の人員】 | ／ |
| 5 | 【座入り儀礼】 | ／ |
| 6 | 【首座の名称】 | ／ |
| 7 | 【組織階級】 | ／ |
| 8 | 【座人の義務】 | ／ |
| 9 | 【宮座衆の姓】 | ／ |
| 10 | 【座を開く時期】 | ／ |

- | | | |
|----|---------|---|
| 11 | 【宮座の行事】 | ／ |
| 12 | 【座の財政】 | ／ |
| 13 | 【文書記録】 | ／ |
| 14 | 【類似の組織】 | ／ |
| 15 | 【解体した座】 | ／ |

村社 敷津松之宮神社

大阪市浪速区敷津町二丁目四二（浪速区）

報告者 藤枝春宣

【神 職】

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 【世襲】 | 世襲 |
| 2 | 【現在も世襲か】 | 現在に及ぶ |
| 3 | 【特別な名称】 | 隼人 <small>ハイト</small> 或は禰宜 |
| 4 | 【一年神主】 | なし |
| 5 | 【収入】 | 氏子より徴集する月掛金を以てせり |
| 6 | 【その他】 | ／ |
| 7 | 【神職の氏名】 | 藤枝春宣 |

【氏 子】

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 【氏子区域】 | 大阪市浪速区 木津一円（十六ヶ町） 及木津榮町一・二・三・四丁目全部、大阪市西成区 元木津一円（百〇七町）（合計 百二十七ヶ町） |
| 2 | 【二重氏子】 | なし |

3 〔他市町村区域〕

神社鎮座地は、浪速区木津区域に在り。西成区域には、御旅所飛地境内地のみ

4 〔氏子の戸数〕 壹万余戸

5 〔戸数の変動〕 西成区域氏地戸数近年漸次増加す

6 〔氏子の資格〕

氏地区域内に居住するものを氏子とす、との外に特別の事なし

7 〔氏子入り儀礼〕

氏神社参拝を勧むるより外に、特別の事なし

8 〔婿入り〕

入家せし家の氏神（産土神）に報告して氏子となる

9 〔若衆の行事〕 御弓神事、神前武術祭

10 〔氏子内の階級〕 古く階級等名称ありしも現在はなし

11 〔階級の相違〕

氏子の階級とはなし。されど別に定むれば年齢ならんか

12 〔氏子の義務〕

氏子の納金の外に、定日に宮清浄行事あり

13 〔義務の差〕 納金額の差等はあれとも他は一定なり

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日、夏祭 七月十七日（渡御式）、御弓

神事 一月七日、撰社 甲子祭（甲子の日）

2 〔儀礼内容〕

夏祭（災疫除）^{チマキ} 粽 授与、氏地巡幸沿道の者に粽を与ふ

3 〔田植祭〕 現在なし

4 〔特殊神饌〕

古来切火の浄火を用い、壹切の神饌には必ず之を行ふ。
行事の外特種神饌^{（ママ）}はなし（旧元旦には熟饌を用ふ）

5 〔当屋の決定〕 祭礼に付ては廻り当番とす。

6 〔長男の扱い〕 なし

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕 夏越の神事

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕 古くは引掛神事ありしも、現在はなし

12 〔火焚の神事〕

古く新嘗祭当夜神事ありしも、現在は節分のみ（大火には非ず）

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 なし

2 〔宮座の建物〕 なし

3 〔座人の資格〕

札、亦弘治三年再御綸旨頂戴仕、旧規之通、御厨子所
供御人大宮駕輿丁神人朝役神役之長相勤来候 中興紀
吉正より当代正規迄十五代（紀吉正、受信、友重、重
久、宗清、恒宗、重矩、正矩、正礼、正一、正信、正
行、正陳、正胤、正規）連綿世襲奉仕致来候
2 〔現在も世襲か〕
3 〔特別な名称〕 從來神主と唱へ来りました
4 〔二年神主〕
5 〔収入〕 別紙の通り
【別紙】
特に 元和三年丁巳孟春
神仕 中務尉物部友重
別当代副座融慶
敬白

敬白

報告者 津江正規

別紙の通り

古来より世襲家譜は紀姓に而武内宿禰苗裔にて世々奉

仕致来候処、系譜は慶長年中兵乱の時、社記迄不残紛
失仕、世代不相分候得共、当村津江庄江御厨子所供御
備進可奉　御綸旨頂戴仕、長役相勤来候処、度々之兵
乱に焼失仕候得共、文永年中に御幟正安年中に御制

6 「その他」

明治維新の際禁裏守護の任に当り上京誠忠任務を遂行しました

7 「神職の氏名」 津江正規

7 「神職の氏名」 津江正規

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

氏子は無之も、崇敬者は大阪府下全市郡に跨り大多数あります。崇敬者の主なる団体新町廊 南五花街廊其他各遊郭、

材木商、呉服商、漆商
麻苧商、蠟商、米穀商其他商工業組合多数、
天満青物市場
元雑喉場魚問屋仲買 組合、神酒講、神樂講、其他

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

4 〔氏子の戸数〕 崇敬者戸数は、正確に判りません

5 〔戸数の変動〕

都市の發展に従ひ、年々増加して来ました

6 〔氏子の資格〕

7 〔氏子入り儀礼〕

8 〔婿入り〕

9 〔若衆の行事〕

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕

12 〔氏子の義務〕

13 〔義務の差〕

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 一月十日（俗に十日戎まつりと称し二月九日 宵まつり
十日 本まつり
十一日 残り福

三日間に亘る）、誓文祭 十月二十日

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

日供は熟饌を供し、例祭の朝御饌には朱塗高杯に種々の熟饌を置き、特に古来より鰯の切身を竹串に刺し、其の尖端に鰯の鰭を鉾形に刺し、金銀箔を塗り高杯に樹て、神供するのかわつています

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 13 [文書記録]
- 12 [座の財政]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

村社 稻荷神社

大阪府浪速区稲荷町三丁目（浪速区）

報告者 川俣道忠

【神職】

- 1 [世襲] 然らず
- 2 [現在も世襲か] 全上による
- 3 [特別な名称] 不詳
- 4 [一年神主] 無之
- 5 [収入] 不詳
- 6 [その他] 無之
- 7 [神職の氏名] 川俣道忠、川俣道訓

【氏子】

- 1 [氏子区域] 氏子無之。崇敬者の事ですから左様の事はありません

2 [二重氏子]

氏子無之。崇敬者の事ですから左様の事はありません

3 [他市町村区域]

氏子無之。区域内に限られていません

4 [氏子の戸数]

大凡六百人。諸方面よりの奉養崇敬者

5 [戸数の変動]

以前人数は少なくなりましたが、漸次今のやうです
ます

6 [氏子の資格]

資格に制限がありません

7 [氏子入り儀礼]

特別の儀式はありません

8 [婿入り]

氏神ではありませんから、左様な事はありません

9 [若衆の行事]

若衆の行事などはありません

10 [氏子内の階級]

左様な階級はありません

11 [階級の相違]

家格年齢によりません

12 [氏子の義務]

氏子無之崇敬者あれとも、何等の義務ありません

13 [義務の差]

無之

14 [その他]

無之

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭、例祭 十月十五日、新嘗祭、初午祭 三月中の
午の日、夏祭 七月十四日、全十五日

2	〔儀礼内容〕	
3	〔田植祭〕	無之
4	〔特殊神饌〕	無之
5	〔当屋の決定〕	無之
6	〔長男の扱い〕	無之
7	〔当屋の任務〕	無之
8	〔当屋の交代〕	無之
9	〔特殊神事〕	無之
10	〔山の神祭〕	無之
11	〔藁蛇の神事〕	無之
12	〔火焚の神事〕	無之

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	無之
2	〔宮座の建物〕	無之
3	〔座人の資格〕	無之
4	〔座衆の人員〕	無之
5	〔座入り儀礼〕	無之
6	〔首座の名称〕	無之
7	〔組織階級〕	無之
8	〔座人の義務〕	無之
9	〔宮座衆の姓〕	無之
10	〔座を開く時期〕	無之
11	〔宮座の行事〕	無之

12	〔座の財政〕	無之
13	〔文書記録〕	無之
14	〔類似の組織〕	無之
15	〔解体した座〕	無之

村社 廣田神社 大阪府浪速区廣田町（浪速区）

報告者 津江孝治

【神 職】

1	〔世襲〕	古来世襲
2	〔現在も世襲か〕	現在迄
3	〔特別な名称〕	

俗称神主と呼ぶ外、特別名称はありません

4	〔一年神主〕	一年神主 年番神主の習慣がありません
5	〔収入〕	不明
6	〔その他〕	/
7	〔神職の氏名〕	津江孝治

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

【別紙】

大阪市南区

日本橋筋五丁目

大阪市浪速区

東関谷町一丁目・全三丁目、西関谷町一丁目・全三

- 丁目、廣田町、船出町一丁目・全二丁目、北高岸町、南高岸町、恵美須町一丁目・全二丁目・全三丁目・全四丁目、貝柄町、宮津町、水崎町、霞町一丁目・全二丁目
- 大阪市西成区
- 柳通一丁目、櫻通一丁目、橘通一丁目・全二丁目、松通一丁目、松通二丁目、梅南通一丁目、梅通二丁目、旭南通一丁目、旭北通一丁目、花園町、西萩町、鶴見橋通一丁目、鶴見橋北通一丁目、東四条一丁目・全二丁目・全三丁目、西四条一丁目・全二丁目、長橋通一丁目、西入船町、東入船町、海道町、甲岸町、東萩町、曳船町、東田町、今池町、東今船町、西今船町、三日路町、苔山町、北神合町、南神合町、北吉田町、南吉田町、
- 以上
- 2 「二重氏子」 他神社との共通氏子区域なし
- 3 「他市町村区域」 第一項区域内に限らる
- 4 「氏子の戸数」 約壹万壹千戸
- 5 「戸数の変動」 昭和三年迄は逐年増加せしも、以来増加よりも減少の傾向あり
- 6 「氏子の資格」 別に資格なし
- 7 「氏子入り儀礼」 特別儀式なし
- 8 「婿入り」 神社に届出等の手続はありません
- 9 「若衆の行事」 若衆の行事なし

- 10 「氏子内の階級」 階級なし
- 11 「階級の相違」 /
- 12 「氏子の義務」 神社経費（月金貳銭より貳拾銭迄）負担をなします
- 13 「義務の差」 /
- 14 「その他」 /
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 春季例祭 四月二十三日、夏季例祭 七月二十三日、秋季例祭 十月二十三日
- 2 「儀礼内容」 春季・夏季両例祭は祭祀会小祭に準し、秋季例祭は祭祀会大祭式による
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 当番なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 /
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	/
4	〔座衆の人員〕	/
5	〔座入り儀礼〕	/
6	〔首座の名称〕	/
7	〔組織階級〕	/
8	〔座人の義務〕	/
9	〔宮座衆の姓〕	/
10	〔座を開く時期〕	/
11	〔宮座の行事〕	/
12	〔座の財政〕	/
13	〔文書記録〕	/
14	〔類似の組織〕	/
15	〔解体した座〕	なし

無格社 金刀比羅神社

大阪市浪速区河原町一丁目（浪速区）

報告者 社掌・吉田親章

【神 職】

1	〔世 襲〕	世襲ではありませんが、現在二代目です
2	〔現在も世襲か〕	――
3	〔特別な名称〕	先生と呼びます

4 〔一年神主〕

そんな習慣はありません

5 〔収 入〕

始めから神職俸給令に依っています

6 〔その他〕

別ありません

7 〔神職の氏名〕

吉田親章

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

崇敬者は大阪市内大阪府下、兵庫県下、和歌山県下、
滋賀県下、京都府下に散在しています

2 〔二重氏子〕

崇敬者ですから、殆んど共通しています

3 〔他市町村区域〕

区域内に限られて居りません

4 〔氏子の戸数〕

崇敬者戸数は、約参千戸あります

5 〔戸数の変動〕

殆んど相違ありません

6 〔氏子の資格〕

ありません

7 〔氏子入り儀礼〕

特別な儀式はありません

8 〔婿入り〕

――

9 〔若衆の行事〕

――

10 〔氏子内の階級〕

ありません

11 〔階級の相違〕

家格や年齢にはありません

12 〔氏子の義務〕

義務といふものはありません

13 〔義務の差〕

――

14 〔その他〕

――

【祭 礼】

1	〔祭の日時〕	大祭 十月十日、中祭 一月十日、三月十日、小祭 六月十日、大祓式、鎮火祭、道饗祭 十二月二十五日、節分 祭 二月三日 四日
2	〔儀礼内容〕	特殊祭典はありません。規定の祭典であります
3	〔田植祭〕	ありません
4	〔特殊神饌〕	特殊な神饌はありません
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	〃
7	〔当屋の任務〕	〃
8	〔当屋の交代〕	〃
9	〔特殊神事〕	〃
10	〔山の神祭〕	〃
11	〔藁蛇の神事〕	〃
12	〔火焚の神事〕	〃
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	〃
2	〔宮座の建物〕	〃
3	〔座人の資格〕	〃
4	〔座衆の人員〕	〃
5	〔座入り儀礼〕	〃
6	〔首座の名称〕	〃

7	〔組織階級〕	〃
8	〔座人の義務〕	〃
9	〔宮座衆の姓〕	〃
10	〔座を開く時期〕	〃
11	〔宮座の行事〕	〃
12	〔座の財政〕	〃
13	〔文書記録〕	〃
14	〔類似の組織〕	〃
15	〔解体した座〕	〃

郷社 姫島神社

大阪市西淀川区姫島町（西淀川区）

報告者 社司・鈴木季重

【神 職】

1	〔世襲〕	世襲であります
2	〔現在も世襲か〕	貞享四年以来現今に到る
3	〔特別な名称〕	ありません
4	〔一年神主〕	ありません
5	〔収入〕	米、麦収穫後初穂を蒐集致しました
6	〔その他〕	鈴木季重
7	〔神職の氏名〕	

【氏 子】

1	〔氏子区域〕
---	--------

西淀川区姫島町全部、全区高見町全部、全区傳法町北

三丁目一部、并に姫島町周囲錯雑地（野里町、佃町、大和田町、大野町飛地）

2 「二重氏子」 西淀川区佃町、大和田町飛地の一部

3 「他市町村区域」 限られて居りません

4 「氏子の戸数」 約五千戸

5 「戸数の変動」

明治初年には約壹千戸にて、現在約五千戸

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

氏地内に居住する者全員氏子として取扱いたします

9 「若衆の行事」 総て廃絶になりました

10 「氏子内の階級」

現在は総て平等であります。別に定めはありません

11 「階級の相違」 定めてありません

12 「氏子の義務」

身分相応に依り、神社維持費の醸出いたします。但し、基督教、法華宗本門佛立講の教宗徒は義務を負ひませぬ

13 「義務の差」 異りません

14 「その他」 別にあります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春祭（例祭） 二月二十日（元陰暦正月二十日）、夏

祭 七月二十日（元陰暦六月晦日お祓祭）、新嘗祭十

一月下旬

2 「儀礼内容」

夏祭 神社祭式に定まれる順序に依り執行後、大々神

楽を奉奏す。宵宮祭には氏地各町より大小の地車曳出

檀帳囃子賑々しく十一台の宮入りあり。遙拝式、夏祭

執行後、種々の行列を整ひ新淀川対岸氏地に於て行ふ

3 「田植祭」 現在ありません

4 「特殊神饌」

新嘗祭に際し糯御飯（熟饌）、平瓦に山盛に盛立て白

紙にて皮覆し、青藁二本に白紙を巻着け鉢巻を成して

献供す。元御饌座の献供なりしも、廃絶後神社に於て

引続き之れを供す

5 「当屋の決定」 概当者なし

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

春夏二季大祭には献湯行事ありて、参拝者湯笹の奪合

あり。遙拝式、夏祭に新淀川対岸高見町に於て齋庭を

設置し、種々行列を整ひ各町内を練り歩み、齋庭に到

り遙拝式举行す

10 「山の神祭」 ありません

- 11 〔藁蛇の神事〕 ありません
- 12 〔火焚の神事〕 現在はありません

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 以前、御饌座・提灯座がありました、現在は中絶して居ります
- 2 〔宮座の建物〕 御供所がありました、現在は廃却されました
- 3 〔座人の資格〕 /
- 4 〔座衆の人員〕 /
- 5 〔座入り儀礼〕 /
- 6 〔首座の名称〕 /
- 7 〔組織階級〕 /
- 8 〔座人の義務〕 /
- 9 〔宮座衆の姓〕 /
- 10 〔座を開く時期〕 /
- 11 〔宮座の行事〕 中絶
- 12 〔座の財政〕 /
- 13 〔文書記録〕 ありません
- 14 〔類似の組織〕 御燈明講、御神楽講があります
- 15 〔解体した座〕 現年中絶であります、御饌座・提灯座が約八座程ありました

郷社 田蓑神社 大阪市西淀川区佃町（西淀川区）

報告者 社司・平岡福麿

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲
- 2 〔現在も世襲か〕 明治四十一年
- 3 〔特別な名称〕 神主
- 4 〔一年神主〕 ケ様の習慣なし
- 5 〔収入〕 収支残金乃兼務社報酬による
- 6 〔その他〕 維新の際非常守衛のため、神職は京都神祇官に参集して教練を受けて滞在せり
- 7 〔神職の氏名〕 平岡福麿、平岡熊太郎

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 佃町、蒲島町、大和田町飛地
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 神社鎮座地佃町の分に、蒲島町・大和田町飛地あり
- 4 〔氏子の戸数〕 千八百戸
- 5 〔戸数の変動〕 明治三十九年は僅二百八十戸なりしか、現在【以下、空欄】
- 6 〔氏子の資格〕 氏子区域内に居住するに止まり、他に制限なし

- 7 「氏子入り儀礼」 特別の儀式なく、氏子入奉告する事あり
- 8 「婿入り」 6と同じく区域内に居住するによる
- 9 「若衆の行事」 昔は八朔祭に行事を手伝ひしも今はなし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 前項に同じ
- 12 「氏子の義務」 氏子の納金を分担す
- 13 「義務の差」 /
- 14 「その他」 |

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月、祈年祭 二月、大祓祭 七月三十一日、八朔祭 九月一日、東照宮祭 五月十七日
- 2 「儀礼内容」 早朝準備。定刻着席、修祓、献饌、祝詞（大祓祭にありては茅輪をくぐる、八朔祭にありては献湯）、玉串奉奠、撤饌
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 大祓祭には、特殊の団子。例祭に、山形の米飯
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし

- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 大祓夏越の神事、八朔祭献湯の神事
- 10 「山の神祭」 一月一日神祭あるも、特殊の行事なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 一月一日、十四日 庭燎を献するのみ

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 座はなし。以前は年行事（禰宜役）と称して一年交代に。又桜講ありて生垣植芝せしも、今は世話係は氏子納金を集纏す

15 〔解体した座〕

なし

村社 住吉神社

大阪市西淀川区大和田町（西淀川区）

報告者 中井民憲

【神 職】

1 〔世襲〕

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

神主
御初穂と称し、年二期に金員を以て徴収
中井民憲

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

4 〔氏子の戸数〕

5 〔戸数の変動〕

6 〔氏子の資格〕

制限なし。

神社鎮座町居住者総てを氏子となす

7 〔氏子入り儀礼〕

8 〔婿入り〕

9 〔若衆の行事〕

///
///
///

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕

12 〔氏子の義務〕

13 〔義務の差〕

14 〔その他〕

神社維持費として、毎月氏子納金を納付

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日、祈年祭 二月二十三日、新嘗祭 十

一月下旬、祈漁祭 三月一日、八幡祭 八月十五日、

稲荷祭 四月十五日、夏祭 八月一日

2 〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭、歳旦祭、元始祭、節分祭、
紀元祭、祈漁祭、稲荷祭、天長節祭、大祓祭、八幡祭

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

///
///
///
///
///
///
///
///
///
///
///
///

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

村社 素盞鳥尊神社

大阪市西淀川区浦江北一丁目（北区）

報告者 岸本 榮

【神 職】

- 1 [世 襲]

専任神職を置かれて未だ五十年。二代目ですが、世襲

と云ふ程になつて居りません

- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]
- 5 [収 入]
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名]

会計法制定以前は、田地所有者より醵金して祭祀費其
他と共に一纏として神職に委託せり

【氏 子】

- 1 [氏子区域]
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]

元、浦江町。但し町名地番変更の結果、海老江・大仁
町となりし個所若干あり

区域に差はありません。元来縁続町村の故に、近來未
曾有の発達をしました。

- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]

ありません
ありません
別に制度はありません

昔は、夏祭に太鼓・地車を出し、鎮火祭は献湯、新年には左義長を勤めました。今は伊勢講のみ勤めます。

10 「氏子内の階級」

宮座或は若仲がありますが、土着人に限られています。階級はありません。

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

氏子納金として、神社費を負担します

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

省令以外の祭典は、七月十八日 夏祭、十二月十二日 鎮火祭、一月十一日 お節会祭。

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

お節会祭には、各宮座から生物を普通のお膳の形式にして供へます。

5 「当屋の決定」

当屋はありません。お節会祭のみ各宮座は順を定めて当屋を勤めます。

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

現在では、宮座各員と同じくお節会祭のみの仕事をします。

8 「当屋の交代」

お節会祭の日に、定まれる順に交代して書類・道具類を引続く

9 「特殊神事」

右のお節会祭のみです

10 「山の神祭」

行っていません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

東、西、南の町宮座の三座。

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

往昔の一家を立てし家のみにて組んでいて、新しく入れません。

4 「座衆の人員」

東の町宮座九軒、西の町宮座七軒、南の町宮座七軒

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

当屋が年々更るだけです

7 「組織階級」

階級はありません

8 「座人の義務」

昔は神社費を負担しましたが、今はお節会祭のみ勤めます。

9 「宮座衆の姓」 馬淵、山本、豊田、小島、北村

10 「座を開く時期」 一月

11 「宮座の行事」 お節会祭を奉仕します

12 「座の財政」

座人の分担醸金、若くは不動産の利子を以て経営しま
す

13 「文書記録」 経費に関するもの、みです

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」

村社 濤標住吉神社

大阪市西淀川区傳法町北三丁目（此花区）

報告者 有田久美

【神 職】

1 「世襲」 然り

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 先生

4 「一年神主」

5 「収入」 各戸の竈祓（荒神祓）をして米を受納す

6 「その他」

7 「神職の氏名」 有田久美

【氏 子】

1 「氏子区域」 傳法町北一円

2 「二重氏子」

一部あり。北三丁目の新開地（区画整理地）

3 「他市町村区域」 然り

4 「氏子の戸数」 約千五百戸

5 「戸数の変動」 両方をも倍加す

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 別事なし

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」

昔は旦那衆、年寄衆、中老衆、若中衆ありてと云ふ。

今は一部ののみなり

11 「階級の相違」 両方による

12 「氏子の義務」 納金をします

13 「義務の差」 金額が異なります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

節分祭（二月三日、四日）、祈年祭（二月十八日）、夏祭（八月一日）、例祭（秋祭）（十一月三日）、新嘗祭（十一月廿九日）

月廿九日）

2 「儀礼内容」

節分祭、祈年祭、夏祭、例祭（秋祭）、新嘗祭

3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	夏宵祭に白蒸（餅米）飯を献上す
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	
10	〔山の神祭〕	
11	〔藁蛇の神事〕	
12	〔火焚の神事〕	
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	
11	〔宮座の行事〕	
12	〔座の財政〕	

13	〔文書記録〕	
14	〔類似の組織〕	
15	〔解体した座〕	

村社 住吉神社 大阪市西淀川区野里町（西淀川区）

報告者 清水 徹

【神 職】

1	〔世 襲〕	世襲ではありません
2	〔現在も世襲か〕	世襲ではありません
3	〔特別な名称〕	神主又は先生と呼びます
4	〔一年神主〕	

一年神主、年番神主、輪番神主の習慣がありません。
明治四十一年迄は、祭典毎に加島町香具波志社神主に
依頼してありましたが、明治四十二年以降は専任神職
を聘して、現今三代目であります

5	〔収 入〕	氏子の献納金其他雑収入より支弁して、居ました
6	〔その他〕	特殊な事項はありません
7	〔神職の氏名〕	清水 徹

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	野里町一円で他町にはありません
2	〔二重氏子〕	

他神社の氏子区域と共通になって居る所はありません

3 「他市町村区域」 野里町区域内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 約式千戸あります

5 「戸数の変動」

大正十三年六月調で約七百戸が、昭和十一年六月調で約式千戸になって居ます

6 「氏子の資格」

氏子となる資格に制限はありません。氏地内に住めば氏子となります

7 「氏子入り儀礼」

氏子となるに特別な儀式がありません

8 「婿入り」

氏子となるには別に条件はありません

9 「若衆の行事」

夏祭には年中行事の一つとして地車を曳出します。入退営者あるときは、奉告祭を行います

10 「氏子内の階級」

氏子の間には宮座と云ふ座があります

11 「階級の相違」

家格によります

12 「氏子の義務」

神社の営繕費及氏子納金を負担して居ます

13 「義務の差」

家格により神社費用の負担が異なります。殊に宮座は特別に多く負担して居ます

14 「その他」

神社の祭礼には各戸に提灯を出し、尊神の意を表します。尚、出産後は初宮詣をします

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十九日、例祭 二月二十日、新嘗祭 十一月二十五日、夏祭 八月一日（中祭）

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

二月二十日の例祭には、特殊な神饌が用ひられます。詳細は、別紙「住吉神社并一夜官女神事の由来」に記載されてあります

【住吉神社并一夜官女神事の由来】の資料は、94頁】

5 「当屋の決定」

二月二十日の例祭に限り、二月十六日宮座員社務所に集合、抽籤を以て其の祭の当家を定めることになって居ます

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

二月二十日の例祭に限り、其家にて前日神饌の調理及二十日の当家にての式典等に関する

8 「当屋の交代」

毎年二月十六日抽籤を以て定められる事になって居ます

9 「特殊神事」

二月二十日の例祭に一夜官女の神事があります。詳細は別紙添書の通り、現今も撰行されつつあります

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座があります 名称・宮座講

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

昔は家柄を以て組織されて居ましたが、現今は宮座講を組織し、講員となりしものに限る座人となるのであります

4 「座衆の人員」

宮座員三十三名

5 「座入り儀礼」

儀式がありません

6 「首座の名称」

年行司、幹事

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

一夜官女神事に付き、当家・一夜官女（七名）経費等負担の義務となっております

9 「宮座衆の姓」

北村、勝、の姓が多く有ります

10 「座を開く時期」

毎月一回集会

11 「宮座の行事」

毎年二月二十日例祭に関与すること、年二回特殊神事の拝観に行くことになって居ます

12 「座の財政」

宮座講の基本金約五千円あり。利子の内、金百円也を以て二月二十日の例祭神事の経費に充当せられつつあります。

13 「文書記録」

ありません

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 八阪神社

大阪府西淀川区大仁元町二丁目鎮座（北区）

報告者 小西美明

【神 職】

1 「世襲」

答 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

答

3 「特別な名称」

答 神主さん 又 先生

4 「一年神主」

答 問題の様な習慣はありません

5 「収入」

答 以前は不明

6 「その他」

答 なし

7 「神職の氏名」

答 小西美明

【氏 子】

1 「氏子区域」

答 大仁元町二丁目の一部と全大仁西二丁目の一部に
浦江町・素盞鳴尊神社の区域あります

2 「二重氏子」 答 なつて居りませぬ

3 「他市町村区域」

答 大仁町殆全部と此花区上福島の北一・二丁目の一
部

4 「氏子の戸数」 答 二千五百戸

5 「戸数の変動」 答 古は四十余戸 現今と大相違です

6 「氏子の資格」 答 別に制限がありません

7 「氏子入り儀礼」 答 奉告祭等行ひます

8 「婿入り」 答 別にきまりありません

9 「若衆の行事」 答 現在ではありません

10 「氏子内の階級」 答 判然たる階級はありません

11 「階級の相違」 答 家財の多少によります

12 「氏子の義務」 答 神社、経済の一部を負担いたします

13 「義務の差」

答 寄付とか月々の納金に相違があります

14 「その他」 答 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

答 祈年祭（二月十七日前後）、例祭（十月十八日）、
新嘗祭（十一月廿一日）、夏祭（七月十七八日）、歳旦
祭（一月元日）、節分祭（二月三四日）、紀元節、天長

節、明治節

2 「儀礼内容」

答 修祓・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・撤饌。特に、
大祭幣使社頭に参向の場合は、幣物を奉献

3 「田植祭」 答 講田はありません

4 「特殊神饌」 答 特殊な神饌か用いられませぬ

5 「当屋の決定」 答 祭の当屋はありません

6 「長男の扱い」 答 //

7 「当屋の任務」 答 //

8 「当屋の交代」 答 //

9 「特殊神事」

答 鎮火祭の当日、紐落蜜柑まき行事あります。とん
ど行事（一月十五日）

10 「山の神祭」 答 行はれて居りませぬ

11 「藁蛇の神事」 答 ありません

12 「火焚の神事」

答 特殊神事として、正月十五日にとんどを致します

【宮 座】

1 「宮座の有無」 答 ありませぬ

2 「宮座の建物」 答 //

3 「座人の資格」 答 //

4 「座衆の人員」 答 //

5 「座入り儀礼」 答 //

- 6 [首座の名称] 答 //
- 7 [組織階級] 答 //
- 8 [座人の義務] 答 //
- 9 [宮座衆の姓] 答 //
- 10 [座を開く時期] 答 //
- 11 [宮座の行事] 答 //
- 12 [座の財政] 答 //
- 13 [文書記録] 答 御座いません
- 14 [類似の組織] 答 //
- 15 [解体した座] 答 //

村社 鴉宮

大阪市西淀川区傳法町南一丁目（此花区）

報告者 社掌・天谷継志

【神 職】

- 1 [世襲] |
- 2 [現在も世襲か] 明治初年迄世襲でした
- 3 [特別な名称] なし
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 初穂料を以て収入とす
- 6 [その他] なし
- 7 [神職の氏名] 天谷継志

【氏 子】

- 1 [氏子区域]

大阪市西淀川区 傳法町南一丁目・二丁目・三丁目。

大阪市此花区 秀野町、西島町、常吉町、島舟町

- 2 [二重氏子] なし

- 3 [他市町村区域]

氏子区域は、傳法町南と合祀による此花区内秀野町、西島町其他に到る

- 4 [氏子の戸数] 約二千戸（目下）
- 5 [戸数の変動] 近々住宅地増加中
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] なし
- 8 [婿入り] |
- 9 [若衆の行事] なし
- 10 [氏子内の階級] なし
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] 氏子納金の負担
- 13 [義務の差] なし
- 14 [その他] |

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 一月十日 十日戎祭、夏祭 七月卅一日・八月一日、例祭 十月十七日、祈年・新嘗祭は所定時日
- 2 [儀礼内容] |
- 3 [田植祭] なし

4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	該当なし
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	
11	〔宮座の行事〕	
12	〔座の財政〕	
13	〔文書記録〕	

- 14 〔類似の組織〕
15 〔解体した座〕

村社 五社神社

大阪市西淀川区中島町六四六番地（西淀川区）

報告者 沼本 漆

【神 職】

- 1 〔世 襲〕
世襲ではありません
2 〔現在も世襲か〕
ありません
3 〔特別な名称〕
氏子寄付金、賽銭、初穂米
4 〔一年神主〕
氏子寄付金、賽銭、初穂米
5 〔収 入〕
氏子寄付金、賽銭、初穂米
6 〔その他〕
沼本 漆
7 〔神職の氏名〕

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕
2 〔二重氏子〕
3 〔他市町村区域〕
4 〔氏子の戸数〕
5 〔戸数の変動〕
6 〔氏子の資格〕
7 〔氏子入り儀礼〕
ありません（但し少しは増加してあります）
ありません
約四百五十戸
限られてありません
ありません
ありません

8 「婿入り」 別に何事ありません

9 「若衆の行事」 //

10 「氏子内の階級」 //

11 「階級の相違」 //

12 「氏子の義務」

氏子総代選挙、氏子納金、年行司と称へ一年交代にて
祭礼の用事に奉仕。其他必要に応じ、神社の諸事に奉
仕す

13 「義務の差」 ありません

14 「その他」 //

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月中に執行、夏祭 七月十六日、例祭 十月
二十六日 新嘗祭十一月中に執行

2 「儀礼内容」 祈年祭、夏祭、例祭、新嘗祭、

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 該当ありません

5 「当屋の決定」 該当ありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 //

2 「宮座の建物」 //

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「宮座衆の姓」 //

10 「座を開く時期」 //

11 「宮座の行事」 //

12 「座の財政」 //

13 「文書記録」 //

14 「類似の組織」 //

15 「解体した座」 //

線は該当事項のないことを示します

自一
至一五 該当ありません

【神 職】

村社 香具波志社 大阪市西淀川区加島町（淀川区）

報告者 社掌・藤 富士雄

1 「世襲」

神甲部貞次以来、代々世襲奉仕致しています

2 「現在も世襲か」

初代貞次は建仁二年より、現在に至る廿八代七百三十四年間 詳細別記す

【別記】

香具波志社奉仕神職世襲年代表

初代藤原武智磨末葉神甲部貞次式部建仁貳年より奉仕——貞行小四郎貞応元年より奉仕——家知多門寛喜三年より奉仕——家澄兵部太夫建長七年より奉仕氏改藤野——家忠治部正保元年より奉仕——家村三太夫永仁三年より奉仕——家景左近正和二年家虫喰不見——家成新太夫文和四年より奉仕——家貞重太夫康暦二年より奉仕——家定兵部太夫正長元年より奉仕——家朝六郎太夫康正元年より奉仕——家辰民部文明十六年より奉仕——家春甚太夫文龜元年より奉仕——家勝内膳天文五年より奉仕——家元兵部元龜二年より奉仕——家房権頭慶長十九年吉田殿より任先例賜続目許状——家長権頭寛永十六年より奉仕続目同断——家繁和泉寛文十二年より奉仕続目同断——家次権頭元禄十一年より奉仕続目同断——家英権頭元文六年より続目同断——家時帯刀家督相続致候へ共病身に付続目不致——家孝権頭安永五年より奉仕続目同断——家明権頭寛政四年より奉仕続目同断——次善安

積天保三年より奉仕——鹿之助家弘明治二十三年より

奉仕——大正七年より渡邊信一兼務——大正十二年より富士雄奉仕

以上

明治四年安積は全上系図写し、府庁へ提出せり

3 「特別な名称」

慶長年頃までは太夫、明治以前ゴシノカミ権頭、現在神主、先生

生

4 「一年神主」

古来世襲でしたからありません

5 「収入」

撤下の麦米その他、及祈禱料等、家作農産にて

【別紙】

香具波志社世襲神職藤家家訓写

当家相続心得之事

一 当家ハ先祖ヨリ代々当社明神ニ仕ヘ奉リテ妻子ヲ始メ家内安穩ニ世ヲ暮シ候事ニ候得ハ仮初ニモ明神ノ御徳忘ル可カラサル事

一 明神ニ仕ヘ奉ルニ非礼非義ヲ省キ心サシ質朴ニシテ正直一筋ニ仕ヘ奉ルヘキ事

一 代々下人召使ニ農事ヲ営ナマセ内職ト致候事はハ社方ノ徳分ヲ聊補フ計リニテ農業ヲ第一ト心得社頭職分ヲ次ニ心得可カラス農業其外何事ニヨラズ内職ト心得仮初ニモ職業ヲ輕ンス可ヘカラサル事第一ナリ一 当家困窮難決ニ及ハ、只管明神ニモタレ候可ヘシト

先祖ヨリ言伝ヘラレ候事宣哉此事

一家内ノ諸入用日々相考ヘ年分ノ家徳ト引合セ少シモ
費成義無之様儉約ヲ守リ相続可致事

一御本社末社諸建物再建修覆等産地ヨリ致サレ候共
年々無油断其心得第一ニシテ家徳ノ内ニテ金錢ヲ貯
ヘ置キ年々少々宛ノ御修覆又ハ御本社屋根替替等ノ
節貯置シ金銀ヲ出シ御修覆ヲ可奉加ナリ是則明神の
御徳ニ依テ日々家内安楽ニ暮シ候 聊御報恩ノ為ニ
テ候忽ニ思フ可カラス怠ル可ヘカラサル事
元禄十一年より奉仕の家次の筆跡にて遺る

6 「その他」

慶長年間吉田殿の許にて権頭となりてより代々其まま
続けたれば、一般にごんのかみと申し、遂に頭と神と
混同して神社の通称になつて狐狸の業に悩む人を助け
しより其名よく広まる

【別紙】

明治御維新に神職の奮起

明治御維新に当りし当社神主藤安積及鹿三郎（鹿之助
の幼名）とは吉田殿輩下の神職と共に慶応四年二月上
京禁裏御守衛の義を上願せしを吉田殿より直に上奏せ
られし処聞届けられたるを以て其御沙汰書を拝聴し隊
を神威隊と名つけ日夜練兵に従事し連日内侍所の御守
衛に奉仕し約四ヶ月後主上大阪へ御発輦と同時に御供
奉申し後大阪にて解隊の命あり依つて解散帰郷なした

り大阪にて其事があつてより漸次神職の共同動作の必
要を認め神道者気脈を通して一致団結する事となり、
はじめて今橋二丁目全町会所を仮学舎として国学教習
所なる名称にて国学歌学漢籍祭式等の教授、練習をな
される事となれり。依つて常に其間になり研鑽なした
り、其後国学教習所となり、神道中教院が出来て分局
支局と変遷し十五年大阪府皇典分所が創立され府神職
會が出来るまで安積は姫島神社祠官としても其局に当
り大小に不係奉務御維新に奉仕したる名誉を持つに
至れり。

現存の藤家奉仕の状は古文書として明応、慶長以下各
時代の分、遺れり（家系図は別として）

7 「神職の氏名」 藤 富士雄

【氏子】

1 「氏子区域」

西淀川区 加島町一円、全区御幣島町一円、東淀川区
三津屋北通一円、中通一円、南通一円、田川通一円

2 「二重氏子」

氏子区域は一つになつて居ります

3 「他市町村区域」

鎮座地は加島町にして、全区内に御幣島町があり、東
淀川区三津屋各通、田川通は東隣しています

4 「氏子の戸数」

約三千九百三十戸。内訳加島町約八百戸、三津屋・田

5 「戸数の変動」

川各通約二千五百戸、御幣島町約六百三十戸

大変違ひます。農村が工場地帯になり、戸数激増致しました。別記します

【別紙】

明治五年二月香具波志社氏子戸員人員書上帳写

摂津国西成郡第拾参区

○加島村 産子戸員 貳百貳拾七軒

人員 千七拾三人

野中村 産子戸員 四拾六軒

人員 百九拾三人

新在家村 産子戸員 三拾貳軒

人員 百四拾三人

堀上村 産子戸員 三拾九件

人員 百四拾人

今里村 産子戸員 三拾三軒

人員 百三拾九人

○三津屋西組 産子戸員 九拾六軒

人員 四百四拾八人

○三津屋東組 産子戸員 三拾七軒

人員 貳百人

○三津屋太井中 産子戸員 拾九軒

人員 八拾六人

○三津屋田川分 産子戸員 貳拾四軒

人員 百拾七人

計 戸数 五百五拾三戸

人員 三千六拾九人

以上

（右の内現在に継続氏子たる所は○印）昭和十一年七月写

氏子戸数証明願

香具波志社氏子 二千五百七十戸

但し内訳 西淀川区加島町 五百戸

全 御幣島町 二百七十戸

東淀川区三津屋町（四区分共）千八百戸

右は、当社氏子戸数現在に有之候間、何卒御証明被成

下度御願申上候

昭和四年六月十日 香具波志社

杜掌 藤 富士雄 印

西淀川区長 佐奈正雄 殿

右願出ノ通届出之有旨証明す

昭和四年六月拾日

大阪市西淀川区長 佐奈正雄 印

6 「氏子の資格」 別にありません

7 「氏子入り儀礼」

産るれば初宮詣して御報告申上、記帳する。外来者は

氏子納金をなす

8 「婿入り」 あてはまるやうな事を致しません

9 「若衆の行事」

以前は、町の若衆入はありました。今はありません

10 「氏子内の階級」

村の諸費用負担と等しく其家の格の階がありました。

旦那といはれる家のもの以下は、大人でも羽織を着られませんでした。今はありません

11 「階級の相違」 家格によります

12 「氏子の義務」

以前は年両度の初穂を供へ、又修繕其他入用を負担します。今は氏子納金月納をし、臨時の入用の負担をします

13 「義務の差」 家格により、上は重く下は軽くします

14 「その他」 別記します

【別紙】

氏子離合

古来の氏子であつた加島之庄（野中、堀上、新在家、今里、三津屋、加島）の中、三津屋、加島の両村の他四ヶ村は明治四十二年合祀合併の行はれた際、小島村八幡社（現在の神津神社）へ合祀合併して当社を離れ、南隣の御幣島村の氏神田簀神社を当社に合祀合併して今氏子を合し、三ヶ村の氏神氏地となつた。その際将来神社負担金の割当か決り、地元なる加嶋は五分八厘、

三津屋は三分三厘、御幣島は九厘と云ふ事となつた。

出来た際は当然な歩合であつたが、年移り発展変化の結果歩合の少ない氏子か盛況を呈し、大口地配の加島町は不発展にも不係、その義務を果たさなければならぬ状態となつた。併し将来は、平均したもの又出来た当村と等しい状態となるには遠くない様子である。

当加島町に古来特殊部落が二ヶ町ある（東町）。従来穩亡と共にその氏子の義務の必要がなかつた。参拝は殊に賑はしくした事もあつた。太鼓の宮入も行はれておつた。併し、氏子総代、世話人として奉仕を認めて居らなかつたところか大正十四年村より市に編入される際、氏子一般と同等の待遇をなす事に決定し、氏子総代世話人を選挙して、同列奉仕の仲に入つた。全時に氏子納金も一般と同等級により負担をなす事となつた。

【祭 礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭 一月一日午前六時、とんど祭 一月十五日午前五時、御当恵祭 二月十七日午後一時、祈年祭 二月二十三日午前十時、初午祭 三月初午日午後一時、春神幸祭 四月二十三日午前九時より午後五時迄、半夏祭 七月当日午後一時、例祭 十月二十三日午前十時、新嘗祭 十一月二十四日午前十時、御火焚祭 十二月一日午後一時

2 「儀礼内容」

別記します

【別紙】

主なる祭の順序

一 歳旦祭 中祭式に依る

一月一日午前四時、恵方の川より若水を汲みて供へて後、六時より祭典執行す。古くは特別な神樂を奏したるも、今はせず

一 とんと祭

一月十四日午前中立て終る

全十五日午前五時、御粥献上式後、恵方口より火を入れる。燃え終れば、御粥を下げて頂戴す。昔は（十三日立 十四日とんと祭十五日御粥神事）

一 御當恵祭

二月十七日午後一時

一、御祓の事 一、御開扉 一、御供七台 一、

御禱言 一、奉幣 一、御幣合せ一、米具美の

御祓 一、玉串奉る 一、恵おどり 一、参列

者一同お鐸を戴く 一、神酒を戴く

一 祈年祭 大祭式にて、二月下旬午前十時

一 初午祭 中祭式にて、三月初午日午後一時

一 春神幸祭 大祭式に依る。午前九時執行、十時渡

御行列出発、氏地内二ヶ所御休息、午後五時御還り

3 「田植祭」

一 半夏生祭 中祭式にて、七月当日午後一時
一 例祭 大祭式にて、十月廿三日午前十時
一 新嘗祭 大祭式にて、十一月下旬午前十時
一 御火焚祭 中祭式に依る。祝詞後鎮火神事執行

4 「特殊神饌」

ありません
用ひられます。詳細は別記します

【別紙】

特殊な神饌

一 御粥神事 一月十五日朝

くわへ（提子）に煮へたての御粥を入れて神前くみど久美度に御箸をそへて供へる。拝の後、御箸にたかきで上げとんど火に入れる。御箸は楊枝一尺五寸程に切り、さきの方を六七寸皮をむき、縦に四つに割りてつくる

一 粽節句祭 旧五月五日朝

粽 四日 川より葭・蒲を採り来り洗ふ。団子

（米粉）を葭の軸にさし、葭の葉二枚にてつみ、蒲にてつみ、菅にてくくる。二十く、りして供へる。屋根へは、菖蒲・梅檀・蓬をく、り茸く

一 しんこ 半夏生祭 七月当日

米粉にて横三寸縦一寸三角につくる

一 御當恵祭 御膳 二月十七日

一、白むし 三合 一、かちん 廿五 一、す

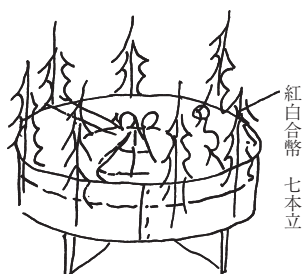
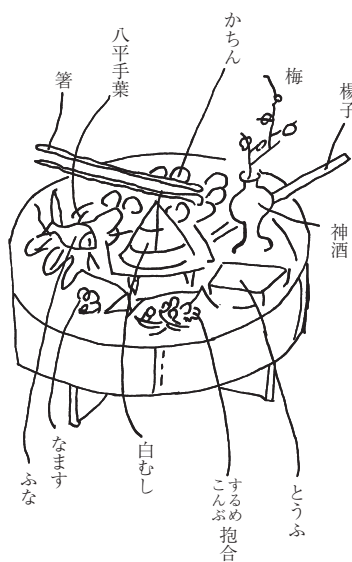
るめ昆布抱合 五

一、白豆腐 一、柿なます 一、神酒 白梅を挿す

一、生鮎 一、搗栗 一、大福餅 一、田作

一、楊ばし 一膳 小やうじ一本 三本共楠枝

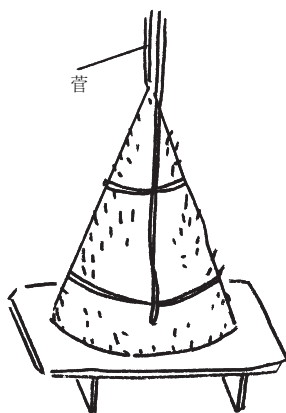
荒けづり一尺五寸



一 もつさう飯 新嘗祭 十一月下旬

新米を（白蒸）盛相にて形とり本社はじめ末社まで供ふ

古へは例祭に五台供へたり



古くは例祭に五台供へたり

5 「当屋の決定」 籤引でした。今はありません

6 「長男の扱い」 わかりません

7 「当屋の任務」

一年間祭事に主となつて仕へた。又其行事其他費用を弁じた

8 「当屋の交代」 年の暮

9 「特殊神事」 あります。別記します

【別紙】

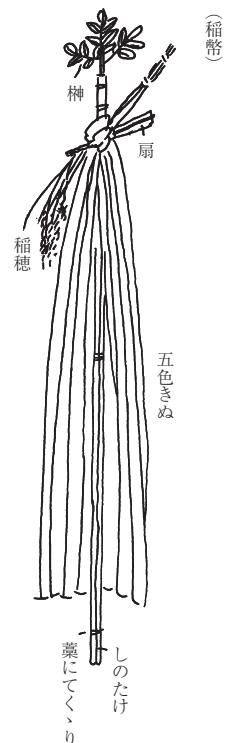
特殊神事

一 御當恵祭（おとうへ祭）

これは西淀川区御幣島町の旧社（皆合祀なりたる住

吉神社）前にて行はれし祭にして、今は其内の或部分を伝へ行へり。以前は、一月十七日に執行したる年こひの祭なり（代々宮座が嚴重に伝へ祭り来つたものにて、毎年頭の家を決め、其家を清め、潔斎して七台の御膳其他を夜通にて作り、又七人の稚児を撰んで宮仕へさした）。特別な神饌を供へ（別記）頭の屋より稲幣を奉り、幣合の行事をする。これは天の幣地の幣の即天地和合の恵を神明に祈願して年の豊作を冀ふのである。又恵の鐸とて、大なる鐸幣にて今年蒔く種物又犁・鋤其他の道具の御祓をうける後に一同喜び祝ひて（米具美踊をなして神明を勇め奉るのである）撤下饌を頂戴し、引取る

（一）印の行事は皆今はせず頭の屋より奉る稲幣は、二本のしの竹を上下中とく、り（藁にて）、櫛を先につけ、穂のまゝの稲を一束を五色の布にてく、りて末広と共に垂れ下げる御膳はまげものにて（脚つき蓋つき）、安永歳のがたし。御膳の廻りに七本の合幣をつける。合幣は紅白の紙四重の幣をあわせたものにて天地合致した相を表はして居る（俗にこれを戴けば御腹の痛かなをえる由）。農具はそのまゝのもの、又雛形をも持出す



一 半夏生祭

田植も終へて、此日一同参拝して奉養し、害虫鳥又風水害の難をのがれ、悪疫になやまないやう御願致する祭なり。新粉^{しんこ}を作り供へ、参拝者はお撤下を頂戴す。家々では、笹蒸（うどん粉製で中にあんを入れ、茗荷の葉にて包み蒸し上げる）を作り、安楽に其一日を過すのである。享和年間の書には、それくの村役へ御撤下、しんこを配りたり。又、所望者へは授けた様子が書き遺こされている

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 致しません

12 「火焚の神事」

とんと祭の際燃します。2、の別記御参照下さい

【宮座】

1 「宮座の有無」

以前ありました。御幣島村の際、今はありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 〔座人の資格〕 不明です

4 〔座衆の人員〕 以前は廿人程ありました

5 〔座入り儀礼〕 不明です

6 〔首座の名称〕 頭の屋ヤと云ひました

7 〔組織階級〕

村の上級ばかり各町に分割してありました

8 〔座人の義務〕

以前は、祭をなす其他神社の費用を特に負担した。頭の屋に交代になる。稚児を出す

9 〔宮座衆の姓〕 不明です

10 〔座を開く時期〕 年の暮 交代期

11 〔宮座の行事〕

祭典には重要な役をなす。祭礼9、別記御参照下さい

12 〔座の財政〕 不明であります

13 〔文書記録〕 ありましたが不詳

14 〔類似の組織〕 ありません

15 〔解体した座〕

以前ありました。御幣島村また全様のもの三津屋にありましたが不明です。前期のは、ありし時のわかるたけ書上げました

無格社 鼻川神社 大阪市西淀川区花川町一（西淀川区）

報告者 丸尾鹿次郎

【神職】

1 〔世襲〕 なし

2 〔現在も世襲か〕 なし

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕 不明

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 丸尾鹿次郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕 なし

2 〔二重氏子〕 なし

3 〔他市町村区域〕 鎮座地花川町一ヶ町に限る

4 〔氏子の戸数〕 現在は八百余戸

5 〔戸数の変動〕 大正十三年十月、二百三十戸

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 なし

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11 〔階級の相違〕 なし

12 〔氏子の義務〕 神社維持に付、氏子納金の負担を負ふ

13 〔義務の差〕

氏子納金に付、有産者は多く、無産者は少く

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 祈年・新嘗祭、春・秋例祭 十月十八日

2 「儀礼内容」 普通祭式とす

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」

熟饌生臭と精進と二種有り。御食は（白蒸）、御酒は

（甘酒）、鏡餅は（味噌餡柏餅）、他に魚菜果物三十余

種を調理す

5 「当屋の決定」

大正十二年迄は抽籤なるも、十三年以後なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

無言の神事 毎年十月十八日午前二時執行。式は普通

祭典なるも、祓詞及祝詞は奏上をなさず、只文を御観

覧にきよす。此の時熟饌

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

宮講として、年々一度講員の安全を祈願し後に直会式

有りしも、昭和三年以後中絶す

15 「解体した座」 なし

村社 住吉神社 大阪市西淀川区福町（西淀川区）

報告者 有田久美

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 先生

4 「一年神主」

5 「収 入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

兼務：有田久美

【氏 子】

1 「氏子区域」

福町

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

然り

4 「氏子の戸数」

約五百戸余

5 「戸数の変動」

戸数は増加せるものと思ふ。区域は減少せり

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

別に方法なし

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

毎月納金を負担す

13 「義務の差」

納金額が違います

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭（四月二十日）、新嘗祭（十一月廿六日）、春祭（二

月二十日）全時に祈年祭を行ふ、夏祭（七月三十日）

祈年祭（春祭）、例祭、夏祭、新嘗祭

2 「儀礼内容」

なし

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

村社 住吉神社 大阪市西淀川区大野町外一番地（西淀川区）

報告者 沼本 漆

【神 職】

- 1 [世襲]

世襲ではありません（但 父と自分で二代となって居ります）

- 2 [現在も世襲か] //
 - 3 [特別な名称] //
 - 4 [一年神主] //
 - 5 [収入] 寄付金、氏子納金、賽銭、初穂米
 - 6 [その他] //
 - 7 [神職の氏名] 沼本 漆^{イタル} 但兼務
- 【氏子】
- 1 [氏子区域] //
 - 2 [二重氏子] //
 - 3 [他市町村区域] 限られてありません

- 4 [氏子の戸数] 約四百五十戸

- 5 [戸数の変動]

ありません（但し少しは増加しています）

- 6 [氏子の資格]

- 7 [氏子入り儀礼]

- 8 [婿入り]

- 9 [若衆の行事]

- 10 [氏子内の階級]

- 11 [階級の相違]

- 12 [氏子の義務]

氏子総代選挙、氏子納金、其他必要に応じ、神社の世話をします（但し一年交代にて神社世話人となりたる人がします）

- 13 [義務の差]

- 14 [その他]

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

祈年祭 二月中に執行します。夏祭 八月一日、例祭 十月十二日、新嘗祭 十一月中

- 2 [儀礼内容]

祈年祭、夏祭、例祭、新嘗祭

- 3 [田植祭]

- 4 [特殊神饌]

- 5 [当屋の決定]

- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]

八月中に豊漁祭を行います。昔は相当盛んなりし由なるも、現在は形ばかりです（但し漁民が転業し減少したるによります

- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事]

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]

自一
至二五 該当事項ありません

- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

線は該当事項のない事を示します

郷社 中島惣社 大阪府東淀川区山口町（東淀川区）

報告者 社司・上田藤一郎

【神 職】

- 1 [世襲] 否
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称] 先生
- 4 [一年神主]
- 5 [収入] 氏子の初穂米又は初穂料による
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名] 社司・上田藤一郎、社掌・田中専之助

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 柴島町（南部）、濱町、飛島町、北川口町、南方町、西町、山口町、國次町、南宮原町、宮原町、日之出町、三國本町、十八条町
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域] 元西中島町と北中島村にあり
- 4 [氏子の戸数] 約九千戸

5 「戸数の変動」

大正十四年以前は三千戸以内でしたが、以後市内に編

入の後激増

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

経常費の負担

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月 日、春祭 五月十八日、例祭 十月廿七日、

新嘗祭 十一月廿 日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

一月十五日トンド

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 大宮神社

大阪市東淀川区豊里町（東淀川区）

報告者 社掌・木岡直正

【神 職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 荘米による
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 社掌・木岡直正

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 現在東淀川区豊里町、及豊里三番町、橋寺町（全部）
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限る
- 4 「氏子の戸数」 三百戸
- 5 「戸数の変動」 区域なし、戸数約五割増
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 現在はない
- 11 「階級の相違」 以前は家格による
- 12 「氏子の義務」 氏子納金、神社維持一切の責任
- 13 「義務の差」 なし

- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
 - 十月二十五日 例祭、十一月 日新嘗祭、二月 日祈年祭、一月三日 元始祭、二月十一日 紀元節祭、四月二十九日 天長節祭、四月十七日 春祭、六月十七日 夏祭、十一月三日 明治節祭、一月一日 歳旦祭、十二月十五日 鎮火祭
- 2 「儀礼内容」 特筆すべきものなし
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」

明治二十五年頃まで渡御式ありたるも、今は中絶す。
明治十年頃まで旧十一月十五日「オヒタキマツリ」と称して火渡りの行事ありたるも、今はなし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

一月十五日大とんど、一月六日神とんどと称するもの

ありたるも、今は一月十五日早朝形のみ行ふ

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 なし
- 2 〔宮座の建物〕 なし
- 3 〔座人の資格〕 なし
- 4 〔座衆の人員〕 なし
- 5 〔座入り儀礼〕 なし
- 6 〔首座の名称〕 なし
- 7 〔組織階級〕 なし
- 8 〔座人の義務〕 なし
- 9 〔宮座衆の姓〕 なし
- 10 〔座を開く時期〕 なし
- 11 〔宮座の行事〕 なし
- 12 〔座の財政〕 なし
- 13 〔文書記録〕 なし
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕

今は中絶せるも、明治維新頃まで「トウデン講」「オイ祭講」「座頭」と称するものあり。各二、三十人位の一座にて、一月十五日祭典を行ふものにて、古くより行はれいたる由なるも、今はその記録もなし

村社 豊崎神社

大阪市東淀川区豊崎東通四丁目（北区）

報告者 社掌・友田謙吉

【神 職】

- 1 〔世襲〕

此の社の世襲ではありませんが、祖先代々より神職です

- 2 〔現在も世襲か〕 全上

- 3 〔特別な名称〕 別に名称なし

- 4 〔一年神主〕 此様な習慣なし

- 5 〔収入〕

氏子総代が人を雇ふて集金せしめ、其内より給料を受
けたり

- 6 〔その他〕 なし

- 7 〔神職の氏名〕 友田謙吉

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

東淀川区豊崎東通・西通各二丁目より三丁目に至る、
全区本庄東通・中通・西通各一丁目より五丁目迄、全
区南浜丁三丁目の一部、全区長柄東通・中通の内（元
南長柄領全部）、及、北区鶴之町、通本町、葉村町、
黒崎町、中崎町、浮田町、山崎町、萬歳町以上全部、及、
北区天神橋筋東四丁目^{自一、〇三三}至^{地一、〇五七}の区域

- 2 〔二重氏子〕 右様の事なし

- 3 〔他市町村区域〕

以前は豊崎村の鎮守なりしが、其後行政区域の変更により、一部北区に編入せられたるを以て、今は北区及東淀川区の両区にまたがりあり

4 「氏子の戸数」 約八千戸

5 「戸数の変動」

明治四十年以前は僅かに四五百戸なりしに、現今八千戸を算するに至る

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」 儀式なし

8 「婿入り」 其定め又は特別の習慣なし

9 「若衆の行事」 此の行事なし

10 「氏子内の階級」 此様な階級なし

11 「階級の相違」 家格によります

12 「氏子の義務」

氏子納金の負担、及當繕寄付及祭礼に於ける奉仕等

13 「義務の差」 階級により、負担金に高下あります

14 「その他」 別に特筆すべき事なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十九日、夏季祭 七月^{十四日}、秋季祭（例祭）十月^{十五日}、新嘗祭 十一月二十六日、鎮火祭 十月十九日、以上主なる祭礼に有之

2 「儀礼内容」

右記の通りの順序に有之

3 「田植祭」

当社の御供田として一反〇四歩あり。毎年田植祭を行ふ

4 「特殊神饌」 別に特殊のもの無之

5 「当屋の決定」

神社より総代へ祭礼の奉仕者の依頼を發し、総代より宮係と云ふものありて、之れを順番に社頭に奉仕方依頼することになつて居ります

6 「長男の扱い」 其定めなし

7 「当屋の任務」

社頭に於て、祭礼に於ける献備者よりの供物の受付及神樂の受付、其他社務の奉仕

8 「当屋の交代」

宮係と云ふ名称のもの約四百五十軒あり。別に任期なく、祭礼毎に交代に総代より選出す

9 「特殊神事」 別に特殊の神事なし

10 「山の神祭」 此神事なし

11 「藁蛇の神事」 此神事なし

12 「火焚の神事」

往古は鎮火祭に大火を燃したる事あれど、当今はさることなし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 [宮座の建物] なし

3 [座人の資格] なし

4 [座衆の人員] なし

5 [座入り儀礼] なし

6 [首座の名称] なし

7 [組織階級] なし

8 [座人の義務] なし

9 [宮座衆の姓] 宮座なし

10 [座を開く時期] なし

11 [宮座の行事] なし

12 [座の財政] なし

13 [文書記録] なし

14 [類似の組織] なし

15 [解体した座] 当地には之れなく

村社 富島神社

大阪市東淀川区中津濱通壱丁目（北区）

報告者 馬場幾太郎

【神 職】

1 [世 襲] 世襲であります

2 [現在も世襲か] 現在迄続て居ります

3 [特別な名称] 特別の呼名はありません

4 [一年神主] 右の制はありません

5 [収 入] 社入金、宮田作得米麦初穂米であります

6 [その他] 特殊なことはありません

7 [神職の氏名] 馬場幾太郎

【氏 子】

1 [氏子区域] 右の事はありません

2 [二重氏子] 右の事はありません

3 [他市町村区域] 区域内に限られて居りません。郡制時代には参ヶ町に

渉り、現在区制の式区に涉つて居ります

4 [氏子の戸数] 現在八千戸あります

5 [戸数の変動] 大相違かあります。古くは戸数参百程で神社合併後区

域も拡大せり

6 [氏子の資格] 何のきめもありません

7 [氏子入り儀礼] 特別儀式はありません

8 [婿入り] 行事はありません

9 [若衆の行事] ありません

10 [氏子内の階級] ありません

11 [階級の相違] 氏子納金の名に於て神社費を負担して居ります

12 [氏子の義務] 氏子納金の名に於て神社費を負担して居ります

13 [義務の差] ありません

14 [その他] ありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

祈年祭 二月 日、合祀記念祭 六月七日、夏祭 七月
十四日、例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月 日、鎮火
祭 十二月十九日、其他暦面記載の祭儀

2 〔儀礼内容〕

一、例祭 二、祈年祭 三、新嘗祭 四、夏祭 五、
鎮火祭、其他暦面祭式

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

用いられません

5 〔当屋の決定〕

〃

6 〔長男の扱い〕

〃

7 〔当屋の任務〕

〃

8 〔当屋の交代〕

〃

9 〔特殊神事〕

近年夏祭に渡御を行ふて居ります

10 〔山の神祭〕

〃

11 〔藁蛇の神事〕

〃

12 〔火焚の神事〕

正月十五日にとんとを致します

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

〃

2 〔宮座の建物〕

〃

3 〔座人の資格〕

〃

4 〔座衆の人員〕

〃

5 〔座入り儀礼〕

〃

6 〔首座の名称〕

〃

7 〔組織階級〕

〃

8 〔座人の義務〕

〃

9 〔宮座衆の姓〕

〃

10 〔座を開く時期〕

〃

11 〔宮座の行事〕

〃

12 〔座の財政〕

〃

13 〔文書記録〕

〃

14 〔類似の組織〕

上記する事はありません

15 〔解体した座〕

〃

明暦の頃、七人の宮座がありしと云伝へて居ります

村社 柴島神社

大阪市東淀川区柴島町一丁目貳百八拾九番地（東淀川区）

報告者 社掌・大宅有健

【神 職】

1 〔世襲〕

古来世襲です

2 〔現在も世襲か〕

〃

3 〔特別な名称〕

ありません

4 〔一年神主〕

上記のやうな交代制の習慣はありません

5 〔収入〕

お初穂によって収入としていました

6 〔その他〕

ありません

7 〔神職の氏名〕

大宅有健

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

氏子区域は大字柴島の中にも、六分は他の神社区域にて四分は当社の氏子区域なり

2 〔二重氏子〕

其んなのはありませぬ

3 〔他市町村区域〕

市、町の区域内に限られています

4 〔氏子の戸数〕

四百戸

5 〔戸数の変動〕

昔に比して今は大相違があります。昔は殆ど地下のものばかりでした

6 〔氏子の資格〕

制限がありません

7 〔氏子入り儀礼〕

其の様な事はありません

8 〔婿入り〕

何等定めはありません。婿入りしたる者は当社氏子と見做しています

9 〔若衆の行事〕

其の様な事はありません

10 〔氏子内の階級〕

オトナ・中老・若衆あり

11 〔階級の相違〕

昔は、勿論家格をやかましく云ひましたが、今は、それよりも寧ろ財産を有するものもてはやされる様になりました。年齢によることも無きにあらず

12 〔氏子の義務〕

神社の経常費は勿論、営繕修繕等苟も神社に関する限り諸種の義務を負担します

13 〔義務の差〕

例へは経費の如きも階級の等差によりて義務を異にします

14 〔その他〕

別にありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

七月十五日 夏祭、十月十五日 秋祭（例祭）

2 〔儀礼内容〕

夏祭、秋祭

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

別にありません

5 〔当屋の決定〕

その様なものはありません

6 〔長男の扱い〕

その様なことはありません

7 〔当屋の任務〕

なし

8 〔当屋の交代〕

なし

9 〔特殊神事〕

なし

10 〔山の神祭〕

無し

11 〔藁蛇の神事〕

無し

12 〔火焚の神事〕

一月十五日のとんど

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

無し

2 〔宮座の建物〕

無し

3 〔座人の資格〕

座人と称すべきもの無し

- 4 「座衆の人員」 無し
- 5 「座入り儀礼」 無し
- 6 「首座の名称」 無し
- 7 「組織階級」 無し
- 8 「座人の義務」 無し
- 9 「宮座衆の姓」 無し
- 10 「座を開く時期」 無し
- 11 「宮座の行事」 無し
- 12 「座の財政」 無し
- 13 「文書記録」 無し
- 14 「類似の組織」 無し
- 15 「解体した座」 無し

以前はあった様にきいています。今は詳細な事はわかりませぬ

村社 大隅神社 大阪市東淀川区南大道町（東淀川区）

報告者 西田繁治

【神 職】

- 1 「世襲」 ありません
- 2 「現在も世襲か」 明治五年頃まで
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 賽物の外、年二回米麦初穂を徴す
- 6 「その他」 なし

- 7 「神職の氏名」 西田繁治

【氏 子】

- 1 「氏子区域」

南大道町、北大道町、西大道町、江口町、小松町、瑞光通、島頭町、相川町

- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 千二百戸
- 5 「戸数の変動」 近來大いに増加した
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 特別な儀式なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 家格と資産とを参酌す
- 12 「氏子の義務」 神社の経費を負担す
- 13 「義務の差」 等級制度になつている
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

春祭 四月二十三日午後一時、例祭 十月二十三日午前
十時、新嘗祭 十一月二十九日、祈年祭 二月二十一日

2	〔儀礼内容〕 春祭・例祭は宵宮として諸準備をなし、祭典当日氏子惣 代及団体代表者参列の上祭典執行献湯、神楽の行事あ り、各町青年団出仕
3	〔田植祭〕 なし
4	〔特殊神饌〕 なし
5	〔当屋の決定〕 なし
6	〔長男の扱い〕 なし
7	〔当屋の任務〕 なし
8	〔当屋の交代〕 なし
9	〔特殊神事〕 なし
10	〔山の神祭〕 なし
11	〔藁蛇の神事〕 なし
12	〔火焚の神事〕 なし
【宮 座】	
1	〔宮座の有無〕 なし
2	〔宮座の建物〕 なし
3	〔座人の資格〕 なし
4	〔座衆の人員〕 なし
5	〔座入り儀礼〕 なし
6	〔首座の名称〕 なし
7	〔組織階級〕 なし
8	〔座人の義務〕 なし

9	〔宮座衆の姓〕 なし
10	〔座を開く時期〕 なし
11	〔宮座の行事〕 なし
12	〔座の財政〕 なし
13	〔文書記録〕 なし
14	〔類似の組織〕 千度講、鏡講
15	〔解体した座〕 なし
村社 神津神社 大阪市東淀川区十三東町（淀川区） 報告者 足立正嗣	
【神 職】	
1	〔世 襲〕 世襲ではありません 明治四十年迄
2	〔現在も世襲か〕 一般よりは先生と呼びます 該当ありません
3	〔特別な名称〕 春秋二期の御初穂又賽銭
4	〔一年神主〕 なし
5	〔収 入〕 なし
6	〔その他〕 足立正嗣
7	〔神職の氏名〕 なし
【氏 子】	
1	〔氏子区域〕 区域内に限られています
2	〔二重氏子〕 なし
3	〔他市町村区域〕 七千五百戸
4	〔氏子の戸数〕 なし

5 「戸数の変動」 区域は変り無きも、戸数は年と共に増加
6 「氏子の資格」 別に制限なきも、一定の氏地に住居し氏子納金を納付する者を氏子として居ります

7 「氏子入り儀礼」

特別な儀式は無く、戸主の名を氏子納金台帳に記入して居ります

8 「婿入り」

中には神前結婚して氏子になります

9 「若衆の行事」

例祭に太鼓を昇き、又渡御式に供奉。奉仕

10 「氏子内の階級」

家格によります

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

例へば、神社改築費寄付応募、又毎月氏子納金徴集
寄付金又は氏子納金に等差があります

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

元旦祭 一月一日午前十時、元始祭 一月三日午前十時、
祈年祭 二月指定の日、紀元節 二月十一日午前十時、
天長節 四月二十九日午前十時、春季祭 五月二十三日、
例祭 十月二十三日、新嘗祭十一月

2 「儀礼内容」

修祓・開扉・献饌・祝詞・幣帛奉・奉幣使祝詞・奉幣
使玉串奉典・齋主玉串・一般玉串

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

臨時祭の場合は、当区に於ては予め神職打合して籤引
して日取りをきめます

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

宮座に該当する事はありません

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9	〔宮座衆の姓〕	_____
10	〔座を開く時期〕	_____
11	〔宮座の行事〕	_____
12	〔座の財政〕	_____
13	〔文書記録〕	_____
14	〔類似の組織〕	_____
15	〔解体した座〕	_____

村社 **蒲田神社** 大阪市東淀川区三國町（淀川区）
 報告者 上田三郎

【神 職】

1	〔世襲〕	世襲ではありません
2	〔現在も世襲か〕	_____
3	〔特別な名称〕	_____
4	〔一年神主〕	_____
5	〔収入〕	神社有田地の小作料によりました
6	〔その他〕	_____
7	〔神職の氏名〕	上田三郎

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	大阪市東淀川区三國町一円
2	〔二重氏子〕	二重氏子はありません
3	〔他市町村区域〕	三國町内に限られています
4	〔氏子の戸数〕	約壹千四百戸

5	〔戸数の変動〕	大相違あります。三十年前は三百戸足らずの由
6	〔氏子の資格〕	制限はありません
7	〔氏子入り儀礼〕	特別な儀式はありません
8	〔婿入り〕	氏地内居住によります
9	〔若衆の行事〕	ありません
10	〔氏子内の階級〕	階級はありません
11	〔階級の相違〕	_____
12	〔氏子の義務〕	氏子納金負担の義務を負ひます
13	〔義務の差〕	_____
14	〔その他〕	_____

【祭 礼】

1	〔祭の日時〕	祈年祭 二月中旬、春祭 五月一日午前十時、例（秋） 祭 十月廿四日午前十時、新嘗祭 十一月下旬
2	〔儀礼内容〕	祈年祭、春祭、秋祭、新嘗祭
3	〔田植祭〕	ありません
4	〔特殊神饌〕	ありません
5	〔当屋の決定〕	_____
6	〔長男の扱い〕	_____
7	〔当屋の任務〕	_____
8	〔当屋の交代〕	ありません
9	〔特殊神事〕	ありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 一月十五日に火を境内で燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」 管掌として二家ありました

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 管掌家の戸主

4 「座衆の人員」

上の村で一戸、下の村で一戸でありました

5 「座入り儀礼」 分りません

6 「首座の名称」 首座の人はありません

7 「組織階級」 村一番の系統の良き古き家筋

8 「座人の義務」 神社及び神社有地の管理だけです

9 「宮座衆の姓」 渡辺氏と浜田氏とのみでした

10 「座を開く時期」 別にあります

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 神社有地の小作料によります

13 「文書記録」 何もあります

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」

右管掌家としては、右二家が明治初年までありました

村社 八幡大神宮 大阪市東淀川区長柄中通三丁目（北区）

報告者 社掌・友田敬博

【神 職】

1 「世襲」 世襲

2 「現在も世襲か」 現在世襲

3 「特別な名称」 特別になし

4 「一年神主」 無し

5 「収入」

氏子納金をなして、其の内より給料を支給せり

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 社掌・友田敬博

【氏 子】

1 「氏子区域」

東淀川区長柄西通三・四丁目、中通三・四丁目、東通

三・四丁目、浜通四丁目、天神橋筋八・九丁目（旧北

長柄町全部）

2 「二重氏子」 無し

3 「他市町村区域」

旧北長柄町なるが故、神社の鎮座の市町村の区域内な

り

4 「氏子の戸数」 約二千戸

5 「戸数の変動」 地形等の関係か其割に相違なし

6 「氏子の資格」 無し

7	〔氏子入り儀礼〕	無し
8	〔婿入り〕	氏地内に居住する者は氏子とす
9	〔若衆の行事〕	無し
10	〔氏子内の階級〕	此様な階級なし
11	〔階級の相違〕	なし
12	〔氏子の義務〕	神社の氏子納金の負担、當舖寄付及祭礼に於ける奉仕等
13	〔義務の差〕	負担金の高下位のもの
14	〔その他〕	特筆すべきものなし
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	例祭（十月十八日）、新嘗祭（十一月）、祈年祭（二月）、夏季祭（七月十八日）、節分鎮魂祭（節分当日）、鎮火祭（十二月十七日）
2	〔儀礼内容〕	節分鎮魂祭、祈年祭、夏季祭、例祭、新嘗祭、鎮火祭
3	〔田植祭〕	無し
4	〔特殊神饌〕	無し
5	〔当屋の決定〕	年々各町の宮係がくじにて社頭係・設備係等定む
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	

祭礼境内の設備・献備者の供物受付、神楽の受付等		
8	〔当屋の交代〕	秋祭約十日前集会の上各町代表にてくじを引く
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	一月十五日に注縄を燃す事あり
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	なし
4	〔座衆の人員〕	なし
5	〔座入り儀礼〕	なし
6	〔首座の名称〕	なし
7	〔組織階級〕	なし
8	〔座人の義務〕	なし
9	〔宮座衆の姓〕	なし
10	〔座を開く時期〕	なし
11	〔宮座の行事〕	なし
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	なし

村社 春日神社

大阪市東淀川区上新庄町（東淀川区）

報告者 西田繁治

【神 職】

- 1 〔世 襲〕 世襲に非ず
- 2 〔現在も世襲か〕 明治四十年頃迄
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収 入〕 賽物の外年二回、小麦の初穂徴収せり
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 西田繁治

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 上新庄町、下新庄町
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 限定せり
- 4 〔氏子の戸数〕 約八百戸
- 5 〔戸数の変動〕 数年の内に約四百戸増加せり
- 6 〔氏子の資格〕 なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 なし
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 家格并資産を参酌する
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金を負担す

13 〔義務の差〕

等級制度に依る

14 〔その他〕

なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 一、春祭（四月二十五日午後二時） 例祭（十月二十五日午前十時） 三、祈年祭 四、新嘗祭
- 2 〔儀礼内容〕 先導 神職、次 幣帛供進使、次 齋主、次 神職、次 神職、次 氏子惣代、次 小学校長、次 軍人会代表者、青年団代表者

- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 なし
- 6 〔長男の扱い〕 なし
- 7 〔当屋の任務〕 なし
- 8 〔当屋の交代〕 なし
- 9 〔特殊神事〕

氏地に千度講と云へる組合ありて、毎月正月十一日（現在は二月十一日）に年番者より神饌を供進し、氏子は早朝参拝し、終日業を休みて祝宴を開き、以て今に变りなきは、勸請当日を記念せるものなりと云ふ

【付箋】

注◎

一、当社は、天正六年正月十一日奈良春日神社の分霊を勧請せり

二、講區別、大千度講一、小千度講二、榊講一あり。

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 大千度講、小千度講、榊講あり
- 15 「解体した座」 なし

村社 天満宮

大阪市東淀川区豊里菅原町（東淀川区）

報告者 社掌・木岡直正

【神 職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 莊米による
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 社掌・木岡直正

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 現在 東淀川区豊里菅原町（全町）
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られている
- 4 「氏子の戸数」 七百五十戸
- 5 「戸数の変動」 区域相違なし、戸数約十倍なり
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 現在はない
- 11 「階級の相違」 家格による
- 12 「氏子の義務」 氏子納金、神社維持一切の責任

- 13 〔義務の差〕 なし
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕

十月二十五日 例祭、十一月 日 新嘗祭、祈年祭二
月 日、一月三日 元始祭、二月十一日 紀元節祭、四
月二十九日 天長節祭、六月二十五日 夏祭、十一月三
日 明治節祭、四月二十五日 春祭、十二月十八日 鎮
火祭、二月二十五日 講社祭典

- 2 〔儀礼内容〕 特筆するものなし
- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 なし
- 6 〔長男の扱い〕 なし
- 7 〔当屋の任務〕 なし
- 8 〔当屋の交代〕 なし
- 9 〔特殊神事〕 特筆すべきものなし
- 10 〔山の神祭〕 なし
- 11 〔藁蛇の神事〕 なし
- 12 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 千度講

- 2 〔宮座の建物〕 なし
- 3 〔座人の資格〕 十二人の講員の者に限定す（座人世襲に
よる）

- 4 〔座衆の人員〕 十二人

- 5 〔座入り儀礼〕 なし（但し特別の事情による講員増員の
場合には特別の儀ありと云ふ）

- 6 〔首座の名称〕 なし

- 7 〔組織階級〕 平等

- 8 〔座人の義務〕 神社維持に付ての首能者たり

- 9 〔宮座衆の姓〕 野本、田中、一柳 等

- 10 〔座を開く時期〕 二月二十五日

- 11 〔宮座の行事〕 年一回祭典を行ふ

- 12 〔座の財政〕 不動産及預金利子による

- 13 〔文書記録〕

- 14 〔類似の組織〕 明治以後のものあり。以前のものは焼失せり
今より十八年前より営業講あり
- 15 〔解体した座〕 なし

村社 **田島神社** 大阪市東成区生野田島町（生野区）

報告者 藤木正治

【神 職】

- 1 〔世 襲〕

- 2 〔現在も世襲か〕

- 3 〔特別な名称〕

4 「一年神主」 世襲等の例なし

5 「収 入」

6 「その他」

以前三代前集米。其の後、会計指定を受けてより、会計法に従ひ俸給を受く

7 「神職の氏名」 藤木正治

【氏 子】

1 「氏子区域」

生野田島町全部一千二百戸。西北角に林寺町の一部接続して約三百戸有り

2 「二重氏子」

西隣林寺町の一部は、元天王寺区河堀町河堀稲生神社氏子区域なりしも、当町氏子の一部と交換したり

3 「他市町村区域」 有全

4 「氏子の戸数」 一千五百戸

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

区域内の数は土地の発展による自然増加にして、氏子となるに資格制限なし

7 「氏子入り儀礼」 氏子となるに儀式なし

8 「婿入り」

入婿は其の家の家族となりし日より氏子となる

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」 氏子納金高に依り約三等分す。座はなし

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

階級により氏子納金高も一定せず。年齢に依ることなし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、夏祭 七月八日、祈年祭 二月、新嘗祭 十一月、日時は大阪市より通知による。夏祭は午後早々

2 「儀礼内容」

大祭は府県社以下神社祭式に従ふ。其他は之れに順ず

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」 右の例なし

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」 右八ヶ目共なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

右十五ヶ目共なし

村社 天神宮 大阪市東成区猪飼野町西三丁目（生野区）

報告者 社掌・森田賢治

【神 職】

- 1 「世 襲」

記録備はらざりしにより、世襲か否か不明です

2 「現在も世襲か」 右の通り

3 「特別な名称」 ない様です

4 「一年神主」 不明

5 「収 入」 不明

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」

上席社掌・森田賢治、次席社掌・森田道三

【氏 子】

1 「氏子区域」 旧猪飼野町全部

2 「二重氏子」 ありません

3 「他市町村区域」 限られて居ます

4 「氏子の戸数」 一万二千戸

5 「戸数の変動」

明治初年迄は約百八十戸、大正年度、約六千戸

6 「氏子の資格」 氏地内に居住する者は、総て氏子の資格

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 第六項の通りです

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 ありません

12 「氏子の義務」

氏神を崇敬し、氏神の物質的負担をなす義務があります

13 〔義務の差〕

階級はなけれども氏子納金に額を異にするものがあり

ます

14 〔その他〕

本門法華宗の内佛立講及天理教の一部信者は全々崇敬の觀念なく、神社に対する義務を拒絶します。朝鮮出身者約一千戸あり、納金者一割に満ちません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十六日午前十時、夏祭 七月十六日午前十時

其他、一般神社祭日とせられたるもの

2 〔儀礼内容〕

大正十三年内務省令第四号による祭式順序の通り

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

ありません

5 〔当屋の決定〕

ありません

6 〔長男の扱い〕

ありません

7 〔当屋の任務〕

ありません

8 〔当屋の交代〕

ありません

9 〔特殊神事〕

ありません

10 〔山の神祭〕

ありません

11 〔藁蛇の神事〕

ありません

12 〔火焚の神事〕

ありません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

ありません

2 〔宮座の建物〕

ありません

3 〔座人の資格〕

ありません

4 〔座衆の人員〕

ありません

5 〔座入り儀礼〕

ありません

6 〔首座の名称〕

ありません

7 〔組織階級〕

ありません

8 〔座人の義務〕

ありません

9 〔宮座衆の姓〕

ありません

10 〔座を開く時期〕

ありません

11 〔宮座の行事〕

ありません

12 〔座の財政〕

ありません

13 〔文書記録〕

ありません

14 〔類似の組織〕

ありません

15 〔解体した座〕

以前はありました

村社 白山神社

大阪市東成区白山町一丁目官有の地（城東区）

報告者 白江林太郎

【神 職】

1 〔世襲〕

／

2 〔現在も世襲か〕

／

3 〔特別な名称〕

神主又は先生

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

白江林太郎

【氏子】

1 「氏子区域」

(旧中濱大字領一円) 白山町一丁目・全二丁目・全三

丁目、中濱町、北中濱町一丁目・全二丁目、北中濱町

三丁目、南中濱町一丁目・全二丁目・全三丁目、北中

本町一丁目、北中道町二丁目、城東練兵場

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

(旧中濱領一円) 白山町一丁目・二丁目・三丁目、中

濱町、北中本町一丁目、北中道町二丁目、南中濱町一

丁目・二丁目・三丁目、北中濱町一丁目・二丁目・三

丁目、城東練兵場

4 「氏子の戸数」

参千参百余戸

5 「戸数の変動」

明治四十二年頃参百余戸。現今参千参百余戸

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

祭礼に各町若中が提灯家台を建てます。現今は中止せ

り

10 「氏子内の階級」

以前は宮座、平、親父、中老、若中等のありしも現今

はなし

11 「階級の相違」

以前は十石以上(納税率)を立会と云ひ階級ありしも、

現在はない

12 「氏子の義務」

神社宮繕等の際負担を履行します

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、新嘗祭、祈年祭、菊祭 十一月三日、

記念祭 五月十日、夏祭 七月十六日、

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

菊祭に菊酒、菊枝、栗、柿、等を添へ神饌に致します。

玉串に菊枝に紙垂を付けて捧げます。菊生花は阪東実

践女学校生徒の奉献

5 「当屋の決定」

以前は親父分か務めます。現今はなし

6 「長男の扱い」

- 7 〔当屋の任務〕 祭儀を司る現在はない
 - 8 〔当屋の交代〕 親父分交代と同期に依る。現在なし
 - 9 〔特殊神事〕 菊祭 十一月三日に執行す。流鏑馬式往昔行はれしも、
現今は廃れたり
 - 10 〔山の神祭〕 //
 - 11 〔藁蛇の神事〕 七五三縄懸神事を行います
 - 12 〔火焚の神事〕 一月十四日夕刻、左義長行事あります
- 【宮 座】
- 1 〔宮座の有無〕 神酒講
 - 2 〔宮座の建物〕 //
 - 3 〔座人の資格〕 //
 - 4 〔座衆の人員〕 現在七人
 - 5 〔座入り儀礼〕 往古は厳格なりしと云ふ。現今はなし
 - 6 〔首座の名称〕 //
 - 7 〔組織階級〕 //
 - 8 〔座人の義務〕 //
 - 9 〔宮座衆の姓〕 //
 - 10 〔座を開く時期〕 毎年五月十七日
 - 11 〔宮座の行事〕 //
 - 12 〔座の財政〕 //
 - 13 〔文書記録〕 //
 - 14 〔類似の組織〕 //

- 15 〔解体した座〕 //
- 村社 八阪神社 大阪市東成区中道元町二丁目（東成区）
報告者 稲森増次郎
- 【神 職】
- 1 〔世襲〕 世襲神職の有無詳かならず
 - 2 〔現在も世襲か〕 //
 - 3 〔特別な名称〕 神主と呼ぶ
 - 4 〔一年神主〕 以前宮座のもの左座・右座協力、輪番に奉仕せしなり
 - 5 〔収入〕 詳かならず
 - 6 〔その他〕 他神社の神職兼務せしこと多く、明治四十二年始めて
専任神職を置く
 - 7 〔神職の氏名〕 社掌・稲森増次郎
- 【氏 子】
- 1 〔氏子区域〕 東区 唐居町・黒門町・川西町・宮林町、東成区 元
中道町
 - 2 〔二重氏子〕 なし
 - 3 〔他市町村区域〕 右の通り
 - 4 〔氏子の戸数〕 約四千五百戸
 - 5 〔戸数の変動〕 //

近年道路拡張と家屋改造により、漸次減す

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 別に規定なく、無条件にて氏子となる
- 9 「若衆の行事」 別になし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 之もなし
- 12 「氏子の義務」 格段の義務なし
- 13 「義務の差」 之もなし
- 14 「その他」 別段記すべきことなし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭・祈年祭・新嘗祭の外、四月三日 雛祭、六月五日 日弓祭菖蒲祭、夏祭 七月^{十五日}_{十六日}、十一月十四日 鎮火

祭

- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 当屋なるものなし
- 6 「長男の扱い」 全
- 7 「当屋の任務」 全
- 8 「当屋の交代」 全
- 9 「特殊神事」

六月五日の弓祭には、武道に関する競技を行ふ

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

一月十四日夕、とんどと云って門松やメ縄を氏子より持寄りて燃やす

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 宮座あり。左宮座・十一戸、右宮座・四戸
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 古来よりの家筋のみ
- 4 「座衆の人員」 一戸一人代表するものなれば、左宮座十一人、右宮座四人

四人

- 5 「座入り儀礼」 別になし
- 6 「首座の名称」 別になし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 左宮座 前田姓十戸・井川姓二戸、右座 松井姓二戸・段野姓一戸・宇田姓一戸
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」

弓祭・例祭には御饌（御鏡餅）御酒を供ふ

12 「座の財政」 各戸の月掛金による

13 「文書記録」 各座の名簿様のもの

14 「類似の組織」

15 「解体した座」 右の外未詳

村社 稲荷神社 大阪市東成区深江町（東成区）

報告者 川田幸太郎

【神 職】

1 「世襲」 古来世襲で有りました

2 「現在も世襲か」 詳細不明

3 「特別な名称」 神主 かんぬし

4 「一年神主」

右は座家の内、七戸交代、一年交代の時代もあり。後世に至り七人の内一人死亡節一人加はり、老人次に六人の交代に変わり、常々清浄潔斎。又主なる祭日は六人全員古より代々神楽を奏し、終日社前に伺候せしなり

5 「収入」

収入は米、麦、菅等の初穂に依るものなり

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 社掌・川田幸太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 大阪市東成区深江町一円とす

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」

氏子区域は、当神社鎮座の町の区域内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 凡壺千弐百戸

5 「戸数の変動」 古七八十戸、現在壺千弐百戸有す

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」

相当財等所有者の氏地入りの場合は、現在にても土着人格者を饗応す

8 「婿入り」

入婿の場合は座家に限りて儀式なり。神社になし

9 「若衆の行事」 若衆の行事もなし

10 「氏子内の階級」 氏子階級の座及平座、年老等あり

11 「階級の相違」 家格によります

12 「氏子の義務」

氏子納金其他。社殿造改築又は大修繕等の場合、財産相当の寄付金を受けしものなり

13 「義務の差」

財産其他収入により負担に異なる場合もあります

14 「その他」 不詳

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日午前十時又は午後二時、祈年祭 二月

日、新嘗祭 十一月 日、夏祭 八月一日、神弓

祭 正月九日、十月九日の二回

2 〔儀礼内容〕

神弓祭 一次献饌、次祝詞上、次献湯行事、次御弓 1

神職、2 講員、終て饗応等

3 〔田植祭〕

なし

4 〔特殊神饌〕

神饌として初菖奉納があります。笠縫の里なるが故な

り

5 〔当屋の決定〕

古は、年老六人総出にて当屋せしものなり

6 〔長男の扱い〕

なし

7 〔当屋の任務〕 8 〔当屋の交代〕

祭典当日、祭典後、終日全責任六人にて負ひし者なり、

明治時代七人の老人の内一人死亡せし、次に一人交代

す（以上老預六人）

9 〔特殊神事〕

神弓祭。旧くは笠縫祭ありしも、現在なし

10 〔山の神祭〕

なし

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

例年正月十四日の夜、大とんどを為す

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

深江宮座

2 〔宮座の建物〕

なし

3 〔座人の資格〕

一般氏子の上座に位せしものなり

4 〔座衆の人員〕

一座にて祭家三十六戸なり、現在あり

5 〔座入り儀礼〕

儀式は入座の節、座家全員三十六人を神社に参拝饗応

を為す

6 〔首座の名称〕

年預と云ふ

7 〔組織階級〕

不明なれども大概土着の人多し

8 〔座人の義務〕

古来は、神社一切造改築、修理、整理、祭祀等なり

9 〔宮座衆の姓〕

川田、河田、の姓多し

10 〔座を開く時期〕

正月九日及十月九日の両度開催す

11 〔宮座の行事〕

神弓祭に参列大弓に関係する者なり

12 〔座の財政〕

現金貳千円位を有す

13 〔文書記録〕

只今にては不詳

14 〔類似の組織〕

宮座の内六人衆と云ふ

15 〔解体した座〕

現在宮座あり

村社 弥榮神社

大阪市東成区鶴橋南之町三丁目（生野区）

【神 職】

1 〔世 襲〕

2 〔現在も世襲か〕

報告者 鹿谷久治郎

- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 //
- 5 「収 入」 //
- 6 「その他」 //
- 7 「神職の氏名」 鹿谷久治郎、鹿谷敏雄
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」
東区味原町、東区下味原町、東区舟橋町、鶴橋南之町
一丁目・二丁目・三丁目、鶴橋北之町一丁目・二丁目・三丁目、東桃谷町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、勝山通五丁目・六丁目・七丁目・八丁目・九丁目、東小橋南之町一丁目・二丁目・三丁目、東小橋北之町一丁目
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 域内に限られています
- 4 「氏子の戸数」 六千戸
- 5 「戸数の変動」 大相違あります
- 6 「氏子の資格」 制限ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 //
- 9 「若衆の行事」 //
- 10 「氏子内の階級」 //
- 11 「階級の相違」 //

- 12 「氏子の義務」 氏神を敬ひ経費を納める
- 13 「義務の差」 氏子納金に相違あります
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭（秋祭）十月十六日午前十時、夏祭 七月十六日

午前十時、祈年祭 二月十七日午前十時、新嘗祭 十一

月二十三日午前十時、節分祭 二月三日午後、

- 2 「儀礼内容」

内務省令に依り定められたる神社祭式の通り執行致し

ます

- 3 「田植祭」 ありません

- 4 「特殊神饌」 ありません

- 5 「当屋の決定」 //

- 6 「長男の扱い」 //

- 7 「当屋の任務」 //

- 8 「当屋の交代」 //

- 9 「特殊神事」 夏の御祭には渡御が行はれます

- 10 「山の神祭」 //

- 11 「藁蛇の神事」 //

- 12 「火焚の神事」 正月十五日境内に於て御ノ縄を燃します

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 ありません

2 〔宮座の建物〕 //

3 〔座人の資格〕 //

4 〔座衆の人員〕 //

5 〔座入り儀礼〕 //

6 〔首座の名称〕 //

7 〔組織階級〕 //

8 〔座人の義務〕 //

9 〔宮座衆の姓〕 //

10 〔座を開く時期〕 //

11 〔宮座の行事〕 //

12 〔座の財政〕 //

13 〔文書記録〕 //

14 〔類似の組織〕 獅子講があります

15 〔解体した座〕 以前にはありません

村社 八王子神社

大阪市東成区北中本町二丁目（東成区）

報告者 友田政一

【神 職】

1 〔世襲〕

合祀以前（八剱神社）迄は、世襲の様なものでした

2 〔現在も世襲か〕 別に世襲ではありませんが

3 〔特別な名称〕 かんのしさん

4 〔一年神主〕 ありません

5 〔収入〕

兼務が多くて神楽などいつしやうに奉仕していた様です

6 〔その他〕 ありません

7 〔神職の氏名〕 友田政一

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

東成区中本町全部、西今里町全部、北中本町一丁目、北中本町二丁目、南中本町一丁目、南中本町二丁目

2 〔二重氏子〕 そんな処はありません

3 〔他市町村区域〕 限られています

4 〔氏子の戸数〕 四千五百戸

5 〔戸数の変動〕 ありません

6 〔氏子の資格〕 ありません

7 〔氏子入り儀礼〕 ありません

8 〔婿入り〕 別に決められていません

9 〔若衆の行事〕 ありません

10 〔氏子内の階級〕 昔あつた様ですが今ありません

11 〔階級の相違〕 階級はありません

12 〔氏子の義務〕 氏子納金の義務があります

13 〔義務の差〕 ありません

14 〔その他〕 別にありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭（十月十七日）、夏祭（七月十五日 渡御があり
ます）、其他祈年、新嘗祭、御弓祭（一月十一日別に
行事を行ひません）

2 〔儀礼内容〕

主なる祭と言ふものはありません

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

用ひられません

5 〔当屋の決定〕

当番ありません

6 〔長男の扱い〕

ありません

7 〔当屋の任務〕

ありません

8 〔当屋の交代〕

ありません

9 〔特殊神事〕

ありません

10 〔山の神祭〕

ありません

11 〔藁蛇の神事〕

ありません

12 〔火焚の神事〕

正月拾五日 トンドを以前はやつていましたが、今で
はほんの名残を止めているのみです

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

ありません

2 〔宮座の建物〕

ありません

3 〔座人の資格〕

ありません

4 〔座衆の人員〕

ありません

5 〔座入り儀礼〕

ありません

6 〔首座の名称〕

ありません

7 〔組織階級〕

ありません

8 〔座人の義務〕

ありません

9 〔宮座衆の姓〕

ありません

10 〔座を開く時期〕

ありません

11 〔宮座の行事〕

ありません

12 〔座の財政〕

ありません

13 〔文書記録〕

ありません

14 〔類似の組織〕

若中、年寄と言つた様なものが祭には奉仕していた様
です

15 〔解体した座〕

以前あつた様に聞いています

村社 小路神社

大阪市東成区大友町（生野区）

報告者 社掌・露原 進

【神 職】

1 〔世襲〕

否

2 〔現在も世襲か〕

々

3 〔特別な名称〕

無し

4 〔一年神主〕

無し

5 〔収入〕

明治四十一年以前に拝命せる神職なし

6 〔その他〕

――

7 〔神職の氏名〕

露原 進

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕
東成区片江町、大友町、腹見町、中川町の全部
- 2 〔二重氏子〕
――
- 3 〔他市町村区域〕
区域内に限られている
- 4 〔氏子の戸数〕
六千百五十余戸
- 5 〔戸数の変動〕
二十年間に五千五百余戸の増加あり
- 6 〔氏子の資格〕
無し
- 7 〔氏子入り儀礼〕
無し
- 8 〔婿入り〕
儀式なし
- 9 〔若衆の行事〕
地車の行事あり
- 10 〔氏子内の階級〕
無し
- 11 〔階級の相違〕
家格による
- 12 〔氏子の義務〕
神社経常費を負担す
- 13 〔義務の差〕
負担額を異にす
- 14 〔その他〕
――

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭（十月十六日）、祈年祭（三月十八日）、新嘗祭（十一月二十八日）、歳旦祭（一月一日）、元始祭（二月三日）、紀元節祭（二月十一日）、天長節祭（四月二十九日）、明治節祭（十一月三日）、夏祭（八月一日）、春祭（四月十六日）、大祓祭（六月三十日・十二月三十一日）、月次祭（毎月十六日）

十一日）、月次祭（毎月十六日）

- 2 〔儀礼内容〕
――
- 3 〔田植祭〕
無し
- 4 〔特殊神饌〕
無し
- 5 〔当屋の決定〕
無し
- 6 〔長男の扱い〕
無し
- 7 〔当屋の任務〕
無し
- 8 〔当屋の交代〕
無し
- 9 〔特殊神事〕
無し
- 10 〔山の神祭〕
無し
- 11 〔藁蛇の神事〕
無し
- 12 〔火焚の神事〕
一月十五日未明に、左義長の行事を行ふ

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕
無し
- 2 〔宮座の建物〕
〃
- 3 〔座人の資格〕
〃
- 4 〔座衆の人員〕
〃
- 5 〔座入り儀礼〕
〃
- 6 〔首座の名称〕
〃
- 7 〔組織階級〕
〃
- 8 〔座人の義務〕
〃
- 9 〔宮座衆の姓〕
〃
- 10 〔座を開く時期〕
〃

- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 比賣許曾神社

大阪市東成区東小橋南之町三丁目（東成区）

報告者 本間文彦

【神 職】

- 1 「世襲」 否

- 2 「現在も世襲か」

寛政七年味原治部之丞神主の記録あり。而して明治十年頃迄味原家が神主なりと云ふも記録なし

- 3 「特別な名称」 なし

- 4 「一年神主」 該当事項なし

- 5 「収入」 神田より収穫の米売上金によりしと云ふ

- 6 「その他」 なし

- 7 「神職の氏名」 本間文彦

【氏 子】

- 1 「氏子区域」

東区小橋町一円、明治四十二年大阪府へ届出、大阪市東区木野町一円、全船橋町一円、全小橋元町一円、全

小橋東ノ町・小橋西之町一円、全味原町一円、全下味原町一円、東成郡鶴橋村大字東小橋一円、即ち現今の東小橋南之町二・三丁目及東小橋北之町一丁目一部及北之町二・三丁目並に現在の東小橋南之町一丁目及び北之町一丁目一部となれる鶴橋村木野小字惣ノ坪及船橋一円

- 2 「二重氏子」 なし

- 3 「他市町村区域」 限られています

- 4 「氏子の戸数」 三千五百戸

- 5 「戸数の変動」

大阪府神社明細帳に氏子七十五戸と記載あり

- 6 「氏子の資格」 なし

- 7 「氏子入り儀礼」 なし

- 8 「婿入り」 規定・習慣等なし

- 9 「若衆の行事」 なし

- 10 「氏子内の階級」 なし

- 11 「階級の相違」

- 12 「氏子の義務」

一戸平均月額八円の氏子納金を負担します

- 13 「義務の差」

- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、祈年祭 二月中下旬、新嘗祭 十一月下旬、夏祭 七月十六日

2 「儀礼内容」 渡御地車等なき故、社内の祭典のみなり

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 当屋なし

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

往時は五月廿八日に御田植、九月九日に菊御能の神事、十一月廿五日に橋渡の神事、又五月五日に菖蒲刈の神事ありしも、今はなし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 素盞烏尊神社

大阪市東成区舍利寺町（生野区）

報告者 藤木正治

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

世襲の例なし

神社会計法に従ひ手当を受く

藤木正治

【氏 子】

1 「氏子区域」

舍利寺町全部八百戸

2	〔二重氏子〕	他神社区域と共通せず
3	〔他市町村区域〕	氏子区域は当神社鎮座の町区域のみ
4	〔氏子の戸数〕	八百戸
5	〔戸数の変動〕	――
6	〔氏子の資格〕	土地の発展により戸数増加せるのみ。氏子となるに資格制限なし
7	〔氏子入り儀礼〕	右の儀式なし
8	〔婿入り〕	入婿は其の家の家族となりし日依り氏子となる
9	〔若衆の行事〕	――
10	〔氏子内の階級〕	氏子納金高により約三等分となる
11	〔階級の相違〕	――
12	〔氏子の義務〕	――
13	〔義務の差〕	――
14	〔その他〕	氏子の階級は、納金高の他は年齢に依ることなし。其 他特記することなし
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	例祭 十月十七日、祈年祭 二月、新嘗祭 十一月 日 時は大阪市よりの通知による、夏祭 七月十九日午後 時間一定せず

2	〔儀礼内容〕	大祭等は府県社以下神社祭に従ふ。其他は之れに順ず
3	〔田植祭〕	――
4	〔特殊神饌〕	右例なし
5	〔当屋の決定〕	――
6	〔長男の扱い〕	――
7	〔当屋の任務〕	――
8	〔当屋の交代〕	――
9	〔特殊神事〕	――
10	〔山の神祭〕	――
11	〔藁蛇の神事〕	――
12	〔火焚の神事〕	右八ヶ目共なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	――
2	〔宮座の建物〕	――
3	〔座人の資格〕	――
4	〔座衆の人員〕	――
5	〔座入り儀礼〕	――
6	〔首座の名称〕	――
7	〔組織階級〕	――
8	〔座人の義務〕	――
9	〔宮座衆の姓〕	――
10	〔座を開く時期〕	――

- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 **熊野大神宮** 大阪市東成区大今里本町三丁目（東成区）

報告者 山上壽太郎

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 世襲の時ありません
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収 入」 始めより給料制です
- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 山上壽太郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大今里町全部、東今里町全部、中道町の一部（旧大今里町字平戸）
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 他の町に亘つて居ります
- 4 「氏子の戸数」 六千戸

- 5 「戸数の変動」 大相違があります
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 別にあります
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 ありません
- 12 「氏子の義務」 氏子納金を負担します
- 13 「義務の差」 氏子納金の負担額を異にします
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、渡御祭 七月十七日、辯天祭 六月十七日、春祭 四月三日

- 2 「儀礼内容」 別に変った順序ありません
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 ありません
- 8 「当屋の交代」 ありません
- 9 「特殊神事」 ありません 渡御の外ありません
- 10 「山の神祭」 ありません

- 11 〔藁蛇の神事〕 ありません
- 12 〔火焚の神事〕 一月十五日 とんどがあります

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 ありません
- 2 〔宮座の建物〕 ありません
- 3 〔座人の資格〕 ありません
- 4 〔座衆の人員〕 ありません
- 5 〔座入り儀礼〕 ありません
- 6 〔首座の名称〕 ありません
- 7 〔組織階級〕 ありません
- 8 〔座人の義務〕 ありません
- 9 〔宮座衆の姓〕 ありません
- 10 〔座を開く時期〕 ありません
- 11 〔宮座の行事〕 ありません
- 12 〔座の財政〕 ありません
- 13 〔文書記録〕 ありません
- 14 〔類似の組織〕 座と称趣が違ひますが、宮講及共榮會と云ふのがあります
- 15 〔解体した座〕 ありません

村社 大宮神社 大阪市旭区大宮町八丁目（旭区）

報告者 社掌・廣瀬良平

【神 職】

- 1 〔世襲〕 文明年間より代々世襲にて、代々廣瀨（後廣瀬と改む）の姓をなせり
- 2 〔現在も世襲か〕 現在に至ります
- 3 〔特別な名称〕 俗称「宮サン」と称し、部落との関係を異にせり
- 4 〔一年神主〕 世襲神主の外に年交代にて「神主代」と称するものありて年々の渡御に御幣を捧持して供奉せり。此の慣例明治四十年迄伝へたり、神社合祀と共に廃絶せり
- 5 〔収入〕 明治四十年迄は、年二季の初穂を以て神職給料となれり
- 6 〔その他〕 明治迄は氏子掛りになく、城代の補助と且つ作州扶米と易占の収入にてなし、神職の居宅修理は神職自己の費用を支弁し、其の慣習現今に及ぶ
- 7 〔神職の氏名〕 社掌・廣瀬良平、社掌・廣瀬光胤

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 大阪市旭区貝脇町、千林町、今市町、森小路町、森小路町自一丁目至八丁目、大宮町自一丁目至八丁目、董

之莊地区内千林町、今市町、南島町、江野町、中宮町、
生江町、友測町、内代町

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 大阪市旭区内に限ります

4 「氏子の戸数」 推定六千戸

5 「戸数の変動」

明治四十年頃には五百戸なりしも、現今にては六千戸
に及ぶ

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 なし

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」

明治四十年迄若中のみありき。若中とは今日の青年団
員に相当す。但し神社の御用をなす

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 氏子納金負担 寄付負担

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

五月初卯日 相嘗祭神事、六月十五日 御田植神事（儀
式のみ）、七月三十一日 河瀬祓、九月十五日 ^{（あまふけ）}
醴神

事、十月二十六日 古式祭

2 「儀礼内容」

例祭（十月二十五日）、祈年祭（二月）、新嘗祭（十一月）、

春祭（四月三日）、夏祭（七月二十日）、古式祭（十月

二十六日）

3 「田植祭」 御田植神事の祭典あるも、神田なし

4 「特殊神饌」 春 ^{（よもぎ）} 艾餅、夏荷葉飯餅、秋菊花甘酒

5 「当屋の決定」 詳ならず

6 「長男の扱い」 詳ならず

7 「当屋の任務」 詳ならず

8 「当屋の交代」 詳ならず

9 「特殊神事」 相嘗祭神事、御田植神事、河瀬祓、醴神事、古式祭

10 「山の神祭」 山の神祭なし。境内守護神に暁の御食を奉奠する行事

あり

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

一月十五日午前四時焼火神事（とんど）、十二月鎮火
祭

【宮 座】

1 「宮座の有無」

合祀神社、城北村中八幡大神宮氏子にありき。其他不

明

- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

村社 **八幡大神宮** 大阪市旭区北清水町（旭区）

報告者 藤田作太郎

【神 職】

- 1 「世襲」

明徳三丙歳八月六日小黒越後守、藤原英興の門人市兵衛より世襲です

- 2 「現在も世襲か」 大正八年八月まで世襲でした
- 3 「特別な名称」 特別な名称ありません

- 4 「一年神主」 なし

- 5 「収入」

氏子区域内各村総代が徴収して、年二回神社に納付

- 6 「その他」 なし

- 7 「神職の氏名」 藤田作太郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 なし

- 2 「二重氏子」 なし

- 3 「他市町村区域」 区域内に限ります

- 4 「氏子の戸数」 約貳千戸

- 5 「戸数の変動」

最近は十年程以前の五倍位に増して居ります

- 6 「氏子の資格」 なし

- 7 「氏子入り儀礼」 なし

- 8 「婿入り」 なし

- 9 「若衆の行事」 なし

- 10 「氏子内の階級」 なし

- 11 「階級の相違」 家格によります

- 12 「氏子の義務」

氏子は神社の維持に尽力し、社務遂行に協賛同意するものとす

- 13 「義務の差」 なし

- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

一月一日 歳旦祭、二月 節分祭、二月 祈年祭、七月十五日 夏祭、九月十五日 例祭、十月二十三日 秋祭、十一月 新嘗祭、以上

2 〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、秋祭、夏祭、歳旦祭、紀元節、天節祭、神武天皇祭、其他、月次祭

3 〔田植祭〕

なし

4 〔特殊神饌〕

なし

5 〔当屋の決定〕

なし

6 〔長男の扱い〕

なし

7 〔当屋の任務〕

なし

8 〔当屋の交代〕

なし

9 〔特殊神事〕

佐山本山来迎寺主職の代の替る度に当社に参拝して、就任報告祭を執行す

10 〔山の神祭〕

なし

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

一月十五日の神とんどもあり

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

――

2 〔宮座の建物〕

――

3 〔座人の資格〕

――

4 〔座衆の人員〕

――

5 〔座入り儀礼〕

――

6 〔首座の名称〕

――

7 〔組織階級〕

――

8 〔座人の義務〕

――

9 〔宮座衆の姓〕

――

10 〔座を開く時期〕

――

11 〔宮座の行事〕

――

12 〔座の財政〕

――

13 〔文書記録〕

――

14 〔類似の組織〕

――

15 〔解体した座〕

――

村社 日吉神社

大阪市旭区赤川町（旭区）

【神 職】

1 〔世 襲〕

世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

明治三十六年頃迄は一定の神職はありませんでしたが、前任社掌の父なる人が同年頃就任して、前任者迄二代世襲でした。昨年夏休職となり、現在社掌が十月就任しました

3 〔特別な名称〕

ありません

報告者 土屋陽一

- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収 入」 従来より俸給制度であります
- 6 「その他」 特記すべきこともありません
- 7 「神職の氏名」 土屋陽一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 赤川町一円
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 限られて居ります
- 4 「氏子の戸数」 約参千五百戸
- 5 「戸数の変動」 大正末期に在つては僅々百数十戸でありましたが、十年程以前より俄に増加しました
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 別に特種の理由はありません。氏地内に転住した人は、自然、氏子と見做す事になつて居ます

- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 階級なるものではありません。唯単に氏子総代として神社に尽力を仰ぐ丈です

- 11 「階級の相違」 別に氏子の階級なるものではありません
- 12 「氏子の義務」

- 13 「義務の差」 一般に神社氏子として尽力すること、なりますか。唯神社経常費を月々僅少宛負担する位の事であります 異りません
- 14 「その他」 特記する事ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 夏祭（古来精進祭と称して居ました）七月十日、秋季例祭 十月二十八日
- 2 「儀礼内容」 一般祭礼と同一順序であります。別に特記すべき点ありません

- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 氏子総代中に於て、協議の上、祭礼当日各役割を定めて奉仕することになつて居ます

- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 5に記した通りです
- 8 「当屋の交代」 一時限配役によつて奉仕します。従て祭礼完了後は自然消滅です

- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません

11 〔藁蛇の神事〕
ありません
12 〔火焚の神事〕
ありません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕
此項、全部該当の事実ありません

- 2 〔宮座の建物〕
3 〔座人の資格〕
4 〔座衆の人員〕
5 〔座入り儀礼〕
6 〔首座の名称〕
7 〔組織階級〕
8 〔座人の義務〕
9 〔座人の姓〕
10 〔座を開く時期〕
11 〔宮座の行事〕
12 〔座の財政〕
13 〔文書記録〕
14 〔類似の組織〕
15 〔解体した座〕

村社 皇大神宮
大阪市旭区今福町官有二三番地（城東区）

【神 職】

1 〔世襲〕

報告者 河村忠夫

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕
先生

4 〔一年神主〕

5 〔収 入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕
河村忠夫

【氏 子】

1 〔氏子区域〕
今福町

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

4 〔氏子の戸数〕
貳千五百戸

5 〔戸数の変動〕
明治初年四百戸

6 〔氏子の資格〕
×

7 〔氏子入り儀礼〕

ありません。
氏子地区内に居住するものを氏子と見ま
す

8 〔婿入り〕

9 〔若衆の行事〕

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕

12 〔氏子の義務〕
氏子納金を負担します

13 〔義務の差〕

14 〔その他〕

【祭 礼】

例祭、祈年祭、新嘗祭

- 1 「祭の日時」
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「座人の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

棟札に名前が残っています

以前ありました

村社 八王子神社

大阪市旭区鶴見町（鶴見区）

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

なし

なし

なし

なし

なし

なし

大村重次

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

なし

なし

鶴見町一円

四百戸

なし

- 6 〔氏子の資格〕 なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 別に方法なし
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 なし
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金の義務を有す
- 13 〔義務の差〕 なし
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 例祭 十月二十二日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十月二十三日、夏祭 七月十七日、初湯祭 一月十六日、月次祭 毎月一日

- 2 〔儀礼内容〕 例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭
- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 なし
- 6 〔長男の扱い〕 なし
- 7 〔当屋の任務〕 なし
- 8 〔当屋の交代〕 なし
- 9 〔特殊神事〕 なし
- 10 〔山の神祭〕 なし

- 11 〔藁蛇の神事〕 なし
- 12 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 なし
- 2 〔宮座の建物〕 なし
- 3 〔座人の資格〕 なし
- 4 〔座衆の人員〕 なし
- 5 〔座入り儀礼〕 なし
- 6 〔首座の名称〕 なし
- 7 〔組織階級〕 なし
- 8 〔座人の義務〕 なし
- 9 〔座人の姓〕 なし
- 10 〔座を開く時期〕 なし
- 11 〔宮座の行事〕 なし
- 12 〔座の財政〕 なし
- 13 〔文書記録〕 なし
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 明治以前はありと云ふ

村社 八劔神社

大阪府旭区鳴野町（城東区）

報告者

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲にあらず

2 「現在も世襲か」 世襲にあらざる為此の答なし

3 「特別な名称」 別称なし

4 「一年神主」

以上の質問全てに対してその習慣及制度無し

5 「収入」 不明

6 「その他」 不詳

7 「神職の氏名」 荒木源次郎、荒木陸郎

【氏子】

1 「氏子区域」 鳴野町、天王田町、永田町

2 「二重氏子」 二重氏子無し

3 「他市町村区域」

氏子区域は神社鎮座地に限られたりしも、後年天王田町八阪神社、永田町水神社の合祀せられしにより、現在に於ては合祀神社両町を氏子とす

4 「氏子の戸数」 約四千戸

5 「戸数の変動」

大阪市の東方発展につれ、氏子戸数は現在の所増加する一方なり

6 「氏子の資格」 氏子となる資格に制限なし

7 「氏子入り儀礼」 氏子となるに特別の儀式なし

8 「婿入り」

氏子は家を以て単位をせる故婿として一家の家族となる以上、氏子人と見るは当然なり

9 「若衆の行事」 若衆行事なし

10 「氏子内の階級」

階級として厳格なるものなきも、座・年寄・中老・若衆あり。今は青年団ありて上記階級なし

11 「階級の相違」

座は家格により年寄・中老・若衆は年齢に依る

12 「氏子の義務」

氏子は氏神に対し、法律上の義務の法規なきも道徳上神社を維持永続せしむる義務あり

13 「義務の差」 異りたる義務なし

14 「その他」 其他氏子に特殊なるものなし

【祭礼】

1 「祭の日時」

秋祭（十月二十二日）、祈年祭（二月二十三日）、新嘗祭（十一月二十三日）、夏祭（七月八日）、節分（二月三日）

2 「儀礼内容」 節分、祈年祭、夏祭、秋祭、新嘗祭

3 「田植祭」 田植祭なし

4 「特殊神饌」

七月夏祭当日、糰に小麦を混ぜて餅を作り、蓮の葉に七個その餅を並べて供す。これは神社創建当時の神饌の遺風なり。現在もこれを行ふ。

5 「当屋の決定」 不明

6 「長男の扱い」 不詳

7 「当屋の任務」 不明

8 「当屋の交代」 不明

9 「特殊神事」

秋の祭に氏子の各農家よりその年に出来たる新しき藁を集め、それを注連縄にあみ上げ、出来上れば年寄、中老、若衆大勢これを担ぎ、鉦太鼓にて噪し、音頭をとり、宮に來り、大鳥居にその注連縄をとりつける神事あり。現在に於ては神社にてこれを行ふ

10 「山の神祭」 無し

11 「藁蛇の神事」 無し

12 「火焚の神事」 無し

【宮 座】

1 「宮座の有無」 宮座はありしも、その名称は詳ならず

2 「宮座の建物」 不明

3 「座人の資格」

当時の家格によりて任ぜられしもの、如し

4 「座衆の人員」 現今知り得たるものは十一名なり

5 「座入り儀礼」 不詳

6 「首座の名称」 不詳

7 「組織階級」 不明

8 「座人の義務」 神社維持の任にあたる

9 「座人の姓」

現今知り得たるものでは、同姓なるもの勝田式名、川端式名、他は姓を異にしす

10 「座を開く時期」 秋祭の前

11 「宮座の行事」 不詳

12 「座の財産」 不明

13 「文書記録」 不詳

14 「類似の組織」 講及び衆の類なし

15 「解体した座」 宮座は今は亡びてなし

村社 須佐之男尊神社

大阪市旭区関目町（城東区）

報告者 西邑欲藏

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 ありません

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

境外宅地に貸家を建て、家賃の収入、麦・米の初穂米収入

6 「その他」

特殊な事は、藁取、豆取あり、是は豆取入後村人人足（一名あるき）に戸毎に任意の豆を取り神職に納む事、米取入の後、藁を戸毎に集め神職に納む

7 「神職の氏名」 西邑歆藏

【氏子】

1 「氏子区域」

旭区関目町、旧東成郡榎並町字関目一村一社なりしを、中途より野江町三丁目の一部を協定氏地にもらいうけたり

2 「二重氏子」

二重氏子と称する部類ではなけれど、関目土着の家にて他氏地に移転せる時従前納金の半額を納むる二重負担制あり

3 「他市町村区域」 区域内に限られています

4 「氏子の戸数」 七百戸

5 「戸数の変動」

従前土着の家のみにて七拾戸なりしも、現在土地発展に伴ひ十倍以上となる

6 「氏子の資格」

一時氏子総代其他町村総代選挙の関係三年以上住居せる者といふ規定なりしも、今は自然消滅せり

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

婿（養子）嫁等やりとりありし場合、神前に報告の為神社に参拝する慣例旧家のみに残れり

9 「若衆の行事」 該当の事項なし

10 「氏子内の階級」

旧くは百姓衆（地主）・町元（若衆頭）・若衆・前髪等の階級ありたり

11 「階級の相違」

家格によります。拾四等級に分けられて居ます

12 「氏子の義務」

神社経費の負担（氏子納金の負担）、臨時負担（改築修繕等）を負ふ義務を有す

13 「義務の差」

階級により、軽重なる負担額の差異があります

14 「その他」 該当の事項なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

新嘗祭（市役所指定の時日に執行）、祈年祭 同様、節分祭 二月三日或は四日執行、元旦祭 一月一日午前五時執行、夏祭 七月十九日 宵宮、二十日 本祭 午後四時祭典、例祭 十月十九日 宵宮、二十日 本祭 所定の時刻供進使参向

2 「儀礼内容」

所定の時刻、供進使・神職・氏子総代社務所参集、祭儀を行ふ。
大祭は法令の定むる順序に依る
秋祭は之に準じて行ふ

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

当屋と称する様式のものではありませんが、古くは氏子総代中の一番大家の宅に祭員始め参列員参集、諸儀行ひし例あり。是は氏子総代中にて協議し当屋を撰定す

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

当日祭典其他に要する一切の費用を負担せしなり

8 「当屋の交代」

一年交代にて秋の彼岸を時期とせしなり

9 「特殊神事」

正月十五日おとんど祭り、拾四日戸毎の注連縄を境内に集む。村人足をして戸毎に藁を徴集し、境内中央に山積。十五日未明神前の火をうつし焼くなり。詳細は別紙に記す【別紙は添付なし】

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

正月のおとんど祭りであります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

該当の事項なし

2 「宮座の建物」

全

3 「座人の資格」

全

4 「座衆の人員」

全

5 「座入り儀礼」

全

6 「首座の名称」

該当の事項なし

7 「組織階級」

該当の事項なし

8 「座人の義務」

全

9 「座人の姓」

該当の事項なし

10 「座を開く時期」

該当の事項なし

11 「宮座の行事」

該当の事項なし

12 「座の財政」

該当の事項なし

13 「文書記録」

該当の事項なし

14 「類似の組織」

百姓衆（地主の五軒を以て組織、十村の元老なり）・町元（百姓衆より任命、町委細の諸事を行ふ）・若衆（町元の指令により活動す）・前髪（小使級）

15 「解体した座」

前項により今はなけれど、旧くは座とは称せざれ共類似の組織ありたり

村社 水神社

大阪市旭区野江町二丁目（城東区）

報告者 ㊞（川端）

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

ありませぬ

3 「特別な名称」

ありませぬ

4 「一年神主」

ありませぬ

5 「収入」

ありませぬ

6 「その他」
7 「神職の氏名」 川端正嗣

【氏子】

1 「氏子区域」 大阪市旭区野江町一丁目～三丁目 全区異町
2 「二重氏子」 共通区域はありません
3 「他市町村区域」 限られて居ります
4 「氏子の戸数」 約二千戸
5 「戸数の変動」

「区域には大した相違はありませんが、戸数は増加中です」

6 「氏子の資格」 ありませぬ
7 「氏子入り儀礼」 ありませぬ
8 「婿入り」
9 「若衆の行事」 ありませぬ
10 「氏子内の階級」 ありませぬ
11 「階級の相違」
12 「氏子の義務」 一般神社にて言ふ氏子納金の義務を負ひます
13 「義務の差」
14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月二十日、夏祭 七月二十日。三大祭は別として、十二月十日に鎮火祭があります。御祭神と深き関係を有する祭礼で、「おひたき祭」と称し、神職のなき時代に宮座が奉仕したとのことです

2 「儀礼内容」

現在は左の如く祭儀を執行して居ります

一、修祓、献饌、祝詞奏上、庭燎、玉串、撤饌

3 「田植祭」 ありません
4 「特殊神饌」 特殊な神饌はありません
5 「当屋の決定」
6 「長男の扱い」
7 「当屋の任務」
8 「当屋の交代」
9 「特殊神事」
10 「山の神祭」 斯様な祭礼はありません
11 「藁蛇の神事」 ありません
12 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

1 「宮座の有無」 宮座に北座と南座と言ふのがあります
2 「宮座の建物」 ありませぬ
3 「座人の資格」 昔で言ふ庄屋です
4 「座衆の人員」 不明です

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「座人の姓」
大森・大西と云ふ二つの姓があります

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

麻袴と言ふものを着用して神事に奉仕せられたそうです

す

12 「座の財政」
不明です

13 「文書記録」
今口伝のみにて文書記録はありません

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 若宮八幡大神宮

大阪市旭区蒲生町五七四（城東区）

報告者 桑田重孝

【神 職】

1 「世襲」
世襲でない

2 「現在も世襲か」
無し

3 「特別な名称」
（先生と呼ぶ）

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」
桑田重孝

【氏 子】

1 「氏子区域」
（蒲生町一円）

2 「二重氏子」
無し

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」
壱千八百戸

5 「戸数の変動」
相違あります（昔八十戸）

6 「氏子の資格」
制限がありません

7 「氏子入り儀礼」
特別な儀式がありません

8 「婿入り」
（規定なし）

9 「若衆の行事」
（ありません）

10 「氏子内の階級」
（ありません）

11 「階級の相違」
（階級はありません）

12 「氏子の義務」
（神社の負担金を支出す）

13 「義務の差」
（無し）

14 「その他」
（無し）

【祭 礼】

1 「祭の日時」
夏祭七月二十一日、秋祭十月二十一日

2 「儀礼内容」
同上

3 「田植祭」
（無し）

4 「特殊神饌」
（無し）

5 「当屋の決定」
（無し）

6	〔長男の扱い〕	(無し)
7	〔当屋の任務〕	(無し)
8	〔当屋の交代〕	(無し)
9	〔特殊神事〕	(無し)
10	〔山の神祭〕	(無し)
11	〔藁蛇の神事〕	(無し)
12	〔火焚の神事〕	(無し)
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	(無し)
2	〔宮座の建物〕	(無し)
3	〔座人の資格〕	(無し)
4	〔座衆の人員〕	(無し)
5	〔座入り儀礼〕	(無し)
6	〔首座の名称〕	(無し)
7	〔組織階級〕	(無し)
8	〔座人の義務〕	(無し)
9	〔座人の姓〕	(無し)
10	〔座を開く時期〕	(無し)
11	〔宮座の行事〕	(無し)
12	〔座の財政〕	(無し)
13	〔文書記録〕	(無し)
14	〔類似の組織〕	(無し)
15	〔解体した座〕	(無し)

村社 諏訪神社 大阪市旭区左専道町（城東区）

報告者 川田幸太郎

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲で有りました
- 2 〔現在も世襲か〕 明治初年頃迄で有ります
- 3 〔特別な名称〕 古来神官は無く宮守で有ります
- 4 〔一年神主〕

右は一年交代の時代もあり。後世に至り希望者中より選定為せし事等有り。就任とは、奉告祭浄衣着用、総代参列に執行せしなり。常に諸祭を主とし、祭礼等には社前装飾・祝詞奏上、終日社前に候伺す^(同候カ)

- 5 〔収入〕 収入は米、麦等の初穂等なり
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 杜掌・川田幸太郎

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 氏子区域は旭区左専道町一円とす
- 2 〔二重氏子〕 該当なし
- 3 〔他市町村区域〕 右資間通り
- 4 〔氏子の戸数〕 凡五百戸
- 5 〔戸数の変動〕 古は百式参拾戸
- 6 〔氏子の資格〕 該当なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 宮詣り等姓名記入
- 8 〔婿入り〕 神社には従来関係なし

9 〔若衆の行事〕

正月七・五・三縄奉納及夏祭、秋祭献燈一式、例祭には諏訪の獅子奉納行事等なり

10 〔氏子内の階級〕 古は階級有りしも現在は階級なし

11 〔階級の相違〕 家格に依ります

12 〔氏子の義務〕

氏子納金其他社殿及神社経営に係する改築大修繕等には寄付相当の寄付を有します

13 〔義務の差〕

財産により其他収入により負担に異ります

14 〔その他〕

五月節句には尚武祭に農家飼牛に装飾をなし馳す等の行事あります

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

十月二十三日 例祭、祈年、新嘗、夏祭は七月十六日午前十時、春宮祭 七月十五日、御頭渡神事 二月三日

2 〔儀礼内容〕

春宮祭には柴船を造り、春宮下社より本宮に渡らせられたり。□御頭祭十一月十六日、猪鹿の頭七箇神前に供するなり。新嘗祭には新米氏子有志より献納、濁酒を造り供するなり。

3 〔田植祭〕

該当事項なし

4 〔特殊神饌〕

御頭祭の猪頭、尚武祭の蒲生等

5 〔当屋の決定〕

祭の当屋はなく、宮座より執行せしものなり

6 〔長男の扱い〕

なし

7 〔当屋の任務〕

燈明、百燈、十二燈、門燈、等

8 〔当屋の交代〕

不明

9 〔特殊神事〕

御頭祭、獅子の渡御、春宮祭等

10 〔山の神祭〕

該当の行事なし

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

例年正月十五日未明頃、大とんどを為せしなり

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

旦に宮座と称す

2 〔宮座の建物〕

なし

3 〔座人の資格〕

不明

4 〔座衆の人員〕

(一座) 貳拾九人

5 〔座入り儀礼〕

儀式有りしも詳細不明

6 〔首座の名称〕

不明

7 〔組織階級〕

不明

8 〔座人の義務〕

不明

9 〔座人の姓〕

不明

10 〔座を開く時期〕

大概是正月に執行せしものなり

11 〔宮座の行事〕

不明

12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	不明
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	古は有りしも現在なし
村社 比枝神社		
大阪市旭区今津町（鶴見区）		
報告者 大村重次		
【神 職】		
1	〔世襲〕	なし
2	〔現在も世襲か〕	なし
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	なし
5	〔収入〕	なし
6	〔その他〕	なし
7	〔神職の氏名〕	大村重次
【氏 子】		
1	〔氏子区域〕	なし
2	〔二重氏子〕	なし
3	〔他市町村区域〕	今津町一円、三組町一円、徳庵の一部
4	〔氏子の戸数〕	七百五十戸
5	〔戸数の変動〕	明治四十五年頃、戸数三百戸
6	〔氏子の資格〕	なし
7	〔氏子入り儀礼〕	なし

8	〔婿入り〕	別に方法なし
9	〔若衆の行事〕	なし
10	〔氏子内の階級〕	なし
11	〔階級の相違〕	なし
12	〔氏子の義務〕	氏子納金の負担義務を有す
13	〔義務の差〕	なし
14	〔その他〕	なし
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	例祭 十月二十五日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十月二十三日、夏祭 七月二十二日、初湯祭 一月十一日、月次祭 毎月十五日
2	〔儀礼内容〕	例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	なし
8	〔当屋の交代〕	なし
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [座人の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] 明治以前ありと云へり

官幣大社 住吉神社 大阪市住吉区住吉町（住吉区）

報告者 鈴木松太郎

【神 職】

- 1 [世襲] 元は世襲でしたが、現在は世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 大正十三年六月二十八日迄津守氏世襲
- 3 [特別な名称]

本職にはありませんが、雇には神人と出仕と云ふものがあります

4 [一年神主] かゝる習慣はありません

5 [収 入]

以前は、俸級の外に年手当と社入割とがありました。

社入割は、其職によりて分配準が定められ居りました

6 [その他] ありません

7 [神職の氏名] 別紙記載の通り

【別紙】

現在の神職氏名

宮司	正五位	鈴木松太郎
禰宜		池田清直
主典	正八位	佐伯常一
全	正八位	鈴木義一
全		高島良雄
全	勲八等	岡本 貢
神人	(雇以下全)	田中直経
全		荒井弥太郎
全		村田朝吉
神人		山下 登
全		橋富秀夫
全		田垣政雄
全		宮本橋士
全		加藤幸彦

【氏子】

1 〔氏子区域〕

当神社には氏子なき故、以下氏子とある処は崇敬者として御答へ致します

2 〔二重氏子〕

崇敬者の全部が、他神社の氏子区域と共通であります

3 〔他市町村区域〕

崇敬者は、当神社鎮座の市町村の区域内に限られませぬ

4 〔氏子の戸数〕

崇敬者の全戸数は分りませぬ

5 〔戸数の変動〕

崇敬者は年々増加しつゝあります

6 〔氏子の資格〕

ありませぬ

7 〔氏子入り儀礼〕

ありませぬ

8 〔婿入り〕

別に規約はありません

9 〔若衆の行事〕

全 乗池寛人

全 大賀龍太郎

出仕 脇坂由松

全 田中孝吉

全 堀内佐兵衛

出仕 安達亀太郎

全 菅沼大治

全 鈴木朝康

土地の青年団員が、神饌田耕作、並御田植祭の際、行事の一部に加はります

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕 何れにもありません

12 〔氏子の義務〕 何も義務はありません

13 〔義務の差〕 異なります

14 〔その他〕

神稜講、御文庫講、神馬講、奉賛會等特殊な関係があります

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 六月三十日、卯ノ日祭 毎月卯日毎に執行いたします

2 〔儀礼内容〕

例祭、並卯日祭は大正三年三月二十七日内務省令第四号官国幣社以下神社祭式に依りて奉仕致します

3 〔田植祭〕

六月十四日にあります

4 〔特殊神饌〕

歳旦祭、祈年祭、御田植祭、宝之市神事、新嘗祭には既定の神饌外に別紙の如き特殊な神饌が用ひられます

【別紙】

特殊神饌

・歳旦祭

串柿(二十六)・勝栗(一升)・榧(一升)・本俵

(二十六)・トコロ俵(二十六)・柑子(二十六)・

葉付蜜柑(三十)・棒飴(二十六) 塩鯛(二十六)

・祈年祭

酒(前以て埴使を立て畝傍山の埴を採り来り土器

を造る)・小判餅(二升にて四重を作る)・鯔鮓・

櫻餅(各四)

・御田植祭

早苗・粽(五本)・枇杷(一房)

・宝之市神事

小判餅(五合取四重)・五穀(一枡に五合位盛

合)・献帛(紅白絹一反づ、)

・新嘗祭

荒稻(神社境内の神田より得たる拔穂)・神酒(畝

傍山の埴にて作りし土器四個を添ふ)・小判餅

(二升取四重)・鯔鮓・櫻餅(各四)

5 [当屋の決定] 当番と云ふものはありませぬ

6 [長男の扱い] ありませぬ

7 [当屋の任務] 全上

8 [当屋の交代] 全上

9 [特殊神事]

踏歌神事(一月四日)、白馬節会(一月七日)、卯之葉

神事(五月上の卯日)、御田植神事(六月十四日)、神

輿洗神事(七月十三日、七月十四日)、夏越祓(七月三十一日)、南祭

(八月一日)。詳細は別冊にあります。

10 [山の神祭] ありませぬ

11 [藁蛇の神事] ありませぬ

12 [火焚の神事] ありませぬ

【宮座】

1 [宮座の有無] ありませぬから以下御答を省きます

2 [宮座の建物] |

3 [座人の資格] |

4 [座衆の人員] |

5 [座入り儀礼] |

6 [首座の名称] |

7 [組織階級] |

8 [座人の義務] |

9 [座人の姓] |

10 [座を開く時期] |

11 [宮座の行事] |

12 [座の財政] |

13 [文書記録] |

14 [類似の組織] |

15 [解体した座] |

別格官幣社 阿部野神社

大阪市住吉区北畠町西一丁目（阿倍野区）

報告者 村岡良臣

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲に非ず
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称] 無
- 4 [一年神主] かゝる習慣なし
- 5 [収入] 現在と同じ
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名] 村岡良臣（宮司）

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 無
- 2 [二重氏子] 無
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

13 [義務の差]

14 [その他]

（備考）当社にては氏子崇敬者等無之 記載すべきものなし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 春季祭（五月二十二日）、秋季祭（十月十八日）
法規上の順序に拠る
- 2 [儀礼内容]
- 3 [田植祭] 無
- 4 [特殊神饌] 無
- 5 [当屋の決定]
- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事] 無
- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事] 無

（備考）当番、特殊神事なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 無
- 2 [宮座の建物] 無

3	〔座人の資格〕	／
4	〔座衆の人員〕	／
5	〔座入り儀礼〕	無
6	〔首座の名称〕	／
7	〔組織階級〕	／
8	〔座人の義務〕	／
9	〔座人の姓〕	／
10	〔座を開く時期〕	／
11	〔宮座の行事〕	無
12	〔座の財政〕	無
13	〔文書記録〕	無
14	〔類似の組織〕	無
15	〔解体した座〕	無

(備考) 当社にては宮座等無之 記載すべきものなし

府社 杭全神社 大阪市住吉区平野宮町(平野区)
報告者 社司・藤江正治

【神職】

1	〔世襲〕	明治初年迄社僧ありて奉仕す。明治十一年より現神職の父奉仕す。現在二代目なり
2	〔現在も世襲か〕	／
3	〔特別な名称〕	禰宜又は神主といふ
4	〔一年神主〕	／

5	〔収入〕	氏子より集めて月給の如きもの
6	〔その他〕	／
7	〔神職の氏名〕	藤江正治

【氏子】

1	〔氏子区域〕	平野全町、今川町、杭全町、今林町
2	〔二重氏子〕	／
3	〔他市町村区域〕	／

以前は平野の隣村 北百済村(大字桑津、今在家、新在家、今林)の三部落が当社の氏子なり

4	〔氏子の戸数〕	六千三百戸
5	〔戸数の変動〕	平野は古くより発展せし所なれば、人口、戸数の変動相当ありしものと思ふ 明治十四年頃の氏子戸数千五百なり

6	〔氏子の資格〕	／
7	〔氏子入り儀礼〕	／
8	〔婿入り〕	／
9	〔若衆の行事〕	／
10	〔氏子内の階級〕	／
11	〔階級の相違〕	家格と年齢とによる
12	〔氏子の義務〕	／
13	〔義務の差〕	／
14	〔その他〕	／

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

五月二十三日 田村祭、七月九日より十四日迄 夏祭、

十月十七日 秋祭、十一月十五日 火焚祭、一月十三日

田植神事

2 〔儀礼内容〕

七月九日 神輿洗（平野川辺にて）其夜遷宮、行宮へ

出御（十四日迄）。十四日行宮より渡御、夜半本社に

還幸。十三日地車九台宮入終夜。

3 〔田植祭〕

一月十三日執行。第一に翁の舞ありて後、田植神事を

行ふ。

4 〔特殊神饌〕

一月十三日に白米を炊きて供ふ。之を劔菱といふ。五

月二十三日小麦粉をねり焼きて供ふ。一月十五日に糯

米を白蒸にして供ふ

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

当社の飛地境内赤留比賣命神社に往古より例年六月三
十日に官幣大社住吉神社御祓の節、阪上七名より荒和
祓家と唱へ、花笠の児馬上にて桔梗の造花を奉幣する

神事あり。文禄年中に絶え文政に起り又明治四年止む。

今は造花のみ住吉の八月一日の南祭に阪上家より供ふ

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

一月十五日の朝、左義長をなす

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔座人の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

府社 大依羅神社 大阪市住吉区庭井町（住吉区）

報告者 社司・櫻谷兵吉

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません（明治十七年前は常置神職ありません）

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 一般に先生と呼びます

4 「一年神主」

5 「収入」

氏子崇敬者の奉納する初穂が重なる収入でした

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社司・櫻谷兵吉、社掌・櫻谷喜久磨

【氏 子】

1 「氏子区域」

庭井町、菊田町、我孫子町、山之内町、杉本町、浅香町以上の六ヶ町（大阪市住吉区）

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 大阪市住吉区内に限っています

4 「氏子の戸数」 壱千貳百戸

5 「戸数の変動」

大正十四年三月末迄は四百戸、昭和十一年五月末現在
一千貳百戸

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」

氏子の証として戸表に大依羅神社氏子の札をはります

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

経費（氏子納金）を負担の義務を負ひます

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 四月十六日、祈年祭 二月二十日、新嘗祭 十一月二十五日、一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、二月十一日 紀元節祭、四月二十九日 天長節祭、七月十二日 夏祭、十月十二日 秋祭、十一月三日 明治節祭、毎月十五日 月次祭

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭 以上大祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、夏祭、秋祭、明治節祭 以上中祭、月次祭、小祭、

3 「田植祭」

4	〔特殊神饌〕	_____
5	〔当屋の決定〕	_____
6	〔長男の扱い〕	_____
7	〔当屋の任務〕	_____
8	〔当屋の交代〕	_____
9	〔特殊神事〕	_____
七月二十三日（土用三郎 土用の入より三日目）夏越		
大祓祭（前日迄に氏子各戸に人の形を配布し、夫に家族の氏名・年齢を記入、当日午後七時迄に自 _レ 各に之を神社へ持ち参拝・祈禱を受くるものにして、神職は祈禱終了後、直に祓浄物（人の形）を大和川の清流に持ち出、之を押流す神事を行ふものなり）		
10	〔山の神祭〕	_____
11	〔藁蛇の神事〕	_____
12	〔火焚の神事〕	_____
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	以下なし
2	〔宮座の建物〕	_____
3	〔座人の資格〕	_____
4	〔座衆の人員〕	_____
5	〔座入り儀礼〕	_____
6	〔首座の名称〕	_____
7	〔組織階級〕	_____

8	〔座人の義務〕	_____
9	〔座人の姓〕	_____
10	〔座を開く時期〕	_____
11	〔宮座の行事〕	_____
12	〔座の財政〕	_____
13	〔文書記録〕	_____
14	〔類似の組織〕	_____
15	〔解体した座〕	_____

郷社 阿倍王子神社

大阪市住吉区阿倍野筋八丁目（阿倍野区）

報告者 社司・長谷川熊次郎

【神 職】

1	〔世襲〕	不詳
2	〔現在も世襲か〕	不詳
3	〔特別な名称〕	不詳
4	〔一年神主〕	不詳
5	〔収入〕	不詳
6	〔その他〕	不詳
7	〔神職の氏名〕	社司・長谷川熊次郎、社掌・長谷川茂

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	相生通一・二丁目、播磨町東一丁目、橋本町、阿倍野
---	--------	--------------------------

筋 自一丁目至八丁目、旭町一・二・三丁目、松崎町

一・二丁目、阪南町^{中東}各 自一丁目至五丁目、昭和

町中一・二丁目 昭和町西一・二・三丁目、天王寺町

(関西線以南)、王子町一・二・三丁目、共立通一・

二丁目、丸山通一・二丁目、松虫通一・二丁目、清明

通一・二丁目

2 「二重氏子」

氏子区域紛争為混乱せる地域、天王寺町東北部・共立
通・丸山通の一部

3 「他市町村区域」

行政区画の変遷により、現在は区域内に限られていま
せん

4 「氏子の戸数」 約壹万参千戸

5 「戸数の変動」

昔は百余戸でしたが、明治四十年頃八百余戸となり、
現在は壹万参千余となる

6 「氏子の資格」

昔の事は詳かではありませんが、現今は何等制限があり
ません

7 「氏子入り儀礼」

一般には何等儀式ありませんが、生児には初宮詣の
際、神社の台帳に住所・氏名・生年月日等を登録す

8 「婿入り」

昔の事は詳かではありません。現在は何等の事もありま

せん

9 「若衆の行事」 現在はありません

10 「氏子内の階級」 現今は別に階級はありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

氏子納金として社費の一部を負担す。また修営費を醸
出す

13 「義務の差」 社費の負担額に相違あるのみです

14 「その他」 現在は別に異なった事はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

節分祭 二月節分、夏越祭 六月三十日、夏祭渡御
式 七月十五日 清明祭 九月二十四日、例祭 十月十

五日、七五三祭 十一月十五日、火焚祭 十二月十五日

2 「儀礼内容」

節分祭（厄除祭を執行）、夏越祭（本殿祭と祓所の行事
を執行）、夏祭渡御式（神輿発輿式、巡幸、御旅所祭典、
帰還祭）

3 「田植祭」 現今はありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」 ありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

七月十五日 夏祭渡御式、八月十五日 菖蒲祭（近年中
絶するも目下復活の気運に向く）

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

毎年一月十五日、縄を燃すことがあります

【宮座】

1 「宮座の有無」

現在はあります

2 「宮座の建物」

〃

3 「座人の資格」

〃

4 「座衆の人員」

〃

5 「座入り儀礼」

〃

6 「首座の名称」

〃

7 「組織階級」

〃

8 「座人の義務」

〃

9 「座人の姓」

〃

10 「座を開く時期」

〃

11 「宮座の行事」

〃

12 「座の財政」

〃

13 「文書記録」

左記講内の記録はあります

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

御釜講、御神酒講、若中永代燈明講等ありました
昔は右三講を松竹梅に配して座の如きもありましたが、
只今はありません

郷社 生根神社

大阪市住吉区住吉町（住吉区）

報告者 堤 頼一

【神職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

徳川時代には住吉大社又は神宮寺社僧が奉仕していま
した

3 「特別な名称」

元、太夫と呼んでいましたが、現在では、姓、又は先
生を使用しています

4 「一年神主」

本項該当事項ありません

5 「収入」

氏子より徴収した経費の一部より手当と支給されて
いました。

6 「その他」

無し

7 「神職の氏名」

社司・堤 頼一、社掌・堤 左逸

【氏子】

1 「氏子区域」

住吉町、帝塚山、北畠、播磨町、阪南町の一部（元住

吉村）、粉浜町全部（元粉浜村）、上住吉町、長峡町（元

墨江村大字上住吉・大字長峡）、村上町、北加賀屋町

（元敷津村・村上新田・加賀屋新田）

2 「二重氏子」 共通せる所なし

3 「他市町村区域」

神社鎮座地は住吉区住吉町なるも、西成区に氏子が半数あります

4 「氏子の戸数」 約九千五百戸

5 「戸数の変動」 明治以前の約十倍以上に増加しています

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

氏地内に居住する人全部を氏子として取扱ひ、自然

婿・嫁・転住者等は神社より口答を以て氏神と氏子と

の關係に就て説明し、其の後氏子の取扱をしています

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 階級などありません

12 「氏子の義務」

氏子には神社一ヶ年間の経費を負担してもらつています

13 「義務の差」

氏子総代会にて決議し、義務金を貧富に応じて分れて

います

14 「その他」 認めません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

新嘗祭（十一月下旬）、例祭（十月九日）、祈年祭（二月中旬）、歳旦祭（一月一日）、紀元・天長・明節祭、節分祭（二月三日）、夏祭（七月九日）、勸学祭（十月二十五日）、水無月 師走大祓 其他

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭、歳旦祭、節分祭、勸学祭

3 「田植祭」 無し

4 「特殊神饌」

甘酒（特に例祭を秋祭又は甘酒祭と称し、氏子一般もこの日甘酒を造る）

5 「当屋の決定」 6 「長男の扱い」 7 「当屋の任務」 8

「当屋の交代」

往時より宮世話人現代には氏子総代が祭りの世話をし従つて当屋の制度なく、任務も亦神職の司祭を補佐し、その期間（任期）は三ヶ年としています

9 「特殊神事」

一、勸学祭Ⅱ氏子中学童中より最優良なる学芸品を奉納せしめ、展覧会を催し、祭典には学校参拝す。

一、神御衣替祭Ⅱ境内神社塞神社年中行事として年ごと新らしき御衣を奉る

10 「山の神祭」 古くより行はれて居りません

11 「藁蛇の神事」 無し

12 「火焚の神事」

一月十五日に、門飾等の大左義長があります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「座人の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

古来宮座の制度ありません

千度講と称して各町に当家（一年交代）があり、三月二十日より三日間住吉大神及当神御祭神を祀りて共に

当家に集り酒ほぎして住吉、当社へ参拝する。会計は当家之れを担当す

15 「解体した座」 古来より座はなし

村社 素盞鳴尊神社

大阪市住吉区鷹合町（東住吉区）

報告者 美馬千之

【神 職】

1 「世襲」

違います。但し私は父から及んだものです

2 「現在も世襲か」 其時代は有りません

3 「特別な名称」 ありません。一般呼称の先生です

4 「一年神主」 全然有りません

5 「収入」

浴場経営に依而得たる収益の中から支弁して居た時代も有ります

6 「その他」

7 「神職の氏名」 美馬千之

【氏 子】

1 「氏子区域」

鷹合町一円、駒川町八丁目の一部、田辺東之八丁目、

田辺本町八丁目、田辺西之町八丁目の一部

2 「二重氏子」 なって居ません

3 〔他市町村区域〕

限られて居ます。然し町名は前記の如く区々になつて居ります。之は田辺の区画整理の結果

4 〔氏子の戸数〕 約八百戸

5 〔戸数の変動〕 過去五年間に約二倍になりました

6 〔氏子の資格〕 別に有りません

7 〔氏子入り儀礼〕 有りません

8 〔婿入り〕

只氏地に居住するのみを以て氏子と称して居ります

9 〔若衆の行事〕 別に有りません

10 〔氏子内の階級〕 有りません

11 〔階級の相違〕 家格に依而定めます

12 〔氏子の義務〕 氏子納金を義務と觀念付て居ます

13 〔義務の差〕 納金額に差等を授けて居ります

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

歳旦祭（元旦）元始祭、節分祭、紀元節、天長節、大祓、明治節、除夜祭、月次祭（一月十三日）、鎮火祭（十一月三十日）夏祭（七月十四日）、例祭（十月十三日）、祈年祭（二月二十二日）、新嘗祭（十一月二十八日）

2 〔儀礼内容〕

以上の執行日は、法令の定むる日又は曆に依而行ひます。

例祭、祈年、新嘗は大祭、歳旦、元始、ノ両祭及紀元、

天長、明治の三大節は中祭及夏祭同上他は小祭です

3 〔田植祭〕 有りません

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

氏子総代並に世話人の数が比較的少数ですから、毎祭全員奉仕です

6 〔長男の扱い〕 有りません

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 有りません

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

- 9 [座人の姓] 〃
- 10 [座を開く時期] 〃
- 11 [宮座の行事] 〃
- 12 [座の財産] 〃
- 13 [文書記録] 〃
- 14 [類似の組織] 〃
- 15 [解体した座] 〃

村社 止呂支比賣神社

大阪市住吉区澤之町（住吉区）

報告者 樹 松三郎

【神職】

- 1 [世襲]

別紙記載の通

【別紙】

勸請当時不明なるも、津守宿禰（田裳見宿禰）住吉神社神主となりたる以後代々住吉神社神主となりたる者は、当神社を宰領し奉仕したり。其後、津守宿禰國通の時代に至り、宰領は津守宿禰なるも（慶長六年なり）、直接祭祀を司るを住吉神社正禰宜神奴連明示に神主より命し、神奴氏は兼職として奉仕せり。而して明治五年申二月権禰宜神奴連明續に至り、神官被免と共に当神社の奉仕も被免。明治六年一月より明治十九年四月迄津守宿禰樹美廣神職となり、明治十九年四月より明治四十二年十二月二十二日迄川俣亀二（樹美廣の義

兄）奉仕し、明治四十二年十二月二十二日より昭和五年六月四日又津守宿禰樹美廣神職となり、昭和五年六月四日より現在は津守宿禰樹松三郎神職たり。尚次席神職として津守宿禰樹貞量奉仕す。當神社は津守宿禰家子一統の産土神なり。

以上の如く津守宿禰の世襲なり

- 2 [現在も世襲か] 明治五年迄津守宿禰の世襲なり

- 3 [特別な名称] 別紙記載の通

【別紙】

津守宿禰中本家当主は神主と称し（本家当主幼少の時、家子中最年長者を神主とし成年の上更迭す）、家子（津守宿禰の子孫即ち樹氏・神松氏・菊園氏・春海氏・藤井氏、以上五家なり）、権神主と称し、正禰宜・権禰宜・正祝・権祝以上を神官と称したり。以下省略す

- 4 [一年神主]

一項、二項、三項の通に付、輪番の習慣なし

- 5 [収入] 別紙記載の通

【別紙】

明治六年以前は社頭の収入のみなりしを、明治六年十二月より明治十六年頃迄氏子より初穂米を納め、夫れと社頭の収入となり。其後氏子各戸より一定の現金を納めしむると共に、社頭の収入となり。即ち現在の氏子納金の如し。

- 6 [その他] 別紙記載の通

【別紙】

明治五年迄は、神主・権神主家の長男子にして、七才の時、住吉神社に出仕初めの式を行ひ、引続き産土神なる当神社に同日参拝したるものにして、本人の服装は、黒袍（缺腋のこと）・奴袴（紫・八ッ藤）・太刀及び石帯を着用す。前神職樹美廣迄慣例通り行ひたり。

7 「神職の氏名」

上席社掌・津守宿禰樹松三郎、社掌・津守宿禰樹貞量

【氏子】

1 「氏子区域」

別紙記載の通

【別紙】

大阪市住吉区内 遠里小野町全部、澤之町全部、殿辻町全部、千鉢町全部、濱口町全部、住之江町全部、指定地濱口町全部、公園西濱口町全部、南濱口町全部、安立町自一丁目至十丁目全部、七道町全部

堺市遠里小野町全部、是れは宝永元年十一月大和川改修当時当社の氏地なる遠里小野村を切斷したるものにして、当時人家なかりしが、其後居住者ありて、当社遙拝所設置しあり。其居住者なる浅香屋源兵衛、永原屋仁兵衛の二人より文政五年十二月吉日狛犬壺対（石製）を遙拝所に献設したり。其後其式人も他神社氏地へ移転したるに付き、其狛犬を当神社境内へ移転したる由にて現在当境内地にあり。右の事実につき無住居

地と為りたる為め其仮に成し置きたる模様にて、不日調査致す考へなり（現在人家あり）

参考

右の事実を知らず、付近神社が当神社の氏地と心付かず、当神社に何等の申出でもなく勝手に氏地と心得居るやも計り難し。然し其区域内の田畑の自作農は、区内氏子遠里小野町民の出作地なり

2 「二重氏子」

該当事項なし

3 「他市町村区域」

別紙記載の通

【別紙】

現在は大阪市住吉区内と堺市遠里小野町なしとも、元

東成郡が大阪市に編入以前は、当神社氏地区域は、

一、東成郡墨江村（六大字なり）

二、東成郡安立町全部

三、堺市遠里小野町全部

即ち鎮座の町村の区域内に限定せられず

4 「氏子の戸数」

現在七千式百八拾参戸なり

5 「戸数の変動」

別紙記載の通

【別紙】

氏子数の増加は左記の通りの状態なり

一、明治七年九月調査 壺千百五十九戸

二、大正四年末調査 式千四百八拾六戸

三、大正十三年末調査 四千二百七十一戸

四、昭和七年末調査 五千六百七十九戸

五、昭和十年末調査 六千九百八十三戸

六、昭和十一年末調査（現在のこと）

七千参百拾五戸

以上の状態にて、明治初年に既に壹千百有戸にて漸次年と共に増加したるものなり。一時に大增したるものにあらず

6 「氏子の資格」

資格に制限なし 即ち当氏地に現住したる者は皆氏子なり

7 「氏子入り儀礼」

特別の儀式なし

8 「婿入り」

入家を以て氏子とす

9 「若衆の行事」

別紙記載の通

【別紙】

当神社例祭には、各町若衆は其町有の地車を曳き、宮入りとて当神社へ参拝するを毎年の行事となしおりしも、現今は地車を曳くに所轄警察署長の許可の有無に居りを以て漸次其度数を減じつゝ、あり

10 「氏子内の階級」

階級なし 然れとも氏子納金に等級あり（等級参階なり）

11 「階級の相違」

別紙記載の通

【別紙】

家格に依り三等級にして、各等級左の通り
一、壹等 土地及家屋所有者

一、貳等 他所に於て土地又は家屋を有するも、當社

氏地にては借家のもの又は土地家屋所有せざるも相當の借家人

一、参等 前二項以外の者、即ち普通借家人

12 「氏子の義務」

毎月一定の氏子納金を納め、臨時の當繕其他に付き醸金義務あり

13 「義務の差」

別紙記載の通

【別紙】

第十一項の通り三等級なるを以て、氏子納金は三等級なり。而して臨時の醸出金は大体に於て財産の程度に依り醸出金の義務を負ふを以て、拾数等級となる。夫れは其時の費用金額の多少に依り異なるなり

14 「その他」

別紙記載の通

【別紙】

氏子中に重病人あるときは、其町の有志は当社に病氣平癒の祈禱を依頼し、而して多人數御百度祈願を一週間又は二週間行ふなり。故に当社拝殿・幣殿・本殿の周圍にて瑞籬の外に板石を敷しきあるは其百度詣の爲めなり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

別紙記載の通

2 「儀礼内容」

神社祭式に依る

3 「田植祭」

別紙記載の通

4 「特殊神饌」

別紙記載の通

【別紙あり、祭礼之部としてまとめて記入】

(1) 例祭 十月^{七日}午前十時、祈年祭 二月二十二日午後二時、新嘗祭 十一月二十八日午後二時、夏祭 七月^{七日}午前九時（七月七日午後二時夏越祓）、冬祭 十二月^{七日}午前十時（俗に御火燃祭と云ふ）、節分祭 二月節分前日及び当日（厄除開運の祈禱を為す）、旧五月五日午前十時 尚武祭斎行す。

境内地式内天水分豊浦命神社に於て、二月節分^{前日共}、荒神祭（加麻戸祭のこと）を斎行す。以上の外は公式祭なり

(3) 明治五年迄当神社御供田七畝五歩ありて毎年五月八日（旧暦のこと）田植祭を斎行せしも、現今中絶しあるを以て昭和十二年より再興の見込みなり

(4) 各祭に於て特殊の神饌左記の通り

一、例祭 杓形餅百三十枚、甘酒貳甕、鮑、カモ瓜

一、夏祭 杓形餅百三十枚、甘酒貳甕、茄子一膳

一、冬祭 杓形餅百三十枚、甘酒貳甕、蒸飯

一、歳旦祭 杓形餅百三十枚、塩鯛、田作、伊勢海老、

串柿、七種物（カヤ・勝栗・カウヂ・

橘・トコロ・サンタワラ・干柿）

参考 右以外の祭には必ず杓形餅を供ふ。但し数は三十枚なり

5 「当屋の決定」

以前不明 現在なし

6 「長男の扱い」

以前不明 現在なし

7 「当屋の任務」

以前不明 現在なし

8 「当屋の交代」

以前不明 現在なし

9 「特殊神事」

別紙記載の通

【別紙】

(イ) 二月節分祭前に氏子一般に人形を配布し、夫れに氏名・年齢を記し、節分祭（^{前日祭共}）に神社へ持参せしめ、両日共終日厄除開運の祈禱を為す。神前に白羽の矢を供へ、祈禱後授与す

(ロ) 五月五日尚武祭にも神前に白羽の矢及び木刀（白製）を供へ、祭典終了後授与す

(ハ) 二月節分祭（^{前日共}）境内地式内天水分豊浦命神社に節分祭と共に荒神祭を斎行す

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

以前不明 現在なし

12 「火焚の神事」

明治五年迄冬祭には大なる火を燃したるも、現在にては形ばかりの火を燃す。壹月拾五日早朝には、神社の分並に氏子より持来りたる七五三縄・門松等を境内に於て燃す

【宮座】

1 「宮座の有無」

以前不明 現在なし

2	〔宮座の建物〕	以前不明	現在なし
3	〔座人の資格〕	全	全
4	〔座衆の人員〕	全	全
5	〔座入り儀礼〕	全	全
6	〔首座の名称〕	全	全
7	〔組織階級〕	全	全
8	〔座人の義務〕	全	全
9	〔座人の姓〕	全	全
10	〔座を開く時期〕	全	全
11	〔宮座の行事〕	全	全
12	〔座の財政〕	全	全
13	〔文書記録〕	全	全
14	〔類似の組織〕	別紙記載の通	
【別紙】			
氏子各町にて千度講と称し、毎年三月二十日前後に於て、当屋の宅にて当社及住吉神社の御神霊を祭り、而して当日當社及び住吉神社へ其千度講中の重なる者が参拝し、其人等が当屋に帰宅の後祝宴の風習あり。之れは古来より今日に至るまで行ひつゝあり			
15	〔解体した座〕	全	全

【別紙】

第壺参七号

昭和十一年七月四日

大阪市住吉区澤之町

村社 止止呂支比賣命神社

杜掌 樹松三郎（印）

大阪市長 加々美武夫 殿

秘甲第五九壺号を以て御照会相成候神社調査資料に関する件及提出候也

【以下は、本文の中に記載したため、省略】

村社 楯原神社 大阪市住吉区喜連町（平野区）

報告者 浅井常次郎

【神 職】

- 1 〔世襲〕 当神社は世襲にあらず
- 2 〔現在も世襲か〕 初代の神職です
- 3 〔特別な名称〕 先生、以外はなし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 小学校に奉職 其他村役場に勤務
- 6 〔その他〕 別になし
- 7 〔神職の氏名〕 浅井常次郎

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 一町一氏子
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 区域内に限る
- 4 〔氏子の戸数〕 五百戸

- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 氏子納金
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 三大祭以外、夏祭（六月二十五日）、鎮火祭（十一月三十日）
- 2 「儀礼内容」 祈年祭、夏祭、大祓祭、例祭、新嘗祭、鎮火祭、其他等の順
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし

- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 /
- 2 「宮座の建物」 /
- 3 「座人の資格」 /
- 4 「座衆の人員」 /
- 5 「座入り儀礼」 /
- 6 「首座の名称」 /
- 7 「組織階級」 /
- 8 「座人の義務」 /
- 9 「座人の姓」 /
- 10 「座を開く時期」 /
- 11 「宮座の行事」 /
- 12 「座の財政」 /
- 13 「文書記録」 /
- 14 「類似の組織」 /
- 15 「解体した座」 /

村社 山阪神社

大阪市住吉区山坂町二丁目（東住吉区）

報告者 社掌・若宮春光

【神職】

- 1 〔世襲〕 なし
- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 禰宜
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 月俸
- 6 〔その他〕
- 7 〔神職の氏名〕 若宮春光

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

【貼紙】

昭和町東一丁目より全四丁目、昭和町中三丁目より全五丁目、昭和町西三丁目より全四丁目の各一部、全五丁目、阪南町東五丁目の一部、西田邊町、山坂西ノ町一丁目より全三丁目、山坂町一丁目より全五丁目の一部、北田邊町、田邊ノ西町三丁目より全八丁目の一部、田邊本町四丁目より全八丁目の一部、田邊東ノ町三丁目より全七丁目、南田邊町、駒川町四丁目より全八丁目の一部、西今川町四丁目より全六丁目の各一部、砂子町

- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 限られています
- 4 〔氏子の戸数〕 壹万二千戸

5 〔戸数の変動〕

区域区画整理の結果、一部を変更す。戸数、昭和初年より年々五百戸以内千戸増加す

- 6 〔氏子の資格〕 神社氏氏区域内に居住すること
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 なし
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 なし
- 12 〔氏子の義務〕

其の神社に対し敬意と儀礼を表し、其の祭祀及維持經營の為、担当を負担を分任する義務あり

- 13 〔義務の差〕 なし
- 14 〔その他〕

氏子総代改選資格として、第十二項を分任し居る者

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

【貼紙】

◎祭典日

- | | | | |
|--------|-----|-----------------------|------|
| 一月元日 | 歳旦祭 | 四方拝 | 神楽奉仕 |
| 一月三日 | 元始祭 | | |
| 二月節分ノ日 | 節分祭 | 〔鎮魂祭玉ノ緒ノ守授与ス
神楽奉仕〕 | |

二月十一日	紀元節	
二月 日	祈年祭	幣帛供進使参向
三月初ノ午日	稻荷社例祭	
三月十六日	大神宮祭	伊勢神楽奉納
三月廿一日	春季皇霊祭	皇霊殿遙拜式
四月三日	神武天皇祭	畝傍御陵遙拜式
四月廿九日	天長節祭	
六月卅日	大祓	
七月 (十日) 七月 卅一日 八月 一日	宵宮祭 夏祭	神楽奉仕
九月廿三日	夏越御祓祭	神楽奉仕 人形ヲモツテ 参拜下サイ
十月 十四日 十月 十五日	秋季皇霊祭 相撲奉納 秋祭	皇霊殿遙拜式 幣帛供 進参向 神楽奉仕
十月十四日	宵宮より金銅黒塗大提灯を各町より来り燈火を献じて神霊に供ふ。天穂日命十七世の孫野見宿禰相撲祖神なる故に十五日例祭に相撲を奉納し神慮を和し奉る	
十月十七日	神嘗祭	伊勢神宮遙拜式
十一月三日	明治節祭	
十一月十五日	鎮火祭	七五三の宮詣 神楽奉仕
十一月 日	新嘗祭	幣帛供進使参向
十二月廿五日	大正天皇祭	多摩御陵遙拜式
十二月卅一日	大祓	
全日	除夜祭	

	月首祭	毎月一日
	月並祭	毎月十五日 神楽並畝湯神事奉仕
2	〔儀礼内容〕	普通
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	
	正月歳旦、元始祭の神供の内に七種 (カチクリ 勝栗・カヤ 榎・干柿・橘蜜柑・本俵・銀杏・草) 及小塩鯛 (トコロ) を供ふ	
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	なし
8	〔当屋の交代〕	なし
9	〔特殊神事〕	例祭、相撲、夏越祓、鎮魂祭
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	一月十五日トンドの神事として行ひます
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	

- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔座人の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 天満宮

大阪市住吉区天下茶屋三丁目九十九番地（西成区）

報告者 木村清市

【神職】

- 1 〔世襲〕
当社は現社掌木村吟城が最初にして、以前は世話人なるものを置くのみ
- 2 〔現在も世襲か〕 未だ世襲の事なし
- 3 〔特別な名称〕 無し
- 4 〔一年神主〕 無し
- 5 〔収入〕
神社収入少なき時には、氏子納金以外のものは全部神職の収入とせり（但し殆んど毎月十円以下の収入より無かりしなり）
- 6 〔その他〕

無し。但し現社掌は経費を節し人を少なくし、年々費用を節して神社財産の蓄積に努力し、現在約五万円を有する神社とせり

7 〔神職の氏名〕 木村吟城、次席・木村清市

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕
天下茶屋一・二・三丁目、天神之森一・二・三丁目、山王町一・二・三・四丁目、松町一・二・丁目、丸山一円、共立通一丁目一部・二・三丁目全部、松虫通一部、聖天一・三丁目、相生通一丁目一部・二・三丁目、橋本町全部
- 2 〔二重氏子〕 無し
- 3 〔他市町村区域〕 限られ有り
- 4 〔氏子の戸数〕 約五千戸
- 5 〔戸数の変動〕
元は旧四天王寺村一円なりしも、一部を阿倍王子神社の氏子少なき故に贈与せる事実あり（当時の立会者現存す）
- 6 〔氏子の資格〕
無し。氏子地域内居住のものを全部氏子と称す
- 7 〔氏子入り儀礼〕
初宮詣あれば守札を渡し、氏子入の祈禱をなし、神社に記帳し置くものとす

8 「婿入り」

氏子地域内に居を有する家に婿入した者は、自然と氏子となる

9 「若衆の行事」 無し

10 「氏子内の階級」 無し

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

一戸一戸、戸別に氏子納金を当社より集金する

13 「義務の差」 異なる事なし

14 「その他」

近來木門佛立講なるもの出来、祖先神一切祭る可からずとし、氏子ならずと称するもの有るは一考を要す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭、新嘗祭、初天神一月廿五日、春祭三月廿五日、夏祭七月^{二十四日}二十五日、秋祭（例祭）十月^{廿四日}廿五日、六月・十二月末日大祓式

2 「儀礼内容」

重要な祭は大祭・中祭に準じ、各々行ふ

3 「田植祭」 無し

4 「特殊神饌」

三月廿五日は菜花祭、ナタネの御供祭とし菜種ダンゴを献じ、之を献湯者参拝者に配布す

5 「当屋の決定」 当屋なるものなし

6 「長男の扱い」 無し

7 「当屋の任務」 無し

8 「当屋の交代」 無し

9 「特殊神事」

無し（但し安産石なるものあり、妊婦参詣すれば産輕しと言ひ参するもの多し）。神符・神箸を授与す

10 「山の神祭」 無し

11 「藁蛇の神事」 無し

12 「火焚の神事」

一月十四日夜より十五日朝まで、付近のメ縄・門松を集め之を燃す。之の火を以て粥をたき、之を食せば厄除になると言ふ

【宮 座】

1 「宮座の有無」 無し

2 「宮座の建物」 無し

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」 無し

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「座人の姓」

- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

以前よりなし。但し世話人なるものあり。年毎に交代に宮守をなす。今は無し

村社 高崎神社

大阪市住吉区南加賀屋町三十四番地（住之江区）

報告者 社掌・堀井松之助

【神職】

- 1 〔世襲〕 世襲にあらず
- 2 〔現在も世襲か〕 右同
- 3 〔特別な名称〕 神主、又は先生
- 4 〔一年神主〕 該当なし
- 5 〔収入〕 会計規定出来る迄は、初穂料、宮詣、賽物等収入
- 6 〔その他〕 至誠を以て神に奉仕し、事毎に公明正大を旨とし、高潔なる思想を以て社会に臨む
- 7 〔神職の氏名〕 堀井松之助

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 住吉区南加賀屋町一円及び旧称桃ノ井
- 2 〔二重氏子〕 一部は二重氏子、住吉区北島町（但し旧称桃ノ井）
- 3 〔他市町村区域〕 市町村に限られて居る
- 4 〔氏子の戸数〕 四百余戸
- 5 〔戸数の変動〕 相違があります
- 6 〔氏子の資格〕 制限はありません
- 7 〔氏子入り儀礼〕 氏子地に新移住者ありし場合は、氏子札を門戸に貼付し、神社台帳に記載す
- 8 〔婿入り〕 其の家の氏を継ぐ故、氏子となる
- 9 〔若衆の行事〕 例祭（秋祭）に対し、祭の光彩を一段に添へるため、太鼓を氏子地域を昇ぐ
- 10 〔氏子内の階級〕 地域的に階級制度は自然に具備して居る
- 11 〔階級の相違〕 階級は家格の上位者に依って設けられてある
- 12 〔氏子の義務〕 氏神の祭祀費、氏子納金、特別に神社の太宮繕に対し寄付等の義務あり
- 13 〔義務の差〕 階級に依って義務が異なっています
- 14 〔その他〕 敬老會、敬神崇祖、普級會等の類似の会を設け、非

常時局に対して特殊な事業を設ける

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭（秋祭） 九月廿六日、新嘗祭 十一月廿六日、祈

年祭 二月廿三日、夏祭 七月十七日

2 [儀礼内容]

歳旦祭、元始祭、紀元建国祭、天長節祭、明治節祭

3 [田植祭]

なし

4 [特殊神饌]

なし

5 [当屋の決定]

なし

6 [長男の扱い]

なし

7 [当屋の任務]

なし

8 [当屋の交代]

なし

9 [特殊神事]

なし

10 [山の神祭]

なし

11 [藁蛇の神事]

なし

12 [火焚の神事]

なし

【宮 座】

1 [宮座の有無]

なし

2 [宮座の建物]

なし

3 [座人の資格]

なし

4 [座衆の人員]

なし

5 [座入り儀礼] なし

6 [首座の名称] なし

7 [組織階級] なし

8 [座人の義務] なし

9 [座人の姓] なし

10 [座を開く時期] なし

11 [宮座の行事] なし

12 [座の財政] なし

13 [文書記録] なし

14 [類似の組織] なし

現在残つてあるものは、伊勢講、先祖講等にて講人五

六十名あり

15 [解体した座] なし

村社 神須牟地神社

大阪市住吉区西長居町（住吉区）

報告者 ㊤（榎本）

【神 職】

1 [世 襲] 違ひます

2 [現在も世襲か] //

3 [特別な名称] 特別な名称は有りませぬ、単に神主と呼びます

4 [一年神主] //

5 [収 入] //

6 「その他」

以前は住吉大社の大夫職が出張して、時々奉仕を為したとのこと

7 「神職の氏名」 榎本竜也

【氏 子】

1 「氏子区域」

大字区域ですが、只今では区画整備の結果、同字内に
阪南町東六丁目・中六丁目の新町名を北部に生じて居
ます

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 区域内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 五百五拾戸あります

5 「戸数の変動」 約式百戸増加して居ります

6 「氏子の資格」 何等制限はありません

7 「氏子入り儀礼」 何等の儀式はありません

8 「婿入り」

各自、随時参拝奉告して居る模様に見受けま

9 「若衆の行事」 有りませぬ

10 「氏子内の階級」 何等階級等は有りませぬ

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 氏子納金負担の義務を負ひます

13 「義務の差」 財産に依り納金の高下が有ります

14 「その他」 何も特殊ない事はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

夏祭 七月二十一日、秋祭（例祭）十月二十一日

2 「儀礼内容」 一般と異なる点はありません

3 「田植祭」

有りませぬ。往古は多米神社に有った由であります

4 「特殊神饌」 特殊な物は用ひませぬ

5 「当屋の決定」 当屋は有りませぬ

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

今は有りませぬ。往古は住吉大社の御田に作るべき米
の種子を多米神社に供へ、後ち之れを土中に埋め、約
一週間後掘出して蒔種の特殊神事が多米神社に於て斎
行されたる由なるも、今は絶へてありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

正月十四日の夕刻、「トンド」と称して各家の門松・
注連縄を集めて神社の広庭に於て焼却せしを、今は他
の空地に於て焼きます

【宮 座】

1 「宮座の有無」 有りませぬ

2 「宮座の建物」 有りませぬ

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「座人の姓」 //

10 「座を開く時期」 //

11 「宮座の行事」 //

12 「座の財政」 //

13 「文書記録」 //

14 「類似の組織」 //

伊勢講がありますが、今は有名無実に等しきものであります

15 「解体した座」 有りました由ですが、廃絶して居ります

村社 高砂神社 大阪市住吉区北島町（住之江区）

報告者 社掌・高野伊兵衛

【神 職】

1 「世 襲」

答、世襲制度の法則はなけれ共、府県郷村社にては世襲的のもの数多きを認めます。

2 「現在も世襲か」

答、当神社は経済上当初より世襲神職はありませんでした。

3 「特別な名称」

答、神長、神主、神官、太夫、神人、禰宜とも称し得るが現在一般的に神職と呼ぶを通例とす。

4 「一年神主」

答、古来、以上の制度が地方又は市内有数の神社にても行はれた様に思はれます。当社にはこの習慣はありません。

（方法）としては其神社の宮守の得権に仍りて成る可く知己の神主を依頼するに有る。其（方法）に年驗の賽米及初穂料を御札に全部当の神主に氏子より贈与する様な方法であつた様におもわれます（別紙に続く）

【別紙】

（行為）答、神主の行為として其神社の月並祭、例祭、春秋祭、新年歳旦、節分祭に祭典を斎行し、玉串を奉奠する丈の仕事に過ぎない様に聞かされて居りました。宮守が神殿の装飾に神饌の弁備外、諸設備境内清掃等座衆を督して遺憾なく責務を遂行した様であります。其当時の神主はとても権勢のあつたもので神主の送り迎へには実に鄭重なもので、宮守初め氏子民は各自衷心より敬意を表せしなり。かゝる事は現今の神職連に於て又今日の世態に於て到底見帰られざる様であります

す。

(注意) 神社尊厳を維持する上に於て、社殿の修理又は造営に最も意を致せしものなるべし。

5 [収 入]

答、この分の答は別紙に記す。

【別紙】

答、古来より神職の収入としては会計規則あるではない故に、氏子民より選出せる氏子総代衆の手より初宮詣祈禱料及賽米・初穂料の贈与を得たのでありました。それにて神職の一家を支へ居たのでありましやふ

6 [その他]

答、神職は最も特殊な職責を有し職業中就中最も高潔にして衆人より尊敬を受く職責故に第一氣品を養ひ、至誠を基礎とし日常心身共に明鏡の如く且つほかから【別紙】神明に奉仕し衆人にも標して行かなければならないし、又公明正大な行為を要するが故に到底他界の想像出来得なひものがあります。

7 [神職の氏名]

答、高野伊兵衛

【氏 子】

1 [氏子区域]

答、大阪市住吉区北島町東西両町一円

2 [二重氏子]

答、成つています。所在区域は東北島町の三十三番地に至る凡戸数六十余戸これに關しては明白に当神社の【別紙】氏地なるは疑ひの予知無之も、他神社より圧

倒的に氏子納金を毎月徴収せらるゝ等閑に心外の至りに有之。加之敬神崇祖上にも大なる影響をなし、且つ氏子民に対し疑心を抱かしむるは元よりなり。当神社は自重の態度を持し、今日迄黙視して居ります。甚だ不都合なる某神社の行為に対し、遺憾千万に存する次第であります。小区域の坊所とは存じますが、我らは常に此種の件には氏子区域の確保を期せしめたき事を願ふものなり。

3 [他市町村区域]

答、最も限られて居ります。又飛地氏子地も他にも沢山ある様です。当社にも、飛地氏子が西北島町にあるのです。

4 [氏子の戸数]

答、数間の拾余戸

5 [戸数の変動]

答、戸数に付ては大相違はありませんが、今回国道完成に相諒つて土地【別紙】実施の上は、著しき發達に伴ひ交通の便に大なる恩恵に浴せらるに仍り今後大なる変化を生すへき事と存ぜられます。

6 [氏子の資格]

答、制限は如何と存じますが、氏子民の資格の件に付、氏子総代選挙投票せむと成すに是れらの問題が生ずるのであります。

7 [氏子入り儀礼]

答、特別な儀式と云ふ様なものは見当りません。新住

人者より奉告祭の願出を神社へ依頼されるのむきも多少共有之哉に【別紙】見受けます。神社としては、毎月一回氏子区域内を雇員をして一周せしめ、認むる時は直に門戸に氏子札を掲げしむ。且つ神社氏子名簿台帳に其氏名を登録します。

8 「婿入り」 答、其氏の家督相続者たるに仍ります。

9 「若衆の行事」 答、若衆の行事としては、神社例祭には全員【別紙】奉仕し、太鼓を氏子区域内を担き廻り、祭例に一段の光彩を添へしむべきを最も苦心せられます。

10 「氏子内の階級」 答、階級は自然的に設けられて居ります。

11 「階級の相違」 答、階級は家格に仍りて居ります。

12 「氏子の義務」

答、各氏子民は神社納金、初穂料、祭祀費用且つ営繕造営に関し【別紙】て寄付を負担する義務を負ひます。

13 「義務の差」

答、異なります。上級者は従つて負担義務が多いのです。

14 「その他」

答、特殊な事としては、敬老會、又は敬神崇祖普及會を組織し、又これに類似な会を組織して、非常時困難打開に当て居ります。

【祭 礼】

1 「祭の日時」

答、例祭（秋祭九月二十六日）、新嘗祭（十一月二十九日）、祈年祭（二月二十三日）、紀元建国祭（二月十一日）、天長節祭（四月二十九日）、明治節祭（十一月三日）

2 「儀礼内容」

答、二月十一日 紀元建国祭、二月二十三日 祈年祭、四月二十九日 天長節祭、七月十七日 夏祭、九月二十六日 例祭、十一月三日 明治節祭、十一月二十九日 新嘗祭

3 「田植祭」

答、当社には御田がありません。随て田植祭もありません。

4 「特殊神饌」

答、当社には特殊な神饌を弁備する習慣は古来ありません。

5 「当屋の決定」

答、当屋は古来家格上住者に仍りてきめられます。

6 「長男の扱い」

答、当社に於ては此の習慣がありません。

7 「当屋の任務」

答、常住神主なき場合、祭祀其他の斡旋方に勉め、大祭の場合は知己の神主を依頼し、祭典事務【別紙】に当らしめ経費調達方一切の任務を負ふのであります。

8 「当屋の交代」

答、交代の時期別に定まりあるにあらず、当屋一代持ちりにて、家督相続者丁年以上に達【別紙】する場合は当屋を襲統し、相続者未丁年の時は別の家格上位者中より選出せしむ

9 「特殊神事」

答、勸学祭、入宮退宮奉告祭、誕生祝祭、神社功労故人慰霊祭、入学卒業奉告祭

10 「山の神祭」

答、当社社にてはありません。

11 「藁蛇の神事」

答、同上

12 「火焚の神事」

答、同上

【宮 座】

1 「宮座の有無」

答、あります。其名称として、伊勢講、千度講。

2 「宮座の建物」

答、ありません。

3 「座人の資格」

答、資格としては満二十才以上の男子にして思想堅実なりと認めたる者を云ふ

4 「座衆の人員」

答、人員五十名（伊勢講式十五名、千度講式十五名）

5 「座入り儀礼」

答、別に儀式として座入奉告祭執行する位のものであります。

6 「首座の名称」

答、座首且敬老と謂て居ります。

7 「組織階級」

答、満二十才以上五十才迄の男子を以て組織せらる。階級者は農事に従事する者多く、会社【別紙】員も多少参加して居ります。

8 「座人の義務」

答、座首の命に良く服し、道義的精神を助長し相互の難局を援助す。

9 「座人の姓」

答、別に一方に編して居りません。

10 「座を開く時期」

答、春秋祭の時期を利用致します。

11 「宮座の行事」

答、氏神の祭礼毎に献燈係り及初穂料徴集位のもの

12 「座の財政」

答、座人は月五錢位の掛金を以てこれを積立、諸種の事業を遂行致します。余り座の基本金として余り蓄積して居りません。

13 「文書記録」

答、別に纏まったものではありません。

14 「類似の組織」

答、伊勢講、及千度講などのものがあります。

15 「解体した座」

答、有りました。現在にも町内の一角に伊勢講、千度講なるものが現存して居ります。

村社 保利神社

大阪市住吉区東長居町（住吉区）

報告者 乾 舜逸

【神職】

- 1 「世襲」 古来より世襲でありません
- 2 「現在も世襲か」 全上
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収入」 米・麦初穂を献納するを、神職の収入としました
- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 乾 舜逸

【氏子】

- 1 「氏子区域」 東長居町、南長居町
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 鎮座の町区域内に限ります。
- 4 「氏子の戸数」 式百拾戸
- 5 「戸数の変動」 ありません
- 6 「氏子の資格」 資格に制限ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 何事も致しません
- 9 「若衆の行事」 明治初年頃までは、秋祭に「ダイガク」をかきしこと
ありました
- 10 「氏子内の階級」 明治初年頃オトナ・中老・若衆などと氏子の間に階級
ありました

ありましたが、只今はありません

- 11 「階級の相違」 家格と財産とを考慮の上、階級を定めます
- 12 「氏子の義務」 神社経費を支出する義務を負ひます
- 13 「義務の差」 階級に依り、支出金額に等級を定めております
- 14 「その他」 神社経営の浴場に氏子悉く入浴なし、所得金を神社経費に充当しています

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 秋祭 毎年十月十六日
- 2 「儀礼内容」 神社法規大祭式次第に依ります
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 明治初年頃まで祭の当屋がありましたが、只今ありません
- 6 「長男の扱い」 知りません
- 7 「当屋の任務」 知りません
- 8 「当屋の交代」 知りません
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

明治初年頃まで行事がありました、只今ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 只今はありません
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 ありません
- 4 「座衆の人員」 ありません
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 ありません
- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「座人の姓」 ありません
- 10 「座を開く時期」 ありません
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 ありません
- 13 「文書記録」 ありません
- 14 「類似の組織」 ありません
- 15 「解体した座」 明治初年頃までありました

村社 天神社

大阪市住吉区桑津町六七五番地（東住吉区）

報告者 社掌・北山 章

【神 職】

1 「世 襲」

世襲でした

2 「現在も世襲か」

現在まで

3 「特別な名称」

先生、神主さん、太夫さん、神官

4 「一年神主」

5 「収 入」

御初穂及其他上り銭

6 「その他」

7 「神職の氏名」

社掌・北山 章

【氏 子】

1 「氏子区域」

住吉区桑津町一円、東成区生野新家町及林寺新家町一

円

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

住吉区、東成区にまたがる

4 「氏子の戸数」

二千戸

5 「戸数の変動」

二十年前より五倍

6 「氏子の資格」

無し

7 「氏子入り儀礼」

氏子名簿に記入し、納金を徴収す

8 「婿入り」

氏地入り来りたるものは、直ちに氏子とす

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

階級無し

12 「氏子の義務」

社費負担の義務を有す

13 「義務の差」

異ならず

14 「その他」 無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

鎮火祭（十一月三十日）、祈年祭（二月中旬）、初神事
（二月二十二日）、夏祭（七月十六・七日）、例祭（十
月十六・七日）、新嘗祭（十一月下旬）

2 「儀礼内容」

法令祭祀次第に依る

3 「田植祭」

無し

4 「特殊神饌」

秋祭に甘酒・ザクロを供へる

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

／

7 「当屋の任務」

／

8 「当屋の交代」

／

9 「特殊神事」

一月十五日早朝、注連縄を集め「とんどの神事」を執
行

10 「山の神祭」

／

11 「藁蛇の神事」

／

12 「火焚の神事」

前記、一月十五日の神事あり

【宮 座】

1 「宮座の有無」

／

2 「宮座の建物」

／

3 「座人の資格」

／

4 「座衆の人員」

／

5 「座入り儀礼」

／

6 「首座の名称」

／

7 「組織階級」

／

8 「座人の義務」

／

9 「座人の姓」

／

10 「座を開く時期」

／

11 「宮座の行事」

／

12 「座の財政」

／

13 「文書記録」

／

14 「類似の組織」

／

15 「解体した座」

ありましたが、記録等今は無し

村社 生根神社

大阪市西成区玉出本通四丁目四十四番地（西成区）

報告者 尾崎虎二

【神 職】

1 「世襲」

世襲せず、一代毎に変っています

2 「現在も世襲か」

／

3 「特別な名称」

四国地方から移住している者は、太夫さんと呼ばます

4 「一年神主」

／

5 「収入」

／

秋の取入が済めば、御初穂料を米一升宛奉納していただきます。

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・尾崎虎二

【氏子】

1 「氏子区域」

西成区 辰巳通、姫松通、玉出本通、玉出新町通、田端通、千本通、新開通、潮路通、有楽町、松原通、南海通、岸松通

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 鎮座の区域内のみです

4 「氏子の戸数」 九千二百戸

5 「戸数の変動」

元の勝間村時代は勝間千軒と称した処です

6 「氏子の資格」

氏地内に居住する者は委く氏子となります

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」 価格に拠っています

12 「氏子の義務」 氏子納金に依り、神社を維持しています

13 「義務の差」 氏子納金に上下をつけています

14 「その他」

旧部落民と謂所移住者は、氏神に対する觀念が異なる様です

【祭礼】

1 「祭の日時」

戎祭 一月九・十・十一日、節分祭 二月、春祭 四月二十三日、夏祭（御浄式）七月二十五日、例祭 十月九日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

春祭に稚児が百種の神饌を献ります

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

正月十五日、氏子の注連飾を境内に持来つてどんどの神事を行います

【宮座】

- 1 [宮座の有無] |
- 2 [宮座の建物] |
- 3 [座人の資格] |
- 4 [座衆の人員] |
- 5 [座入り儀礼] |
- 6 [組織階級] |
- 7 [座人の義務] |
- 8 [座人の姓] |
- 9 [座を開く時期] |
- 10 [宮座の行事] |
- 11 [座の財政] |
- 12 [文書記録] |
- 13 [類似の組織] |
- 14 [解体した座] |

村社 津守神社 大阪市西成区津守町（西成区）

報告者 菅沼 端

【神 職】

- 1 [世 襲] そうでしたが、今は世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 昭和七年七月で中絶しました
- 3 [特別な名称] 普通は先生、神主と呼び、大夫だゆうと呼ぶ者もあります。当社にはありません。
- 4 [一年神主]
- 5 [収 入]

新田地主から扶知米を受け、地下氏子から初穂米・初穂麦の献上があり、神社の賽銭と共に神社の収入であり、神職の収入でありました。

6 [その他]

新田地主から扶知米を受けたので、支配所の役員の位置にあった

7 [神職の氏名] 杜掌・菅沼 端

【氏 子】

1 [氏子区域]

(一) 新田・北島・南島（現・津守町）

(二) 北加賀屋新田・櫻木新田

2 [二重氏子]

以前神祠が他神社境内社に移転せし為、その所在せし

村上町、中加賀屋町の一部。

3 [他市町村区域] 西成区と住吉区に及んでいます。

4 [氏子の戸数] 参千参百戸

5 [戸数の変動] 明治四十年頃は、氏子百七十六戸でした。

6 [氏子の資格]

区域内に居住する者を氏子とし、別に制限はありません

7 [氏子入り儀礼] 別にありません

8 [婿入り]

自由に参拝する程度です。近來神前で奉告祈禱をした

者もあります

9 「若衆の行事」

古くは提灯持込の神事を行ひ、境内の取締に任じました。今は青年団にかわりまして、神事は中絶しました。

10 「氏子内の階級」

古くは地主と地下と別れ、地下中でも古参と今来に別れていました。今はありません

11 「階級の相違」

古くは家格によりましたが、今は区別はありません

12 「氏子の義務」

氏子納金を負担すること、なりますが、未だ負担しない所もあります。

13 「義務の差」

14 「その他」

なし。
なし。

【祭 礼】

1 「祭の日時」

新年祭 一月一日、稲荷大祭 二月初午日、祈年祭 二月 日、春季大祭 四月二十・二十一日、夏越祭 七月二十・二十一日、秋季大祭（例祭）十月二十一日、火焚祭 十一月二十一日、新嘗祭 十一月 日

2 「儀礼内容」

神社祭式に依り、神事を加へることがある。

3 「田植祭」

古くは三反の宮田があり、田植祭神事がありました、今はありません

4 「特殊神饌」

とりたてて云ふものではありません。

5 「当屋の決定」

氏子惣代が順次交代して当番となり、祭奉仕を致します。

6 「長男の扱い」

なし。

7 「当屋の任務」

祭典当日の受付、取締など

8 「当屋の交代」

祭典中昼・夜の部に別れ、交代します。

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

なし。

11 「藁蛇の神事」

なし。

12 「火焚の神事」

焚上の神事 一月十四日夕、火焚祭 十一月二十一日

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

なし

15	14	13	12	11	10	9
〔解体した座〕	〔類似の組織〕	〔文書記録〕	〔座の財政〕	〔宮座の行事〕	〔座を開く時期〕	〔座人の姓〕
なし	明神講	なし	なし	なし	なし	なし

三島郡

官幣中社 水無瀬宮

三島郡島本村大字広瀬字門ノ内（島本町）

報告者 宮司・谷垣義雄

【神職】

- 1 〔世襲〕 世襲
- 2 〔現在も世襲か〕 昭和七年十二月二十四日、宮司水無瀬忠正依願免貴族院議員に当選、現在に至る

- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 宮司・谷垣義雄、禰宜・田島守俊、主典・佐藤高久、主典・中川 昇

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 氏子並崇敬者無之、各項に該当のものなし
- 2 〔二重氏子〕

- 3 〔他市町村区域〕
- 4 〔氏子の戸数〕
- 5 〔戸数の変動〕
- 6 〔氏子の資格〕
- 7 〔氏子入り儀礼〕
- 8 〔婿入り〕
- 9 〔若衆の行事〕
- 10 〔氏子内の階級〕
- 11 〔階級の相違〕
- 12 〔氏子の義務〕
- 13 〔義務の差〕
- 14 〔その他〕

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 例祭 十二月七日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、後鳥羽天皇祭 四月四日、土御門天皇祭 十一月十三日、順徳天皇祭 十月十四日
- 2 〔儀礼内容〕 大正三年三月二十七日内務省令第四號官國幣社以下神社祭式に依る

- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 該当のものなし

- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]
松囃神事
- 10 [山の神祭]
なし
- 11 [藁蛇の神事]
なし
- 12 [火焚の神事]
なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
該当のものなし
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

郷社 三島鴨神社

三島郡三箇牧村大字三島江字唐戸（高槻市）
報告者 勝田為義

【神 職】

- 1 [世襲]
古来は世襲でありました。
- 2 [現在も世襲か]
明治二年已十二月迄であります。
- 3 [特別な名称]
神主、社義、先生。
- 4 [一年神主]
当社には一年神主・年番神主・輪番神主等交代はあ
りません。

5 [収入]

神社総ての社入と米初穂麦初穂であります。

6 [その他]

古来世襲でありまして、奉仕の神社を神主独人の神社
の如く氏子も又左様に心得おりましたが、収入少なく
神主かたはら氏子の子弟の教育をしていました。

7 [神職の氏名] 勝田為義

【氏 子】

- 1 [氏子区域]
三箇牧村全部で三島江、柱本、西面、唐崎の四ヶ字で
あります。
- 2 [二重氏子]

全部又一部共、他神社の氏子関係等ありません。

3 「他市町村区域」

他町内には崇敬者がありますが、氏子区域は鎮座の三箇牧村の区域内に限ります。

4 「氏子の戸数」 五百四拾四戸

5 「戸数の変動」

明治七年五百参拾四戸で、明治廿七年十二月拾日の取調明細帳で五百七拾四戸となり、現在では参拾戸減じています

6 「氏子の資格」 別に何等の制限等ありません

7 「氏子入り儀礼」

別に儀式も又人を響応する事も神社帳につける事もありません

8 「婿入り」 別に何等の事もなく氏子になっています

9 「若衆の行事」 別紙の通り

【別紙】

∴御例祭に昔より氏子各部落の宝物として、各垣内毎其製作等の好きものを競って所有する幟及提灯を建て入れ、又献燈を若衆にて行ひ居り、現今は青年団員として行つて居ります。此等を建に参りますのを、宮入と称へ途中音頭を歌ひ（熊野節）つゝ参り、境内に入つて止め止め備へた台に安置一同手打して、無事安置を祝す。之が安置台の順番は神社にて年々各大字の建順を示し、其の位置に建つ又賑へる時は退けと称へて

青年団員の代表に立会の神酒並にスルメを授けて後、音頭（熊野節）を歌つて其順の大字、垣内、より引き取ります

10 「氏子内の階級」

氏子の階級は別段ありません。昔は若衆と称へし時代は中老とか若衆とか年齢により階級がありました、現今は、別に書立つる様な階級はありません。

11 「階級の相違」

昔は家格に依りましたが、只今は家格にも年齢にも依らず、別に階級はありません

12 「氏子の義務」

昔は宮入費と称して氏子各部落の協議費を以つて、宮入費即ち神社費用の負担を受けていましたが、現今は氏子納金として神社の経費の負担を受けています

13 「義務の差」 別紙の通り

【別紙】

昔は氏子各自の所有土地の地価に半額戸数に半額として負担を受けて居りましたので、別段階に依り異なる様なことはありません。現在は村役場の等級により等級を壹等より貳拾等に区分して即（壹等 参百五拾個持。貳等 百五拾個持。三等 百個持。四等 八拾個持。五等 七拾五個持。六等 五拾五個持。七等 四拾五個持。八等 四拾個持。九等 参拾個持。拾等 貳拾五個持。十一等 貳拾貳個持。十二等 拾八個持。

十三等持 拾五個持。十四等持 拾四個持。十五等
十三個持。十六等 一貳個持。十七等 拾壹個持。十
八等 拾個持。十九等 九個持。二拾等 八個持。〕
と義務が異なりて居ます

14「その他」

別紙の通り

【別紙】

一昨年より氏子の少年団員は、日曜日毎に境内の掃除
をなし、終りて拝禮した後で教育勅語を奉読して居り
ます。又、村の処女会員の壺部は、交代に毎月末日に
境内を清掃して翌早朝全員参拝、伊勢神宮・宮城を遙
拝の上、団長等より明治天皇の御製歌に就き講義、其
外講演を聞きたる後、其の月の行事等を定めて解散致
します。尚、本年一月より行事として、毎月一日、三
箇牧尋常高等小学校、実科女学校生徒・教員全部学校
の授業時間迄に参拝をして居ます。

【祭 礼】

1「祭の日時」

祈年祭 二月十七日、春季例祭 四月二十日、新嘗
祭 十一月二十三日

2「儀礼内容」

別紙の通り

【別紙】

主なる祭の順序。
当日早旦 社殿を裝飾す。

時刻 手水の儀

次、幣帛供進使参進所定の座に着く。道楽を奏す。社
司以下参列員所定の座に着く

次、修祓。先御幣物 次幣帛供進使及随員 次社司以

下

次、参列員及学校教員生徒一同

次、社司諸事弁備せる由を幣帛供進使に申す

次、社司御扉を開き畢りて側に候す。警蹕此間奏楽。

次神職以下神饌を供す。此間奏楽

次、社司祝詞を奏す

次、幣帛供進使随員御幣物を辛櫃より取出し仮に葉上

に置く神職辛櫃の蓋を除く

次、社司幣物を奉る

次、幣帛供進使祝詞を奏す

次、幣帛供進使玉串を奉りて拝礼。（玉串は随員之を附

す随員座後相礼）

次、社司玉串を奉りて拝礼。助謹神職座後拝礼

次、参列員玉串を奉りて拝礼。小学校長の時 教員生

徒自座相礼。村会議員、氏子総代

次、神楽奉奏。

次、学校生徒参拝唱歌奉奏。

次、社司以下、御幣物を徹す。

次、助謹神職以下、神饌を撤す。此間奏楽。

次、社司、御扉を閉て畢りて相座に復す。警蹕此間奏楽。

次、社司、祭儀畢れる由を、幣帛供進使に申す。
次、各員退出

3 「田植祭」 当神社は行ひません。

4 「特殊神饌」

祈年祭・新嘗祭に、伏兔・廻(標)と称する二種の団子にて
作りたるを、胡麻油にて揚げたるものと揚げざるもの
を用ひます

5 「当屋の決定」

当神社は古来より当屋なるものを設けません

6 「長男の扱い」 本事項はありません

7 「当屋の任務」 本事項はありません

8 「当屋の交代」 本事項はありません

9 「特殊神事」 別紙の通り

【別紙】

一、茅卷神事 陰暦五月五日、

茅卷の神事は往古より旧暦五月五日即ち旧の五月
の節句に行ふ。之の撤下の茅卷は伝統的信仰に依
りて熱病、痢病に利くと云ふ。昔は氏子全般に配
布せしも、今は氏子の希望者に撤下し、之れを受
けたるものは神棚又は門口天井裏等につるし置く。
罹病したる時は、之れを粉末にして清水にて用ゆ
のであります

一、神符頒布式 十月十日

神符頒布式は、其の起源は不明なれ共、古来より

御札納めと称して神職斎戒して之れを作り、祭典
を執行して翌日より神職御札を荷辛櫃に納め、氏
子各戸に御一体宛を授ける。氏子は之の神符を各
自神棚に之れを奉斎して祭る事とせり。

一、火焚神事 十二月二十日

火焚神事は、御火焚祭と称して、往昔は旧の十一
月二十日に此神事を行ひたりしも、現今は十二月
二十日に之を行ふ。此の日、氏子及崇敬者は前年
中の各自神棚に奉斎せし古き神符大麻等を持ち参
拝、火焚の器の内に納るものなり

午後十時、社司火焚の器の前に進み、浄火を鑽り
焼く。此の火の半ば焚上りたる時、社司神殿に参
進、案上の蜜柑を巻く。撤下して拝殿の案上に置
き、之れを群集の参拝者に撒き与ふ。老若男女争
ふて之れを拾ふ。

往古より口碑により、此の火焚の神事の火に暖た
まる時は、諸病に罹らぬとて近村よりも参詣なす
者多く、故に年内最終の賑ひを以て午後十一時頃
全て神事終了す。

10 「山の神祭」 別段に行ひません

【メモ書き】さいめんかかやは鬼よつてはい かはい
又兵エヲ（唐崎）つき放す、徳川以前と思ふ

11 「藁蛇の神事」 当神社は斯様な祭りは行ひません

12 「火焚の神事」

十二月二十日の火焚祭は、午後九時頃、松割木高き三、四尺積重ねて焚きます。祭りを行ひます。

郷社 野見神社 三島郡高槻町大字高槻（高槻市）

報告者 社司・山本定治郎

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 古来より宮座はありません。
- 2 [宮座の建物] 右同様ありません。
- 3 [座人の資格] 右同様ありません。
- 4 [座衆の人員] 右同様ありません。
- 5 [座入り儀礼] 右同様ありません。
- 6 [首座の名称] 右同様ありません。
- 7 [組織階級] 右同様ありません。
- 8 [座人の義務] 右同様ありません。
- 9 [宮座衆の姓] 右同様ありません。
- 10 [座を開く時期] 右同様ありません。
- 11 [宮座の行事] 右同様ありません。
- 12 [座の財政] 右同様ありません。
- 13 [文書記録] 右同様ありません。
- 12 [座の財政] 右同様ありません。
- 14 [類似の組織] 三島江御鏡講、講員八十八人、明治二十八年頃出来、西面御造酒講、講員参拾八人、西面注連講、講員三十人、西面御膳講、講員五拾人あります。西面の講は古い
- 15 [解体した座] 古来よりありません

【神 職】

- 1 [世 襲] 古来世襲にあり
- 2 [現在も世襲か] 大正九年十二月、薮氏辞職により新たに神職を置く
- 3 [特別な名称] なし
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収 入] 旧藩主よりの御供米に依る
- 6 [その他] なし
- 7 [神職の氏名] 山本定治郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 高槻町大字高槻、（区域、本町区、一丁田区、馬町区、横町区、北大手区、新川ノ町区、川ノ町区、南園町区、西堀側区）、大字古曾部、（北、南園町区、常盤町区）、大字上田部（紺屋町区）
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 町村内に限る
- 4 [氏子の戸数] 千弍百戸
- 5 [戸数の変動] 現在殆んど倍数なり
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] なし

8	「婿入り」	特別行事なし
9	「若衆の行事」	なし
10	「氏子内の階級」	なし
11	「階級の相違」	なし
12	「氏子の義務」	神社費の一部を負担す
13	「義務の差」	なし
14	「その他」	なし
【祭 礼】		
1	「祭の日時」	例祭 十月十四日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十五日、その他中祭六回、月次祭一日（小祭）
2	「儀礼内容」	祈年、新嘗、例祭等は 大祭、歳旦祭、元始祭、紀元節 祭、天長節、明治節、宵宮祭等中祭
3	「田植祭」	なし
4	「特殊神饌」	なし
5	「当屋の決定」	なし
6	「長男の扱い」	なし
7	「当屋の任務」	なし
8	「当屋の交代」	なし
9	「特殊神事」	なし
10	「山の神祭」	なし
11	「藁蛇の神事」	なし

12	「火焚の神事」	なし
【宮 座】		
1	「宮座の有無」	鑑腸 ^{（鑑腸カ）} 宮座あり
2	「宮座の建物」	なし
3	「座人の資格」	古の家柄による
4	「座衆の人員」	現在三人、元禄二年四十七人、嘉永三年十五人、明治初年七人
5	「座入り儀礼」	なし
6	「首座の名称」	／
7	「組織階級」	／
8	「座人の義務」	／
9	「宮座衆の姓」	芦田、辻、治三郎
10	「座を開く時期」	神社にては なく各座内各年に毎に開く 十月十四日（例祭早朝） 宮座一同参拝す
11	「宮座の行事」	各自弁の事
12	「宮座の財政」	左記備考欄に記入
13	「文書記録」	／
14	「類似の組織」	／
15	「解体した座」	／
【欄外】		
備考		
摂津国島上郡高槻		
牛頭天皇鑑腸宮座中		

右當社祭礼ノ節風折烏帽子白張着用ノ事三部祓所被免
授如件

神祇官領長上家

【製本のため一行分判読不能】

郷社 野身神社 三島郡高槻町大字上田部字上田部（高槻市）

報告者 北山市太郎

【神職】

1 「世襲」 2 「現在も世襲か」

古代の儀は不詳。中興文禄八年少納言是清より十八代
明治二年六月廿五日、神祇官より神主職許状頂戴、北

山実寛嗣子北山市太郎

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」

5 「収入」 収入全部神主物なり

6 「その他」

7 「神職の氏名」 北山市太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 高槻町大字上田部、下田部、芥川、真上

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 七百三十戸

5 「戸数の変動」 昔は二百八十戸、現在は七百三十戸

6 「氏子の資格」 氏子地にすむ者は皆、氏子

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」 神事渡御御輿舁は青年なり

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」 家格による

12 「氏子の義務」 経費の負担

13 「義務の差」 階級による負担

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」 元始祭（一月三日）、二月二十五・六日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」 神儀祭礼一切の世話をする

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

当社渡御式は俗に五日祭と云ふ。五月五日、氏子上田部・松下・松村・寺本三姓の子弟に限り、十二才、十八才の少年抽籤にて選定し、四日間斎戒沐浴して奉仕

10 「山の神祭」

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

十二月十五日おひたき、藁二十束、みかんをまく

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

上田部松下・松村・寺本三姓にて天神講あり

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

13 〔文書記録〕

12 〔座の財政〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

郷社 神服神社

三島郡高槻町大字服部字宮ノ川原垣内（高槻市）

報告者 中家次郎

【神 職】

1 〔世襲〕

左様で御座います

2 〔現在も世襲か〕

現時猶ほ世襲です

3 〔特別な名称〕

かんぬし

4 〔一年神主〕

此習慣はありません

5 〔収入〕

俸給制度です

6 〔その他〕

ありません

7 〔神職の氏名〕

中家次郎

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

三島郡高槻町大字服部一円です

2 〔二重氏子〕

左様なことはありません

3 〔他市町村区域〕

高槻町内の一部分です

4 〔氏子の戸数〕

貳百六十二戸です

5 〔戸数の変動〕

大相違はありません

6 〔氏子の資格〕

区域内に住居するものは皆氏子で、別段の制限はありません

ません

7 〔氏子入り儀礼〕

何等特別の儀式はありません

8 〔婿入り〕

（6）に記載した通りです。只少数の人は、婚礼の翌

朝未明に神社に参拝します

- 9 「若衆の行事」 大祭当日家形提灯を取扱ひます
- 10 「氏子内の階級」 座はありますが別段階階級はありません
- 11 「階級の相違」 多少家格による様です
- 12 「氏子の義務」 氏子納金を納める義務があります
- 13 「義務の差」 納金に多少ある位の事です
- 14 「その他」 //

【祭 礼】

1 「祭の日時」

正月一日 新年祭、二月四日 節分厄除祭、三月五日 祈年祭、五月八日 例祭、七月一日 夕食後植付報告祭、九月一日 八朔祭、十一月廿三日 新嘗祭

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

例祭神幸の旅の御饗と申して、青竹の節と節との間に神酒を入れたるものと藁粽とを用ひます

5 「当屋の決定」

当屋はありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

只、毎年十二月十五日夕食後、境内末社稻荷神社の前で御火焚をします

【宮 座】

1 「宮座の有無」

あります、只宮座とのみ申ししています

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

古来よりの宮座中の人に限ります

4 「座衆の人員」

二十三人です

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

何等区別はありません

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

福岡が一番多いのであります

三月五日と九月一日とです

ありません

宮座の積金が壹百四拾円あるだけです

郷社 茨木神社

三島郡茨木町大字茨木（茨木市）

報告者 岡市正人

【神職】

- 1 「世襲」 世襲なりし時代も在りし
- 2 「現在も世襲か」

明治五、六年頃迄にて中断し更に明治十二年より大正

十年迄

- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 氏子より初穂として麦一回、米一回り徴収せり
- 6 「その他」 無し
- 7 「神職の氏名」 岡市正人

【氏子】

- 1 「氏子区域」 全町を一区域とし他との出入りなし
- 2 「二重氏子」 同上
- 3 「他市町村区域」 然り
- 4 「氏子の戸数」 千八百戸
- 5 「戸数の変動」 明治五六年頃は九百戸
- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 自然に氏子となる
- 9 「若衆の行事」 無し
- 10 「氏子内の階級」 〃
- 11 「階級の相違」 〃

12 「氏子の義務」

氏子納金を負担す

13 「義務の差」

貧富又は村高に依りて階級あり

14 「その他」

無し

【祭礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭 一月一日より三日間、節分祭 二月の当日、紀元節祭 二月十一日、祈年祭 二月十八日、天長節 四月廿九日、田植祭 六月十五日、名越祓 六月三十日、夏祭 七月十三日より十五日迄、例祭 十月九日より十一日迄、拔穂祭 十月十八日、明治節祭 十一月三日、新嘗祭 十一月廿四日

2 「儀礼内容」

祭式は全部規定通なるも、奉楽と神楽を加へ。田植祭は行列、斎田へ児童の遊戯あり。拔穂祭は、今上稚子の献穂あり。夏祭は渡御あり。名越祓には茅の輪を樹つ。

3 「田植祭」

有り

4 「特殊神饌」

名越祓に粟飯、玄猪祭に玄猪餅、上巳節祭に菱餅、端午節祭に粽

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

〃

7 「当屋の任務」

〃

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

第一、二の外愛宕祭の消防出初式、恵比須祭の十日恵

比須は例祭、入営奉告祭、退営奉告祭、天満社例祭、

児童作品奉展、地久節祭、稻荷社初午祭、入学奉告祭、

卒業奉告祭、天満社菜花祭、献酒祭

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」 御酒講、神楽講、御敬津講

15 「解体した座」

古き以前には宮座のありしか。今、宮田と称する字と

宮元と称する一垣内のあるも、文献も伝説も無く、只

想像し得らる、而已

郷社 新屋坐天照御魂神社

三島郡福井村大字福井（茨木市）

報告者 神田

【神職】

1 「世襲」 否

2 「現在も世襲か」 室町末まで

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」 御初穂

6 「その他」

7 「神職の氏名」 神田正清

【氏子】

1 「氏子区域」

大字福井中河内、安威村大字安威字奥垣内

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 限られている

4 「氏子の戸数」 二三〇戸

5	〔戸数の変動〕	大なる相違あり
6	〔氏子の資格〕	なし
7	〔氏子入り儀礼〕	なし
8	〔婿入り〕	
9	〔若衆の行事〕	
10	〔氏子内の階級〕	
11	〔階級の相違〕	
12	〔氏子の義務〕	氏子納金
13	〔義務の差〕	
14	〔その他〕	

【祭 礼】

1	〔祭の日時〕	歳旦祭、元始祭、正月祭（二月七日）、小正月祭（一月十五日）、節分祭、紀元祭、祈年祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、天長節祭、火上祭（八月十六日）、秋宮皇霊祭、例祭（十月十六日）、新嘗祭
---	--------	---

2

〔儀礼内容〕

火上神事式順序次第、午後八時頃中祭を以て式を行ふ、同時に以前は大太鼓を打つ、以上。拝殿の縁にすえた、き音の高低を以て誇とせり。今は、式の最中に火を献す。

3

〔田植祭〕

4

〔特殊神饌〕

5	〔当屋の決定〕	
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	火上神事（献燈祭）
10	〔山の神祭〕	
11	〔藁蛇の神事〕	
12	〔火焚の神事〕	火上神事

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	
11	〔宮座の行事〕	
12	〔座の財政〕	
13	〔文書記録〕	

あり。座の出来るのは中川清秀公、当社奉献の頃から

なり

14 「類似の組織」 御百燈講

15 「解体した座」

中川清秀公の時からあり。毎年百余の座衆で神事を司りしが、後に宮寺か神事を司り、座衆は祭礼の時のみ奉仕す

郷社 井於神社 三島郡三宅村大字蔵垣内字川ノ上（茨木市）

報告者 社司・竹原季夫

【神 職】

1 「世襲」 （世襲でした）

2 「現在も世襲か」 （大正四年杓月大山社司迄）

3 「特別な名称」 （無）

4 「一年神主」 （無）

5 「収入」 （氏子負担）

6 「その他」 （無）

7 「神職の氏名」 （社司 竹原季夫）

【氏 子】

1 「氏子区域」

大字宇野邊、大字丑寅、大字蔵垣内、大字乙辻、大字太中、大字小坪井、大字鶴野 七大字

2 「二重氏子」 （無）

3 「他市町村区域」 （其通りです）

4 「氏子の戸数」 （貳百七拾五戸）

5 「戸数の変動」 （無）

6 「氏子の資格」 （無）

7 「氏子入り儀礼」 （無）

8 「婿入り」 （何等定めなし）

9 「若衆の行事」 （無）

10 「氏子内の階級」 （無）

11 「階級の相違」 （家格に依る）

12 「氏子の義務」 （神社費負担）

13 「義務の差」 （無）

14 「その他」 （無）

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 式月拾八日、夏祭 七月拾五日、例祭 拾月拾九日、新嘗祭 拾壹月式拾四日

2 「儀礼内容」

大正三年三月二十七日内務省令第四號、府縣社以下神社祭式に依る

3 「田植祭」 （無）

4 「特殊神饌」 （無）

5 「当屋の決定」 （無）

6 「長男の扱い」 （無）

7 「当屋の任務」 （無）

- | | | |
|-------|----------|-----|
| 8 | 〔当屋の交代〕 | (無) |
| 9 | 〔特殊神事〕 | (無) |
| 10 | 〔山の神祭〕 | (無) |
| 11 | 〔藁蛇の神事〕 | (無) |
| 12 | 〔火焚の神事〕 | (無) |
| 【宮 座】 | | |
| 1 | 〔宮座の有無〕 | (無) |
| 2 | 〔宮座の建物〕 | (無) |
| 3 | 〔座人の資格〕 | (無) |
| 4 | 〔座衆の人員〕 | (無) |
| 5 | 〔座入り儀礼〕 | (無) |
| 6 | 〔首座の名称〕 | (無) |
| 7 | 〔組織階級〕 | (無) |
| 8 | 〔座人の義務〕 | (無) |
| 9 | 〔宮座衆の姓〕 | (無) |
| 10 | 〔座を開く時期〕 | (無) |
| 11 | 〔宮座の行事〕 | (無) |
| 12 | 〔座の財政〕 | (無) |
| 13 | 〔文書記録〕 | (無) |
| 14 | 〔類似の組織〕 | (無) |
| 15 | 〔解体した座〕 | (無) |

郷社 伊射奈岐神社

三島郡山田村大字山田小川字小川谷（吹田市）

報告者 花房秀太郎

【神 職】

- | | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 〔世襲〕 | 否 |
| 2 | 〔現在も世襲か〕 | 否 |
| 3 | 〔特別な名称〕 | 先生と呼ばます |
| 4 | 〔一年神主〕 | 該当事項なし |
| 5 | 〔収入〕 | 納米制度 |
| 6 | 〔その他〕 | 有りません |
| 7 | 〔神職の氏名〕 | 花房秀太郎 |

【氏 子】

- | | | |
|-------------------------------------|----------|-----------|
| 1 | 〔氏子区域〕 | 山田村一円区域です |
| 2 | 〔二重氏子〕 | いません |
| 3 | 〔他市町村区域〕 | 前問の通 |
| 4 | 〔氏子の戸数〕 | 六百二十戸 |
| 5 | 〔戸数の変動〕 | 有りません |
| 6 | 〔氏子の資格〕 | 有りません |
| 7 | 〔氏子入り儀礼〕 | 有りません |
| 8 | 〔婿入り〕 | |
| 披露料を納むるに依って、垣内 ^{氏子} 入が出来ます | | |
| 9 | 〔若衆の行事〕 | |

幟旗建、献燈屋台建、御輿請の儀を行います

10 「氏子内の階級」 有りません

11 「階級の相違」 階級は有りません

12 「氏子の義務」 祭儀に参導し、神社経営の負担をします

13 「義務の差」 異なりません

14 「その他」 有りません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

新年祭（二月一日朝八時）、祈年祭（二月十七日朝十時）、

春祭（五月十日午後二時）、高庭祭（八月廿三日夜七時）、

例祭（十月十三日朝十時）、新嘗祭（十一月廿七日朝

七時）、除夜祭（十二月三十一日夜十一時）

2 「儀礼内容」

1 當宮祭（祭典執行の前日）、2 祭典執行報告祭（当

日早朝）、3 祭典執行（当日午前十時頃）、4 御旅所

祭、5 感謝祭、6 祭典終了報告祭（午後十一時頃）

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」 有りません

5 「当屋の決定」 古へより制定せられたる順番に依ります

6 「長男の扱い」 有りません

7 「当屋の任務」

神輿渡御人夫の人選、諸役係決定指揮統制に当る

8 「当屋の交代」

十月十四日（例祭終了の翌日）、氏子総代会に於て申

送り（古例に依る）

9 「特殊神事」 有りません

10 「山の神祭」 有りません

11 「藁蛇の神事」 例祭三日前、縄掛の儀を行います

12 「火焚の神事」 有りません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

本項以下記載事項なし

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

郷社 藤森神社 三島郡鳥飼村鳥飼西（摂津市）

報告者 角 善敏

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲です
- 2 〔現在も世襲か〕
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 氏子より長帳式収入して居ました
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 角 善敏

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 鳥飼上、鳥飼中、鳥飼八町、鳥飼下、鳥飼西、鳥飼八防、鳥飼野々、味生村大字新在家
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 限られて居ります。然し、合祀の関係上、味生村大字新在家が区域内になって居ります
- 4 〔氏子の戸数〕 五百二十戸
- 5 〔戸数の変動〕 大相違ありません
- 6 〔氏子の資格〕 なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 自然に氏子になります

- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 人望によります
- 12 〔氏子の義務〕 神社を維持する義務を負ひます
- 13 〔義務の差〕 なし
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 春祭 四月十七日、夏祭 八月一日、例祭 十二月十八日、新嘗祭 十二月四日、祈年祭 二月二十三日

2 〔儀礼内容〕

- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 なし
- 6 〔長男の扱い〕 なし
- 7 〔当屋の任務〕 なし
- 8 〔当屋の交代〕 なし
- 9 〔特殊神事〕 粥占神事、鎮魂祭
- 10 〔山の神祭〕 なし
- 11 〔藁蛇の神事〕 なし
- 12 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

郷社 **阿為神社**

三島郡安威村大字安威字花園（茨木市）

報告者 森川正巳

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 明治初年までは世襲でありました
- 3 [特別な名称] 神主さん、お宮さんの先生
- 4 [一年神主]

御問い合わせの様な習慣も定めありません

5 [収 入]

神社収入は即ち神職の収入にて、其の内にて祭儀の一切を執行

6 [その他]

大正十三年以前は神職の交代甚だしく万事不整備でしたが、只今では漸く整備を見ました

7 [神職の氏名]

森川正巳

【氏 子】

1 [氏子区域]

安威村大字安威、大字十日市、三島村大字耳原、石河村大字桑原

2 [二重氏子]

共通の所はありません

3 [他市町村区域]

安威村の大部分、三島石河両村の一部

4 [氏子の戸数]

参百拾五戸

5 [戸数の変動]

神社合祀以前は百七拾戸未満でした

6 [氏子の資格]

資格に制限はありません

7 [氏子入り儀礼]

特別の儀式はありません

8 [婿入り]

必ずお宮参りをいたします。然して年齢の如何を問わず、若衆の仲間入をします

9 [若衆の行事]

お祭の奉仕のため種々の行事が行はれます

10 [氏子内の階級]

年寄、中年寄、中老、若中

11 「階級の相違」 年齢によります

12 「氏子の義務」

神社の経費を負担し、祭儀にはこぞって奉仕の義務があります

13 「義務の差」

家格財産に依る神社費負担の務めに夫々相異があります

14 「その他」

氏子の全部が昔からの氏子でありますから、神社に対する念、誠に床しきものがあります

【祭 礼】

1 「祭の日時」 御例祭 五月七・八両日

2 「儀礼内容」

四月廿五日 太鼓下し。五月五日 神輿下し神事、地車順抽籤。六日 粽巻行事。七日午前拾時 供進使参向
祭典執行、午後二時 神輿神社発、五時 耳原行宮着。
八日午前九時 神輿行宮発、午後五時 神社還御。九日 神輿洗行事。

3 「田植祭」 執行して居りません

4 「特殊神饌」

「千本の粽巻」^{チモト}御例祭に献供するもの。三升三合三勺の白米粉を以て千本の粽巻を調製す。奉仕者は六十歳以上の老男女に限ります。

5 「当屋の決定」

若中の当屋は神社の方を上とし、各組毎に上より順次年番にて廻ります

6 「長男の扱い」 只今では左様なことはありません

7 「当屋の任務」

若中寄りの間は家を開放して能ふ限りの援助をいたします

8 「当屋の交代」

毎年正月三日の初寄の日に、「帳箱」を受渡して交代いたします

9 「特殊神事」

御餅撒き神事（一月六日、一月十日、二月廿五日）、厄除祈願祭（二月節分の夜）、お虫除祈願祭（六月下旬早苗^{サノボリ}上り祭）、大祓（六月末日 十二月末日）、お火上げ祭（十月二十三日）

10 「山の神祭」 行つて居りません

11 「藁蛇の神事」 行つて居りません

12 「火焚の神事」

以前は、「トンド行事」と称して正月十五日に行つて居りましたが、只今ではこの行事はありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

//

- | | | |
|----|----------|----------------|
| 3 | 〔座人の資格〕 | ／ |
| 4 | 〔座衆の人員〕 | ／ |
| 5 | 〔座入り儀礼〕 | ／ |
| 6 | 〔首座の名称〕 | ／ |
| 7 | 〔組織階級〕 | ／ |
| 8 | 〔座人の義務〕 | ／ |
| 9 | 〔宮座衆の姓〕 | ／ |
| 10 | 〔座を開く時期〕 | ／ |
| 11 | 〔宮座の行事〕 | ／ |
| 12 | 〔座の財政〕 | ／ |
| 13 | 〔文書記録〕 | ／ |
| 14 | 〔類似の組織〕 | 株の組織があります |
| 15 | 〔解体した座〕 | 以前から座の組織はありません |

【別紙】

阿為・第十六号

神社調査資料に関する件御答

六月二十四日附兵第二五〇四号を以て御照会相成候

神社調査資料に関する件別紙の通りに有之及回答候也

昭和十一年六月二十九日

三島郡安威村鎮座

郷社安威神社々司 森川正巳

大阪府学務部長 鈴木省吾殿

記

社格 郷社 阿為神社

所在 大阪府三島郡安威村大字安威

報告者 森川正巳

神職

一、古来世襲ですか

世襲ではありません

二、何時迄世襲でしたか

明治初年迄世襲でありました

三、神職と呼ぶ特別名称がありますか

神主さん。お宮さんの先生。

四、一年神主年番神主（一年交代）の習慣がありますか。それは如何なる方法で定められますか。又如何なる注意を守らなければなりませんか

御問合の様な習慣も定めありません

五、以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか

神社所有田地より上る小作宛米の一切。及お初穂米を主として祈禱料其他神社収入の全額は神職の収入とし、

但し其の内にて祭儀の一切を執行して参りました

六、其他神職について特殊なことがあったら記入して下さい

明治三十四年开始て専任の神職奉仕。其後五名の神職を経て大正十三年故森川民恵社掌として当神社に奉仕、以来社殿の営繕、境内の整備と神社財産の整理に勤め

し結果、昭和二年郷社に別格いたしました。前社司死後は氏子の希望により小職亡父に続きて当神社に奉仕いたして居ります

七、現在の神職の氏名

森川正巳

氏子

一、氏子区域

安威村 大字安威 大字十日市

石河村 大字桑原（くわのはら）

三島村 大字耳原（みのらは）

備考

この外、崇敬者として昔の安威郷の内五社六ヶ町村（約壺千戸）は、以前より当社の外氏子として毎年米麦の御初穂を献供いたして居ります

二、氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になっていきますか。其所在区域

共通のところはありません

三、氏子区域は貴神社鎮座の市町村区域内に限られていますか
安威村の一部、大字山崎（約三十戸）が他神社の氏子になっていきます。是れは昔の代官所の支配の關係と思ひます。結局、安威村の大部分及三島・石河両村の一部が氏子区域になって居ります

四、氏子の全個数

三百拾五戸

五、区域戸数は古今に大相違ありますか

明治四十一年、奉幣神社（大字十日市鎮座）・幣久良神社（大字耳原鎮座）合祀以前は、氏子戸数百七拾戸未滿でありました

六、氏子となる資格に制限がありますか

資格に制限はありません。氏地内に居住するものは、皆氏子としての務をいたします

七、氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗応するとか神社の帳につけるとか、其他）

特別の儀式はありません。新しき居住者はそのまゝ、氏子と見なして居ります

八、婿に來た者はどうして氏子になりますか

「三日帰り」の儀式が済むと、必ず御宮参りをいたします。そして年齢の如何を問わず、若中の新入りとして若中（若衆）の種々の義務を負はせられます

九、若衆の行事がありますか。其の際如何なることが行われますか

普通、拾五歳になれば若中に加入します。一家の長男は、十歳にもなれば特に若中の仲間入を許しております。仲間入には、定められた酒肴料を添へて披露いたします。若中は、春秋のお祭に奉仕することが主なる務にて、五月七、八両日の御例祭には、四月二十五日の「太鼓下し」より毎夜各株の当屋に集まり、いろ

く)の行事の稽古をいたします

五月五日「神輿下し」行事日より、昼間より当屋に集り、「地車」を飾りつけを始め、万事中老の指示に従ひ昔からなる行事に始めたいします。七、八両日には渡御奉仕、夜の「お火上げ行事」及「二輪加」の奉納等をいたします。お祭もすんで九日には、中老に對し御^殿方々に慰勞の祝宴を開き、十日には、若中一同当屋にて最後の慰勞会をいたします

秋祭の行事は春祭に準じ、此の外正月の三日には若中の初寄が行われます。新入者のこの時重に披露されま

十、氏子の間に階級がありますか(例へば座と平或はおとな中老若衆など)

年寄。中年寄。中老。若中。

十一、氏子の階級は家格によりますか。年齢によりますか

前述の階級の場合は年齢に依ります

但し、「中老」は各組に三人乃至四人に限られ、若中を終えた者の中でも長男でなければ中老になる事は出来ません

前述の階級は、若中を基とした場合の階級で、神社に對する務め、即ち神社費の負担及氏子総代の選出等には田舎にては家格を八ヶ間敷申します。田舎にて若き総代を見受くるのは、この為めと思ひます

十二、氏子は如何なる義務を負ひますか

神社の経費を負担し、神社の祭儀にはこぞつて奉仕の義務があります

十三、階級により義務が異なりますか

氏子各自の家格、財産に依る神社費負担の務めに夫々相異があります

十四、其他氏子について特殊なことを記して下さい

氏子の殆ど全部が父祖相伝でありますから、神社に對するの念誠に床しきものであります。神社の祭儀は即ち村内の最大の行事であり、一年中の楽しみであります

当神社の如き僅少の氏戸数にて執行^(ママ)される御例祭の渡御式は、郡内まれに見る大きな行事で、氏子は老若を問わず男子の総てが動員されて居ります

氏子中「大祓詞」を知らないものは皆無で、一日、拾五日の二つは分れて夜に神社に集り、大祓を奏上いたして居ります。奏上後は修養に関する御話や、時には種々の「作り物」の打合せ等をいたして居ります

祭礼

一、主なる祭りの名称と時日

御例祭 五月七、八両日

四月二十五日 太鼓下し

五月五日 神輿下し行事 地車順抽籤

六日 粽卷行事(特殊な神饌参照)

七日 午前拾時 供進使参向例祭典執行

午後二時 神輿神社御発

午後五時 大字十日市御休息、献饌

〃 六時 耳原御旅所御着、祭典執行、お

神楽奉納 若中二輪加奉納

〃 九時 若中お火上げ行事（献燈）

八日 午後九時 神輿御旅所御発

〃 十時 奥垣内御休息、献饌

〃 十一時 天王ノ辻御休息 〃

〃 十二時 藤吉ノ辻着御 〃

昼食

午後二時 藤吉ノ辻御発

〃 三時 石河村桑原へ御神幸、献饌

〃 五時 神社へ御還幸、祭典執行、千本

の粽巻奉献、お神楽奉納、若中

二輪加奉納

〃 九時 若中御火上げ行事

九日 神輿洗行事

三、田植祭（御田）がありますか

未だ執行いたして居りません

四、特殊な神饌が用ひられますか

御例祭の還幸祭の際献供する「千本の粽」は、古くより伝はる特殊のものにて、三升三合三勺の白米粉を以て千本の粽巻を調製して神前に供するもので、氏子中六十才以上の男女により調整せられ、災害除けの粽巻

とて氏子以外にも広く是れを頒つて居ります

五、祭の当屋はどうしてきめられますか

祭に奉仕する若中の当屋は、各組毎に神社の方を上とし順次若中のある家を年番にて廻ります

六、長男の生まれた順序に当屋になることがありますか

昔は難しい規定があつた様ですが、只今では左様な事はありません

七、当屋の任務

若中寄りの間は、昔からの習慣により家を開放して能ふ限りの援助をいたします

八、当屋交代の時期と方法

正月三日の若中初寄りの日に、「帳箱」を受渡して交代いたします。帳箱には記録、会計帳、預金通帳等が納められてあります

九、特殊神事

御餅撒き神事（一月六日、一月十日、二月廿五日）

厄除祈願祭（俗に曰ふ星祭）二月節分の夜

お虫除祈願祭（六月下旬 早苗^{（さなほ）}上り祭）

大祓（六月三十日、十二月三十一日）

秋祭（お火上げ祭）（十月二十三日）

以上

十、山の神祭はいつ行われますか。それについて特殊な行事がありますか

山^{（さん）}の神祭は行つて居りません

十一、藁の蛇を作つて祭る事がありますか（或は縄掛神事）

山^{（さん）}の神祭は行つて居りません

以上

行つて居りません

十二、大きな火を燃す事がありますか

以前は、「トンド行事」と称して正月の十五日に行われて居りましたが、只今では行われて居りません

宮座

一、宮座がありますが、其の名称

宮座はありませんが、各株毎に若中の当屋とは別に年番の「株の当屋」があります

二、宮座の建物がありますか

ございません

三、座人の資格

分家した者は、「株の人」としての資格はありません。

各株毎に相当の田地と財産を共有して居りますので、

株入するには相当の株入料を要します

四、座衆の人員（各座毎に記する事）

各株の戸数（大字安威の分）

上組 二拾八戸

東組 三拾戸

大組 三拾九戸

中組 四拾一戸

西組 三拾六戸

五、座入の儀式がありますか

株入りの儀として定まったものはありません

六、座の首座の人は何と謂ひますか

株では其の定めはありませんが、昔からの家格により自然と其首座は定まつて居り、以下の順位も自然の内に定められて居ります

七、座入りの組織階級

各株毎にては、株内の親睦と相互助け合ふ意味から必ず頼母子講が組まれてあります。只今境内に遷されてあります。各株の氏神の名を冠して、天王講、大年講、金刀比羅講、等通称しています

神社の特殊神事たる御餅撒き神事は、是等の境内社の御祭であります

八、座人の義務

株は親類以上の深き交りにて何事によらず相互助け合ふ事が、最大の務であります

九、宮座衆の内には如何なる姓が多くありますか

上組 抱（か、え）

東組 藤吉（ふじよし）

大組 乾（いぬい） 大石

中組 中内（なかうち）

西組 吉田（よしだ）

十、座の開かれる時期

株の集りは重に正月中であります。期日は昔から一定の日に定められて居ります

十一、宮座としての行事がありますか

各株の御祭にはお餅撒きをいたします

十二、座の財政

各株共有の山林、田地より上る収入にて一年中の費用に充て、尚年々夫れ／＼若干の積立をいたして居ります

十三、座の文書記録がありますか（明治以降のものでも結構）

各株の記録共相当古いものもありますが、主たるものは株の勘定帳であります

十四、座は無くとも類似の組織がありますか（例えば何々講、或はおとな、五人衆、十人衆など）

前述の通りであります

十五、今は亡びても以前座がありましたか

昔から座の組織はありません

【次頁に、府社千早神社（南河内郡）祭礼の添付用紙が混入するが、省略する。】

村社 味府神社 三島郡味生村大字別府（摂津市）

報告者 社掌・西野代一

【神職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

世襲の時が無い様です。文書もなく氏子の古老も詳細不知

3 「特別な名称」 別段の名称なく 神主 先生

4 「一年神主」 該当事項ありません

5 「収入」

氏子より献納の金銭米穀類

6 「その他」

生活出来得るだけの収入無く、従来より兼務或は有閑人の内職程度なりし為、世襲神職として落付く事がない様です

7 「神職の氏名」

西野代一

【氏子】

1 「氏子区域」

味生村大字別府

2 「二重氏子」

二重氏子区域はありません

3 「他市町村区域」

神社鎮座の区域内に限られています

4 「氏子の戸数」

壹百六十戸

5 「戸数の変動」

大した相違はありません

6 「氏子の資格」

何らの制限はありません

7 「氏子入り儀礼」

ありません

8 「婿入り」

氏子入りと云ふ様な儀式も従来なく、氏地内に住居すれば自然氏子となります

9 「若衆の行事」

ありません

10 「氏子内の階級」

階級はありません

11 「階級の相違」

／

12 「氏子の義務」

神社の維持経営

13 「義務の差」

／

14 「その他」

／

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋祭（例祭） 十月十三日、春祭 四月十四日、祈年祭 三月一日、新嘗祭 十二月一日 各午前。献燈祭 九月一日或は二日、九月十一日（三月十日、二十日の夜）、節分祭 二月節分の日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

特殊な神饌はありません

5 「当屋の決定」

祭の当屋はありません

6 「長男の扱い」

／

7 「当屋の任務」

／

8 「当屋の交代」

／

9 「特殊神事」

特殊神事と云ふ程の行事もなく、毎年二百十日・二十日の夜献燈して稲の豊穰を祈り、氏子一人残らず神社に参拝し、神酒と神饌を頂く

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

一月十五日払暁に、門松に藁を掛けて燃すトンド行事があります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

／

3 「座人の資格」

／

4 「座衆の人員」

／

5 「座入り儀礼」

／

6 「首座の名称」

／

7 「組織階級」

／

8 「座人の義務」

／

9 「宮座衆の姓」

／

10 「座を開く時期」

／

11 「宮座の行事」

／

12 「座の財政」

／

13 「文書記録」

／

14 「類似の組織」

／

神社世話人と称して氏子各垣内（三垣内あり）一名宛計三名。年中祭の日の献燈を奉仕します

15 「解体した座」

古くには宮座鍵座等あり。鯨生の宮の三社に分かれて後も長らく存続せりと云ふも、何時の頃に亡びたるか詳細不明であります

村社 溝咋神社 三島郡玉島村大字馬場（茨木市）

報告者 三島武雄

【神 職】

- 1 「世襲」 当家の家系が不明のため分かりませぬ。
- 2 「現在も世襲か」 全上
- 3 「特別な名称」 禰宜、祝人、神禰宜等。
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」 当家に老人が居らぬので分かりませぬ。
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 三島武雄

【氏子】

- 1 「氏子区域」 旧溝昨村の地 大字馬場、二階堂、目垣、平田、十一
以上五字
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」 約式百戸
- 5 「戸数の変動」 大差無
- 6 「氏子の資格」 持規無
- 7 「氏子入り儀礼」 持規無
- 8 「婿入り」 持規無
- 9 「若衆の行事」

提灯貼と云ふことがお祭に近くと行れます。其れ破れ
ても居ない提灯を貼換へると云って、提灯やの頭をは
つてお酒を飲むことです。村人等も自分等のことを知
つて黙認して居ます。

- 10 「氏子内の階級」 無
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」 神社経済負担等にて特殊なことはい様です。
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 春祭 五月九日、祭（法規上大祭） 十月十四日、稻荷
祭 四月三日、天満宮祭 八月一日
- 2 「儀礼内容」 修祓、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠等に依り、特殊の行
事はありませぬ。

- 3 「田植祭」 無
- 4 「特殊神饌」 無
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

鎮火祭と云つて、十二月十日頃子供等が氏子の各家か

ら藁を貰ひ集めて此れを燃し、神に供へる祭があります

【宮座】

- 1 [宮座の有無] //
- 2 [宮座の建物] //
- 3 [座人の資格] //
- 4 [座衆の人員] //
- 5 [座入り儀礼] //
- 6 [首座の名称] //
- 7 [組織階級] //
- 8 [座人の義務] //
- 9 [宮座衆の姓] //
- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] 無

稲荷講と云ふのがあります。当社では、四月三日講員参拝稲荷祭を行つて居ります。

村社 泉殿神社 いづどの 三島郡吹田町（吹田市）

報告者 社掌・宮脇芳三

【神職】

- 1 [世襲] 古来より世襲
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |
- 5 [収入]

社家と神社との区別不明瞭にして、氏子納金等の制度なく、一般有志よりの奉納物品或は喜捨金を収入とせり

6 [その他]

社家の事を指して古来「宮さん」（神社の事）と呼び、神職欠員の場合は永らく女主人が宮を御守せし事実あり。天保年間大塩の乱にて一家闕所となれる際は幼女を助けて氏子民が御宮の守を為せりと言う

7 [神職の氏名] 宮脇芳三

【氏子】

1 [氏子区域]

川面町、上新田、下新田町、西之庄町、田中町、濱之堂町、御所ノ内、新町、松ヶ鼻町、片山前町（荒池・原田を含む）、庄田、桂堂、城ヶ脇、宮ノ後、見才、前野、濱田町、寿六、寄町、堀麦、砂子、石面堂、足洗、井関、

- 2 「二重氏子」
帯
宮開、茶園木、勝木島、萱島、畑田、萬寿島及西野一
(新川尻・寺裏・池田島・大畑島・御旅島・天王島)、
葭床、小淵島、馬廻シ、前島、島口、中之島、御旅町
尻)、糸田町(金田原)、祝フ、焼安、袋之角、樋先島、
塚本、田這、竹ヶ本、泉町(山崎・櫛原・豎野・八ヶ
- 3 「他市町村区域」
鎮座地町の区域内に限る
- 4 「氏子の戸数」
参千八百戸
- 5 「戸数の変動」
町の進展に伴ひ大相違あり(古来よりの氏子は約六百
余)
- 6 「氏子の資格」
制限なし。氏子地内の居住者は全部氏子とす
- 7 「氏子入り儀礼」
無し(但し町入を為すには相違負担金の支出を要する
垣内あり)
- 8 「婿入り」
在来民と区別なし
- 9 「若衆の行事」
――
- 10 「氏子内の階級」
階級なし(但し神幸渡御に於ける神輿舁番等は古来
一定の町のみを輪番とす)。舁番は現在の所西ノ庄町、
田中町、濱之堂町、川面町。太鼓は此の限りに非ず
- 11 「階級の相違」
――

- 12 「氏子の義務」
氏子納金割当額の負担 祭禮諸行事の執行義務(舁番、
篝火番、屋台、渡御の分掌等)
- 13 「義務の差」
(舁当等は神事、太鼓等各々其の一ヶ年間修復保存の
義務を負ふ)但し階級なし
- 14 「その他」
往古は「宮元」と称して西ノ庄町が氏子の首位に在り
し様なれど現在では区別なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」
◎神幸祭 五月三日(例祭) 午前祭典、午後渡御、夜
中還幸。御田植祭 六月十日午後(但し年により六月
上旬)。秋大祭(午後) 霊泉奉賛祭。稻荷祭。
- 2 「儀礼内容」
神幸祭は、神輿・太鼓・各舁番町・獅子講・敬神講等
各々責任分担当は午後三時出興・午後十時半還幸。秋
祭は各町より豪華なる提灯屋台奉建。
- 3 「田植祭」
在り
- 4 「特殊神饌」
――
- 5 「当屋の決定」
――
- 6 「長男の扱い」
――
- 7 「当屋の任務」
――

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

御火焚祭 神幸大篝神事其他、雨請祭（現在は古儀を
偲びて霊泉奉賛祭）

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

神幸還御の際、大篝を数ヶ所燃やすを例とす

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 三輪神社 三島郡富田町（高槻市）

報告者 好田清三郎

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」 明治二年頃迄世襲でありました。

3 「特別な名称」

本院と呼びました（元西部で宮寺と呼びしに依る）

4 「一年神主」

5 「収入」 賽物は神職の収入としてありました。

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 好田清三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 富田町全部

2 「二重氏子」

富田町全体全一の氏子にて、二重氏子はありません

3 「他市町村区域」

富田町区域内は、三輪神社の氏子内に限られてあります

4 「氏子の戸数」 八百戸であります

5 「戸数の変動」 少し増加してあります

6 「氏子の資格」 ありません

- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
 - 8 「婿入り」 入籍と全時に氏子となります
 - 9 「若衆の行事」 祭日に提燈建を奉仕す
 - 10 「氏子内の階級」 別ありません
 - 11 「階級の相違」
家の格に依る事もありますが、今は納税の多少にて自然に階級があります
 - 12 「氏子の義務」 神社の経費を負担いたします
 - 13 「義務の差」 納税額に準じて神社の負担が異なります
 - 14 「その他」 ありません
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」
歳旦祭、元始祭、紀元節祭、祈年祭 二月十八日、天長祭、春季祭 五月六日、例祭 十月十二日、明治節祭、新嘗祭 十一月二十四日
 - 2 「儀礼内容」
修祓、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、神楽式、撤饌、以上
 - 3 「田植祭」
当社新嘗祭の献穀の為御田の祭を執行いたします。
 - 4 「特殊神饌」 ありません
 - 5 「当屋の決定」 ありません
 - 6 「長男の扱い」 ありません

- 7 「当屋の任務」 ありません
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」
旧例に依り水無月（七月三十一日）、八朔（九月一日）等に百燈を献じ神事を執行いたします
 - 10 「山の神祭」 ありません
 - 11 「藁蛇の神事」
鳥居に掛ける注連縄掛の神事をいたします
 - 12 「火焚の神事」 ありません
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 宮座に関する事は全部ありません
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
 - 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」

14 〔類似の組織〕

〃

15 〔解体した座〕

〃

村社 郡神社

三島郡春日村大字郡字上ノ原（茨木市）

報告者 社掌・郡 源之助

【神職】

1 〔世襲〕

世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

古い事は判りませんが、寛政年間より明治二十五年頃迄西田家の世襲でありましたが、其後明治四十二年迄茨木神社宇治氏の兼務となりました

3 〔特別な名称〕

通俗神主様と呼んでいます

4 〔一年神主〕

明治二十五年より全四十二年迄兼務の間は、西田家と郡家とにて一年交代にて献燈、其他掃除等の御用を勤め、祭之節は神職及巫子の宿をも致し、宇治兼務社掌の命により色々の仕事を致しました。

5 〔収入〕

神田の取得にて御年貢を収め、祭礼等の費用を差引き余りあれば、神職の所得としておりました

6 〔その他〕

第六項に於ては、別に記することはありません

7 〔神職の氏名〕

郡 源之助（明治四十二年十月十九日社掌拝命、今日

に至る）

【氏子】

1 〔氏子区域〕

春日村大字郡、下井、上野、初山、畑田、五日市以上六大字

2 〔二重氏子〕

他の神社の氏子区域を共通、所謂二重氏子にはなつて居りません。

3 〔他市町村区域〕

郡神社鎮座の春日村区域内の内大字上穂積、中穂積、下穂積、奈良、倍賀を除いた六字が区域であります

4 〔氏子の戸数〕

二百三十戸

5 〔戸数の変動〕

明治四十四年畑田、五日市産土神宇賀神社を合併したるにより、以後四十戸を増加せり

6 〔氏子の資格〕

ありません

7 〔氏子入り儀礼〕

氏子名簿に登録する位にて、外に儀式と云ふ様なことはありません

8 〔婿入り〕

家督相続をして主戸となれば、自然立派な氏子であります。

9 〔若衆の行事〕

古は、若衆。今は、青年団行事としては境内美化奉仕、祭礼提灯建、神社費の徴収等。尚、境内に於て暁天修養会を行ふ。

10 「氏子内の階級」 あります

11 「階級の相違」

勿論家格によりますが、一面財産をも加味致します

12 「氏子の義務」

神社の維持経費に必要な費用を負担する義務があります

13 「義務の差」

勿論上階級の者は義務が重くあります

14 「その他」

ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月二十日、祈年祭 三月五日、新嘗祭 十一月二十三日、以上大祭、神饌・幣帛拝・供進使参向。献燈祭 七月十五日、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、四大節祭典、以上中祭。月並祭 毎月一日・十五日、臨時祭等

2 「儀礼内容」

神社祭式により施行致します。

3 「田植祭」

御田と云ふてありませんけれど、新嘗祭の献穀米を、各字交代に氏子惣代監督して耕作して居ります

4 「特殊神饌」

往古より、鼓の御供と称する神饌を例祭に供進しております。具は祭神の勧請に発生したるらしく、奈良の春日神社にても同様の神饌を供進せらるゝよし。藁・篠竹を以て鼓の形を造り、中に白蒸を入れるゝなり。

5 「当屋の決定」

本務社掌がありますから、当番をおく必要がありません

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

明治二十五年から全四十二年迄兼務の間は、神職の部四項に記載の通りであります

8 「当屋の交代」

全上

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

以前は一月十五日の朝「トンド」と称して竹にて櫓を作り、其中に注連縄・門松等を入れ大火を焚きました、今は中絶してありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

記録によりますと、以前はあった様です

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

中流以上です

4 〔座衆の人員〕 五人位です

5 〔座入り儀礼〕 わかりません

6 〔首座の名称〕

別當と云ふ文字がありますが、是が座の首座かと思ひます。

7 〔組織階級〕 わかりません

8 〔座人の義務〕 わかりません

9 〔宮座衆の姓〕 西田、郡の姓よりありません

10 〔座を開く時期〕

例祭の宵宮に当家に集まり、古例の神饌を作ります

11 〔宮座の行事〕

古例の神饌を造り、又献湯の手伝をする行事があります。今も尚、西田・郡両家交代に此事をして居りますのは、古の座のあつた名残でしやう

12 〔座の財政〕

以前は神田の収益にて是れに充て、いた様ですが、今は神饌に要する費用は神社費より支弁して居ります

13 〔文書記録〕 明暦二丙申年三月の文書があります

14 〔類似の組織〕 ありません

15 〔解体した座〕

以前はあつた様ですが、今は只古例神饌を造るため代々同じ家柄の者が之を奉仕しているのは、古の座の名残でしやう

村社 素盞烏尊神社 三島郡千里村大字片山字玉括（吹田市）

報告者 社掌・岡田

〔神 職〕

1 〔世襲〕 明治 $\square$ $\square$ なし

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕 先生と呼ふもの多し

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕 岡本源吾

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 千里村大字片山一円

2 〔二重氏子〕 二重なし

3 〔他市町村区域〕 います

4 〔氏子の戸数〕 千五百三十戸

5 〔戸数の変動〕

明治二十四年百六十戸なりしも、土地の発展につれ、氏子戸数増加す

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 なし

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11	〔階級の相違〕	―
12	〔氏子の義務〕	なし
13	〔義務の差〕	―
14	〔その他〕	―
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	元旦祭 一月一日、節分祭 二月四日、祈年祭と春祭 四月二十日、例祭 十月二十日、新嘗祭 十二月十日
2	〔儀礼内容〕	当日一同社務所に集まり、時来らば参殿、着座、修祓、所定により祭典執行、退出、社務所にて直会後退散
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	―
6	〔長男の扱い〕	―
7	〔当屋の任務〕	―
8	〔当屋の交代〕	―
9	〔特殊神事〕	八月二十四日鎮火祭を執行したる後、松明を打ち振る習慣あり
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし

12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	―
2	〔宮座の建物〕	―
3	〔座人の資格〕	―
4	〔座衆の人員〕	―
5	〔座入り儀礼〕	―
6	〔首座の名称〕	―
7	〔組織階級〕	―
8	〔座人の義務〕	―
9	〔宮座衆の姓〕	―
10	〔座を開く時期〕	―
11	〔宮座の行事〕	―
12	〔座の財政〕	―
13	〔文書記録〕	―
14	〔類似の組織〕	―
15	〔解体した座〕	―
村社 磐手杜神社 三島郡高槻町大字安満字磐手（高槻市）		
報告者 藤林藤延		
【神 職】		
1	〔世襲〕	伝説 一代交代 藤林大和守 入江佐渡守 【欄外にも同メモ書きあり】

元禄時代の記録に依れば世襲なり

2 「現在も世襲か」 明治拾年頃迄と思はる

3 「特別な名称」 神主又は太夫さん

4 「一年神主」

神主は京都吉田殿許し受け就職。以下に禰宜又各あり

しが次第廃家となりて、今に残れるは二軒なり

5 「収入」

不詳。賽銭・初穂料を以てせしものならん

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 藤林藤延

【氏子】

1 「氏子区域」 高槻町大字安満区、別所区、下区

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」

神社鎮座地領に住居するもの、氏子区域とす

4 「氏子の戸数」 百六十戸

5 「戸数の変動」

近來住宅増加しつゝあり。故、二百戸あらん四十戸増

6 「氏子の資格」

制限なし。神社領地に住居するものを氏子見做し、取

扱ふ

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 自然氏子となるものとす

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 神社経費負担するものなり

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭渡御 五月八日、一月十五日 管粥神事、二月三

日 節分豆焼神事、十一月廿八 日 帰神祭

2 「儀礼内容」

渡御祭 五月一日一ノ御馬入座式、五月五日 女郎馬

入座式、五月七日 総座式、五月八日 一之御馬足蹄

式・千観御供献酒式・馬揃神事・柴折式・護當式・行

列式・馬ハヤカゲ^(ガセ)・女郎馬除役式

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」

渡御旅所神饌、^{カシ}檜枝、フキ、ワラツマキ、之れ柴折神

事と謂ふ。十一月廿八日は、濁酒、小豆団子供す。今

は濁酒なし

5 「当屋の決定」

一之御馬座は年々廻り、女郎馬当屋 神託御ミクジ撰

定す

- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

十二月十五日 新嘗祭、夜は百燈を供じ、氏子中より
ワラ二束宛を集めて之焚く

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 安満区宮座・馬講、下区宮座・名称なし、別所区・全
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 安満区一之御馬座三軒、女郎馬座廿四軒。別所区九

軒【欄外に、田村増太郎】下区十一軒【欄外に、池上
弥次介 藤木幸介】

- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 不詳
- 8 「座人の義務」

安満区 例祭渡御に神馬献するのなり。^(モ) 別所区 一年

間神社祭事なす。下区 全断

9 「宮座衆の姓」

安満区 吉田・平井・小野・別所・中西・田村、下区
奥野・藤木

- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 土地所有せり
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

村社 若山神社 三島郡島本村大字広瀬字若山（島本町）

報告者 栗辻寛治

【神 職】

- 1 「世襲」 明治五年迄別当松泉坊の世襲でした
- 2 「現在も世襲か」 明治五年別当を廃してより、世襲でなくなりました
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収入」 神社有の土地の収入を以てあて、いました
別にありません
- 6 「その他」 栗辻寛治
- 7 「神職の氏名」

【氏 子】

1 「氏子区域」

島本村大字広瀬、全村大字櫻井、全村大字東大寺、五領村大字神内

2 「二重氏子」

島本村大字広瀬の一部、井ノ内の庄は無格社小鳥神社と二重になっています

3 「他市町村区域」

領座地は島本村ですが、五領村大字神内が氏子区域になっています

4 「氏子の戸数」 三百二十戸

5 「戸数の変動」 大差ありません

6 「氏子の資格」 別にあります

7 「氏子入り儀礼」 別にあります

8 「婿入り」 別にあります

9 「若衆の行事」 別にあります

10 「氏子内の階級」 座と平とがあります

11 「階級の相違」 古来よりの家格に定まっています

12 「氏子の義務」 神輿渡御供奉及神社費の負担等です

13 「義務の差」 別にあります

14 「その他」 別ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

恒例の三大祭及五中祭の外、五月五日神輿渡御祭、全六日還幸祭両日とも午後一時より行はれます

2 「儀礼内容」

神輿渡御祭 一同社前に集合、祭典執行、行列編成・

順路、五時御旅所へ御着御、一泊。還幸祭前日と同じ、

五時本殿御着、一同解散

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 別ありません

5 「当屋の決定」 別ありません

6 「長男の扱い」 別ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」

一月十五日 粥占神事、二月節分 豆焼神事

【小鳥神社の添付資料に、若山神社「昭和十一年御豆焼之圖」あり。資料は、297頁に掲載】

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

本座・獅子座・王ノ座・花ノ座・馬座・鉾座

2 「宮座の建物」
ありません

3 「座人の資格」
古来よりの家格に限定しています

4 「座衆の人員」

本座三人・獅子座二人・花座四人・王座六人・馬座七

人・鉾座十六人

5 「座入り儀礼」
ありません

6 「首座の名称」
一老と謂ひます

7 「組織階級」
古来よりの家格

8 「座人の義務」
神輿渡御の準備監督、祭儀の参与等です

9 「宮座衆の姓」
栗辻・山本・井上・馬場・清水等です

10 「座を開く時期」
別にありません

11 「宮座の行事」
別にありません

12 「座の財政」

各座毎に共有財産あり。不足分は各自の醸出です

13 「文書記録」
ありません

14 「類似の組織」
ありません

15 「解体した座」
ありません

村社 畑山神社

三島郡五領村大字梶原（高槻市）

報告者 福本武夫

【神 職】

1 「世 襲」
世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」
一般に神主と呼んで居ります

4 「一年神主」

5 「収 入」

以前は初穂及賽銭等、すべて神社に献納あるものを収

入とせり

6 「その他」

7 「神職の氏名」
福本武夫

【氏 子】

1 「氏子区域」
梶原、南ノ町、道方

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」
五領村内に限定されて居ります

4 「氏子の戸数」
百二十四戸

5 「戸数の変動」
相違ありません

6 「氏子の資格」
制限等ありません

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

氏神様へ参拝、神酒を拝受し、奉告の意味として行ふ

9 「若衆の行事」

氏神様の例祭に社頭に屋形提灯を掲揚し、一同揃って

参拝致します

10 「氏子内の階級」
別に階級ありません

11 「階級の相違」

階級による時と家格によるときと、年齢による時と

程々あります

12 「氏子の義務」

神社の修繕、亦是祭典費用一切の負担の義務を負ふて居ります

13 「義務の差」

別にあります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十四日午前十時、新嘗祭 十二月十四日午前
十時、祈年祭 参月十四日午前十時

2 「儀礼内容」

例祭、新嘗祭、祈年祭

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

トンド神事 鎮火神事

10 「山の神祭」

五月十日、山王祭を執行致して居ります。別に行事は
ありません。

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

昔はありましたが、現在では消滅してありません

村社 伊射奈岐神社

三島郡千里村大字佐井寺字齊ヶ原（吹田市）

報告者 社掌・谷 弘

【神 職】

1 「世襲」

世襲にあらず

2 「現在も世襲か」

- 3 〔特別な名称〕 一部に於て先生と呼ぶ者あり
 4 〔一年神主〕 該当無し
 5 〔収入〕 最近神職就任せしにより該当無し
 6 〔その他〕
 7 〔神職の氏名〕 谷 弘
- 【氏 子】
 1 〔氏子区域〕 大字佐井寺、大字千里山
 2 〔二重氏子〕 なし
 3 〔他市町村区域〕 市町村の区域内なり
 4 〔氏子の戸数〕 八百戸
 5 〔戸数の変動〕 大正十二年頃迄は約二百五十戸程なりしも、千里山に住宅経営さるゝや、逐次増加し現在に至れり
 6 〔氏子の資格〕 無し
 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
 8 〔婿入り〕 別に特種の事なし。神社江参拝し、自らその旨を奉告する程度なり
 9 〔若衆の行事〕 該当無し
 10 〔氏子内の階級〕 階級なし
 11 〔階級の相違〕
 12 〔氏子の義務〕 神社建物の維持修繕、献灯等
 13 〔義務の差〕

- 14 〔その他〕
 境内砂持ち等氏子総出にて之をなし、又祭礼当日氏子主催に係る諸種の餘典等を為す
- 【祭 礼】
 1 〔祭の日時〕 例祭 十月十七日、祈年祭 四月十七日、新嘗祭 十二月十七日、境内稲荷社例祭 初午の日。
 法令に定まれる外、特別の事なし
 2 〔儀礼内容〕
 3 〔田植祭〕 無し
 4 〔特殊神饌〕 無し
 5 〔当屋の決定〕
 6 〔長男の扱い〕
 7 〔当屋の任務〕
 8 〔当屋の交代〕
 9 〔特殊神事〕 無し
 10 〔山の神祭〕
 11 〔藁蛇の神事〕
 12 〔火焚の神事〕 無し。但し一月十五日、縄・古祠等焼却する御火焚祭の場合、火を燃す事あり
- 【宮 座】
 1 〔宮座の有無〕

- 2 〔宮座の建物〕
- 3 〔座人の資格〕
- 4 〔座衆の人員〕
- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 天満宮 三島郡味舌村大字味舌下字宮ノ前（摂津市）

報告者 社掌・平井喜三郎

【神 職】

1 〔世襲〕

古来、宝暦年間より宮司たる観音寺住職たる者が社務を司つて居たのであるが、明治維新神仏習合廃止結果、住職たりし家の長が祠堂となつて、現在に及んで居る

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕 「先生」と敬称する風習である。

- 4 〔一年神主〕 該当事項なし
- 5 〔収 入〕

氏子納金によらざる以前は、初穂を以て其の収入とし
た

6 〔その他〕

神職の生活、身分（縁組、死亡）事項など氏子が保証
し、関与するものである

7 〔神職の氏名〕 社掌・平井喜三郎

【氏 子】

1 〔氏子区域〕 味舌村大字味舌下一円

2 〔二重氏子〕 該当事項なし

3 〔他市町村区域〕 然り

4 〔氏子の戸数〕 百五十戸

5 〔戸数の変動〕 大なる異動なし

6 〔氏子の資格〕

氏子地域内に住居を構へたる者は、氏子となる資格が
ある。

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 特に手続もなく入家と同時に氏子となる

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11 〔階級の相違〕 なし

12 〔氏子の義務〕

氏子納金を負担し、神社維持発展を図る義務がある

13 「義務の差」 異なることなし

14 「その他」

氏子区域を六つに分割して六組とし、各組に神職を神前に据^(ママ)とることに定められている

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、新嘗祭 十一月二十五日、祈年

祭 二月二十五日、夏季例祭 七月二十五日

2 「儀礼内容」 内務省令次第に基いて執行す。

3 「田植祭」

青年団奉仕のもとに執行する。(神社所有神饌田にて)

4 「特殊神饌」 該当事項なし

5 「当屋の決定」

祭礼行事の当屋は各職組を順席に従って廻る

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 祭礼当日、神職奉納行事の采配一切

8 「当屋の交代」

例祭礼終了後、直に次の当屋に職を引渡して交代す

9 「特殊神事」

氏子内各職組より祭礼当日、職、吹流し、提灯を押し据て、囃太鼓に合せて神前へ練込む。

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

毎年一月十五日早旦、「トンド」(爆竹)の行事あり

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」

明治維新までは、馬場家一族を以て宮座となせしものなり

村社 八幡大神宮 三島郡高槻町大字芝生（高槻市）

報告者 藤林藤利

【神 職】

- 1 「世襲」 無し
- 2 「現在も世襲か」 無し
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 無し
- 6 「その他」 無し
- 7 「神職の氏名」 藤林藤利

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字芝生
- 2 「二重氏子」 氏子区域は全部神社の氏子なり
- 3 「他市町村区域」 限られてあります
- 4 「氏子の戸数」 壹百〇八戸
- 5 「戸数の変動」 明治初年六〇戸
- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 自然のこと
- 9 「若衆の行事」 秋春祭禮の献燈
- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 無し
- 12 「氏子の義務」 神社費負担す

13 「義務の差」

特等より一二三四五六七八九十外等の十二等級あり

- 14 「その他」 無し

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 無し
- 2 「儀礼内容」 無し
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 無し
- 5 「当屋の決定」 無し
- 6 「長男の扱い」 無し
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 無し
- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 無し

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 無し
- 2 「宮座の建物」 無し
- 3 「座人の資格」 無し
- 4 「座衆の人員」 無し
- 5 「座入り儀礼」 無し

- 6 〔首座の名称〕 無し
- 7 〔組織階級〕 無し
- 8 〔座人の義務〕 無し
- 9 〔宮座衆の姓〕 無し
- 10 〔座を開く時期〕 無し
- 11 〔宮座の行事〕 無し
- 12 〔座の財政〕 無し
- 13 〔文書記録〕 無し
- 14 〔類似の組織〕 無し
- 15 〔解体した座〕 無し

村社 素盞烏尊神社

三島郡豊川村大字粟生字奥（箕面市）

報告者 社掌・山田鹿之助

【神 職】

- 1 〔世襲〕 なし
- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 以前は神職なし
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 山田鹿之助

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

当社総社と称し、氏子は粟生一般にして各小字新家、外院、奥、中村、山ノ口、川合、岩坂、等の各小字に神社在りて、此神社を小宮と称し、各其地の神社の氏子たり

2 〔二重氏子〕

当社の氏子は二重で、往昔より全し。粟生領にして祭日は小字毎に別なりしを、現在は全日なり

3 〔他市町村区域〕 大字区域に限れり

4 〔氏子の戸数〕 二百二十四戸

5 〔戸数の変動〕 大差なし

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 定めなし

9 〔若衆の行事〕 年末に青年団員のシメ縄なひの行事有り

10 〔氏子内の階級〕 なし

11 〔階級の相違〕 なし

12 〔氏子の義務〕

神社諸費神職の給料を初穂と称し、玄米を支出せり

13 〔義務の差〕

階級に依りて高き等級に当る氏子は、下級の倍額を負担す

14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

元旦祭 一月一日、祈年祭 二月二十二日、例祭 十月十五日、新嘗祭 十二月十二日、夏祭 七月十五日

2 〔儀礼内容〕

夏祭は中祭の順序に依る。元旦祭は中祭の順序により、
其他三祭は大祭の順に依る。例祭及夏祭は献湯行事を行ふ

3 〔田植祭〕

なし

4 〔特殊神饌〕

なし

5 〔当屋の決定〕

なし

6 〔長男の扱い〕

なし

7 〔当屋の任務〕

なし

8 〔当屋の交代〕

なし

9 〔特殊神事〕

なし

10 〔山の神祭〕

なし

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

なし

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

なし

2 〔宮座の建物〕

なし

3 〔座人の資格〕

なし

4 〔座衆の人員〕

なし

5 〔座入り儀礼〕

なし

6 〔首座の名称〕

なし

7 〔組織階級〕

なし

8 〔座人の義務〕

なし

9 〔宮座衆の姓〕

なし

10 〔座を開く時期〕

なし

11 〔宮座の行事〕

なし

12 〔座の財政〕

なし

13 〔文書記録〕

なし

14 〔類似の組織〕

なし

15 〔解体した座〕

なし

村社 阿久刀神社

三島郡高槻町大字芥川小字清福寺（高槻市）

報告者 栗田治市

【神 職】

1 〔世襲〕

否

2 〔現在も世襲か〕

昭和参年迄専務神職無かりしに依り世襲せし時代なし

3 〔特別な名称〕

なし

4 〔一年神主〕

なし

5 〔収入〕

氏子より年一回平均米一舁を支出し、神職の収入とす

6 〔その他〕

なし

7 〔神職の氏名〕

栗田治市

【氏子】

1 〔氏子区域〕

大字芥川西部一円を氏子となし、大字芥川東部一円を
他神社氏子区域とす

2 〔二重氏子〕

なし

3 〔他市町村区域〕

然り

4 〔氏子の戸数〕

参百拾八戸

5 〔戸数の変動〕

明治十二年度には戸数百十二戸なりしも、現在三百十
八戸あり

6 〔氏子の資格〕

氏地内に居住する者は全部氏子にして、他に制限なし

7 〔氏子入り儀礼〕

なし

8 〔婿入り〕

入夫せし者は無条件にて氏子となす

9 〔若衆の行事〕

なし

10 〔氏子内の階級〕

なし

11 〔階級の相違〕

家格に依る

12 〔氏子の義務〕

氏子納金を為す外義務なし

13 〔義務の差〕

なし

14 〔その他〕

なし

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 四月十五日、祈年祭 二月二十日頃、新嘗祭 十

一月二十六日頃

2 〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、元旦祭、天長節祭、元始祭、
秋祭、紀元節祭、明治節祭、節分祭、以上氏子総代参

列

3 〔田植祭〕

なし

4 〔特殊神饌〕

なし

5 〔当屋の決定〕

当屋を定むることなし

6 〔長男の扱い〕

なし

7 〔当屋の任務〕

なし

8 〔当屋の交代〕

なし

9 〔特殊神事〕

なし

10 〔山の神祭〕

行なわず

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

なし

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

なし

2 〔宮座の建物〕

なし

3 〔座人の資格〕

なし

4 〔座衆の人員〕

なし

5 〔座入り儀礼〕

なし

6 〔首座の名称〕

なし

7 〔組織階級〕

なし

- 8 〔座人の義務〕 なし
- 9 〔宮座衆の姓〕 なし
- 10 〔座を開く時期〕 なし
- 11 〔宮座の行事〕 なし
- 12 〔座の財政〕 なし
- 13 〔文書記録〕 なし
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 なし

村社 **春日神社** 三島郡豊川村大字小野原（箕面市）

報告者 宗形公男

【神 職】

- 1 〔世襲〕 なし
- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 //
- 4 〔一年神主〕 //
- 5 〔収入〕 以前は初穂米なるも、先代神職より俸給による
- 6 〔その他〕 //
- 7 〔神職の氏名〕 宗形公男

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 //
- 2 〔二重氏子〕 //

- 3 〔他市町村区域〕 //
- 4 〔氏子の戸数〕 二百九戸
- 5 〔戸数の変動〕 大差なし
- 6 〔氏子の資格〕 神社鎮座ます大字区域内に於て居住し、一定の氏子納金納付者を以て氏子となす
- 7 〔氏子入り儀礼〕 当神社社務所用氏子人名帳に記載するも、特別の儀式なし
- 8 〔婿入り〕 婿入先が氏子なれば、氏子たり得る
- 9 〔若衆の行事〕 秋季例祭に於ける献燈行事及歳旦祭に於ける神域内の縄掛行事
- 10 〔氏子内の階級〕 以前は種々の階級ありしども、現在は若衆即青年会と改称し、之のみ現存す
- 11 〔階級の相違〕 年齢による
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金
- 13 〔義務の差〕 異ならず
- 14 〔その他〕 //

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 歳旦祭、節分祭、紀元節、祈年祭、大川神社祭（四月）

- 二十八日)、天長節、須賀神社祭(七月六日)、夏祭
(七月十一日)、秋季例祭(十月十七・十八日)、明治
節、新嘗祭、除夜祭
- 2 〔儀礼内容〕
御田なきも、当村小寺村補習科生徒をして神饌田を耕
作し之を献穀す
- 3 〔田植祭〕
- 4 〔特殊神饌〕
- 5 〔当屋の決定〕
氏子総代中の決議により、諸祭典当屋を任定し、之を
教会係に通告す
- 6 〔長男の扱い〕
- 7 〔当屋の任務〕
当日祭典に際し円滑に運行なりし様、神職を補佐し、
祭典用諸道具及神前の警備をなす
- 8 〔当屋の交代〕
十月十七日より翌年十月十六日までを一期とす
- 9 〔特殊神事〕
- 10 〔山の神祭〕
- 11 〔藁蛇の神事〕
十二月二十九日及三十日、当字氏子中の青年会員約百
名、神前に参詣後、神前に於て縄を打ち、長さ一間、
まはり二尺の注連縄をつくり、神域内の大鳥居に棒掛
す。之即ち大蛇の注連縄行事として附近に名高し

- 12 〔火焚の神事〕
一月十五日、神社神域内に於て大火をもやしも、今は
門ノ縄を個別に持集し、一定の進域内に於て焼却す。
これを一名トンド行事という
 - 〔宮 座〕
 - 1 〔宮座の有無〕
 - 2 〔宮座の建物〕
 - 3 〔座人の資格〕
 - 4 〔座衆の人員〕
 - 5 〔座入り儀礼〕
 - 6 〔首座の名称〕
 - 7 〔組織階級〕
 - 8 〔座人の義務〕
 - 9 〔宮座衆の姓〕
 - 10 〔座を開く時期〕
 - 11 〔宮座の行事〕
 - 12 〔座の財政〕
 - 13 〔文書記録〕
 - 14 〔類似の組織〕
 - 15 〔解体した座〕
- 村社 天満宮 三島郡三島村大字田中(茨木市)
- 報告者 社掌・久角英一

【神 職】

1 〔世襲〕 否

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

昭和六年迄は年番制にて、毎月一日、十五日、二十五日の三日間は神饌を供し、配膳を成し、常に境内地の掃除をなす。明治六年以後本務神職の設置と共に此制廃止。

5 〔収入〕

昭和六年迄は兼務にして、基本財産より支出す

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕 久角英一

【氏子】

1 〔氏子区域〕 大字田中の住民全部

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

4 〔氏子の戸数〕 九十九戸

5 〔戸数の変動〕

明治初年頃二十数戸、大正元年頃六十戸程、以来漸次増加して今日に及ぶ

6 〔氏子の資格〕

特別の制限なし。只、当村居住者にして村の協議費を

納付せる者は、及び、その家族は氏子となす

7 〔氏子入り儀礼〕

8 〔婿入り〕

9 〔若衆の行事〕

現在はない、但し青年団の行事として、1. 月次掃除（十年來続行）一日、十五日、其他。2. 例祭奉仕（明治時代より続行）祭典の準備・運搬、灯燈を点燈、湯釜煮、撤饌配布、万燈所の掃除。3. 火揚祭奉仕（明治時代より続行）。

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕

12 〔氏子の義務〕

神職を補佐し、神社経営上の統べての経費を出す

13 〔義務の差〕

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

新年祭、節分祭、紀元節祭、祈年祭、例祭（四月二十五日）、火揚祭（八月二十五日）、新嘗祭（十一月二十

五日）

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5	〔当屋の決定〕	
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	
10	〔山の神祭〕	
11	〔藁蛇の神事〕	
12	〔火焚の神事〕	
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	
11	〔宮座の行事〕	
12	〔座の財政〕	
13	〔文書記録〕	
14	〔類似の組織〕	

15 〔解体した座〕

村社 高濱神社

三島郡吹田町大字吹田字高濱（吹田市）

報告者 社掌・岡本一郎

【神 職】

1 〔世 襲〕

世襲です

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

5 〔収 入〕

お初穂其他上り銭によりました

6 〔その他〕

明治初年迄世襲禰宜家二軒ありました

7 〔神職の氏名〕

岡本一郎

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

神境町、南町、六地藏町、宮前町、札場町、トロス町、

堀奥町、西奥町、金田町、上新田町、下新田町、東町、

栄町、旭町、天道町、寿祿町、寄町、堀麦町、足洗町、

石面堂町、屋壁、狐塚、戻レ、大淵、榊形、実九、火

原田、焼安、前島、中島

2 〔二重氏子〕

上新田、下新田町は共通ですが、氏子は別々です

3 〔他市町村区域〕

所在地吹田町に限られています

4 〔氏子の戸数〕

四千戸

5 「戸数の変動」 昔の四倍になっています

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

氏地へ婿にきたものは、それで氏子となるのです

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 神社費支出の義務を負ひます

13 「義務の差」 異なりません

14 「その他」 ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 五月十五日、祈年祭 三月十日、新嘗祭 十一月
廿八日、裸体祭 一月六日、船渡御祭 五月十五日、秋
季祭 十月十五日

2 「儀礼内容」 一般と変りありません

3 「田植祭」 有ります（日時不定）

4 「特殊神饌」 用ひません

5 「当屋の決定」 大字を一単位として順番です

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 神輿、太鼓を昇きます（五月十五日）

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」 渡御祭の翌日、神輿太鼓を修理し、交代します

裸体祭（一月六日）腰にメ縄を掛けた裸体の男が、神
職が神前より投げた玉木を奪ひ合ふのです

10 「山の神祭」 行ひません

11 「藁蛇の神事」 有りません

12 「火焚の神事」 一月十五日に大きな火を燃やします

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 ありません

4 「座衆の人員」 ありません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 ありません

7 「組織階級」 ありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」 ありません

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 ありません

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」

昔有りましたが、記録など一切残りません

村社 **佐奈部神社** 三島郡玉櫛村大字眞砂（茨木市）

報告者 勝田正義

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 詳細は知れませんが、大体ナヤ様に聞きます
- 3 「特別な名称」 先生
- 4 「一年神主」 古来あり神職は居りましたが、給料少なきため、長年勤続の神職は少なき様です
- 5 「収入」 米、麦初穂でありました。
- 6 「その他」 特記する様な事はありません
- 7 「神職の氏名」 勝田正義

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 玉櫛村三ヶ字即水尾、内瀬、眞砂の全部であります
- 2 「二重氏子」 ありません。
- 3 「他市町村区域」 三ヶ字に限られています。
- 4 「氏子の戸数」 百四十四戸（内訳 水尾64戸 内瀬45戸 眞砂3戸）
- 5 戸

5 「戸数の変動」 大差なき様に聞きます

6 「氏子の資格」

大字内に原籍を有する家族を氏子と称し、単に寄留者は氏子納金もありません

- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 定めありません
- 9 「若衆の行事」 祭礼に幟、提灯を建て献燈します
- 10 「氏子内の階級」 若中（十四才以上三十才迄）・中老（四十才より五十才迄）、大字に二人宛選ぶ
- 11 「階級の相違」 家徳の多少に依り区分さる
- 12 「氏子の義務」 神社維持経費負担します
- 13 「義務の差」 階級により、維持の負担額に大少^{（マ）}あります
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 五月十七日 春季例祭、十月十七日 秋季例祭、十二月五日 新嘗祭、十二月十七日 火焚祭、二月二十三日 祈年祭
- 2 「儀礼内容」 前日社殿を掃除装飾す。当日手水の儀時刻に社掌氏子総代各区長所定の座に付く。次、神饌を供す。社掌祝

詞奏上。次、社掌玉串奉奠。氏子総代・区長玉串奉奠。

次、巫女の神楽、次、御湯の行事あり。次に撤饌。直

会、神饌・神酒を配す。

3 「田植祭」 田植祭は行ひません。

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」 定めがありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」

三ヶ字が三年目に一度年番が当り、各字及神社の雑用
を処理する交代制があります

9 「特殊神事」

降雨少なきとき雨乞を行ひ、大木に藁製の蛇を作り、
祈願します。氏子総員が交代して徹夜して祈る

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」

藁で蛇を作り、枇杷の木の葉でウロコを作り、雨乞祭
を執ります

12 「火焚の神事」

十二月十七日の火焚祭に、藁を社頭にて燃します。氏
子が各自持火を点じ、拝礼して帰ります

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 ありません

4 「座衆の人員」 ありません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 ありません

7 「組織階級」 ありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」 ありません

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 ありません

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」 ありません

無格社 年足神社

三島郡高槻町大字真上（高槻市）

報告者 田中六右衛門

【神 職】

1 「世襲」 世襲に有之。明治三年始めて創立

2 「現在も世襲か」 今日迄

3 「特別な名称」 なし

4 「一年神主」 なし

5 「収入」

如何なる方法もなく、一銭一毛の収入もなし

6 「その他」

なし

7 「神職の氏名」

田中六右衛門

【氏 子】

1 「氏子区域」

――

2 「二重氏子」

野身神社氏地内にあり

3 「他市町村区域」

崇敬者、田中家一戸

4 「氏子の戸数」

なし

5 「戸数の変動」

なし

6 「氏子の資格」

――

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

――

9 「若衆の行事」

なし

10 「氏子内の階級」

なし

11 「階級の相違」

――

12 「氏子の義務」

如何なる義務も負ひません

13 「義務の差」

異なりません

14 「その他」

なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

なし

2 「儀礼内容」

なし

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

十二月中の卯の日に縄一束燃やしたことがあります。今は中止

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

なし

9 「宮座衆の姓」

不明

10 「座を開く時期」

なし

11 「宮座の行事」

なし

12 〔座の財政〕 なし

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕 なし

15 〔解体した座〕 なし

無格社 磯良神社 三島郡三島村大字西河原字疣水（茨木市）

報告者 社掌・大西正次

【神 職】

1 〔世襲〕

従来より神職の常置なく、神職世襲の事実なし

2 〔現在も世襲か〕 なし

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕 なし

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 大西正次

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

氏子なくとも磯良神社と天照御魂神社との由緒的關係により、天照御魂神社の氏子、中西河原の氏子は、当神社に氏子に似たる関係あり

2 〔二重氏子〕 なし

3 〔他市町村区域〕

なし（崇敬者は鎮座地外町村の区域に限られず）

4 〔氏子の戸数〕 なし（崇敬者数不明）

5 〔戸数の変動〕 なし（崇敬者は昔日に比し増加せり）

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 なし

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11 〔階級の相違〕 なし

12 〔氏子の義務〕 なし

13 〔義務の差〕 なし

14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕 三大祭のみ。例祭四月十五日

2 〔儀礼内容〕 普通祭式通り

3 〔田植祭〕 なし

4 〔特殊神饌〕 なし

5 〔当屋の決定〕 なし

6 〔長男の扱い〕 なし

7 〔当屋の任務〕 なし

8 〔当屋の交代〕 なし

9 〔特殊神事〕 なし

10 〔山の神祭〕 なし

11 〔藁蛇の神事〕 なし
12 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 なし
2 〔宮座の建物〕 なし
3 〔座人の資格〕 なし
4 〔座衆の人員〕 なし
5 〔座入り儀礼〕 なし
6 〔首座の名称〕 なし
7 〔組織階級〕 なし
8 〔座人の義務〕 なし
9 〔宮座衆の姓〕 なし
10 〔座を開く時期〕 なし
11 〔宮座の行事〕 なし
12 〔座の財政〕 なし
13 〔文書記録〕 なし
14 〔類似の組織〕 なし
15 〔解体した座〕 不詳

村社 吉志部神社 三島郡岸部村大字小路字紫金地（吹田市）

報告者 杜掌・平井喜三郎

【神 職】

1 〔世襲〕 否

2 〔現在も世襲か〕 不明

3 〔特別な名称〕 先生

4 〔一年神主〕 該当事項なし

5 〔収入〕 初穂により収入とせり

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 兼務杜掌・平井喜三郎

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

岸部村大字小路、大字東、大字七尾、大字南、大字吉

志部、大字小路南垣内

2 〔二重氏子〕 該当事項なし

3 〔他市町村区域〕 然り

4 〔氏子の戸数〕 五百八拾戸

5 〔戸数の変動〕 漸次増加の傾向にあり

6 〔氏子の資格〕

氏子地に住居するものは、其の神社の氏子となる資格

を有す

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 入家と同時に氏子となる

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11 〔階級の相違〕 なし

12 〔氏子の義務〕

氏子納金を負担し、神社維持発展を図る義務あり

13 「義務の差」 然らず

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、祈年

祭 四月十六日

2 「儀礼内容」 内務省令に基きて執行す

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」

人身御穀と称して、例祭当日御饌（白むし）・御酒（小判餅）・菓子（茄子・栗・柿の串）を朝御饌、昼御饌、夕御饌の三種を供す

5 「当屋の決定」

大字小路の氏子中四戸の間にて、古来よりの当番を順序により決む

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」

祭礼当日、人身御穀^{ママ}の奉仕をなすこと

8 「当屋の交代」 祭礼終了と同時にす

9 「特殊神事」

例祭当日、当屋の者が身心を滌ぎ調進せし神饌を唐櫃に納め、大字小路の氏子中の童女四人、緒付き草履に

七五三縄の帯をしめて、藁作りのさんどらを頭に戴きて、唐櫃の右左に附添ひ、社頭に参近する神事あり

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

村社 須佐之男命神社

三島郡味舌村大字坪井字宮ノ東（摂津市）

報告者 兼務社掌・竹原季夫

【神 職】

- 1 [世襲] (無)
- 2 [現在も世襲か] (無)
- 3 [特別な名称] (無)
- 4 [一年神主] (無)
- 5 [収入] (氏子負担)
- 6 [その他] (無)
- 7 [神職の氏名] 兼務社掌・竹原季夫

【氏子】

- 1 [氏子区域] 大字坪井、全味舌上、全庄屋、全正音寺、全正雀の五大字
- 2 [二重氏子] (無)
- 3 [他市町村区域] (其通りです)
- 4 [氏子の戸数] (式百拾戸)
- 5 [戸数の変動] (無)
- 6 [氏子の資格] (無)
- 7 [氏子入り儀礼] (無)
- 8 [婿入り] (何等の定めなし)
- 9 [若衆の行事] (無)

10 [氏子内の階級] (無)

11 [階級の相違] (家格に依る)

12 [氏子の義務] (神社費負担)

13 [義務の差] (無)

14 [その他] (無)

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭 式月式拾日、夏祭 七月拾五日、例祭 拾月拾五日、新嘗祭 拾壹月式拾六日

2 [儀礼内容]

大正三年三月二十七日内務省令第四號 府県社以下神社祭式に依る

- 3 [田植祭] (無)
- 4 [特殊神饌] (無)
- 5 [当屋の決定] (無)
- 6 [長男の扱い] (無)
- 7 [当屋の任務] (無)
- 8 [当屋の交代] (無)
- 9 [特殊神事] (無)
- 10 [山の神祭] (無)
- 11 [藁蛇の神事] (無)
- 12 [火焚の神事] (無)

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕 (無)
- 2 〔宮座の建物〕 (無)
- 3 〔座人の資格〕 (無)
- 4 〔座衆の人員〕 (無)
- 5 〔座入り儀礼〕 (無)
- 6 〔首座の名称〕 (無)
- 7 〔組織階級〕 (無)
- 8 〔座人の義務〕 (無)
- 9 〔宮座衆の姓〕 (無)
- 10 〔座を開く時期〕 (無)
- 11 〔宮座の行事〕 (無)
- 12 〔座の財政〕 (無)
- 13 〔文書記録〕 (無)
- 14 〔類似の組織〕 (無)
- 15 〔解体した座〕 (無)

村社 春日神社

三島郡高槻町大字成合（高槻市）

報告者 福本武夫

【神 職】

- 1 〔世襲〕
- 2 〔現在も世襲か〕
- 3 〔特別な名称〕
- 4 〔一年神主〕

世襲ではありません

一般に神主と呼んで居ります

5 〔収入〕

以前は初穂賽銭等神社に献納するものを収入とせり

6 〔その他〕

- 7 〔神職の氏名〕 福本武夫

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 成合
- 2 〔二重氏子〕

- 3 〔他市町村区域〕 高槻町内に限定されて居ります

- 4 〔氏子の戸数〕 百三十四戸

- 5 〔戸数の変動〕 大した相違ありません

- 6 〔氏子の資格〕 制限ありません

- 7 〔氏子入り儀礼〕 特別の儀式等ありません

- 8 〔婿入り〕 別に何等の定めもありません

- 9 〔若衆の行事〕 ありません

- 10 〔氏子内の階級〕 ありません

- 11 〔階級の相違〕 年齢に依って居ります

- 12 〔氏子の義務〕 神社の修繕年中の祭りの費用の負担

- 13 〔義務の差〕 別にあります

- 14 〔その他〕

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 五月八日午前九時、新嘗祭 十二月十五日午前十

時、祈年祭 三月十五日午前十時

2 「儀礼内容」 例祭、新嘗祭、祈年祭

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 柴折の神饌と申し富貴をお供へ致します

5 「当屋の決定」

年長の順により、毎年交互に当屋を勤めます

6 「長男の扱い」 あります。現在実行して居ります

7 「当屋の任務」

例祭に際しての渡御一切のお祭りの準備をす

8 「当屋の交代」 一年交代で廻り持

9 「特殊神事」 柴折神事

10 「山の神祭」 一月十五日執行致して居ります

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 宮座はありますが、名称はありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 血濃によります

4 「座衆の人員」 九人別に座名はありません

5 「座入り儀礼」

十五才になれば、一老立会の上神社に参拝し、神酒を

戴き奉告す

6 「首座の名称」 一老と申します

7 「組織階級」

一老より九老まであって、一老の指揮により奉仕す

8 「座人の義務」

本社及び末社の掃除、一月十五日、燈明お祭りの手伝

9 「宮座衆の姓」 岩、日下部の姓が多くあります

10 「座を開く時期」 別にありません

11 「宮座の行事」

毎年一月七日おこなひと称する行事があります

12 「座の財政」

宮座共有の財産より生ずる収入により一切の費用とす

13 「文書記録」 元禄年間の記録があります

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 春日神社 三島郡五領村大字上牧（高槻市）

報告者 福本武夫

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 一般に神主と呼んで居ります

4 「一年神主」

5 「収入」

神社に奉納する初穂賽銭等一切を収入とせり

6 「その他」

7 〔神職の氏名〕 福本武夫

【氏 子】

1 〔氏子区域〕 上牧、鶴殿、井尻

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕 五領村内に限定されて居ります

4 〔氏子の戸数〕 百二十戸

5 〔戸数の変動〕 大した相違ありません

6 〔氏子の資格〕 制限ありません

7 〔氏子入り儀礼〕 特別の儀式ありません

8 〔婿入り〕 別に何等の定めありません

9 〔若衆の行事〕 別にあります

10 〔氏子内の階級〕 別に階級ありません

11 〔階級の相違〕 年齢に依って居ります

12 〔氏子の義務〕

神社の修繕、年中のお祭りの費用一切の負担

13 〔義務の差〕 別にあります

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日午前十時、新嘗祭 十二月八日午前十時、祈年祭 三月八日午前十時

2 〔儀礼内容〕 例祭、新嘗祭、祈年祭

3 〔田植祭〕

神饌田があります。五領小学校生徒が奉仕す

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

- 12 〔座の財政〕
 13 〔文書記録〕
 14 〔類似の組織〕
 15 〔解体した座〕

昔は宮座もありましたが、現在では消滅して居ります

村社 **春日神社**

三島郡春日村大字奈良字宮之前（茨木市）

報告者 岡市正人

【神 職】

- 1 〔世襲〕 否
 2 〔現在も世襲か〕 否
 3 〔特別な名称〕 無し
 4 〔一年神主〕 無し
 5 〔収入〕 氏子より徴収
 6 〔その他〕 無し
 7 〔神職の氏名〕 兼務・岡市正人

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 大字全部なり
 2 〔二重氏子〕 無し
 3 〔他市町村区域〕 然り
 4 〔氏子の戸数〕 六〇戸
 5 〔戸数の変動〕 無し
 6 〔氏子の資格〕 無し

- 7 〔氏子入り儀礼〕 無し
 8 〔婿入り〕

入家者は自然に氏子となり、別に形式上のことなし

- 9 〔若衆の行事〕 春秋の祭典に出動装飾をなすのみ

- 10 〔氏子内の階級〕 無し

- 11 〔階級の相違〕 区分なし

- 12 〔氏子の義務〕

神社費の負担と輪番制にて、社内の掃除及毎月奉仕

- 13 〔義務の差〕 貧富に依り負担金の相違あり

- 14 〔その他〕 無し

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕

新年祭 三月十五日、例祭 十月十五日、新嘗祭 十二月十五日

- 2 〔儀礼内容〕 普通祭式に依り渡御等無し

- 3 〔田植祭〕 無し

- 4 〔特殊神饌〕 無し

- 5 〔当屋の決定〕

大字内に組あり、年番と云ふ。古来のまゝ、其順序にて依り、一年交代となれり

- 6 〔長男の扱い〕 無し

- 7 〔当屋の任務〕

毎月一日・十五日に神饌を供し、各祭も同様、尚装飾

等を行ふ

8 「当屋の交代」

古来二月初午なりしを本年よりは三月末となり、此際
勘定帳等を引渡す

9 「特殊神事」

無し

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

無し

【宮 座】

1 「宮座の有無」

無し

2 「宮座の建物」

無し

3 「座人の資格」

無し

4 「座衆の人員」

前同

5 「座入り儀礼」

前同

6 「首座の名称」

前同

7 「組織階級」

前同

8 「座人の義務」

前同

9 「宮座衆の姓」

前同

10 「座を開く時期」

前同

11 「宮座の行事」

前同

12 「座の財政」

前同

13 「文書記録」

前同

14 「類似の組織」

無し

15 「解体した座」

古来無し

村社 素盞烏尊神社

三島郡高槻町大字庄所（高槻市）

報告者 藤林藤利

【神 職】

1 「世襲」

無し

2 「現在も世襲か」

無し

3 「特別な名称」

無し

4 「一年神主」

無し

5 「収入」

無し

6 「その他」

無し

7 「神職の氏名」

藤林藤利

【氏 子】

1 「氏子区域」

大字庄所

2 「二重氏子」

無し

3 「他市町村区域」

限られてあります

4 「氏子の戸数」

三十四戸

5 「戸数の変動」

無し

6 「氏子の資格」

無し

7 「氏子入り儀礼」

無し

8 「婿入り」

自然に氏子となること

9 「若衆の行事」

無し

10 「氏子内の階級」

無し

11	〔階級の相違〕	無し
12	〔氏子の義務〕	神社費負担
13	〔義務の差〕	無し
14	〔その他〕	無し
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	無し
2	〔儀礼内容〕	無し
3	〔田植祭〕	無し
4	〔特殊神饌〕	無し
5	〔当屋の決定〕	無し
6	〔長男の扱い〕	無し
7	〔当屋の任務〕	無し
8	〔当屋の交代〕	無し
9	〔特殊神事〕	無し
10	〔山の神祭〕	無し
11	〔藁蛇の神事〕	無し
12	〔火焚の神事〕	無し
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	無し
2	〔宮座の建物〕	無し
3	〔座人の資格〕	無し
4	〔座衆の人員〕	無し

5	〔座入り儀礼〕	無し
6	〔首座の名称〕	無し
7	〔組織階級〕	無し
8	〔座人の義務〕	無し
9	〔宮座衆の姓〕	無し
10	〔座を開く時期〕	無し
11	〔宮座の行事〕	無し
12	〔座の財政〕	無し
13	〔文書記録〕	無し
14	〔類似の組織〕	無し
15	〔解体した座〕	無し

村社 素盞烏尊神社

三島郡高槻町大字東五百住（高槻市）

報告者 藤林藤利

【神 職】		
1	〔世襲〕	無し
2	〔現在も世襲か〕	無し
3	〔特別な名称〕	無し
4	〔一年神主〕	無し
5	〔収入〕	無し
6	〔その他〕	無し
7	〔神職の氏名〕	藤林藤利
【氏 子】		

1	〔氏子区域〕	大字東五百住
2	〔二重氏子〕	無し
3	〔他市町村区域〕	限られてあります
4	〔氏子の戸数〕	六〇戸
5	〔戸数の変動〕	無し
6	〔氏子の資格〕	無し
7	〔氏子入り儀礼〕	無し
8	〔婿入り〕	自然に氏子となる
9	〔若衆の行事〕	春秋祭礼の献燈
10	〔氏子内の階級〕	無し
11	〔階級の相違〕	無し
12	〔氏子の義務〕	神社費負担
13	〔義務の差〕	無し
14	〔その他〕	無し

【祭 礼】

1	〔祭の日時〕	無し
2	〔儀礼内容〕	無し
3	〔田植祭〕	無し
4	〔特殊神饌〕	無し
5	〔当屋の決定〕	無し
6	〔長男の扱い〕	無し
7	〔当屋の任務〕	無し
8	〔当屋の交代〕	無し

9	〔特殊神事〕	無し
10	〔山の神祭〕	無し
11	〔藁蛇の神事〕	無し
12	〔火焚の神事〕	無し

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	無し
2	〔宮座の建物〕	無し
3	〔座人の資格〕	無し
4	〔座衆の人員〕	無し
5	〔座入り儀礼〕	無し
6	〔首座の名称〕	無し
7	〔組織階級〕	無し
8	〔座人の義務〕	無し
9	〔宮座衆の姓〕	無し
10	〔座を開く時期〕	無し
11	〔宮座の行事〕	無し
12	〔座の財政〕	無し
13	〔文書記録〕	無し
14	〔類似の組織〕	無し
15	〔解体した座〕	無し

村社 築紫津神社 三島郡高槻町大字津之江（高槻市）

報告者 藤林藤利

【神職】

- 1 「世襲」 無し
- 2 「現在も世襲か」 無し
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 無し
- 6 「その他」 無し
- 7 「神職の氏名」 藤林藤利

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字津之江
- 2 「二重氏子」 無し
- 3 「他市町村区域」 限られます
- 4 「氏子の戸数」 七二戸
- 5 「戸数の変動」 無し
- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 自然に氏子となる
- 9 「若衆の行事」 春秋祭礼献燈
- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 無し
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担
- 13 「義務の差」 無し
- 14 「その他」 無し

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 無し
- 2 「儀礼内容」 無し
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 無し
- 5 「当屋の決定」 無し
- 6 「長男の扱い」 無し
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 無し
- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 無し

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 無し
- 2 「宮座の建物」 無し
- 3 「座人の資格」 無し
- 4 「座衆の人員」 無し
- 5 「座入り儀礼」 無し
- 6 「首座の名称」 無し
- 7 「組織階級」 無し
- 8 「座人の義務」 無し
- 9 「宮座衆の姓」 無し

- 10 「座を開く時期」 無し
- 11 「宮座の行事」 無し
- 12 「座の財政」 無し
- 13 「文書記録」 無し
- 14 「類似の組織」 無し
- 15 「解体した座」 無し

村社 稲荷神社

三島郡高槻町大字津之江（高槻市）

報告者 —————

【神 職】

- 1 「世襲」 無し
- 2 「現在も世襲か」 無し
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 無し
- 6 「その他」 無し
- 7 「神職の氏名」 藤林藤利

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字津之江
- 2 「二重氏子」 無し
- 3 「他市町村区域」 限られてあります
- 4 「氏子の戸数」 七十二戸
- 5 「戸数の変動」 無し

- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 自然に氏子となる
- 9 「若衆の行事」 春秋祭礼献燈
- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 無し
- 12 「氏子の義務」 神社費負担
- 13 「義務の差」 無し
- 14 「その他」 無し

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 春祭 四月一日、夏祭 九月一日、焚火祭 十二月八日

- 2 「儀礼内容」 無し
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 無し
- 5 「当屋の決定」 無し
- 6 「長男の扱い」 無し
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 無し
- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 焚火祭

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 無し
- 2 [宮座の建物] 無し
- 3 [座人の資格] 無し
- 4 [座衆の人員] 無し
- 5 [座入り儀礼] 無し
- 6 [首座の名称] 無し
- 7 [組織階級] 無し
- 8 [座人の義務] 無し
- 9 [宮座衆の姓] 無し
- 10 [座を開く時期] 無し
- 11 [宮座の行事] 無し
- 12 [座の財政] 無し
- 13 [文書記録] 無し
- 14 [類似の組織] 無し
- 15 [解体した座] 無し

村社 日吉神社

三島郡五領村大字梶原字萩庄（高槻市）

報告者 福本武夫

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 一般に神主と呼んで居ります
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]

5 [収入]

以前は、初穂及賽銭等を以て収入とせり

6 [その他]

7 [神職の氏名]

福本武夫

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 南萩町、北萩町
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域] 五領村内に限定されて居ります
- 4 [氏子の戸数] 五十九戸
- 5 [戸数の変動] 相違ありません
- 6 [氏子の資格] 制限ありません
- 7 [氏子入り儀礼] 何等の儀式もありません
- 8 [婿入り] 別に何等の定めもありません
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級] 別にありません
- 11 [階級の相違] 年齢に依って居ります
- 12 [氏子の義務] 神社の修繕、亦是年中のお祭の費用一切の負担の義務を負ひ、社頭の掃除等、氏子交互に奉仕致して居ります

す

- 13 [義務の差] 別にありません
- 14 [その他]

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十二月十二日午前十時、新嘗祭 十二月二十日午前十時、祈年祭 四月三日午前十時

2 〔儀礼内容〕 例祭、新嘗祭、祈年祭

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕 白むしをお供へ致します

5 〔当屋の決定〕 毎年宮座の者が順番に勤めます

6 〔長男の扱い〕 あります 現在実行して居ります

7 〔当屋の任務〕

一日・十五日、掃除と朝夕の燈明を奉献し、お祭当日神饌等準備す

8 〔当屋の交代〕

宮座内年長当屋より、年順により一年の廻り持

9 〔特殊神事〕 ありません

10 〔山の神祭〕 ありません

11 〔藁蛇の神事〕 ありません

12 〔火焚の神事〕 ありません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

宮座はありますが、別に名称はありません

2 〔宮座の建物〕 ありません

3 〔座人の資格〕 血濃になって居ります

4 〔座衆の人員〕 七人

5 〔座入り儀礼〕

十五才になると、宮人立会の上、神社に参拝し、奉告祭を行ひ、神酒を授く

6 〔首座の名称〕 一老と申します

7 〔組織階級〕

一老から七老まであつて、一老の指揮の許に奉仕致します

8 〔座人の義務〕

一年通じて交互に社殿の掃除、祭りの手伝

9 〔宮座衆の姓〕 塚本、丹實の姓が多くあります

10 〔座を開く時期〕 別にありません

11 〔宮座の行事〕 毎年例祭に献湯の行事を行います

12 〔座の財政〕

宮座所有の田地よりの収入により、一切の費用を負担す

13 〔文書記録〕 ありません

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

村社 諏訪神社 三島郡高槻町大字萩谷（高槻市）

報告者 兼務社掌・中家次郎

【神 職】

1 〔世襲〕 専任の神職は古来よりありません

2 〔現在も世襲か〕

3	〔特別な名称〕	／
4	〔一年神主〕	／
5	〔収入〕	／
6	〔その他〕	／
7	〔神職の氏名〕	兼務社掌・中家次郎
【氏 子】		
1	〔氏子区域〕	三島郡高槻町大字萩谷の荅円
2	〔二重氏子〕	／
3	〔他市町村区域〕	高槻町の一部です
4	〔氏子の戸数〕	四十八戸
5	〔戸数の変動〕	多少減じ行く傾向があります
6	〔氏子の資格〕	ありませぬ
7	〔氏子入り儀礼〕	ありませぬ
8	〔婿入り〕	何をせずとも氏子にはなれます
9	〔若衆の行事〕	大祭当日、家形提燈の取持をします
10	〔氏子内の階級〕	ありませぬ
11	〔階級の相違〕	家格による様です
12	〔氏子の義務〕	神社の費用を負担する義務があります
13	〔義務の差〕	／
14	〔その他〕	／
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	

1	〔宮座の有無〕	ありませぬ
2	〔宮座の建物〕	〃
3	〔座人の資格〕	〃
4	〔座衆の人員〕	／
【宮 座】		
1	〔儀礼内容〕	一月十二日 新年祭、三月十二日 祈年祭、七月十二日 夏祭、十二月一日 新嘗祭、十二月十二日 例祭
2	〔田植祭〕	／
3	〔特殊神饌〕	／
4	〔当屋の決定〕	古来氏子にして、地租金参円以上を納める資格ある人二人づゝ順番に当番が廻つて来る慣例なりしも、今は氏子の希望に任せる事になっています。
5	〔長男の扱い〕	／
6	〔当屋の任務〕	神社境内の管理、掃除其他、祭事の幹旋等なり
7	〔当屋の交代〕	毎年十二月十二日、例祭を交代の期となせり
8	〔特殊神事〕	／
9	〔山の神祭〕	／
10	〔藁蛇の神事〕	／
11	〔火焚の神事〕	／

- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 素盞烏尊神社

三島郡高槻町大字郡家字本郷（高槻市）

報告者 栗田治市

【神 職】

- 1 〔世襲〕 否
- 2 〔現在も世襲か〕 兼務神職なるに依り、世襲せし時代なし
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 毎年一回氏子各戸より平均玄米一舁を支出、神職収入
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 栗田治市

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 大字郡家一円を氏子となす
- 2 〔二重氏子〕 なし
- 3 〔他市町村区域〕 然り
- 4 〔氏子の戸数〕 壹百貳戸
- 5 〔戸数の変動〕 大なる相違なし
- 6 〔氏子の資格〕 なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 入夫せし者は、無条件にて氏子となす
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 家格による
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金を為す外義務なし
- 13 〔義務の差〕 なし
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 例祭 十月十五日、祈年祭 三月十五日、新嘗祭 十二月十日
- 2 〔儀礼内容〕 例祭、祈年祭、新嘗祭、元旦祭、天長節祭、元始祭、紀元節祭、大祓式 以上、氏子総代参列
- 3 〔田植祭〕 なし

4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	当屋を定むる事なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	なし
8	〔当屋の交代〕	なし
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	行わず
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	なし
4	〔座衆の人員〕	なし
5	〔座入り儀礼〕	なし
6	〔首座の名称〕	なし
7	〔組織階級〕	なし
8	〔座人の義務〕	なし
9	〔宮座衆の姓〕	なし
10	〔座を開く時期〕	なし
11	〔宮座の行事〕	なし
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	なし

- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 なし

村社 日吉神社 三島郡高槻町大字古曽部（高槻市）

報告者 氏子総代・五十嵐榮次郎

【神 職】

- 1 〔世襲〕

所謂宮士族のものが世襲を勤めて居りました（併し名義は代表でありまして輪番でした）

- 2 〔現在も世襲か〕 明治二十五年頃迄

- 3 〔特別な名称〕 神主と云ふより外別にありませぬ

- 4 〔一年神主〕

宮座のものが一年輪番で、神職名での行為をして居りました

- 5 〔収入〕

神社名義の田が有りまして、其取得を受けて居りました

- 6 〔その他〕 有りませぬ

- 7 〔神職の氏名〕 山本定治郎（野見神社社掌兼務）

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

大字古曽部の内、俗に昼神と云ふ一垣内は北山天神の氏子であります。大字古曽部の内、省線以南の新開地

は高槻野見神社の氏子であります

2 「二重氏子」

前記昼神の垣内は、上田部・昼神共通して二重氏子の
ように成て居ります

3 「他市町村区域」 限られて居ります

4 「氏子の戸数」 約貳百十戸

5 「戸数の変動」

大相違があります。即ち、今より十五年前迄は八十五
戸位でありましたか、近時戸数の増加と共に近々増加
します

6 「氏子の資格」 何等制限がありません

7 「氏子入り儀礼」 別に何等儀式はありません

8 「婿入り」

何等方法はありません。結局当大字内に住居したもの
は、皆氏子であります

9 「若衆の行事」 有りませぬ

10 「氏子内の階級」

氏子に別に階級としては有りませぬが、鍵座及平座と云
ふものがあります

11 「階級の相違」

階級がありませんから、従て必要有りませぬ

12 「氏子の義務」 別に義務ありません

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

元始祭 一月二日、^(ママ)祈念祭 四月二十日頃、例祭 五
月八日、神嘗祭 十二月十日頃

2 「儀礼内容」

神官着席、大字役員着席、鍵座着席、神官進饌、祭文、
一同玉串、撤饌

3 「田植祭」

有りませぬ

4 「特殊神饌」

有りませぬ

5 「当屋の決定」

当番は有りませぬ

6 「長男の扱い」

有りませぬ

7 「当屋の任務」

有りませぬ

8 「当屋の交代」

有りませぬ

9 「特殊神事」

有りませぬ

10 「山の神祭」

有りませぬ

11 「藁蛇の神事」

有りませぬ

12 「火焚の神事」

有りませぬ

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座は有ります。鍵座、平座の二種
有りませぬ

2 「宮座の建物」

有りませぬ

3 「座人の資格」

鍵座現在三人、平座不明

4 「座衆の人員」

有りませぬ

5 「座入り儀礼」

有りませぬ

以前はありましたが、現在では行ふて居りませぬ

6 「首座の名称」 別に主座なしに平等にして居ります

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

神社建物及境内の管理、及祭典に際し、神官の補助を
します

9 「宮座衆の姓」 五十嵐

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」 有りませぬ

12 「座の財政」 氏子会計から支弁して居ります

13 「文書記録」 有りませぬ

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 早尾神社 三島郡島本村大字大澤（島本町）

報告者 藤原三右エ門

【神 職】

1 「世襲」 世襲では有りません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主さんと云ひます

4 「一年神主」

お尋ねの様な交代の慣しはありません。神主の都合で
代ります。氏子からはかえません

5 「収 入」

以前も現今も、氏子からお礼として差上ります

6 「その他」 特殊なことは皆目ありません

7 「神職の氏名」 栗辻寛治・兼務神主

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字単位で他にありません

2 「二重氏子」 二重氏子はありません

3 「他市町村区域」 限られています

4 「氏子の戸数」 十三戸

5 「戸数の変動」

可成相違があります。昔は二十二、三戸ありました

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 何もありません

8 「婿入り」 相続に因つて出来ず

9 「若衆の行事」 お祭の提灯を立てる位です

10 「氏子内の階級」 階級はありません

11 「階級の相違」 無し

12 「氏子の義務」 修繕費用総て、神社存立、祭典入用費

13 「義務の差」 無し

14 「その他」 特殊はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋祭 十月二十五日午前十一時、お火燃祭 十二月十七

日午後三時

- 2 [儀礼内容] 無し
- 3 [田植祭] 無し
- 4 [特殊神饌] 無し
- 5 [当屋の決定] 輪番であります
- 6 [長男の扱い] 無し
- 7 [当屋の任務] お祭の順序 神主の接待位なものです
- 8 [当屋の交代]

交代は一月七日、神主に依交代を神前で誓ひます

- 9 [特殊神事] 弓引
- 10 [山の神祭] 無し
- 11 [藁蛇の神事] 無し
- 12 [火焚の神事] 無し

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] オザと云ひます
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] 十三人（一座）
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] 新矢、藤原

- 10 [座を開く時期] 十二月一日
- 11 [宮座の行事] 宮座衆を招き、神様を祭り、酒宴
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] 如上申した通り也

—— 諏訪神社

三島郡島本村大字尺代（島本町）

報告者 氏子総代 中川録太郎

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲にあらず
- 2 [現在も世襲か] 同右
- 3 [特別な名称] 特別の名称なく、神主と呼ぶ
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 神田収入、又は寄附金
- 6 [その他] なし
- 7 [神職の氏名] 栗辻寛治

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 大字尺代一円
- 2 [二重氏子] 他の神社の氏子と共通の者なし
- 3 [他市町村区域] 大字尺代の区域内のみ
- 4 [氏子の戸数] 六拾戸
- 5 [戸数の変動] 大相違なし

- 6 「氏子の資格」 制限なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 何等の制限なし
- 9 「若衆の行事」 神社前の献燈、屋形の建倒を行ふ
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社の修繕、維持、祭典の執行
- 13 「義務の差」 異らず
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 五月五日、御頭上祭 一月六日、夏祭 九月六日
- 2 「儀礼内容」 祈年祭、例祭、新嘗祭
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 御頭上祭には目黒魚、小芋、白ドウフ、米糊、生大根の小切、等を俱す
- 5 「当屋の決定」 戸主又は長男の年齢順にて定む。
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 献燈
- 8 「当屋の交代」 一月六日に、前の当屋より次の当屋に玉串を渡す
- 9 「特殊神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 一月六日に藁の大蛇を作り祭る。長さ凡そ三十尺。祭典終了後、これにて東西に分れ、綱引をなす
 - 12 「火焚の神事」 毎年十二月十八日、氏子より藁を献納して火を燃す
- 一月六日の御頭上祭には、当屋の者四名袴を着し、弓にて的を射る。的の中央裏に鬼の字を記す。則ち鬼を退じるの意なり

- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 なし

村社 白山神社

三島郡阿武野村大字靈山寺（高槻市）

報告者 中家次郎

【神職】

- 1 〔世襲〕 古来神職はありませんでした
- 2 〔現在も世襲か〕 //
- 3 〔特別な名称〕 かんぬしさんと呼びます
- 4 〔一年神主〕 //
- 5 〔収入〕 //
- 6 〔その他〕 //
- 7 〔神職の氏名〕 兼務社掌・中家次郎

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 三島郡阿武野村大字靈山寺一円です
- 2 〔二重氏子〕 //
- 3 〔他市町村区域〕 限られています
- 4 〔氏子の戸数〕 九戸
- 5 〔戸数の変動〕 大した相違ありません
- 6 〔氏子の資格〕 ありません
- 7 〔氏子入り儀礼〕 //
- 8 〔婿入り〕 //
- 9 〔若衆の行事〕 //

- 10 〔氏子内の階級〕 //
- 11 〔階級の相違〕 //
- 12 〔氏子の義務〕 神社の費用を負担します
- 13 〔義務の差〕 負担に軽重ある位の事です
- 14 〔その他〕 //

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 毎年一月一日 新嘗祭、二月十九日 祈年祭、十月十九日 日例祭、十二月十九日 新嘗祭
- 2 〔儀礼内容〕 //
- 3 〔田植祭〕 //
- 4 〔特殊神饌〕 //
- 5 〔当屋の決定〕 古来、氏子中一年交代に順に廻ります
- 6 〔長男の扱い〕 //
- 7 〔当屋の任務〕 神社境内の掃除、並に祭典に関する雑役を引受けます
- 8 〔当屋の交代〕 毎年、大晦日に、神社門松を建て、次々渡します
- 9 〔特殊神事〕 //
- 10 〔山の神祭〕 //
- 11 〔藁蛇の神事〕 //
- 12 〔火焚の神事〕 //

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 宮座はありません

2 〔宮座の建物〕 //

3 〔座人の資格〕 //

4 〔座衆の人員〕 //

5 〔座入り儀礼〕 //

6 〔首座の名称〕 //

7 〔組織階級〕 //

8 〔座人の義務〕 //

9 〔宮座衆の姓〕 //

10 〔座を開く時期〕 //

11 〔宮座の行事〕 //

12 〔座の財政〕 //

13 〔文書記録〕 //

14 〔類似の組織〕 //

15 〔解体した座〕 //

村社 鴨神社

三島郡阿武野村大字赤大路（高槻市）

報告者 好田清三郎

【神 職】

1 〔世襲〕 世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕 //

3 〔特別な名称〕 神主さんと呼びます

4 〔一年神主〕 //

村内の有産階級の人達が協議之上、一年輪番にて神職

の代理に日供、御掃除等をなし、祭日には準備を調べ、

神職の出張を待受ける。現今にては、村内の相応なる

人を撰み一任し、宮守と称し、神職の代理を奉仕す

5 〔収入〕 祭典執行の度毎謝儀受けり

6 〔その他〕 別にありません

7 〔神職の氏名〕 好田清三郎です

【氏 子】

1 〔氏子区域〕 ありません

2 〔二重氏子〕 ありません

3 〔他市町村区域〕 //

大字赤大路村内は、鴨神社の氏子区域に限られていま
す

4 〔氏子の戸数〕 三十二戸であります

5 〔戸数の変動〕 古は二十戸、今は三十二戸であります

6 〔氏子の資格〕 ありません

7 〔氏子入り儀礼〕 ありません

8 〔婿入り〕 //

氏子内へ入婿として来た者は、入籍と同時に自然氏子
となつて居ります（別に奉告祭も致しません）

9 〔若衆の行事〕 //

月二回境内掃除。祭日には提燈建等の奉仕

10 〔氏子内の階級〕 ありません

11 「階級の相違」

年齢や家の格にもよりますが、現在は納税の多少にて

自然に階級があります

12 「氏子の義務」

神社の費用を負担いたします

13 「義務の差」

納税に準じて神社の負担が異なります

14 「その他」

ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭、紀元節祭、祈年祭 三月十七日、例祭 四月二

十五日、天長節祭、明治節祭、新嘗祭 十二月十八日

2 「儀礼内容」

祓式、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、神楽式、献湯式、

撤饌、以上。右は例祭のみ。他の祭典には神楽、献湯

式を除く

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

宮守宅にて、祭典の準備をいたします

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

祭典の準備をいたします

8 「当屋の交代」

別にあります。宮守に差支生じたる時は改めます

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座に関することどもは全部ありません

2 「宮座の建物」

〃

3 「座人の資格」

〃

4 「座衆の人員」

〃

5 「座入り儀礼」

〃

6 「首座の名称」

〃

7 「組織階級」

〃

8 「座人の義務」

〃

9 「宮座衆の姓」

〃

10 「座を開く時期」

〃

11 「宮座の行事」

〃

12 「座の財政」

〃

13 「文書記録」

〃

14 「類似の組織」

〃

15 「解体した座」

〃

村社 春日神社

三島郡阿武野村大字宮田（高槻市）

報告者 好田清三郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません

- 2 「現在も世襲か」 全
 - 3 「特別な名称」 神主と呼ぶ
 - 4 「一年神主」
 - 5 「収 入」 ありません
 - 6 「その他」 ありません
 - 7 「神職の氏名」 好田清三郎
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」 三島郡阿武野村大字宮田
 - 2 「二重氏子」 大字阿武野村宮田全部同一氏子にて、二重氏子でなし
 - 3 「他市町村区域」 宮田村社・春日神社鎮座の大字宮田に限られてあります
 - 4 「氏子の戸数」 五十五戸
 - 5 「戸数の変動」 今は古より少し増加してあります
 - 6 「氏子の資格」 ありません
 - 7 「氏子入り儀礼」 ありません
 - 8 「婿入り」 入籍と同時に氏子となります
 - 9 「若衆の行事」 祭日に、献燈及掃除等をいたします
 - 10 「氏子内の階級」 ありません
 - 11 「階級の相違」 ありません
 - 12 「氏子の義務」 神社の費用を負担いたします
 - 13 「義務の差」 平等であります

- 14 「その他」 ありません
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 歳旦祭、祈年祭 三月十八日、紀元節、例祭 十月十四日、天長節、明治節、新嘗祭 十二月十七日
 - 2 「儀礼内容」 祓式、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、神楽式、献饌、撤饌、以上
 - 3 「田植祭」 ありません
 - 4 「特殊神饌」 ありません
 - 5 「当屋の決定」 宮守宅にて、祭典の準備をいたします
 - 6 「長男の扱い」 ありません
 - 7 「当屋の任務」 祭典の準備及御掃除等をいたします
 - 8 「当屋の交代」 一ヶ年交代にて、例祭後、申合せで取定めます
 - 9 「特殊神事」 ありません
 - 10 「山の神祭」 ありません
 - 11 「藁蛇の神事」 ありません
 - 12 「火焚の神事」 ありません
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 //
 - 2 「宮座の建物」 //

- 3 〔座人の資格〕 //
- 4 〔座衆の人員〕 //
- 5 〔座入り儀礼〕 //
- 6 〔首座の名称〕 //
- 7 〔組織階級〕 //
- 8 〔座人の義務〕 //
- 9 〔宮座衆の姓〕 //
- 10 〔座を開く時期〕 //
- 11 〔宮座の行事〕 //
- 12 〔座の財政〕 //
- 13 〔文書記録〕 //
- 14 〔類似の組織〕 //
- 15 〔解体した座〕 以前より宮座はありません

村社 天照御魂神社

三島郡三島村大字西河原字宮之森（茨木市）

報告者 兼務社掌・大西正次

【神 職】

- 1 〔世襲〕 なし（従来より神職欠員なり）
- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 なし
- 6 〔その他〕 なし

- 7 〔神職の氏名〕 大西正次

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 三島村大字西河原、三島村字橋之内
- 2 〔二重氏子〕 他神社の氏子区域と共通の区域なし
- 3 〔他市町村区域〕

当社の鎮座地三島村の区域内に限られています

- 4 〔氏子の戸数〕 約八十五戸
- 5 〔戸数の変動〕 大差なし
- 6 〔氏子の資格〕 制限なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 特別な儀式なし
- 8 〔婿入り〕 別に定まれる掟なし
- 9 〔若衆の行事〕 行事なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 家格による
- 12 〔氏子の義務〕 神社維持の費用、労力奉仕
- 13 〔義務の差〕 神社費の負担に差異あり
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 三大祭の外に特別な祭なし。例祭十月十五日
- 2 〔儀礼内容〕 なし（普通）
- 3 〔田植祭〕 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

当社には従来より宮守をなす家が定められてあり、別に当屋なし、宮守が一切の事をなす。昔は三軒ありて、交代して奉仕せしも、現在にては一家のみとなりたり

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 宮守は神社の掃除、祭典の準備等

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

神社境内ではありませんが、西河原の適当の地において、毎年一月十四日夜に左儀長（トンド）を奉仕致して居りましたが、一昨年来中止致しました

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 不詳

村社 須賀神社

三島郡三島村大字鮎川（茨木市）

好田清三郎

【神 職】

1 「世襲」 世襲でなし

2 「現在も世襲か」 〃

3 「特別な名称」 神主と呼ぶ

4 「一年神主」

祭礼の部の（5号）（7号）（8号）と同様なり

5 「収入」 手当を受くるのみ

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 好田清三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 三島村大字鮎川

2 「二重氏子」 大字鮎川全部全二氏子にて二重氏子なし

3 〔他市町村区域〕 大字鮎川に限らる

4 〔氏子の戸数〕 六十五戸

5 〔戸数の変動〕 大差なし

6 〔氏子の資格〕

大字に居住し、一家計を建つるものは、氏子となる資格あり。明治二十七年迄は、宮座とて十二三軒の中以上の家からなる座有しも、今はなし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 入籍と同時に氏子となる資格あり

9 〔若衆の行事〕

別になし。今は青年会にて祭礼の時献燈 掃除等をなす位のもの

10 〔氏子内の階級〕

昔は座と一般に階級ありしも、今は平等なり

11 〔階級の相違〕

資産に依り負担等差ある位にて、別に階級を設けず

12 〔氏子の義務〕

等級（字内に設けたる）に依り、諸般の経費負担の義務を負う

13 〔義務の差〕

十等級位とし、最高歩立十五分より最低五分、一分は最も多数

14 〔その他〕 なし

〔祭 礼〕

1 〔祭の日時〕

歳旦祭、紀元節、祈年祭 三月一日、天長節、春祭 五月八日、秋祭 十月十三日、明治節祭、新嘗祭 十二月

一日

2 〔儀礼内容〕 法規之通り

3 〔田植祭〕 なし

4 〔特殊神饌〕 なし

5 〔当屋の決定〕

氏子総代五人一年交代、外に世話方大字協議員十名

6 〔長男の扱い〕 なし

7 〔当屋の任務〕 年中行事万般の世話をなす

8 〔当屋の交代〕 春祭後、翌年の春祭を了して交代

9 〔特殊神事〕 なし

10 〔山の神祭〕 なし

11 〔藁蛇の神事〕 なし

12 〔火焚の神事〕 なし

〔宮 座〕

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕 なし

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕 明治二十七年迄在りしも、其後解散せり

村社 葦分神社

三島郡玉島村大字島字北條（茨木市）

報告者 勝田為義

【神 職】

1 〔世襲〕

古来、他神社の神主の兼務で、世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕 右之通りであります

3 〔特別な名称〕 神主

4 〔一年神主〕

古来、他村の神主の兼務でありますから、本項ありません

5 〔収入〕

米麦の初穂であります

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

別段ありません
勝田為義

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

玉島村大字島一円

2 〔二重氏子〕

他の神社との関係はありません

3 〔他市町村区域〕

御鎮座の区域内限りであります

4 〔氏子の戸数〕

壹百四拾七戸

5 〔戸数の変動〕

大相違はありません

6 〔氏子の資格〕

何等制限はありません

7 〔氏子入り儀礼〕

別段何事も致しません

8 〔婿入り〕

右同上

9 〔若衆の行事〕

春祭、秋祭に幟及提灯を立て、献燈の外、行事ありません

氏子

10 〔氏子内の階級〕

何等の階級等ありません

11 〔階級の相違〕

氏子に家格年齢等による階級ありません

12 〔氏子の義務〕

経常費は社入及神社有財産の所得より支出し、臨時営繕費は氏子納金として負担しています

13 〔義務の差〕

氏子納金は、村費戸数割の等級に準し、不均一であります

14 〔その他〕

別に記す事ありません

1 〔祭 礼〕

1 〔祭の日時〕

1 〔祭の日時〕

祈年祭 三月十七日午前十時、春例祭 四月廿五日午前

十時、秋例祭 十月十七日午前十時、新嘗祭 十二月十

七日午前十時

2 〔儀礼内容〕

社掌以下着座（拝殿）、村長以下着座、修祓、開扉、

献饌、社掌祝詞、村長祝詞、村長玉串、社掌玉串、小

学校長玉串、氏子総代・在郷軍人分会長・青年会支部

長・各玉串奉賛、神楽奉奏、撒供、閉扉、各退出

3 〔田植祭〕

当神社は行ひません
別にあります

4 〔特殊神饌〕

当屋はありません

5 〔当屋の決定〕

ありません

6 〔長男の扱い〕

ありません

7 〔当屋の任務〕

ありません

8 〔当屋の交代〕

右同上

9 〔特殊神事〕

別にあります

10 〔山の神祭〕

行ひませんから特殊な行事もありません

11 〔藁蛇の神事〕

ありません

12 〔火焚の神事〕

ありません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

当神社には宮座ありません。以下15迄の事項ありませ
ん

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

村社 春日神社

三島郡春日村大字倍賀字宮ノ前（茨木市）
報告者 郡 源之助

【神職】

1 〔世襲〕

以前より神職ありません

2 〔現在も世襲か〕

神主

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

年番神主の習慣があります。期間は一年交代にして、
神社献燈・掃除等にして、兼務神職の命により神社に
関する種々の出来事を整理します

5 [収 入] ○

6 [その他] ○

7 [神職の氏名] 兼務社掌・郡 源之介

【氏 子】

1 [氏子区域] 大字倍賀一円

2 [二重氏子]

他の神社と共通氏子区域になっていません

3 [他市町村区域] 春日村大字倍賀一円に限られています

4 [氏子の戸数] 百戸

5 [戸数の変動]

以前は約三十戸位なりしも、近時土地の発展により増加しました

6 [氏子の資格] ありません

7 [氏子入り儀礼] ありません

8 [婿入り] 其例はありません

9 [若衆の行事] 青年団が祭の燈灯建を奉仕しています

10 [氏子内の階級]

以前はありましたが、現在はありません

11 [階級の相違]

貧富の程度により、五等の等級があります

12 [氏子の義務] 神社費用の負担をする義務があります

13 [義務の差] 階級により、負担の上下があります

14 [その他] なし

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭 十月十七日、祈年祭 二月二十五日、新嘗祭 十一月二十五日

2 [儀礼内容] 兼務社掌がしてくれます

3 [田植祭] ありません

4 [特殊神饌] ありません

5 [当屋の決定]

村入して居る家を交代に当家としています

6 [長男の扱い] ありません

7 [当屋の任務] 祭礼神饌の調弁、神職・巫女の宿等なり

8 [当屋の交代] 一年交代

9 [特殊神事] ありません

10 [山の神祭] ありません

11 [藁蛇の神事] ありません

12 [火焚の神事]

以前は（トンド）と称して、一月十五日に火を焚くことがありましたが、今は中絶してありません

【宮 座】

1 [宮座の有無]

2 [宮座の建物]

3 [座人の資格]

4 [座衆の人員]

- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 春日神社 三島郡春日村大字中穂積字久定（茨木市）

報告者 岡市正人

【神 職】

- 1 〔世襲〕 否
- 2 〔現在も世襲か〕 〃
- 3 〔特別な名称〕 無
- 4 〔一年神主〕 無
- 5 〔収入〕 各戸より麦米を集めて初穂料と称し、神職に渡せり
- 6 〔その他〕 無
- 7 〔神職の氏名〕 兼務者・岡市正人

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 大字全部とするの外はなし
- 2 〔二重氏子〕 〃
- 3 〔他市町村区域〕 然り
- 4 〔氏子の戸数〕 百九十五戸
- 5 〔戸数の変動〕 以前は七十戸
- 6 〔氏子の資格〕 無し
- 7 〔氏子入り儀礼〕 〃
- 8 〔婿入り〕 別段の規定なし
- 9 〔若衆の行事〕 祭事るとき装飾等を行ふ
- 10 〔氏子内の階級〕 無
- 11 〔階級の相違〕 〃
- 12 〔氏子の義務〕 毎年三月に一カ年分を計算して、氏子より戸数割とし

て徴収す

- 13 〔義務の差〕 貧富の差により九等に分ち、その負担を負ふ
- 14 〔その他〕 無

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 二月三十日 祈年祭、十月二十日 例祭、十二月二十日 新嘗祭
- 2 〔儀礼内容〕 内務省規定の祭式に依る

3	〔田植祭〕	無
4	〔特殊神饌〕	〃
5	〔当屋の決定〕	大字を十二組に分ち、毎年交代にて組頭が当屋になり て、一カ年中其区内の人を使つて奉仕す
6	〔長男の扱い〕	否
7	〔当屋の任務〕	5に記載の通り
8	〔当屋の交代〕	一カ年交代。其順序は古来の慣習のままにて毎年十二 月
9	〔特殊神事〕	無
10	〔山の神祭〕	〃
11	〔藁蛇の神事〕	〃
12	〔火焚の神事〕	〃
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	無し
2	〔宮座の建物〕	〃
3	〔座人の資格〕	〃
4	〔座衆の人員〕	〃
5	〔座入り儀礼〕	〃
6	〔首座の名称〕	〃
7	〔組織階級〕	〃
8	〔座人の義務〕	〃

9	〔宮座衆の姓〕	〃
10	〔座を開く時期〕	〃
11	〔宮座の行事〕	〃
12	〔座の財政〕	〃
13	〔文書記録〕	〃
14	〔類似の組織〕	前記祭礼の部第5は、五人組の変化せしものなり
15	〔解体した座〕	無

村社 佐和良義神社

三島郡玉櫛村大字澤良宜 茨木川堤防際（茨木市）

報告者 兼務社掌・竹原季夫

【神 職】

1	〔世襲〕	（無）
2	〔現在も世襲か〕	（無）
3	〔特別な名称〕	（無）
4	〔一年神主〕	（無）
5	〔収入〕	（氏子負担）
6	〔その他〕	（無）
7	〔神職の氏名〕	兼務社掌・竹原季夫

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	大字澤良宜東、同澤良宜西、同澤良宜濱、の三大字
---	--------	-------------------------

- 2 「二重氏子」 (無)
- 3 「他市町村区域」 (其通りです)
- 4 「氏子の戸数」 (式百拾壹戸)
- 5 「戸数の変動」 (無)
- 6 「氏子の資格」 (無)
- 7 「氏子入り儀礼」 (無)
- 8 「婿入り」 (別段何等の定めなし)
- 9 「若衆の行事」 (無)
- 10 「氏子内の階級」 (無)
- 11 「階級の相違」 (家格に依る)
- 12 「氏子の義務」 (神社費負担)
- 13 「義務の差」 (無)
- 14 「その他」 (無)

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
祈年祭 参月拾七日、例祭 拾月拾七日、新嘗祭 十式
月拾七日
- 2 「儀礼内容」
大正三年三月二十七日内務省令第四号府懸社以下、神
社祭式に依る
- 3 「田植祭」 (無)
- 4 「特殊神饌」 (無)
- 5 「当屋の決定」 (無)

- 6 「長男の扱い」 (無)
- 7 「当屋の任務」 (無)
- 8 「当屋の交代」 (無)
- 9 「特殊神事」 (無)
- 10 「山の神祭」 (無)
- 11 「藁蛇の神事」 (無)
- 12 「火焚の神事」 (無)

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 (無)
- 2 「宮座の建物」 (無)
- 3 「座人の資格」 (無)
- 4 「座衆の人員」 (無)
- 5 「座入り儀礼」 (無)
- 6 「首座の名称」 (無)
- 7 「組織階級」 (無)
- 8 「座人の義務」 (無)
- 9 「宮座衆の姓」 (無)
- 10 「座を開く時期」 (無)
- 11 「宮座の行事」 (無)
- 12 「座の財政」 (無)
- 13 「文書記録」 (無)
- 14 「類似の組織」 (無)
- 15 「解体した座」 (無)

村社 天神社

三島郡玉島村大字野々宮字西垣内（茨木市）

報告者 勝田為義

【神 職】

1 〔世襲〕

古来他神社の神主の兼務で、世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

右之通りであります

3 〔特別な名称〕

神主

4 〔一年神主〕

古来他村の神主の兼務でありますから、本要項はあり

ません

5 〔収入〕

米初穂麦初穂でありました

6 〔その他〕

別段何にもありません

7 〔神職の氏名〕

勝田為義

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

玉島村大字野々宮一円

2 〔二重氏子〕

他の神社との関係はありません

3 〔他市町村区域〕

御鎮座の区域内限りであります

4 〔氏子の戸数〕

七拾四戸

5 〔戸数の変動〕

大した相違はありません

6 〔氏子の資格〕

何等制限はありません

7 〔氏子入り儀礼〕

別段何事も致しません

8 〔婿入り〕

別段何事もせず氏子になります

9 〔若衆の行事〕

秋・夏の両例祭に、幟及提灯を建て献燈の外、行事はありません

10 〔氏子内の階級〕

何等の階級等ありません

11 〔階級の相違〕

氏子に家格・年齢等による階級ありません

12 〔氏子の義務〕

神社の経常費臨時営繕費等は、氏子納金として年二期に徴収して、負担を受けて居ます

13 〔義務の差〕

村費の戸数割の等級に準じ、不均一であります

14 〔その他〕

別段記す事ありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

夏例祭 七月廿五日、秋例祭 十月二十五日、祈年

祭 三月二十五日、新嘗祭 十二月二十五日

2 〔儀礼内容〕

社掌以下着座、村長以下着座、修祓、開扉、献饌、社掌祝詞、村長祝詞、村長玉串奉奠、社掌玉串奉奠、氏子総代、在郷軍人分会長、青年会支部長、各玉串奉奠、神楽奉奏、撤饌、閉扉、各退出

3 〔田植祭〕

当神社では行ひません

4 〔特殊神饌〕

別にありません

5 〔当屋の決定〕

別に当屋はありません

- 6 「長男の扱い」
ありません
- 7 「当屋の任務」
ありません
- 8 「当屋の交代」
時期方法はありません
- 9 「特殊神事」
別にあります
- 10 「山の神祭」
行ひません。特殊な行事もありません
- 11 「藁蛇の神事」
縄掛等ありません
- 12 「火焚の神事」
ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」

当社には宮座はありません。以下14迄の事項もありません

- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」

- 14 「類似の組織」
――
- 15 「解体した座」
ありません

村社 八幡太神宮 三島郡高槻町高槻字八幡町（高槻市）

報告者 藤林藤延

【神 職】

- 1 「世襲」
なし。兼職・藪主水亮
- 2 「現在も世襲か」
なし
- 3 「特別な名称」
なし
- 4 「一年神主」
なし
- 5 「収入」
不詳。賽銭・初穂料を以てせしならん
- 6 「その他」
――
- 7 「神職の氏名」
磐手杜神社社掌兼務・藤林藤延

【氏 子】

- 1 「氏子区域」
八幡町、土橋、高西、西区、出丸
- 2 「二重氏子」
なし
- 3 「他市町村区域」
其当り
- 4 「氏子の戸数」
百五十戸
- 5 「戸数の変動」
なし
- 6 「氏子の資格」
なし
- 7 「氏子入り儀礼」
なし
- 8 「婿入り」
なし
- 9 「若衆の行事」
――

- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社の経費を負担するものなり
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

祈年祭 三月八日午前十時、例祭 十月十五日午前十時、
新嘗祭 十一月廿六日

- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし
- 1 「宮 座」
- 「宮座の有無」 なし

- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

村社 新屋座天照御魂神社

三島郡豊川村大字宿久庄字上川原（箕面市）

報告者 生田捨治郎

【神 職】

- 1 「世襲」 古来世襲です
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」

神主は山田鹿之補氏^(助)兼務にて、毎月六日、十六日の

二回参拝。御膳番として氏子の内五名、月交代にて六

日、十六日の二回神饌を供へ、社内を掃除す。花番と

して氏子八名、月交代にて毎月二回神供へる

5 「収 入」 氏子中より支出す

6 「その他」

7 「神職の氏名」 山田鹿之補^(助)

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字宿久庄の内上川原、畑の二部落

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 区域内であります

4 「氏子の戸数」 式拾八戸

5 「戸数の変動」 なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 なし

9 「若衆の行事」

祭典の時、御子の湯炊き又は提灯立をなす

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 家柄に依る

12 「氏子の義務」

社の破損の修繕、境内の掃除経費の支出を負担す

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月廿日、例祭 十月十六日、新嘗祭 十二月

十六日

2 「儀礼内容」

例祭の時、氏子及生徒参拝、神主の詞、御子の神楽

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

海、山、里の産物三宝七台を献ず

5 「当屋の決定」

氏子総代の宅

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

神官、御子の饗応をなす

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

- 7 [組織階級] /
 8 [座人の義務] /
 9 [宮座衆の姓] /
 10 [座を開く時期] /
 11 [宮座の行事] /
 12 [座の財政] /
 13 [文書記録] /
 14 [類似の組織] /
 15 [解体した座] /

村社 須久久神社

三島郡豊川村大字宿久庄字鳥羽（箕面市）

報告者 社掌・山田鹿之助

【神職】

- 1 [世襲] なし
 2 [現在も世襲か] なし
 3 [特別な名称] なし
 4 [一年神主] なし
 5 [収入] 以前は神職なし
 6 [その他] なし
 7 [神職の氏名] 山田鹿之助

【氏子】

- 1 [氏子区域] |
 2 [二重氏子] 宿久庄字鳥羽一円にして二重氏子なし

- 3 [他市町村区域] 御鎮座の区域内に限れり
 4 [氏子の戸数] 三十戸
 5 [戸数の変動] 大差なし
 6 [氏子の資格] なし
 7 [氏子入り儀礼] なし
 8 [婿入り] 定めなし
 9 [若衆の行事] なし
 10 [氏子内の階級] なし
 11 [階級の相違] なし
 12 [氏子の義務] 氏子は祭典費及神職の給料を負担す
 13 [義務の差]
 14 [その他] なし
 高き等級の氏子は、下級の倍額以上を負担す

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭 二月二十日、例祭 十月十六日、新嘗祭 十二月十日
 2 [儀礼内容] 祈年祭・例祭・新嘗祭共に、大祭の順序に依る。例祭は献湯を行ふ
 3 [田植祭] なし
 4 [特殊神饌] なし
 5 [当屋の決定] なし

- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] なし
- 12 [火焚の神事] なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

村社 八阪神社

三島郡豊川村大字宿久庄東村（箕面市）
報告者 大字宿久庄東区長・宮脇巳之助

【神 職】

- 1 [世襲] 無し
- 2 [現在も世襲か] なし
- 3 [特別な名称] 無し
- 4 [一年神主] 無し
- 5 [収入] 無し
- 6 [その他] 無し
- 7 [神職の氏名] 山田鹿之助

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 大字宿久庄東村だけ
- 2 [二重氏子] 無し
- 3 [他市町村区域] 大字宿久庄東村に限れり
- 4 [氏子の戸数] 五拾壱戸
- 5 [戸数の変動] 大差なし
- 6 [氏子の資格] 無し
- 7 [氏子入り儀礼] 無し
- 8 [婿入り] 無し 一定の定めなし
- 9 [若衆の行事] なし

時々奉仕的に掃除燈明を挙げ、神社祭りのこしらへを
なす

- 10 [氏子内の階級] 階級等なし

- 11 [階級の相違] 無し
- 12 [氏子の義務] 祭典費神官の給料等を負担す
- 13 [義務の差] 負担の軽重あり
- 14 [その他] 無し

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

祈年祭 二月十七日、例祭 十月十六日（献燈を行ふ）、

新嘗祭 十二月十五日

- 2 [儀礼内容] 大祭の順序による

- 3 [田植祭] 無し

- 4 [特殊神饌] 無し

- 5 [当屋の決定] 無し

- 6 [長男の扱い] 無し

- 7 [当屋の任務] 無し

- 8 [当屋の交代] 無し

- 9 [特殊神事] 無し

- 10 [山の神祭] 無し

- 11 [藁蛇の神事] 無し

- 12 [火焚の神事] 無し

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 無し

- 2 [宮座の建物] 無し

- 3 [座人の資格] 無し
- 4 [座衆の人員] 無し
- 5 [座入り儀礼] 無し
- 6 [首座の名称] 無し
- 7 [組織階級] 無し
- 8 [座人の義務] 無し
- 9 [宮座衆の姓] 無し
- 10 [座を開く時期] 無し
- 11 [宮座の行事] 無し
- 12 [座の財政] 無し
- 13 [文書記録] 無し
- 14 [類似の組織] 無し
- 15 [解体した座] 無し

無格社 小島神社 三島郡島本村大字廣瀬字小島（島本町）

報告者 栗辻寛治

【神 職】

- 1 [世襲]

明治五年迄、若山神社別当松泉坊の世襲でした

- 2 [現在も世襲か]

明治五年別当を廃してより、世襲でなくなりました

- 3 [特別な名称] 別にあります

- 4 [一年神主] ありません

- 5 [収入]

神社有の土地の収入を以てあてていました

6 「その他」
ありません

7 「神職の氏名」
栗辻寛治

【氏 子】

1 「氏子区域」
島本村大字廣瀬の内井ノ内庄

2 「二重氏子」
村社・若山神社の氏子一区域内です

3 「他市町村区域」
鎮座地の村内のみです

4 「氏子の戸数」
五十戸

5 「戸数の変動」
大差ありません

6 「氏子の資格」
別にあります

7 「氏子入り儀礼」
別にあります

8 「婿入り」
別にあります

9 「若衆の行事」
別にあります

10 「氏子内の階級」
座と平とがあります

11 「階級の相違」
古来よりの家格に定まっています

12 「氏子の義務」
当屋を奉仕する義務があります

13 「義務の差」

座は神社年中の祭に参列し、平は当屋を奉仕する義務
あり

14 「その他」
別にあります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

恒例大祭・中祭の外に、一月八日午後五時御頭祭があります

2 「儀礼内容」

当日午前中より当屋の家へ神職・座人・親族集り、準備し、午後五時神社へ出勤。祭典執行後、弓引行事を
なし、解散

3 「田植祭」
ありません

4 「特殊神饌」
ありません

5 「当屋の決定」
祭典終了後、神籤によりきめられます

6 「長男の扱い」
別にあります

7 「当屋の任務」
一ヶ年神社境内の掃除に奉仕す

8 「当屋の交代」
祭典終了の翌日交代す

9 「特殊神事」
別にあります

10 「山の神祭」
ありません

11 「藁蛇の神事」

祭の日、藁の蛇、長約五間、廻り三尺程のものを作って、鳥居の際につるします

12 「火焚の神事」
ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」
単に座人といえます

2 「宮座の建物」
ありません

3 「座人の資格」
古来よりの家格に限定しています

4 「座衆の人員」
四人

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 一老と謂ひます

7 「組織階級」 古来よりの家格

8 「座人の義務」 祭典に参加すること

9 「宮座衆の姓」 皆山本です

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 別にあります

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」 ありません

【次に若山神社「昭和十一年御豆焼之圖」の混入あり。資料は、
297頁に掲載】

村社 皇太神宮 三島郡見山村大字車作字百瀬（茨木市）

報告者 東野勇三郎

【神 職】

1 「世襲」

世来欠員。一時、神田太郎が兼務せしとあり

2 「現在も世襲か」

〃

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

今は無し。神田太郎兼務中は、大字協議費あり

6 「その他」

7 「神職の氏名」 東野勇三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字車代、金代

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 八十三

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」 随意

9 「若衆の行事」 祭礼に献燈します

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

六講社に分けて居ります。其講社より例祭に献饌しま
す

13 「義務の差」 資産による

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

圖之燒豆御年一十和服

十一月
しちご
 十二月
ふたご
 一月
いちご
 二月
ふたご
 三月
さんご
 四月
しご
 五月
ごご
 六月
ろくご
 七月
しちご
 八月
はちご
 九月
くご
 十月
じふご
 十一月
じふご
 十二月
じふご

夏祭 六月十五日（昔は六月九日）、秋祭 十月十五日

（昔は十一月五日）

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

氏子に六つの講社があります。毎年順番に廻ります。

夫れは各講毎に当番があります

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

当屋の任務は、神饌の調理をする外、正月九日の祭に

は、各講毎に氏子を饗応す。

8 〔当屋の交代〕 毎年一月一日正午

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

無格社

（冠須加）

神社

三島郡高槻町大字辻子字（高槻市）

報告者

【神 職】

1 〔世襲〕

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

【別紙】

神職（5）

仁徳天皇十一年癸未夏四月戊寅朔甲午二人と又封戸三
戸を賜又天皇三十一年甲戌四月八日社殿建賜い封戸十
二戸と神地を賜り

清和天皇貞観元年己卯十一月十三日宣旨を賜ふ時難波

塚口村の神地を賜 延長年中神地を失ひ遂に封三戸となり塚口而已依て維持す

後村上天皇暦応二年己卯足利征夷大將軍源尊氏公社殿御再興之際穴織神地を賜ふ

慶長甲辰霜月如意珠日 片桐

文久二年戊申八月九條殿より御初穂壺石宛毎年献納せらる

元禄五年壬申九月地頭より御供米七斗五升献納せられたるものなり

6 「その他」

7 「神職の氏名」

【氏子】

1 「氏子区域」

高槻町大字辻子、全町大字西冠

2 「二重氏子」

二重氏子無し

3 「他市町村区域」

高槻町大字辻子、大字西冠の区域に限る

4 「氏子の戸数」

六〇戸

5 「戸数の変動」

大相違無し

6 「氏子の資格」

制限なし

7 「氏子入り儀礼」

無し

8 「婿入り」

居住により、氏子の資格を得

9 「若衆の行事」

無し

【別紙】

氏子（9）

住吉太鼓台又は地車等を持出し、祭事に従事する時は神社敷地に接続地の若衆が万事を指図したるに、現在に於ては中絶し、目下青年団及師範学校生徒、月に一度位掃除なし又は早天修養の為、神社前に於て精神的の体育体操を行ひます

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

家格による

12 「氏子の義務」

経費の負担

13 「義務の差」

階級により、負担割合を異にす

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」

【別紙】

祭礼（1）

二月十七日午後一時 祈年祭、十月十七日午前十時 例

祭、十一月二十三日午前十時 新嘗祭、七月十七日午

前十時 夏祭、一月一日午前四時 歳旦祭、一月三日午

前十時 元始祭、一月十三日午前十時 注連引祭、二

月 節分祭（鎮魂祭）、二月八日午前十時 仁徳天皇祭、

二月十一日午前十時 紀元節祭、三月二十一日 春季皇

霊祭、四月一日 応神天皇祭、四月三日午前十時 神武

天皇祭、四月中旬 穴織講春季講祭、四月二十九日午

祭		祭	
前十時	天長節祭、五月五日午前十時	端午祭、六月三十日午後六時	夏越大祓式、七月十日
二十三日午前十時	秋季皇靈祭、十一月三日午前十時	明治天皇祭、十二月二十三日午前十時	御火燎祭、十二月二十五日午前十時
大正天皇祭、十二月三十一日午後十二時	除夜	日午後六時	大祓式、十二月三十一日午後十二時
2	〔儀礼内容〕		
3	〔田植祭〕	無し	
4	〔特殊神饌〕		
5	〔当屋の決定〕	大字辻子青年会を永年当番とす	
6	〔長男の扱い〕	無し	
7	〔当屋の任務〕	祭礼一切の世話	
8	〔当屋の交代〕	交代無し	
9	〔特殊神事〕		
10	〔山の神祭〕		
11	〔藁蛇の神事〕	無し	
12	〔火焚の神事〕		
【宮 座】			
1	〔宮座の有無〕		
2	〔宮座の建物〕		
3	〔座人の資格〕		
4	〔座衆の人員〕		
5	〔座入り儀礼〕		
6	〔首座の名称〕		
7	〔組織階級〕		
8	〔座人の義務〕		
9	〔宮座衆の姓〕		
10	〔座を開く時期〕		
11	〔宮座の行事〕		
12	〔座の財政〕		
13	〔文書記録〕		
14	〔類似の組織〕		
15	〔解体した座〕		

豊能郡

郷社 伊居太神社 豊能郡池田町大字小阪前（池田市）

報告者 河村 肇

【神 職】

1 「世襲」 創立より連続世襲

2 「現在も世襲か」 引続現在も世襲

3 「特別な名称」 禰宜・神主・社務・祠官・社司

4 「一年神主」 なし

5 「収入」 封戸・神地・初穂等也他、別紙に記す

6 「その他」

現在の社司河村肇は、明治二十七年九月十七日五代以上
の世襲の資格を以て、社掌に補せらる

7 「神職の氏名」 河村 肇

【氏 子】

1 「氏子区域」

池田町の内大字北新町、元新町、南新町、西ノ口町、
寺内町、大西町、柳屋町、本町、米屋町、仲之町、小
阪前町、北山ノ口町、米山ノ口町、甲ヶ谷町、建石町、
上池田町、荒木町、宇保町、下洪谷町総数拾九町にし
て内西ノ口町、本町、荒木町は両神社（伊居太神社・

呉服神社）が関係す

2 「二重氏子」

（1）に記載せる如く、西ノ口町、本町、荒木町の二
町は伊居太神社 呉服神社 共通なり

3 「他市町村区域」 伊居太神社の町区内なり

4 「氏子の戸数」 壱千八百戸余

5 「戸数の変動」 年々増加し、近時一層増加す

6 「氏子の資格」 別段なし

7 「氏子入り儀礼」

別段なし。只産児初宮詣の際は、神社備付の帳簿に記
入す

8 「婿入り」

別段に制定無し。然し、各家風に依り、婿入翌日参拝
するものもあり。又神前に於て、報告祭の依頼に来る
ものもあり。特筆すべきことなし

9 「若衆の行事」

（此欄別紙に記載す）【別紙資料はなし】

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 別段に制定なし

12 「氏子の義務」 神社を維持するの責任あり

13 「義務の差」

階級及資産の多過により、負担金の軽重あり

14 「その他」 別段なし

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕 (別紙に記す) 【別紙資料はなし】

2 〔儀礼内容〕 大祭、中祭、田拝

3 〔田植祭〕 なし

4 〔特殊神饌〕

菱^{ヒノ}餅^{モチ}、糸染菓子、五色絹糸、赤白直綿、赤白の絹

5 〔当屋の決定〕 なし

6 〔長男の扱い〕 なし

7 〔当屋の任務〕 なし

8 〔当屋の交代〕 なし

9 〔特殊神事〕

履中帝四年九月十三日風葉女祭ありしも現在中絶。再

興の準備中

10 〔山の神祭〕 なし

11 〔藁蛇の神事〕 なし

12 〔火焚の神事〕

十二月三十一日と節分との二回徹夜大火を燃き、参拝者の温を取るものなり。一名、年火と称す

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 なし

2 〔宮座の建物〕 なし

3 〔座人の資格〕 なし

4 〔座衆の人員〕 神人寄合衆二十三人、現在なし

5 〔座入り儀礼〕 なし

6 〔首座の名称〕 なし

7 〔組織階級〕 なし

8 〔座人の義務〕 なし

9 〔宮座衆の姓〕 なし

10 〔座を開く時期〕 なし

11 〔宮座の行事〕 なし

12 〔座の財政〕 なし

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕 なし

15 〔解体した座〕 なし

郷社 原田神社 豊能郡豊中町大字桜塚字(豊中市)

報告者 高島光俊

【神 職】

1 〔世襲〕 古来より世襲なり

2 〔現在も世襲か〕 現在も世襲奉職せり

3 〔特別な名称〕 神主亦是禰宜様とも云へり

4 〔一年神主〕 有りません

5 〔収入〕

古来より明治初年迄は、社領地の神納米の一部及び賽物全部神職の収入とせり

6 〔その他〕 神職は明治四年迄年長者を首座とせり

7 〔神職の氏名〕 高島光俊、高島光明、宮能季夫

【氏子】

1 「氏子区域」

豊能郡豊中町Ⅱ（桜塚中部、北桜塚区、南桜塚区、岡町区、石塚区、山之上区）。豊能郡麻田村Ⅱ（走井区、箕輪区）。全郡南豊島村Ⅱ（大塚区、原田区、勝部区、上津島区、今在家区）。豊能郡中豊島村Ⅱ（曾根区、岡山区、福井区）。

2 「二重氏子」 全氏子区域内に、他神社の氏子なし

3 「他市町村区域」

氏子区域内は、神社鎮座の町村に限定せり

4 「氏子の戸数」 氏子全戸数約三千六百戸

5 「戸数の変動」

区域戸数は古今相違ありて、現在約拾貳倍の増加なり

6 「氏子の資格」

氏子となる資格は、氏地に在住すれば其の資格を有せり

7 「氏子入り儀礼」 有りません

8 「婿入り」 何等の定め有りません

9 「若衆の行事」

古式神事（十月九日）の奉仕は、各区の若衆が古来より慣例により奉仕せり

10 「氏子内の階級」 階級有りません

11 「階級の相違」 家の格に依る

12 「氏子の義務」

氏子となれば、年々多少の歳納金を区に於て一括して神社に献納せり

13 「義務の差」

営繕の如き特別の義務献金は、財産又は家格に依り定む

14 「その他」 有りません

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭（三月十八日午前十時）、祈年祭（二月十八日午前十時）、新嘗祭（十一月二十四日午前十時）、菜摘祭（一月八日午前七時）、春祭稚児祭（三月十八日午後一時）、秋祭獅子渡御（十月一日より十日迄）

2 「儀礼内容」 現行神社祭式に依る

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」

一月八日特殊慣行神事菜摘祭は、齋なすなを供奠す。十月一日より全月九日迄の古式神事には、特別に柿、豆、栗、ガザミを供奠す

5 「当屋の決定」

秋祭渡御祭には、当家と称え、抽籤亦是順番に定む

6 「長男の扱い」 有りません

7 「当屋の任務」

当家の任務は、祭礼一切の責任を負ふものとせり

8 「当屋の交代」

当家交代は、翌年度の者を招き饗応の上、諸事引継す

9 「特殊神事」

一月八日菜摘祭は、特殊慣行神事として一月七日に野

辺に出て薺を摘み、翌八日の午前七時祭典に奉奠す

10 「山の神祭」

有りません

11 「藁蛇の神事」

有りません

12 「火焚の神事」

秋祭祭礼には、篝火を拾数ヶ所焚ます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

有りません

2 「宮座の建物」

有りません

3 「座人の資格」

有りません

4 「座衆の人員」

有りません

5 「座入り儀礼」

有りません

6 「首座の名称」

有りません

7 「組織階級」

有りません

8 「座人の義務」

有りません

9 「宮座衆の姓」

有りません

10 「座を開く時期」

有りません

11 「宮座の行事」

有りません

12 「座の財政」

有りません

13 「文書記録」

有りません

14 「類似の組織」

有りません

15 「解体した座」

有りません

郷社 野間神社

豊能郡東郷村大字地黄字森畠（能勢町）

報告者 阪部六助

【神 職】

1 「世襲」

該当事項なし

2 「現在も世襲か」

該当事項なし

3 「特別な名称」

神主さん

4 「一年神主」

該当事項なし

5 「収入」

俸給

6 「その他」

なし

7 「神職の氏名」

阪部六助

【氏 子】

1 「氏子区域」

東郷村全部

2 「二重氏子」

なし

3 「他市町村区域」

東郷村の区域に限られています

4 「氏子の戸数」

三百二十四戸

5 「戸数の変動」

相違なし

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

なし

代々氏子と看做され、別に氏子となる定なし

9 「若衆の行事」

盆踊

- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 社納金を支出し
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
祈年祭 二月十七日、例祭 十月十四・五日、新嘗祭 十一月二十三日 各午前十時

2 「儀礼内容」

前記三大祭共、供進使の参向あり。例祭には、氏子より地車六台を出し、奉納芝居あり

- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

郷社 岐尼神社

豊能郡西能勢村大字森上字（能勢町）

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし

報告者 植松茂彦

5 「収入」 初穂米麦による

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 植松茂彦

【氏子】

1 「氏子区域」

大字栗栖、大字上杉、大字平野、大字稲地、大字森上、

大字今西、大字神山、大字長谷、大字垂水、大字山田

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 然り

4 「氏子の戸数」 四百

5 「戸数の変動」

有。明治四十一、二年の神社合併に関し大字平通、大里、柏原、片山分離す

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 自然

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 氏子納金の納付のみ

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 四月十五日、盆の市（夏祭） 八月十二日、秋

祭 十月十五日、新嘗祭 十一月二十三日、十日戎

祭 一月十日、祈年祭 二月十七日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 あり

4 「特殊神饌」

指餅とて、指大の等形の餅五斗を搗く。豊饒を祈ると共に、耕牛の荒びなきことをも祈る

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

夏祭（盆の市）、秋祭（神輿渡御）、十日戎祭

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] 桃山講あり。明治大帝の御聖徳追慕し、毎年一回桃山陵に代参す
- 15 [解体した座] なし

郷社 久佐々神社

豊能郡西能勢村大字宿野字宿野第三区(能勢町)

報告者 能留眞之

【神職】

- 1 [世襲] 世襲制度でなし
- 2 [現在も世襲か] /
- 3 [特別な名称] 特別な名称なし
- 4 [一年神主]

当神社は、古来より神職の一年交代の制度なし

- 5 [収入] 明治以前は不詳。以後は今日と同じ
- 6 [その他] /
- 7 [神職の氏名] 能留眞之

【氏子】

- 1 [氏子区域] 元西郷村栗栖区を除く九大字全部(下田区一円、市辺区一円、片山区一円、宿野第一区一円、宿野第二区一円、宿野三区一円、宿野四区一円、大里区一円、柏原区一円)
- 2 [二重氏子] /
- 3 [他市町村区域] 氏子区域は氏子1.に示す通り、九大字に限られている

- 4 [氏子の戸数] 三百五十戸
- 5 [戸数の変動] 明治四年以前は百五十戸程であった
- 6 [氏子の資格] 氏子となる資格は制限なし
- 7 [氏子入り儀礼] 氏子となるに特別な儀式なし
- 8 [婿入り] 婿に來たもの大抵嫁と翌日氏神に参拝す
- 9 [若衆の行事] /
- 10 [氏子内の階級] 氏子の間に階級なし
- 11 [階級の相違] /
- 12 [氏子の義務]

氏子は神社を崇敬し、必要に応じ、経費の一部を負担

する義務あり	
13 [義務の差]	/
14 [その他]	/
【祭 礼】	
1 [祭の日時]	元始祭（一月三日）、立春祭（二月四日）、合祀記念祭（八月十一日）、秋季例祭（十月十五日）、例祭（五月十六日）、祈年祭（二月十七日）、新嘗祭（十一月二十三日）、歳旦祭（一月一日）
2 [儀礼内容]	歳旦祭、元始祭、立春祭、祈年祭、例祭、合祀記念祭、秋季例祭、新嘗祭
3 [田植祭]	/
4 [特殊神饌]	特殊な神饌なし
5 [当屋の決定]	三大祭に限られ、大字（宮元四大字）二大字交代にて（大字より一名区長選出す）行ふ
6 [長男の扱い]	/
7 [当屋の任務]	祭典諸準備、跡片付を責任を以て行ふ
8 [当屋の交代]	例祭（五月十六日）より翌年の例祭まで
9 [特殊神事]	特殊神事なし
10 [山の神祭]	山の神祭行事なし
11 [藁蛇の神事]	縄掛神事なし

12 [火焚の神事]	除夜祭の際、神前にて大きな火を燃す
【宮 座】	
1 [宮座の有無]	宮座制度なし
2 [宮座の建物]	/
3 [座人の資格]	/
4 [座衆の人員]	/
5 [座入り儀礼]	/
6 [首座の名称]	/
7 [組織階級]	/
8 [座人の義務]	/
9 [宮座衆の姓]	/
10 [座を開く時期]	/
11 [宮座の行事]	/
12 [座の財政]	/
13 [文書記録]	/
14 [類似の組織]	/
15 [解体した座]	/
村社 春日神社 豊能郡櫻井谷村大字野畑字（豊中市）	
【神 職】	
1 [世襲]	世襲です
2 [現在も世襲か]	報告者 社掌・渡邊敏雅

明治二十五年以来、前社掌より現社掌まで

3 「特別な名称」 宮さんと習慣上呼んでいます

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

お初穂と云って、玄米三石程が全収入でした

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 渡邊敏雅

【氏子】

1 「氏子区域」

豊能郡櫻井谷村全部（鎮座村全部）。大字には野畑、

少路、内田、柴原、南刀根山、北刀根山の六大字あり

ます

2 「二重氏子」 ありません

3 「他市町村区域」 鎮座村、即ち櫻井谷村に限られています

4 「氏子の戸数」 七百戸

5 「戸数の変動」

三十年前（十年前とも変わりありません）の二倍以上になっ
ています。毎年二、三十戸はふえます

6 「氏子の資格」 櫻井谷村民であればよいのです

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 自然に氏子になるのです

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 資格はありません

12 「氏子の義務」 氏子納金の義務があります

13 「義務の差」

貧富により、氏子納金義務に差異があります

14 「その他」

旧氏子と新住氏子に分けることが出来ます。そして、

旧氏子の殆んどが百姓でして、神社費の八分までを負

担します。大字野畑百五十戸（旧氏子）は、仏に對

し神社に参拝することを遠慮する習慣があります

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十二日、夏祭 七月十二日

2 「儀礼内容」

七月十二日 夏祭 祭典（神社祭式のみ）― 献湯― 神楽

十月十二日 秋祭 祭典（〃）― 小学生奉納

撃剣― 青年奉納角力

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 用ひられません

5 「当屋の決定」 当屋はありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 ありません

- 11 〔藁蛇の神事〕
- 12 〔火焚の神事〕

ありません

十二月三十一日夜、及び節分夜の二回

【宮 座】

- 1 〔宮座の有無〕
- 2 〔宮座の建物〕
- 3 〔座人の資格〕
- 4 〔座衆の人員〕
- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

該当事項ありません

村社 住吉神社

豊能郡池田町宮ノ前字（池田市）

報告者 前田利貞

【神 職】

- 1 〔世襲〕

世襲として、元禄年間に専任神職を置れたり

- 2 〔現在も世襲か〕 明治維新に世襲を廃せらる

- 3 〔特別な名称〕 多くは神主と云

- 4 〔一年神主〕

- 5 〔収入〕 氏子より米麦の給与

- 6 〔その他〕

麻田藩主より神社への献納米の徹饌を収領

- 7 〔神職の氏名〕 前田利貞

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕

- 2 〔二重氏子〕

- 3 〔他市町村区域〕

限られていません。麻田村が（箕輪の走井を除く）あ

ります

- 4 〔氏子の戸数〕 千式百五拾戸

- 5 〔戸数の変動〕

明治四十一年以来、戸数千余戸増加しました

- 6 〔氏子の資格〕

- 7 〔氏子入り儀礼〕

- 8 〔婿入り〕

本人の申出たるときは報告祭を行って、申出なきとき

は自然氏子取扱をなす

- 9 〔若衆の行事〕

10	〔氏子内の階級〕	――
11	〔階級の相違〕	――
12	〔氏子の義務〕	初穂料神社経費醸出、其外神社に関する件
13	〔義務の差〕	――
14	〔その他〕	――
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	例祭 十月廿日、祈年祭 二月四日、秋季皇霊祭 九月廿三日、新嘗祭 十一月廿三日、夏祭 八月四日
2	〔儀礼内容〕	例祭、祈年祭、秋季皇霊祭、新嘗祭、夏祭
3	〔田植祭〕	――
4	〔特殊神饌〕	――
5	〔当屋の決定〕	――
6	〔長男の扱い〕	――
7	〔当屋の任務〕	――
8	〔当屋の交代〕	――
9	〔特殊神事〕	――
10	〔山の神祭〕	――
11	〔藁蛇の神事〕	――
12	〔火焚の神事〕	十二月卅一日、大祓の夜大火を燃します

【宮 座】	
1	〔宮座の有無〕
2	〔宮座の建物〕
3	〔座人の資格〕
4	〔座衆の人員〕
5	〔座入り儀礼〕
6	〔首座の名称〕
7	〔組織階級〕
8	〔座人の義務〕
9	〔宮座衆の姓〕
10	〔座を開く時期〕
11	〔宮座の行事〕
12	〔座の財政〕
13	〔文書記録〕
14	〔類似の組織〕
15	〔解体した座〕

村社 天神社 豊能郡中豊島村大字服部字天神（豊中市）

報告者 大村知言

【神 職】	
1	〔世 襲〕 否
2	〔現在も世襲か〕 常置神職が出来て以来、世襲していません
3	〔特別な名称〕 ありません

- 4 「一年神主」 左様な制度はありません
- 5 「収 入」 神社の賽物で生活していました
- 6 「その他」 特に記入すべきことはありません
- 7 「神職の氏名」 大村知言

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 豊能郡中豊島村大字「服部」一円
- 2 「二重氏子」 共通の氏子区域はありません
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 三百五十戸
- 5 「戸数の変動」 最近三年間に、約三分の一以上戸数が増加しました
- 6 「氏子の資格」 制限なし
- 7 「氏子入り儀礼」 特別の儀式なし
- 8 「婿入り」 本人又は縁者が挨拶に来る位です
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 特別の階級なし
- 11 「階級の相違」 一列平等です。併し場合により家格は尊重します。
- 12 「氏子の義務」 春夏の私祭の時祭典費を寄付します。
- 13 「義務の差」 一定の義務は負っていません。併し、貧富により寄付金に差があります。
- 14 「その他」

特筆することなし。併し、近来旧氏子は新移住者を指導して神社に奉仕しています。

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月二十五日、祈年・新嘗は法規通り、初天神
祭 二月二十五日、夏祭 八月二十五日

- 2 「儀礼内容」

大正三年三月廿七日内務省令第四号に準拠す

- 3 「田植祭」 ありません
 - 4 「特殊神饌」 用ひません
 - 5 「当屋の決定」 当屋はありません
 - 6 「長男の扱い」 否
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし

- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

村社 素盞烏尊神社

豊能郡池田町大字神田字（池田市）

報告者 杜掌・津田猶三

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲にあらず
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 該当のものなし
- 5 「収入」

明治四十一年迄は兼務神職にして、僅かに米初穂位のものならん

- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 津田猶三

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字神田、大字西市場、大字北今在家、大字北轟木
- 2 「二重氏子」 二重氏子にあらず
- 3 「他市町村区域」 本町内の氏子区域内にあり
- 4 「氏子の戸数」 旧氏子数二百四十一戸（氏子納金を負担する戸数）。外に土地発展に依り、新住宅移住者戸数百八十戸位の見込

- 5 「戸数の変動」 前記の如し
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 何等定めなし
- 9 「若衆の行事」 昔は若衆と称せしも、現今は青年会にして、例祭に当り渡御式行列の諸役に従事す

- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 年二回小麦及米初穂を献し、氏子納金を負担します
- 13 「義務の差」 階級なし

14 「その他」

毎年十二月下旬、各字輪番総出にて大鳥居の注連縄を
社前にて調製し、奉納します

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月二十二日

2 「儀礼内容」

例祭 午前十時祭典幣帛供進使参向、午後二時より渡
御式

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 //

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 //

8 「当屋の交代」 //

9 「特殊神事」 //

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

十二月三十一日夜、年火と称し、境内広場に於て焚火
を為す

【宮 座】

1 「宮座の有無」 |

2 「宮座の建物」 |

3 「座人の資格」 |

4 「座衆の人員」 |

5 「座入り儀礼」 |

6 「首座の名称」 |

7 「組織階級」 |

8 「座人の義務」 |

9 「宮座衆の姓」 |

10 「座を開く時期」 |

11 「宮座の行事」 |

12 「座の財政」 |

13 「文書記録」 |

14 「類似の組織」 |

15 「解体した座」 |

以上、全部該当のものなし

社 棕橋神社 豊能郡庄内村大字庄本（豊中市）

報告者 川邊種次郎

【神 職】

1 「世襲」

古来は世襲ではありませんが、中期世襲でありし時代
あります

2 「現在も世襲か」 中期より明治初年頃まででした

3 「特別な名称」 ありません

4 「一年神主」 右様なる習慣はありません

5 「収 入」

神饌・初穂料・賽銭・祈禱料収入方法だけです

6 「その他」

ありません

7 「神職の氏名」

川邊種次郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

庄内村大字庄本

2 「二重氏子」

区域の全部であります

3 「他市町村区域」

限られています

4 「氏子の戸数」

壹百四拾戸

5 「戸数の変動」

大相違があります。詳細は、別紙の通りです

【別紙】

古くは棕橋総社と称して、東西棕橋莊二十四ヶ村総産土神にして、其区域は、東棕橋莊石蓮寺・寺内・濱・長嶋・三ツ屋・野田・牛立・蔭江・上津島・嶋田・今在家・洲到止・莊本・島江、以上十四邑。西棕橋莊は、高田・神崎・戸ノ内・推堂・穴太・富田・法界寺・高畑・額田・善法寺、以上十邑なりしが、世の推移に従ひ、氏地中別の祠を建て産土神となすもの出で、天正の頃まで尚氏地たりし東長島・西長島其他も終に相離れ、氏地は本地及び川邊郡戸ノ内・高田・神崎の四ヶ村となり、其後、亦文政の頃高田・神崎村も一村限の祠を建てければ、遂に減して本地及び川邊郡戸ノ内村

両村となり、亦明治四十年頃より戸ノ内は愛宕社を氏

神と称して大正四年頃より亦相離れ、今の如く本地庄

本一村となれり

6 「氏子の資格」

ありません

7 「氏子入り儀礼」

ありませんが、神事に対する氏子階級（中古に株と申する）に入る時は、饗応する古き儀式があります

8 「婿入り」

神前に、報告祭を致します

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

氏子中より、株と申して神事に対する特権の階級があります

11 「階級の相違」

家格によります

12 「氏子の義務」

神社宮繕其外氏子納金、初穂料を納付の義務を負ふ

13 「義務の差」

階級によつて（即ち株の家）は、一番に諸費負担を負ふ義務があります

14 「その他」

ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月十四日 例祭、七月十四日 夏祭、十一月二十三日 新嘗祭、十二月十六日 御火焚祭、一月一日 歳旦祭、

二月十七日 祈年祭

2 〔儀礼内容〕

例祭、新嘗祭、祈年祭、夏祭、歳旦祭、御焚祭、記念祭

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

用いられませんが、鯉だけは、古代より神饌として用ひません。其れは、神様が鯉に乗って天降りあらせられたと云ふ伝説からです

5 〔当屋の決定〕

各町の上より下へ、順番に六人宛（一家に一人）当ります

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

氏子よりの当屋を神役と云ひ、獅子頭をかついで氏子一般に戴かす任務あります

8 〔当屋の交代〕

祭より次の祭に、交代することになって居ります

9 〔特殊神事〕

毎年例祭夏祭には、神宝獅子頭を戴く神事があります。之れは、氏子中より当屋にて出たる神役が、其獅子頭をかついで氏子一般に戴かす神事です

〔別紙〕

特殊神事として、当社は神宝獅子頭を天王様と称して

氏神の御霊代として一般氏子が戴き、亦御仰^(ミマツル)へ申す習慣になってをる。古は、各村々の村主又は村長がかついで村々を戴き廻ったので有るが、今は当屋になって、

六人宛出て其の人がかついで廻ることになって居る

10 〔山の神祭〕

ありません

11 〔藁蛇の神事〕

ありません

12 〔火焚の神事〕

正月十五日早朝に、燃すことがあります

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

ありません

2 〔宮座の建物〕

ありません

3 〔座人の資格〕

ありません

4 〔座衆の人員〕

ありません

5 〔座入り儀礼〕

ありません

6 〔首座の名称〕

ありません

7 〔組織階級〕

ありません

8 〔座人の義務〕

ありません

9 〔宮座衆の姓〕

ありません

10 〔座を開く時期〕

ありません

11 〔宮座の行事〕

ありません

12 〔座の財政〕

ありません

13 〔文書記録〕

ありません

14 〔類似の組織〕

座ではありませんが、神事に対する株といふ者があり

ますが、只其れは、神宝獅子頭を戴く特別の権利があるだけです。特別権利とは其内（其の家）へ行つて獅子頭を戴き、且家を祓つてもらふ権利を言ふ

15 〔解体した座〕 ありません

【氏子5、祭礼9の別紙は同じものが2枚あり】

村社 走落神社 豊能郡東能勢村大字木代字浅田（豊能町）

報告者 杜掌・森 純一

【神 職】

1 〔世襲〕 違ひます

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

大部分は「先生」と呼び、稀に「神主さん」と呼ぶ事有り

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕 森 純一

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

豊能郡東能勢村一円（大字余野、川尻、木代、切畑、野間口）

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕 然り

4 〔氏子の戸数〕 四百戸

5 〔戸数の変動〕 明治四十年神社合併前は九十戸

6 〔氏子の資格〕

7 〔氏子入り儀礼〕

8 〔婿入り〕 神社へ参拝し、奉告する程度に過ぎません

9 〔若衆の行事〕

10 〔氏子内の階級〕

11 〔階級の相違〕

12 〔氏子の義務〕

13 〔義務の差〕

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

一般神社に行はるゝものゝ外、特殊のものなし

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 「山の神祭」

毎年一月四日、山中適宜の場所へ幣束を立て、供物を
献る

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

明治四十年合祀の元村社・藤森神社の文書中に、宮座
に対する吉田家の裁許状あり

14 「類似の組織」

十人衆の制ありしも、大正の初年廃止して、現在は行

はれず

15 「解体した座」

村社 八阪神社

豊能郡熊野田村（豊中市）

報告者 松尾忠貞

【神 職】

1 「世 襲」

八代世襲です

2 「現在も世襲か」

慶安四年頃より大正七年まで

3 「特別な名称」

古来より村民は神職を禰宜と呼び、今も其名称が残つ
て居ります

4 「一年神主」

5 「収 入」

神職の収入は、宮地を無年貢にて作り、生活費に当
て、居りました

6 「その他」

7 「神職の氏名」

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

八阪神社、熊野田村の区域内に限られて居ります

4 「氏子の戸数」

五百二十戸

5 「戸数の変動」

五年以内は三百戸位で在りましたが、現今、大阪市又は他方面より移住者ありて、殆ど二百戸以上増加致しました

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

戸数割の標準をとり、約六、七階級に等級をつけて居ります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十七日、春祭 四月二十日、夏祭 七月十日、秋祭 十月十一日、新嘗祭 十一月二十三日

2 「儀礼内容」

祈年祭、太代祭、夏祭、例祭、新嘗祭

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

太代祭には、山海川里より生産の種類百色を用ひます

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

一月十五日朝日の出る前、悪魔祓として、境内に直径十二尺、回り三十六尺の大篝火を燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

明神講と称し、十二人組がありまして、十月四日より七日迄獅子頭を戴き、村内戸別に悪魔祓をすることが慣例になつて居ります

15 「解体した座」

村社 庄内神社 豊能郡庄内村大字島江字西大寺（豊中市）

報告者 杜掌・北島爲考

【神 職】

1 「世襲」

明治四十年、七村社を合祀したるものにして、維新前は、内二社は僧侶が奉仕し、五社は神職なし

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主さん、宮さんの人、宮さんの先生

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

合祀後、専任神職を置き、俸給制度に仍つて居ます

6 「その他」

7 「神職の氏名」 北島爲考

【氏 子】

1 「氏子区域」

庄内村大字島江、全島田、全野田、全牛立、全庄

本新家、全菰江、全洲到止、

2 「二重氏子」 重複せず

3 「他市町村区域」 村内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 約千戸

5 「戸数の変動」 年々増加しつゝあります

6 「氏子の資格」

資格に制限なし。氏地に住する者を、氏子と認めるのです

7 「氏子入り儀礼」 儀式はありません

8 「婿入り」 何等形式も儀式ありません

9 「若衆の行事」 特殊な行事はありません

10 「氏子内の階級」 階級はありません

11 「階級の相違」 階級はありません

12 「氏子の義務」 神社経費を負担する事です

13 「義務の差」

大字によって、負担金が平等でない所もある様です

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」 十月十七日 例祭 午前十時

2 「儀礼内容」

神社祭式規定通りですが、祭典中に献湯神楽を加へます

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 特殊な神饌はありません

5 「当屋の決定」 ありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」 ありません

村社 天満宮 豊能郡池田町畑（池田市）

報告者 社掌・人見季三郎

【神 職】

1 「世襲」 世襲に非ず

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主さん・先生の二称呼あり^{（ママ）}

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」 人見季三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 池田町 畑・上渋谷

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 百六十一戸

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

- 10 「氏子内の階級」 階級無し
 - 11 「階級の相違」
 - 12 「氏子の義務」 氏子納金納入の義務あり
 - 13 「義務の差」 資産により六等に区分す。但、上渋谷のみ平等負担す
 - 14 「その他」
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 例祭 十月廿五日、祈年祭 二月廿五日、新嘗祭 十一月廿五日、夏祭 七月廿五日
 - 2 「儀礼内容」 一、祭員参列員参入着席 二、修祓 三、開扉 四、進饌 五、町長祝詞奏上 六、祭主祝詞奏上 七、町長玉串奉献 八、祭主玉串奉献 九、撤饌 十、閉扉 十一、祭員参列員退場
 - 3 「田植祭」
 - 4 「特殊神饌」
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」 当日出席、祭事を援助し、且つ参列す
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」 任期を三ヶ年とし、三年毎に氏子の選挙により決定す

- 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」 正月元日、年越の当日、境内に於て大火を焼く。之を福火と称す。即ち、氏神より一年中の福を頂く定なり
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
 - 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」
 - 14 「類似の組織」
 - 15 「解体した座」 往昔十人衆ありて祭事を司りしも、今は無し

村社 天神宮

豊能郡池田町大字木部（池田市）

報告者 田口治郎左衛門

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲でありませぬ
- 2 「現在も世襲か」 前より神主の世襲はありませなむだ
- 3 「特別な名称」 神主の名称がありました
- 4 「一年神主」

古来禰宜と称へ、下村氏一族の内、重^金な五家が一年交代に毎月一日、廿五日と神供をなし、祭祀を行ふことをして居りました（斎主は他より頼むて居りました）。其の交代期日は毎年正月元旦でありまして、毎年旧十一月十八日に上下着用に威儀を正し、最も厳かに御鑰渡し式と云ふもの行つたものであります。其の場所は拝殿に於てゝあります。但し神職常置以来、此のことは中止して居ります。

【付箋】

而して、年番禰宜の奉仕中（一年間）、其の禰宜の親族・知己・朋友の間に死去者がありました時は、何程親しき間柄でも、葬式の手伝等は絶対的に之を為さず、加之、四十九日の諸中院の済む迄は、其の家を訪はず、尚仏事法要に於ても、二十五回忌法要迄は是れ又絶対に仏参せず、三十三回忌法要に至つて始めて仏参したのであります。亦其の一年中は、農事に就いても、下肥を始め、其他一切の汚穢物に触れなかつたのであ

ります。之れ喪を弔はず、病を訪はさる斎戒の要儀を堅固に守つたものであります。

5 「収入」

前項の禰宜、全人的奉仕でありまして、収入等の如きこと念頭にありませなむだ

6 「その他」

四項に付いては、御覧の内にて御参照し願ひます

7 「神職の氏名」 田口治郎左衛門

【氏子】

1 「氏子区域」

池田町大字木部、全大字木部新宅の全部であります

2 「二重氏子」

なつて居りませぬ。はつきりして居ります

3 「他市町村区域」 左様であります

4 「氏子の戸数」

三百六十三戸であります。但し現今、社入全氏子納金の割は、二百三十一戸にして居ります

5 「戸数の変動」

大字木部新宅が近年著しく發展しました結果、殆ど倍になつて居ります

6 「氏子の資格」

氏子区域内の住民か全部氏子となるのでありまして、制限などはありません

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式も何もありませぬ

8 「婿入り」 其の際直に氏子であります

9 「若衆の行事」

祭典毎に鳥居前に額提灯を揚げ、境内にボンボリを立て献燈します。又地車を曳きます。但し、今は青年団員がして居ります

10 「氏子内の階級」 ありませぬ

11 「階級の相違」 氏子は皆平等であります

12 「氏子の義務」

氏子納金を納付之外、神社の維持と其の発展に尽力します

13 「義務の差」

氏子は皆平等でありますから、階級による義務等はありません

14 「その他」 ありませぬ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

往古よりの主なる祭は、正月廿五日の初天神祭、旧六月廿五日の夏祭、旧九月廿日の秋祭（神無月と云ふ信仰に依て繰上げたのであります）。現今の主なる祭は、二月廿五日の祈年祭、七月廿五日の夏祭、十月廿五日の例祭、十一月廿五日の新嘗祭

2 「儀礼内容」

当日及前日潔斎、当日早旦社殿の装飾、修祓、開扉、

献饌、社掌祝詞奏上、御幣物を奉る。幣帛供進使祝詞奏上、全玉串奉奠、社掌玉串奉奠、御幣物を撤す。撤饌、閉扉

3 「田植祭」 ありませぬ

4 「特殊神饌」

毎月一日、廿五日には御飯をたきて實饌を献します。年三回勤まる当地の伊勢講には、其の撤饌を頒けて直会します

5 「当屋の決定」

以前は神職の四に御答しました禰宜が之に当たつたのでありますが、現今はありませぬ

6 「長男の扱い」

左様な事はなかつた様です

7 「当屋の任務」

以前は禰宜と称する神職の四に御答した者が当つて居りまして、祭典一切のことを掌つたのでありますが、今はありませぬ

8 「当屋の交代」

神職の四に御答しました（最も之れは以前のことではありませぬ）

9 「特殊神事」

ありませぬ

10 「山の神祭」

行ったことはありません

11 「藁蛇の神事」

ありませぬ

12 「火焚の神事」

ミナツキ
六月・十二月晦日の大祓の式を挙行の夜と、節分の夜と、一月十五日の暁（とんど）とに燃します。今も廃して居りませぬ

【宮座】

- 1 [宮座の有無] 現今に於てはありませぬ。以下同じ
- 2 [宮座の建物] 〃
- 3 [座人の資格] 〃
- 4 [座衆の人員] 〃
- 5 [座入り儀礼] 〃
- 6 [首座の名称] 〃
- 7 [組織階級] 〃
- 8 [座人の義務] 〃
- 9 [宮座衆の姓] 〃
- 10 [座を開く時期] 〃
- 11 [宮座の行事] 〃
- 12 [座の財政] 〃
- 13 [文書記録] 〃
- 14 [類似の組織] 〃

提灯講、湯タキ番、天神講がありまして、天神講は毎月廿五日二人宛交代に御百燈を献ります。而して其の油は、講中一戸に付壹錢宛を集合して、【以下、貼紙】之を購ふことにして居ります。湯タキ番は、七月廿五日の夏祭、二月廿五日の祈年祭（昔は御初天神祭）の

節、二人宛交代に献湯行事の御湯タキを奉仕します。提灯講は、大祭三回及七月廿五日の夏祭に、社頭より境外数丁の間に懸けて、数百の提灯を立て、神いさめをします。

15 [解体した座]

現今ではありませぬが、以前あつたと思ひますのは、神職の部の四に於て御答しました禰宜と混同して居るのではないかと考へらるゝ節もあります。

村社 住吉神社 豊能郡小曾根村大字寺内字向山（豊中市）

報告者 今西春正

【神職】

- 1 [世襲] 当神社には世襲の神職なし
- 2 [現在も世襲か] 明治初年まで、隣地福壽院と称する寺院の管理なりしが、明治初年廃寺となれり
- 3 [特別な名称] 神主又は神官などと呼べり
- 4 [一年神主] 以上の様な風習なし
- 5 [収入] 明治迄は、右寺院の管理にて明確なること知難し

- 6 [その他] 以上の事故なし
- 7 [神職の氏名] 今西春正

【氏子】

1 「氏子区域」

大字小曽根、大字濱、大字北條、大字石蓮寺、大字渡

シ場、大字二軒家

2 「二重氏子」
以上の事故なし

3 「他市町村区域」

右神社鎮座地・小曽根村の六大字を、氏子区域となす

4 「氏子の戸数」
約五百戸

5 「戸数の変動」

区域に変わりなし。戸数は明治以来約二百を増加す

6 「氏子の資格」
以上の事故なし

7 「氏子入り儀礼」
以上の事故なし

8 「婿入り」
以上の事故なし

9 「若衆の行事」
事故なし

10 「氏子内の階級」
以上の事故なし

11 「階級の相違」
以上の事故なし

12 「氏子の義務」
神社に対する入費負担の義務を尽す

13 「義務の差」

各自資産の程度により、出費負担に軽重あり

14 「その他」
以上の事故なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十五日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月廿三日

2 「儀礼内容」

祭典式行事事法規の通り執行す

3 「田植祭」

事故なし

4 「特殊神饌」

事故なし

5 「当屋の決定」

事故なし

6 「長男の扱い」

事故なし

7 「当屋の任務」

事故なし

8 「当屋の交代」

事故なし

9 「特殊神事」

事故なし

10 「山の神祭」

事故なし

11 「藁蛇の神事」

事故なし

12 「火焚の神事」

事故なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

事故なし

2 「宮座の建物」

事故なし

3 「座人の資格」

事故なし

4 「座衆の人員」

事故なし

5 「座入り儀礼」

事故なし

6 「首座の名称」

事故なし

7 「組織階級」

事故なし

8 「座人の義務」

事故なし

9 「宮座衆の姓」

事故なし

10 「座を開く時期」

事故なし

11 「宮座の行事」

事故なし

12 〔座の財政〕 事故なし

13 〔文書記録〕 事故なし

14 〔類似の組織〕 事故なし

15 〔解体した座〕 事故なし

村社 住吉神社 豊能郡小曽根村大字長島字宮山（豊中市）

報告者 政家定治郎

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲ではありません。兼務又は専任神職のありし事があります

2 〔現在も世襲か〕 記録帳がありませんから知れませぬ

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕 ありません

5 〔収入〕 会計指定迄は燈油料初穂料に依て支給

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕 政家定治郎

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

小曽根村大字長島、全二軒家区の一部が所属。庄内村大字三屋全部

2 〔二重氏子〕

二軒家区渡場区両区が、大字小曽根住吉神社の氏子と

混在して居ります

3 〔他市町村区域〕

限られていません。庄内村大字三屋全戸は当社之氏子であります

4 〔氏子の戸数〕 貳百五拾戸

5 〔戸数の変動〕

あります。明治初年頃迄は全戸八拾戸位でありました

6 〔氏子の資格〕

氏子区域内に居住する人は、全部氏子として取扱ひして居ります

7 〔氏子入り儀礼〕 氏子納金の納付帳に記載

8 〔婿入り〕

氏地区域内に居住して満六ヶ月以上住居せる者は、如何なる人でも氏子と認め取扱て居ります

9 〔若衆の行事〕

例祭に太鼓台昇行式を行ひ、又家台をも立て神燈を奉ります

10 〔氏子内の階級〕

中老若衆区別があり、又は若衆取締役があります

11 〔階級の相違〕

家格により等級を分て一、二、三、四、五、六、七、と七階級とす

12 〔氏子の義務〕

神社経常費或労役奉仕、又特別経費総ての事に負担を

致します

13 〔義務の差〕

等級に依て階級を分ち、義務を執行致します（但、納金不均一）

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

十月十七日 例祭・神嘗祭（午前・午後）、十一月二十三日 新嘗祭、全月三日 明治節、十二月十七日 療火^{（療カ）}祭、全三十一日 大祓式、一月一日 新年祭、全三日 元始祭、二月四日 節分祭、全十七日 祈年祭、全十一日 紀元節、三月二十一日 春季皇霊祭、四月三日 神武天皇祭

【別記】

祭礼の内（一）主なる祭の名称と時日二葉共全
続き一、大正天皇祭（十二月二十五日）、天長節（四月二十九日）、夏祭及び大祓式（七月三十一日午前と午後）、二、秋季皇霊祭（九月二十三日） 其他毎月
月次祭、五節句

2 〔儀礼内容〕

一、例祭 二、祈年祭、新嘗祭 三、夏祭及大祓式 四、官公式祭 新年四方拝・元始祭・天長節・紀元節・明治節・春秋二季皇霊祭・古式療火^{（療カ）}祭

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

村の氏子の内の一等二等家格に定められています。但一年交代

6 〔長男の扱い〕

ありません

7 〔当屋の任務〕

当屋の任務は、若祭の太鼓台昇式に取扱ふ道具を預り、保護し、後宴を催し、若衆・中老を饗応します

8 〔当屋の交代〕

毎年の例祭の翌日。方法は右廻りとして持廻り

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

なし

12 〔火焚の神事〕

十二月十七日には庭火を燃します（天の岩戸開けの古事）。毎年一月十五日、神とんとと云て、雑木藁を集めて神社年中の廃捨物を焼却致して居ます。

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕
- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕

村社 止々呂美神社

豊能郡止々呂美村大字止々呂美字馬場ノ所（箕面市）

報告者 宮本清太郎

【神 職】

- 1 〔世襲〕

世襲にあらず初代です。明治四十一年迄は、兼務社です

- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕

明治四十一年迄は兼務社でありまして、大字協議員を

以て支出して居ました

- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 宮本清太郎

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 大字止々呂美・大字下止々呂美 各一円
- 2 〔二重氏子〕 共通にあらず
- 3 〔他市町村区域〕 限られています
- 4 〔氏子の戸数〕 壱百拾七戸
- 5 〔戸数の変動〕 ありません
- 6 〔氏子の資格〕 ありません
- 7 〔氏子入り儀礼〕 ありません
- 8 〔婿入り〕 至然に氏子となります
(マツ)
- 9 〔若衆の行事〕 ありません
- 10 〔氏子内の階級〕 ありません
- 11 〔階級の相違〕 総て家格に依る方が多いようです
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金の外大した義務はありません
- 13 〔義務の差〕 異りません
- 14 〔その他〕 なし

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕

祈年祭 二月二十三日、秋祭（例祭）十月二十三日、
新嘗祭 十一月二十三日、夏祭 七月二十三日、節分

祭 二月立春日

2 「儀礼内容」

例祭当日午前九時に、大字の地車を境内へ引込み、修祓をして、引出します。出ましてから、十時より例祭を始めます。

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

当屋は有ません

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

なし

9 「宮座衆の姓」

なし

10 「座を開く時期」

なし

11 「宮座の行事」

なし

12 「座の財政」

なし

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

なし

村社 細川神社

豊能郡池田町大字吉田字宮之前（池田市）

報告者 田村仙之助

【神 職】

1 「世襲」

当神社の御鎮座は神代なるべきを以て、世襲神職ありしならん。目下、記録搜索中であります。

2 「現在も世襲か」

分明いたしませぬ。記録搜索中。

3 「特別な名称」

現今なし。但現在本殿は、貞享二年の改築当時神社講員組織したりと推定。其講名は禰宜講と称し、神職代を禰宜様と呼び居ります。

4 「一年神主」

5 「収入」

哀運に向へる当神社の如下は非重^(マ)の人格者非れば之が現状維持は至難也。神社崇敬退歩の時代なる故、記録

なけれども無報酬と考定いたし居ります。

6 「その他」

普通神職には数多の弱点を有す。氏子一般も同様なり。故に千人中の最優神職でない限りは資本万能時代にては創立するには、神職には私財献納の覚悟を要す。目下何れの神社も創立状態にありと思ひいたし居ります。概要別紙に記す

7 「神職の氏名」 田村仙之助

【氏子】

1 「氏子区域」

池田町大字吉田、大字中川原、大字伏尾、大字東山、大字古江、大字北古江の六大字全区域也

2 「二重氏子」 二重氏子なし

3 「他市町村区域」 他町村にありませぬ

4 「氏子の戸数」 参百戸

5 「戸数の変動」

古は細川谷全部なりしか、明治四十年には二大字となり居れり。明治四十一年五大字となり、昭和二年六大字となる

6 「氏子の資格」 資格は同等であります

7 「氏子入り儀礼」

同等資格なる故、崇敬加入には合祀条約を締結せしめますが、之が為の神社崇敬外観は整頓すと雖も、統一

をなす為め神職の責任は倍加し、生計も困難を加つるものとす。

8 「婿入り」

以前は差別ありましたが、明治四十一年以来差別せず、其家に生れたるものとする也

9 「若衆の行事」

青年会は、数多の崇敬行為を自ら負担せり（現状を維持するに相応の待遇を要します）

10 「氏子内の階級」

階級を設けず（真の氏神でもあり、皇国の尊貴の神にまします故也）

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

勅語を奉體し、神様の所要の御料金を献納させて頂きます。思想に導き居れり。

13 「義務の差」

14 「その他」

崇敬習慣なかりし一大字の外、五大字氏子は善良なる氏子也。一大字も特に教えれば、善き氏子たるを確認しあれども、神職を増員せざれば致し方なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

主祭を、祈年祭・新嘗祭となすを要す。明治四十二年

以来此方針也。当神社は、創立同様、神職に研究悩務あり、最も緩歩の計画に在り（容易の業にあらず）。速歩にするは容易なれども、崇敬を失ふ欠点あり

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

御由緒上、執行せしむる必要あれども、数多の為すべき事ありて、其時期に達しませぬ

4 〔特殊神饌〕

有りませぬ

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

なし。強て記すれば、明治天皇紀恩祭あり。大正二年度創祭。特別篤志の最少金より基本財産蓄積目下国債七百元
現金五十余円あり。毎年七月三十日奉仕、今回中祭となる。

10 〔山の神祭〕

毎年一月四日、古来の習慣、各戸随意に山に至り祭りを行ひ居ります（古来大山祇神の社、当神社にありたる。哉の推定に依り、当神社主祭神は細川水神にてますますを認め得たり）

11 〔藁蛇の神事〕

健速素佐乃男神御鎮座に依り此神事は研究中也。從來此神事ありませぬ。

12 〔火焚の神事〕

一月十四日、繩神札立松等焼棄の為め大字毎に大火を焚きます

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

宮座は当神社にはなし

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

五人衆・拾人衆の組織はなけれども、現在神社創始者諸種の頭数は是れ以上になります。講は数多あります。神社に崇敬をなし居るものは、天神講・禰宜講・伊勢講が主なるもの也。如何に研究するも神職増員するにあらざれば、神社は之に関係し難し。献金あれば祝詞奏上をなす程度に止め居れり。

明治四十一年度由緒搜索委員会に於て調査したるに、座の組織はありませぬ

【別紙】

神職（6）御答（延喜式内神社にて村社なる故、昇格の希望ある神社の神職は、一般神職と大に毛色の違ひあるを以て特に申上ます）。

当神社は、延喜式内の由緒ある神社なりしが、明治初年の頃には二部落の氏子となり居れり。明治参拾九年勅令の御蔭に依り、接近村落の四個の神社を当神社に合祀し、神職を常任せしめ賜ひしに依り、私は推薦せられ、社掌拝命せり。以来、大阪府の深厚なる擁護に依り、一気に昇格を願上度思考致し居りし際、豊野郡長殿より親厚なる御教を蒙り、参拾年にして村社整頓と云ふ最も緩歩の進展に改めたり（普通村社三倍の速度也）。其御蔭に依り、明治四拾一年に定めし方針に基き、現今に及びたり。此間氏子に省令訓令之御趣旨を奉體せしむる為めの奉仕者の一団なれば、之に反抗する氏子は一人も無き筈なれども、地方には従来よりの習慣性あり。又村落毎に習慣色異なるものありて、神社関係者の誠意も徹底し難き顧慮ありし事屢々逢遇せりし、然れども 訓令は神聖也。是非共急行を要する場合あり、左に概況を記す。

但、此時には全責任を負ひ、私財献納奉仕を覚悟せ

し事あり。此決心に依り、毎に予想外の好果を得て平易に過し事度々ありたり。

一、氏子四割以上表面賛成すれども、裏面習慣性を有す

一、合併神社跡建物及跡地所分之時（研究五年由緒書発見に依り実行）

一、当神社地を六畝式歩となし居れり（郡役所も村役場も神社地如何程ありや不明也）。然れども拾数間の常磐木を有する老林あり。何人も一見して神社地となす故に、合併条約締結の爲め、式反歩を拡張なさしめたり。然れども、社掌は承認し難し、後に至り地図を得て全部神社地たるを知れども、当神社祭神名不詳なれば、裁談し難し。爾後十八年後に至り、式千壹百七坪と拡張せしめたり（昇格するときには他の神社有も合せて登録完了の予定也）

一、氏子六割以上表面賛成するとも、裏面に習慣性を有す

但、創立同様なれば、至急施設を要す（神社関係員の至誠に依り断行せり）

一、常任神職を置き俸給を支給する事

一、拜殿 神饌所 社務所 井戸屋形 講演場 延

喜式内石標建設 功蹟者表旌地 神社参道拡張（六百間位拡張） 参道上橋梁二桁新設 基本

財産献納（壹万円蓄積）

一、皇道に依り円光宜揚する事

但、合祀規約には、毎年大祭一回・中祭一回・小祭十五度奉仕とあるを改正して、明治四十二年度より新年祭、祈年祭、紀元節祭、天長節祭、例祭、新嘗祭、軍人入営及退営祭、秋例祭を中祭又は大祭程度に奉仕する事 小祭を式拾七回奉仕

一、明治天皇紀恩祭に興し、及皇室及国家の慶典及祈願祭を臨時中祭として奉仕する事。明治天皇遙拝所を建設する事

一、神社基本財産は、国債甲種登録として永久保管する事（信用組合・実業・銀行・信託会社の株を持つもの六割以上あり）

一、産業不振の時、自治団隊に大なる臨時費ありし時

右に列記を見れば、不良の氏子の集団の如く判定せらるべきも然るに在らず。創立同様なると、参拝の習慣を作る為め、他社に比し、祭典数多く盛大に奉仕するが故に、費用多大の感を生じある也

何故、氏子の生命と財産と精神との安泰ならしむる訓令を実行せしむるに、社掌に私財献納を要するや

拝答 堅賢と雖も創始には非常の苦難を堪忍せられあり

奉仕事業は至極小極なれども、三百年來の不敬の習慣を改善し、興隆に向はしむるには相当の人格者を要す。無学無氣力平凡の社掌、之が拜命を受く因より、責任を果たし得ざる当然なり。故に其不足を補ふ為め、私財を献納す。而して時代は時々変遷す。明治・大正・昭和の大御代の如く神社崇敬上に御擁護賜はる時代は古來稀有也。神職が急げは急ぐ程、反対なる時期は時々廻り来る也。此時は、私財を献納し、一貫の方針を変ぜざるを要す左に一、二の時期を記します

一、明治四十年は当氏子は極難の時代なりしが、附近の四社を細川神社に合祀し、常仕社掌を置き、基本金を作りて崇敬の実を揚げしめらる

三度に互り厳訓を与へられたれども、基本金を造成する意志なきを悟られ、先つ社掌を置く事のみ命ぜられたり

社掌着任翌日、基本金六千円を蓄積せらるまじ、然らざれば、神社幡多へ合祀せしむる旨の厳訓を社掌及氏子総代へ申賜りたり、依りて社掌は先つ参千九拾四円を献納せしめ、此献納金を一割の利子にて献納大字に貸付、其利子にて経常費を支弁せり

五年後貸付利子滞納者ある旨、氏子総代の通知ありしに依り、全部貸付を止め、返済せしめたるに、氏子総代より基本金全部氏子貸を引揚くる時は、以來

は一切神社費の徴収なきや。又徴収せらるゝなれば談金返済し難しと

此時返済せしむれば、銀行預となす時利子の差九十円神職自弁となれ共（九十円は俸給六ヵ月分也）、貸付を解く方正当なれば、俸給半額献納覚悟を定め、之を受取り銀行に預入したり（初めて社掌の責任を現実に負ふ事となれり）。爾後四年後、氏子総代一同より基本財産金の氏子貸を請求したれども、之に応せず

銀行預け止め、全部農工債権及勸業債券を買入、基本金保管の厳確を氏子脳底に徹せしめたり

二、当神社境内地は、凡三千坪程神社有也（図面搜索し得て之を知りたり）

合併当時には六畝式歩となり居れり。合祀条約作成の時、各大字の力に依りて式反歩と為したり。然りと雖も、社掌は疑を懷けども、由緒判然せざれば此談判開始し難し、以降十八年間、由緒搜索に腐心の結果処置確定し、氏子総代会・元氏子総代会及此総代の総会を開け共、毎回六時間に互るに一人も言語を発せず、無言なり。遂に全会の決議は、此処埋全権を社掌に委任したり。社掌は氏子総代々表者参名に金壹千五百円を託し、同氏子二部落へ賞予として授けしめ、翌日式千壹百七坪登録を完了せり。以て神社地は、神様の御所有なるを知らしむ

但、預金壹千五百円は社掌の献金なれども、此会議に預りしものは、二十年以上誠意補佐したる廉に依り、壹千五百円は氏子総代等の献金、五百円は社掌の献金、貳百五十円は氏子の献金として記録しあり（壹千五百円の他より借受五年に分ち返済。氏子にも功あれば、初穂の増献を弁しめたり）

以上は、一例を申上る次第であります。神社は少しく誠意あるものとなきものとは随分相違があります要するに、向上を要する神社は、諸資格完全の神職なれば、改て私金献納の必要なけれども、如斯神職は甚た得難きもの故、責任に相当する財産も要します。但、累代神職は少輩共の知るところに非ず

村社 春日神社 豊能郡南豊島村大字利倉（豊中市）

報告者 北垣重利

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 前々も、世襲ではありません

3 「特別な名称」 特別な名称はありません

4 「一年神主」

独立せざりし前は、村内にて人選して淨地人を定め、報酬として字有の燈油田を任せて一際を委任して、神主と謂ふ名称の人はありません

5 「収 入」

以前は神職なき故、収入方法も随てありません

6 「その他」 何ありません

7 「神職の氏名」 社掌・北垣重利

【氏子】

1 「氏子区域」

氏子区域は、大字単位のみにして、他神社区域とは何等関係はありません

2 「二重氏子」

氏子区域全部。他神社氏子区域とは、全然何等関係はありません

3 「他市町村区域」

氏子区域は、鎮座の村大字内に限りて居ます

4 「氏子の戸数」 八拾戸

5 「戸数の変動」 区域戸数は、古今と大差はありません

6 「氏子の資格」 氏子資格には別段制限はありません

7 「氏子入り儀礼」 氏子となるには儀式等はありません

8 「婿入り」

婿に來た者は、家名相続により氏子になります

9 「若衆の行事」 若衆の行事別に変った事はありません

10 「氏子内の階級」 氏子の階級に変わった名称はありません

11 「階級の相違」 家格と貧福に依りて居ります

12 「氏子の義務」

神社の事は、時の境遇によりて義務を負ふて居ります

13 「義務の差」

家格貧富に依りて、義務負担が異なりて居ります

14 「その他」 特殊のことは何ありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

公式祭は十月二十六日例祭、十一月二十六日新嘗祭、二月中に祈年祭、七月三十一日御祓祭或いは百燈祭とも謂ふ、旧正月中に執行の豊田祭

2 「儀礼内容」

祭の順序は、田植全部終れば村内東西南北の四組に分割し、各組に於て百燈を点火し、豊稔を祈願す。四組の祈願終て、三十一日村一丸となりて神社に参集し、下流の字違の村より奉納せし樽酒を一般に戴きて、随意解散するなり。

3 「田植祭」 田植祭ありません

4 「特殊神饌」

是は、田植終了後、下流の字違の村より灌漑用水を受けし報酬として、七月三十一日樽酒を神社に奉納する慣例なり

5 「当屋の決定」

祭の当屋はありません。祭の凡ての事は、消防組青年会て引受けて居ります

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」

豊田祭と謂ふ特殊神事があります。神社を永久支持し得べき財産の基礎を造成せられしに依り、毎年旧正月中に日をとし、大阪長堀橋豊田卯左エ門氏を始、一門拾一軒を請待して謝恩祭執行す。次に、例祭に獅子行事あります

10 「山の神祭」 山の神祭は、当村にはありません

11 「藁蛇の神事」 此の式もありません

12 「火焚の神事」

是は、一月十五日の暁に、俗に（下ンド）と謂ふ大きな火を年番に依り燃すのであります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

本村には、宮座と謂ふ事柄は一際ありません

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 為那都比古神社

豊能郡萱野村大字白嶋字中山（箕面市）

報告者 田畑 博

【神 職】

1 「世襲」 二代世襲

2 「現在も世襲か」 現在々

3 「特別な名称」 神主さん、又は先生

4 「一年神主」

5 「収入」

以前は初穂米なるも、先代神職より俸給による

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 田畑 博

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

- 3 「他市町村区域」 然り
 - 4 「氏子の戸数」 四百十七戸
 - 5 「戸数の変動」 大差なし
 - 6 「氏子の資格」
神社鎮座ます村内区域に於て居住し、一定の氏子納金納付せる者は、氏子たるの資格を有するものとす
 - 7 「氏子入り儀礼」
氏子戸数を神社社務所常備の氏子台帳に記載するも、特別の儀式なし
 - 8 「婿入り」
婿入先が、当神社鎮座ます村の区域内に居住し、氏子納金を納付せる氏子家庭なれば、氏子中の一員として資格を有す
 - 9 「若衆の行事」
秋季例祭の献燈行事、又歳旦祭の神事、鳥居の縄掛行事
 - 10 「氏子内の階級」
以前の若衆は、現在青年会と改称す。他に階級なし
 - 11 「階級の相違」 年齢による
 - 12 「氏子の義務」 氏子納金
 - 13 「義務の差」 異ならず
 - 14 「その他」
- 【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
歳旦祭、紀元節、祈年祭、春祭（四月十五日）、天長節、節分祭（二月三日又は四日）、秋季例祭（十月^{十三日}_{十四日}）、明治節、新嘗祭、除夜祭
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
神社直接の御田はないが、当村小学校高等科生徒をして神饌田を設置、奉耕せしめしを献穀せしむ
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」
氏子総代中より、年度毎に年番を大字順に任定し、其任に就しむ
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」
年番は、当日祭典に際し、円滑に運行ならしむ様神職を補佐す
- 8 「当屋の交代」
年度毎に交代（四月十五日より翌年四月十四日まで一ケ年間）、大字順に依つて任定す
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」 一月一日早朝の縄掛神事
- 12 「火焚の神事」
節分祭当夜、又は十二月三十一日夜、小規模の火を燃

す

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

村社 山辺神社

豊能郡西能勢村大字山辺(能勢町)

報告者 井戸藤貞

【神 職】

- 1 [世 襲]
- 2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [一年神主]

5 [収 入]

6 [その他]

7 [神職の氏名]

井戸藤貞

【氏 子】

1 [氏子区域]

大字山辺二円

2 [二重氏子]

3 [他市町村区域]

4 [氏子の戸数]

百二十五戸

5 [戸数の変動]

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

13 [義務の差]

14 [その他]

【祭 礼】

1 [祭の日時]

祈年祭（二月二十五日）、例祭（七月十日）、秋祭（十月十五日）、新嘗祭（十一月二十五日）

- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」

正月初ノ寅日行ひます。六人の奉仕者、前日より斎戒沐浴（字屋又は字長たるべきもの）、当日山神祠に詣ず

- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

年越火として、十二月三十一日夜燃します

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」

- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 歌垣神社

豊能郡歌垣村大字倉垣字長尾（能勢町）

報告者 社掌・中島清一

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 世襲であった事はありません
- 3 「特別な名称」 特別な名称はありません
- 4 「一年神主」 一年神主、年番神主、輪番神主（一年交代）等の事は

- 5 「収入」 ありません

事例に依り、褒美（支出）の範囲内より俸給を収入と
しています

- 6 「その他」 別段特殊なことはありません

7 〔神職の氏名〕 中島清一

祭二月十七日

【氏子】

1 〔氏子区域〕

大字倉垣の内長尾、和田（長尾和田の二ヶ区は行政上の区であります）、大字山田、大字吉野の四ヶ区であります

2 〔二重氏子〕

二重氏子は一人もありません

3 〔他市町村区域〕

神社鎮座の村内に限られて居ります

4 〔氏子の戸数〕

壹百八拾五戸であります

5 〔戸数の変動〕

別段相違はありません

6 〔氏子の資格〕

別段制限はありません

7 〔氏子入り儀礼〕

別段儀式等はありません

8 〔婿入り〕

奉告祭を行い氏子になります

9 〔若衆の行事〕

10 〔氏子内の階級〕

別段階級はありません

11 〔階級の相違〕

氏子の階級は家格年齢に依りません

12 〔氏子の義務〕

氏子納金を納める義務があります

13 〔義務の差〕

階級はありません

14 〔その他〕

別段特殊なことはありません

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、新嘗祭 十一月二十三日、祈年

2 〔儀礼内容〕

祈年祭、例祭、新嘗祭

3 〔田植祭〕

田植祭はありません

4 〔特殊神饌〕

特殊な神饌はありません

5 〔当屋の決定〕

別段当屋はありません

6 〔長男の扱い〕

ありません

7 〔当屋の任務〕

全右

8 〔当屋の交代〕

全右

9 〔特殊神事〕

全右

10 〔山の神祭〕

全右

11 〔藁蛇の神事〕

全右

12 〔火焚の神事〕

全右

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

全右

2 〔宮座の建物〕

全右

3 〔座人の資格〕

全右

4 〔座衆の人員〕

全右

5 〔座入り儀礼〕

全右

6 〔首座の名称〕

全右

7 〔組織階級〕

全右

8 〔座人の義務〕

全右

9 〔宮座衆の姓〕

全右

10 〔座を開く時期〕

全右

11 「宮座の行事」 全右

12 「座の財政」 全右

13 「文書記録」 全右

14 「類似の組織」 全右

15 「解体した座」 全右

村社 阿比太神社

豊能郡箕面村大字半町字奈伊良野（箕面市）

報告者 内藤景俊

【神 職】

1 「世 襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 以前より世襲ではありません

3 「特別な名称」

ありません。山陰地方から当地方に来て居る人で「大

夫さん」と呼ぶ人が一、二、あります

4 「一年神主」 ありません

5 「収 入」

各氏子から米や麦を集めて居ったそうですが、現在は

致しません

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 内藤景俊

【氏 子】

1 「氏子区域」

箕面村大字半町、全 大字櫻、全 大字西小路、全 大字新稲、以上四大字

2 「二重氏子」 共通になって居りません

3 「他市町村区域」 本村内に限られて居ります

4 「氏子の戸数」 約八百戸

5 「戸数の変動」 二十年前頃は約三百戸

6 「氏子の資格」 制限がありません

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式はありません

8 「婿入り」 婿に来たものは当然氏子と認めます

9 「若衆の行事」 別にあります

10 「氏子内の階級」

階級はありません。但し、氏子納金の納付高は、数段

に区別して上下をつけて居ります

11 「階級の相違」 階級はありません

12 「氏子の義務」

氏子納金を負担します。特別な貧困者は収めて居りま

せん

13 「義務の差」 ありません

14 「その他」 別になし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春祭（四月二十三日）、秋祭（例祭のこと十月二十三日）、

新嘗祭（十一月二十三日）、祈年祭（二月二十三日）

2 〔儀礼内容〕

春祭は中祭、秋祭は大祭により執行。新嘗祭・祈年祭は大祭により執行。春祭・秋祭には、祭典終了後、献湯・神楽奉納神事があります。

3 〔田植祭〕

ありません

4 〔特殊神饌〕

特殊なものはありません

5 〔当屋の決定〕

数年前までは、各大字が一年交代で受持ち、四大字ですから四年に一度宛当ることになって居りましたが、常置神職の任命と共に当番は消滅。祭には、各大字選出氏子惣代出仕、手伝ひます。

6 〔長男の扱い〕

その様なことはありません

7 〔当屋の任務〕

現在はない

8 〔当屋の交代〕

なし

9 〔特殊神事〕

特殊な神事はありません。但し例祭に、各大字の青年団が獅子舞をして己の区の氏子を廻りますが、此れは直接、神社とは関係ありません。始めるに当り、神社で修祓を受けますが。

10 〔山の神祭〕

行はれません

11 〔藁蛇の神事〕

ありません

12 〔火焚の神事〕

一月十四日に正月用の注連飾、松、古い神札等神社に持寄り燃しますが、これも氏子の一部ですから大して

大きなものではありません。

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

当神社に関してはありませんが、伊勢講と云ふものがあります

2 〔宮座の建物〕

ありません

3 〔座人の資格〕

ありません

4 〔座衆の人員〕

ありません

5 〔座入り儀礼〕

ありません

6 〔首座の名称〕

ありません

7 〔組織階級〕

ありません

8 〔座人の義務〕

ありません

9 〔宮座衆の姓〕

ありません

10 〔座を開く時期〕

ありません

11 〔宮座の行事〕

ありません

12 〔座の財政〕

ありません

13 〔文書記録〕

ありません

14 〔類似の組織〕

ありません

15 〔解体した座〕

ありません

村社 住吉神社

豊能郡西豊島村大字穂積字市場（豊中市）

【神 職】

報告者 笠井圓次郎

1 「世襲」 ありません

2 「現在も世襲か」 全

3 「特別な名称」 神主と云ひます

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

以前当神社の収入、即ち経費あり。手当を仕払せしも

の

6 「その他」 別にありません

7 「神職の氏名」

杜掌・笠井圓次郎（昭和十年二月二十八日より専任）

【氏子】

1 「氏子区域」 大字穂積一円です

2 「二重氏子」

中豊島村大字服部、小曽根村大字浜、大字石蓮寺、皆

氏子でありしも、現在は別であります。

3 「他市町村区域」 現在は区域内に限りであります

4 「氏子の戸数」 参百八拾戸

5 「戸数の変動」

昔壹八拾五戸でありしも、壹九拾五戸増です

6 「氏子の資格」 別にありません

7 「氏子入り儀礼」 別にありません

8 「婿入り」 条例規定別にありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」

評議員と云ふ者上位であります。此内、当氏子総代を

選びます

11 「階級の相違」 其人に依ります

12 「氏子の義務」

神社の経費の全部を負担する義務があります

13 「義務の差」

前記通り異なります
ありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

三大祭、例祭 十月十五日午前十時、新嘗祭 十二月二

十三日、祈年祭 二月二十七日 何れも午前中、中祭

公式祭五回及夏祭 七月三十一日午前中

2 「儀礼内容」

歳旦祭、元始祭、紀元節祭、祈年祭、天長節祭、夏祭、

例祭、明治節祭、新嘗祭以上

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」

大字を四つに別れ、本郷・中小路・市場・新家となり、

各小字より壱人づつ、四名昔から家順番に出てありま

す

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」

夏祭及例祭の弁、前日当日の二夜、百燈明を上げにき
ます

8 「当屋の交代」

祭毎に交代します。方法は、前当より後当へ申送であ
ります

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮座】

1 「宮座の有無」

――

2 「宮座の建物」

――

3 「座人の資格」

――

4 「座衆の人員」

――

5 「座入り儀礼」

――

6 「首座の名称」

――

7 「組織階級」

――

8 「座人の義務」

――

9 「宮座衆の姓」

――

10 「座を開く時期」

――

11 「宮座の行事」

――

12 「座の財政」

――

13 「文書記録」

――

14 「類似の組織」

――

15 「解体した座」

宮座はありません

村社 稲荷神社

豊能郡豊中町大字新免一三一一（豊中市）

報告者 樋口恒一

【神職】

1 「世襲」

不詳

2 「現在も世襲か」

明治四十年頃迄、中井家世襲

3 「特別な名称」

なし

4 「一年神主」

なし

5 「収入」

米麦の初穂及賽銭・神饌料・祈禱料等の社入金全部を
神職の収入とす

6 「その他」

なし

7 「神職の氏名」

樋口恒一

【氏子】

1 「氏子区域」

上之町、新免、南轟木

2 「二重氏子」

なし

3 「他市町村区域」

氏子区域に限らる

4 「氏子の戸数」

貳千壹百戸

5 「戸数の変動」

大正四年頃迄壹百八拾戸なりしが、逐年増加し、昭和

九年には壹千戸、翌昭和十年には一躍貳千戸に激増し、全十一年には貳千壹百戸に達す

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担をなす
- 13 「義務の差」 区別なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
祈年・新嘗・例祭以外に、春祭（三月十七日）、秋祭（十月十七日）
- 2 「儀礼内容」
春祭Ⅱ神楽奉納・献湯等を執行。参拝者には、繁栄獅子及開運の守を授典す

- 秋祭Ⅱ神楽奉納・献湯等執行。各字毎に太鼓を出し、神社に昇ぎ来る。其の順序は毎年抽籤にて定め、祓を受けて後、神社境内及氏子区域を昇ぎ廻る
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし

- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

福火Ⅱ大晦日及節分には、暮方より福火と称し、境内にて四尺位の長さの松の丸太を五尺位の高さに積み重ね、火を点じ、終夜燃す。参拝者は福に当ると称し、充分暖をとりて帰る。中には徹夜するものもあり

左義長Ⅱ一月十五日夜の明け方、福火と同様の形式に松の丸太を積み重ねて燃す。参拝者は正月に用ひし門松・注連縄・古神札等を持ち来りて焼却す。中には、前日より持ち来るものあり。災厄を祓ふ意味にて、暖をとりて帰る

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし

5 〔座入り儀礼〕 なし

6 〔首座の名称〕 なし

7 〔組織階級〕 なし

8 〔座人の義務〕 なし

9 〔宮座衆の姓〕 なし

10 〔座を開く時期〕 なし

11 〔宮座の行事〕 なし

12 〔座の財政〕 なし

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕

最近迄、明神講と称し、祭典其他の神事に講員神社に
来りて献燈、掃除、其他の雑用をなす。殊に年末には、
自ら注連縄を神社境内にて作りて張替えをなせり。今
は中絶せり

15 〔解体した座〕 なし

村社 住吉神社 豊能郡中豊島村大字長興寺（豊中市）

報告者 高島光俊

【神職】

1 〔世襲〕 古来より、世襲兼務とす

2 〔現在も世襲か〕 現在も世襲兼務として奉職せり

3 〔特別な名称〕 神主と云へり

4 〔一年神主〕 有りません

5 〔収入〕 賽物全部は神社収入とせり

6 〔その他〕

明治維新迄は、宮年番の宅にて饗応を受く

7 〔神職の氏名〕 高島光俊

【氏子】

1 〔氏子区域〕 豊能郡中豊島村字長興寺

2 〔二重氏子〕 氏子区域内に、他神社の氏子なし

3 〔他市町村区域〕

氏子区域内は、神社鎮座の大字内に限れり

4 〔氏子の戸数〕 氏子全戸数壹百三十戸

5 〔戸数の変動〕 氏子古今の差は、約三十戸増せり

6 〔氏子の資格〕

氏子となる資格は、氏地内に現住する者其資格を有す

7 〔氏子入り儀礼〕 有りません

8 〔婿入り〕

婿に來た者は、祈雨の際は、神社境内に立入を止め、
部落道路路枢要箇所の警戒者と（所謂、辻番）なせり

9 〔若衆の行事〕 有りません

10 〔氏子内の階級〕 有りません

11 〔階級の相違〕 家の格に依る

12 〔氏子の義務〕 有りません

13 〔義務の差〕

営繕の如き義務献金は、財産状態に依ります

14 〔その他〕 有りません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

祈年祭（二月十七日午前十時）、新嘗祭（十一月二十三日午前十時）、例祭（十二月二十一日午前十時）

2 〔儀礼内容〕

現行神社祭式に依る

3 〔田植祭〕

有りません

4 〔特殊神饌〕

有りません

5 〔当屋の決定〕

有りません

6 〔長男の扱い〕

有りません

7 〔当屋の任務〕

有りません

8 〔当屋の交代〕

有りません

9 〔特殊神事〕

有りません

10 〔山の神祭〕

有りません

11 〔藁蛇の神事〕

有りません

12 〔火焚の神事〕

有りません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

有りません

2 〔宮座の建物〕

有りません

3 〔座人の資格〕

有りません

4 〔座衆の人員〕

有りません

5 〔座入り儀礼〕

有りません

6 〔首座の名称〕

有りません

7 〔組織階級〕

有りません

8 〔座人の義務〕

有りません

9 〔宮座衆の姓〕

有りません

10 〔座を開く時期〕

有りません

11 〔宮座の行事〕

有りません

12 〔座の財政〕

有りません

13 〔文書記録〕

有りません

14 〔類似の組織〕

有りません

15 〔解体した座〕

有りません

村社 八幡大神宮 豊能郡箕面村大字牧落（箕面市）

報告者 内藤景俊

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

前から世襲ではありません。但し、現在は二代目です

3 〔特別な名称〕

特別な名称はありません

4 「一年神主」 右の様な習慣はありません

5 「収 入」

竹藪の竹を、毎年間伐して得た金を、主として神社の費用とし、その金で神職の報酬も支弁して居りました

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 内藤景俊

【氏 子】

1 「氏子区域」 箕面村大字牧落

2 「二重氏子」

二重氏子になつて居るところはありません

3 「他市町村区域」 本村内に限られて居ります

4 「氏子の戸数」 四百拾戸位

5 「戸数の変動」

大正元年時代よりは、約式百五拾戸位増加す

6 「氏子の資格」 制限はありません

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式はありません

8 「婿入り」 自然に氏子になつたものと認めます

9 「若衆の行事」

例祭日に太鼓をかつぐとか、其他、何かの催事をする
ことになつて居ります

10 「氏子内の階級」

階級はありませんが、神社費の負担は五階級位に分けて負担します（所得の如何によつて）

11 「階級の相違」 どちらもありません

12 「氏子の義務」

神社費を負担します。輪番に境内の掃除をします

13 「義務の差」 異なりません

14 「その他」 別にありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春祭（四月二十二日）、例祭（十月二十二日）、新嘗祭（十一月二十八日）、祈年祭（二月二十二日）

2 「儀礼内容」

春祭は中祭により、他は大祭により、神社祭式に定められたる順序による

但し、春祭及例祭日に限り、神楽及献湯の神事あり

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 特別なものは用ひられません

5 「当屋の決定」

評議員を二分し、半分宛一年交代に当番になります。
評議員の任期は四年ですから、一期間に二回宛当屋にあたるわけです

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 正月の松飾。祭典毎に準備の後始末。

8 「当屋の交代」

十二月三十一日に交代し、翌年の十二月三十日迄を一

期とす。神社の「かぎ」を引つぐ

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

元日の早朝、大して大きくはありませんが焚き、一月十五日の朝、注連縄・松飾・古い神札等を各氏子より集めて焼く。

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 ありません

4 「座衆の人員」 ありません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 ありません

7 「組織階級」 ありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」

氏子中には、「中井」「西河」姓多し（宮座衆ではありませんが）

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 ありません

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」

当神社には関係がありませんが、伊勢講と云ふのがあります

15 「解体した座」 以前からありませんでした

村社 **五社神社** 豊能郡池田町大字才尊（池田市）

報告者 人見季三郎

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」 天満宮社掌・人見季三郎兼務す

【氏 子】

1 「氏子区域」 才尊、石橋荘園

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 貳百戸

5 「戸数の変動」

昭和六年石橋荘園発生により、八十戸を増加す

6	〔氏子の資格〕	_____
7	〔氏子入り儀礼〕	_____
8	〔婿入り〕	_____
9	〔若衆の行事〕	_____
10	〔氏子内の階級〕	_____
11	〔階級の相違〕	_____
12	〔氏子の義務〕	氏子納金納入の義務あり
13	〔義務の差〕	_____
14	〔その他〕	家持と借屋人とに別ち、借屋人は二分の一負担す
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	夏祭 七月十三日、秋祭 十月十三日
2	〔儀礼内容〕	一、祭主参入着席 二、修祓 三、開扉 四、進饌 五、祭主祝詞奏上 六、祭主玉串奉献 六、氏子総代玉串奉献 七、撤饌 八、閉扉 九、祭員参列員退場
3	〔田植祭〕	_____
4	〔特殊神饌〕	_____
5	〔当屋の決定〕	_____
6	〔長男の扱い〕	_____
7	〔当屋の任務〕	常々御席祭事を援助し且つ参列す
8	〔当屋の交代〕	_____
五ヶ年間を任期とし、五カ年毎に選挙をして決定す		

9	〔特殊神事〕	_____
10	〔山の神祭〕	_____
11	〔藁蛇の神事〕	_____
12	〔火焚の神事〕	正月十五日大火を燃き、之を福火と称す
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	_____
2	〔宮座の建物〕	_____
3	〔座人の資格〕	_____
4	〔座衆の人員〕	_____
5	〔座入り儀礼〕	_____
6	〔首座の名称〕	_____
7	〔組織階級〕	_____
8	〔座人の義務〕	_____
9	〔宮座衆の姓〕	_____
10	〔座を開く時期〕	_____
11	〔宮座の行事〕	_____
12	〔座の財政〕	_____
13	〔文書記録〕	_____
14	〔類似の組織〕	_____
15	〔解体した座〕	_____
村社 天神社		
豊能郡歌垣村大字倉垣字上村（能勢町）		
報告者 氏子総代		

【神職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

慶長年間以前の事は分りませんか、神職は常置してあった様ですか、其頃より神仏混合で、神主の行司の外法華本山京都本満寺の号を本神山神宮寺と称して本村妙法寺の支配となつて居りましたが、維新此方廃寺して、神主をして支配せしめ居れり

3 「特別な名称」

【別紙】

当神社祭神か、文学の神として領主が特に崇拜せられ、代々の神職は吉田殿又は領主の差図に仍り、学者を躬して神社に奉仕する外、寺子屋と称して氏子の外、近郊の児童の教養せしむるを以て、一般に天神社の先生又はお師匠さんと唱へてむも尊敬をなせしも、今は只神職と称するのみ

4 「一年神主」

大抵一代交代になつて居りまして、別に定まつた習慣もない様ですか、学校か開始せられてより地方の便宜の爲め医者を躬して神主を兼ねしめ居りしも、現今は単に神職を常置事とせり

5 「収入」

【別紙】

神社の御供田、氏子の神饌、其他の神饌、賽銭、二期

の初穂又は寺子屋の児童の五節句の祝儀、年始に当り

氏子一般の年玉等は、神職の収入となせし（初穂は氏子の外、倉垣の氏子外及吉野・山内の三ヶ村より献供するを例となし居たりし）

6 「その他」

四の項に記入したる外に特殊なことはありません

7 「神職の氏名」

西能勢村久佐々神社社掌・能多眞三氏の兼務であります

【氏子】

1 「氏子区域」

明治四十年迄は、歌垣村大字倉垣の内上村・西村・嘉村の三ヶ区氏子区域でありましたが、神社の合併によりまして、全村大字杉原を氏子区域に編入することになりました。此区域に居住する者は皆氏子であります

2 「二重氏子」

第一項の区域に限りて、共通はありません

3 「他市町村区域」

第一項の通りであります

4 「氏子の戸数」

壱百二十戸

5 「戸数の変動」

【別紙】

元、上・西・嘉の三ヶ区の氏子にて百二十余戸ありましたのと、合併の大字杉原の元氏子戸数四十数戸、合

計百七十余戸ありましたが、現今は、前項の戸数になつて居ります

6 「氏子の資格」

氏子区域に居住したら氏子となるので、別に制限はありません

7 「氏子入り儀礼」

別に記入する様な事はありません

8 「婿入り」

【別紙】

婿は勿論、嫁に來た者は別に儀式ありませんが、入婿当時の最近日に舅又は姑同伴、神社参拝、献饌、神職の奉告にて参拝するの例とせり

9 「若衆の行事」

【別紙】

若衆の行事としては、神事祭禮の際、境内掃除・砂持等、其の他燈明、宝栄祭盆踊の主催、夏祭渡御、曳山行列の供奉を致します

10 「氏子内の階級」

ありません

11 「階級の相違」

別にありません

12 「氏子の義務」

【別紙】

財産造成の納金、建築物の改修を要する費用又は夫役等、其の他身分に応じ、寄付金として醵金するものとす

13 「義務の差」

【別紙】

階級としては別にありませんが、夫々資産又は其の家柄に応じ、各々自発的に義務を負ふのであります

14 「その他」

氏子について、別に特殊の事柄はありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月二十五日 初天神祭、七月二十五日 夏祭例祭、八月二十五日 宝栄祭（盆踊）、十月十五日 秋祭、十二月二十五日 火焚祭

2 「儀礼内容」

【別紙】

七月二十五日夏祭を例祭とし、奉幣使参拝日、二十四日夜宵には旅所へ渡御、曳山行列・氏子総代・村名譽職供奉。八月二十五日宝栄盆踊は、本神社が歌垣山頂にありし昔、宇多我岐^{（歌垣）}なせしに因み、盆踊を挙行する例とす

3 「田植祭」

田植祭はありませんが、五月三十一日苗日祭と申しまして、氏子一同か参拝、五穀成就の祈り致しますなり

4 「特殊神饌」

別にありません

5 「当屋の決定」

当屋の例はありません

6 「長男の扱い」

なし

- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」

【別紙】

特殊な神事はありませんが、当神社歌垣山頂に鎮座ありし昔を偲ひまして、昭和十一年十月二十五日に歌垣山の建碑と、大江匡房卿が此の山頂にて詠せられた主基田の秋の建碑を致しました。之れを記念する為め、毎年九月二十五日を以て、地元氏子青年等登山し、東都を遙拝し之れ終へ、建碑石に向ふて最敬礼をなすの例とするに決定してあります

- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし

- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」 不詳

明治維新以前には、十人衆又は宮衆と称てあつた様ですが、記録など分りません

村社 天兎屋根命社

豊能郡箕面村大字瀬川（箕面市）

【神職】

- 1 「世襲」 古来世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」

世襲ではありませんでした。但し、現在は二代目です

- 3 「特別な名称」 特別名称はありません
- 4 「一年神主」 右の様な習慣はありません
- 5 「収入」 氏子から集めて居りました
- 6 「その他」 別にありません
- 7 「神職の氏名」 内藤景俊

【氏子】

報告者 内藤景俊

- 1 「氏子区域」 箕面村大字瀬川
- 2 「二重氏子」 共通の処はありません
- 3 「他市町村区域」 箕面村内に限られて居ります
- 4 「氏子の戸数」 約九十戸
- 5 「戸数の変動」 十年前と比較して約三十戸位増加
- 6 「氏子の資格」 別に制限はありません
- 7 「氏子入り儀礼」 別に儀式はありません
- 8 「婿入り」 自然に氏子と認めて居ります
- 9 「若衆の行事」 別にありません
- 10 「氏子内の階級」 階級はありません
- 11 「階級の相違」 別に階級は定めて居りません
- 12 「氏子の義務」 交代で神社の掃除を致します
- 13 「義務の差」 異りません
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春祭（四月十五日）、例祭（十月十五日）、新嘗祭（十一月二十四、五日頃）、歳旦祭（一月一日）、祈年祭（二月二十日頃）

2 「儀礼内容」

神社祭式に定められたる順序によりますが、当神社は供進使の参向はありません。例祭日だけ、祭典後神楽奉納の神事あり

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

特殊なものは用ひられません

5 「当屋の決定」

氏子を六戸宛に分ち、一年交代で受持ちます。新移住者は加りませんから、約十年目に一回まわってきます

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

神饌の準備、神社の清掃、祭員の接待、撤饌を氏子各戸に配る

8 「当屋の交代」

四月十六日より翌年四月十五日迄を一期とし、家の並ぶ順に事務の引つぎをします

9 「特殊神事」

別にありません

10 「山の神祭」

山の神祭は行ひません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

一月十五日の朝、注連縄・藁・竹等を各氏子より集めて境内の一隅で燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座はありません

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

ありません

4 「座衆の人員」

ありません

- 5 〔座入り儀礼〕 ありません
- 6 〔首座の名称〕 ありません
- 7 〔組織階級〕 ありません
- 8 〔座人の義務〕 ありません
- 9 〔宮座衆の姓〕 宮座衆はありませんが、氏子中には池永（約十名）
（全）の姓
多し
- 10 〔座を開く時期〕 ありません
- 11 〔宮座の行事〕 ありません
- 12 〔座の財政〕 ありません
- 13 〔文書記録〕 ありません
- 14 〔類似の組織〕 当神社に関するものではありませんが、伊勢講と云ふ
のがあります
- 15 〔解体した座〕 以前からありませんでした

津田文庫『神社を中心とする村落生活調査報告』資料紹介

『神社を中心とする村落生活調査報告』は、関西大学の教授であった津田秀夫氏が収集し、現在、津田秀夫文庫として大阪市史編纂所に保管されている資料である。資料は全部で六冊あり、その内訳は、大阪府が四冊、兵庫県が二冊となっている。大阪府は、大阪市、大阪府三島郡・豊能郡、大阪府北河内郡・中河内郡・南河内郡、大阪府堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡の四冊から構成され、兵庫県は、兵庫県（Ⅰ）、兵庫県（Ⅱ）の二冊である。この資料の内容は、宮座の基礎的研究を行った肥後和男氏が、昭和十年から十二年に、宮座の調査として、近畿地方を中心とする各府県庁を通じ、神社に配布した調査の回答を集めたものであることが、黒田一充の調査から明らかになった。それについては、後述の解説に譲り、本稿では、資料の概要を紹介したい。

資料の所蔵先である大阪市史編纂所津田秀夫文庫は、日本近世史研究の第一人者であった故津田秀夫氏の蔵書を収容した文庫である。

津田秀夫氏（一九一八～一九九二年）は、昭和五十三年に関西大学教授となり、翌年の昭和五十四年からは、新修大阪市史編纂委員として、平成四年に逝去されるまでの十三年間、編纂作業にたずさわっておられた。津田氏の没後、大阪を愛し、大阪の研究に生涯を捧げた意思を尊重されたご遺族から、大阪市史編纂所へ蔵書の寄贈が申し出られ、平成十年に、蔵書約一万八

千点が寄贈された。また津田氏が史料調査や古文書収集に熱意を傾けておられた様子は、生前の氏を知る方々により多く語られるところで、大阪府下の各地に足を運び、近世文書の収集・紹介に努力された。それら津田氏の収集文書は、一旦、蔵書とともに大阪市史編纂所に収められ、蔵書と古文書・和書に分けたのち、蔵書は当時、大阪市史編纂所史料調査会主任調査員であった田中豊氏（現・奈良県立大学教授）が整理にあたり、大阪市史編纂所の編集で『津田秀夫文庫目録』が作成された。

収集文書は関西大学文学部古文書室に搬入し、「津田秀夫文庫古文書」と命名されて、現在、目録の作成が進んでいる^①。

今回翻刻する『神社を中心とする村落生活調査報告』が、津田氏の手に入った経緯は不明であるが、解説で後述されるように、複数作成された回答のうち、大阪府保管分の資料が津田氏の手に渡ったものと思われる。大阪府四冊には、各冊の見返しに「津田秀夫蔵書」の蔵書印が捺されており、兵庫県の二冊は、一番目に綴じられた質問票に同じ蔵書印が確認できる。大阪府四冊は、横長の冊子で、緑色の製本表紙に金文字で題名が入っているのに対し、兵庫県の二冊は、茶色の簡易製本の表紙で背表紙の題名も手書きのペン書きで記入されるなど、その書形に大きな違いがみられる。

今回収録したのは、大阪府のうち、大阪市、大阪府三島郡・豊能郡の二冊分である。各冊の状態を以下に記す。

◎大阪市

表紙 縦二五・五×横三六・〇センチ

本紙 縦二五・〇×横三五・五センチ

丁数 一四八丁

回答神社数 一二二社

大阪府の質問票は横長の用紙を二つ折りにして綴じたものであり、用紙の冒頭の右下に「大阪府」の文字が印刷されている。各質問には、神職や氏子総代が手書きで回答を記しているが、質問票に回答が書ききれない場合は、罫紙に追記し、添付しているものが複数社みられる。また、神社の縁起や、神事の行列順を記した印刷物を添付している例も、四件確認できた。今回、罫紙に追記されたものについては、該当の質問項目部に【別紙】として掲載し、添付資料については、写真画像を縮小して収録した。なお、大正区三軒家町の八阪神社については、同神社からの回答を写して複製したと思われる回答が二枚別に綴じ込まれている。

◎大阪府三島郡・豊能郡

表紙 縦二五・五×横三六・〇センチ

本紙 縦二五・五×横三五・五センチ

丁数 一二二丁

回答神社数 九四社

この冊子の回答用紙のなかに、南河内郡千早神社の資料がみられた。これは、同神社の罫紙に記されたものであるが、製本の際に、本来南河内郡の冊子に入れる資料が誤って綴じられたものである。なお、南河内郡の冊子の千早神社には、カーボン用紙の複写による同じ資料が綴じられており、複数枚作成した

回答用紙が混入したものと思われる。そのため本書では、混入した千早神社の資料は収録しなかった。

最後に、発刊までの作業状況を述べておきたい。二〇〇五年十月に大阪市史編纂所から借り受けた『神社を中心とする村落生活調査報告』全六冊は、全冊撮影を行い、資料解読の便に資するため、PDFと紙焼きで複製資料を作成した。二〇〇六年からは、祭祀遺産研究プロジェクト研究員・黒田一充、同リサーチアシスタントの南海寧子を中心に、関西大学大学院生の城下奈美・谷原麻子・中居惣子・福井英行・福島たえ・藤岡真衣・森本安紀が資料の翻刻にあたった。翻刻後の資料の読み合わせや校正のチェックなど、大学院生の皆さんには、貴重な時間を割いていただき、ようやく第一冊刊行の運びとなった。感謝いたします。

なお、本書に引き続き、他の冊子も順次翻刻の予定である。

注(1) 古文書目録については、「津田秀夫文庫古文書目録(1)」

(『関西大学博物館紀要』第九号、二〇〇三年) からはじまり、

現在「津田秀夫文庫古文書目録(6)」播磨国赤穂郡若狭野・浅野隼人家関係文書(『関西大学博物館紀要』第一三三号、二〇〇七年刊行予定) まで作成されている。

参考文献

「津田秀夫文庫の受入れ」(『大阪の歴史』第五二号、一九九九年)

(内海 寧子)

『神社を中心とする村落生活調査報告』解説

津田秀夫氏（一九一八～一九九二）は、江戸時代の社会経済史を研究し、東京教育大学、関西大学教授を歴任した。特に摂津・河内・和泉を重点的に調査し、多くの地方文書を収集した。没後、古文書類は関西大学古文書室へ、蔵書類は長く編纂作業にたずさわっていた大阪市史編纂所へ移され、それぞれ津田秀夫文庫として所蔵されることになった。

本書で翻刻した『神社を中心とする村落生活調査報告』は、大阪市史編纂所がある大阪市立中央図書館の地下書庫に保管され、これまでほとんど知られていない資料である。内訳は、資料紹介にもあるように大阪府の四冊と兵庫県の一冊からなる。これらの資料が津田氏の手元に渡った経緯は不明だが、古書店から神社の資料を購入したという話を生前聞いた方がおり、この資料のことかと思われる。

内容はアンケート用紙を二つ折りして綴じたものであり、神社名と住所、報告者名の記入欄のほか、「神職」「氏子」「祭礼」「宮座」の四つの大項目の下にいくつかの質問項目が印刷されており、各神社の神職や氏子総代がそれぞれの質問に対して手書きで回答を記入した資料である。大阪府と兵庫県の質問の内容はほぼ同じだが、用紙の大きさはまったく異なる。また、大阪府では回答が枠内に記入しきれなかった場合には、別の野紙などに追加記入されていたり、印刷物が添付されている神社もある。回答数は、大阪府が四三〇社、兵庫県が三三三社であるが、

中には同じ神社の回答用紙が複数枚綴じられている個所もある。大阪府の回答には、大阪府の受領印が押されたものがあり、それらの日付が昭和十一年（一九三六）六月から七月であることから、この質問用紙は大阪府によって同年の五月から六月のころに配布されたと考えられる。

質問項目は、明治初年から各府県でおこなわれた神社明細帳の調査のように、神社の祭神や建物、宝物類を調査するものではなく、氏子などの組織や祭礼、特に宮座の組織と祭りに重点が置かれた項目が立てられているのが特徴である。

宮座は、神職が不在の場合でもそれに代わって神社の祭祀をおこなう氏子の組織であり、現在でも神職とは別に交代で祭祀の当番を廻しているところが多い。その起源は、平安時代後期にまで遡るとされ、近世には東北から九州地方にかけて全国各地で広く見られた。特に近畿地方には、宮座が濃厚に分布して村落と深く関わっており、日本民俗学の中心的な研究テーマのひとつとなっている。

この宮座について、広く現地調査をおこなって基礎的研究を進めたのが肥後和男氏（一八九九～一九八二）であり、『近江に於ける宮座の研究』（『東京文理科大学紀要』第二六巻、一九二八年）と『宮座の研究』（一九四一年、弘文堂 一九七〇年再刊）にその研究成果がまとめられている。前書は滋賀県内の宮座を紹介したただけだが、あとの『宮座の研究』には、奈良・京都・大阪・滋賀・和歌山・三重の各府県で宮座のある神社や座の名称の一覧が示されて、宮座の行事や儀礼、財政について論じてあり、現在で

も宮座研究の基本文献のひとつとなっている。

この両書の序文には調査研究の経緯が記されており、そこには大阪府や兵庫県で調査をしたことが出てくる。両書ともほぼ同一の文章であるが、前書は近畿地方の調査の途中の段階までしか記されていないため、少し長文になるが、後書の方から原文のまま引用したい。

昭和三年四月以来滋賀縣史蹟調査員として同縣下を實査する機會にめぐまれた際、この種の現象への學的關心をそゝられるものがあり、昭和六年十月には、官幣中社御上神社の秋祭を拜觀し、同社に一泊して夜をこめてとり行はれる座の行事を見たこともあり、その見聞を録しては雑誌「歴史と地理」第二十八卷第六號に「御上神社の相撲神事」と題して發表したのであつた。その後も機會ある毎に宮座を調査し關係資料の蒐集に努めたが、それは所詮九牛の一毛にしかすぎなかつた。併し機會を得てこの問題の全般的調査研究を遂行すべき念願は決して絶たれなかつた。

幸なる哉、日本學術振興會は、私のこの希望を認め、昭和十年、十一年の兩年度にわたつて多額の研究資金を交附せられたのである。私はこの光榮に感激し、直に起つて調査を始め、不敏を盡してこの大なる好意に酬ゆべき責任を強く感じたのであつた。

最初の豫定では、近畿の諸府縣に分布する宮座の中、その形式が整ひ規模も大なるものを選んで、これらを精密に調査することによつて、宮座の一般概念乃至構造を明かにするつもりで

あつた。併しながら事に當つて見ると第一その分布は少しも調査されてゐないために、何處にその代表的意義を有する宮座が存在するか皆目不明であつた。従つてそれを明かにするために、先づその全體の分布を明かにすべき必要を感じた。ところでこの事は個人的事業としては到底實効を擧げ得ざるべきを思ひ、地方廳の協力に俟つことを必要とするを考へて、先づこの事を滋賀縣廳に依頼したところ、最も好意を以て承諾せられたから、直に所要の項目を印刷せる調査票を作製し、これを大體村社以上の神社に配布し、その回答を請ふたのが昭和十年七月中旬であつた。この企てはまた幸に、各社の神職・氏子總代・區長・村長その他神社關係諸氏の感謝すべき協同を得て、同縣下に於ける回答數八四四社分を得た。勿論これは同縣下の村社以上一〇三六社といふ總數に比して約八割にすぎないが、充分に大勢を卜するに足る數である。況んや目的とする宮座制を存する神社は概ねその回答を寄せられたと察せられるに於いてをや。私はこれに基き、同年八月中旬より下旬にわたり、十一名の助手と共に同縣下に出張し、各社について調査の歩を進め、ここに太體近江の宮座の一應の調査を完了した。ついで奈良縣下の宮座につき同様の方法により同縣廳を通じて豫備調査を行つた結果、この回答六〇〇社分を得たのが昭和十年十二月であつた。これは同縣下の村社以上一一一〇社といふに比し、遙に少い數であるが、幸にして交通不便なる山間部は概ね回答せられたし、回答未着の多かつた中央平坦部は地域狹小にして旅行するにも便利であつたから、翌十一年四月助手八名と共に行つ

た同縣下の宮座調査の成績は、必ずしも貧弱であつたとは思はない。更にこの年は京都府大阪府に歩を進め、京都府に於ける豫備調査では一〇〇三社といふ多數の神社より回答を得た。大阪府では四一六社が回答せられたにとどまるが、これ月同府の神社總数が極めて少い結果であり、比率的には却つて甚だ好成绩であつた。これを基礎としてその年七月八月にわたり十一人の助手と共に兩府下の宮座調査を遂行することが出来た。なほこの年の秋には福井縣廳の好意を得て、同縣下に豫備調査を行ひ三六九社より回答を得た。更に翌十二年夏秋には兵庫縣廳に依頼して一一四九社より回答を得たが、これはなほ未だ實地調査を行つてゐない。更に宮座現象の分布について注目すべきは和歌山三重の兩縣下であるが、これらについては豫備調査も行ふ餘裕をもたなかつた。三重縣は伊賀の一部に宮座の存することよりこれを實地調査した。又和歌山縣については原田敏明氏の好意によりほぼその所在を知ることが出来た。その他宮座といふ言葉は北九州を始め相當に廣く分布するが、それらについての精細な調査は行ふことが出来ない。只管見に入つたものを若干文獻より抄出したにすぎない。然しながら何と云つても、前に一言した通り宮座現象の濃密に分布せる中心區域はここに實地調査を施行せる諸地方であり、他はその外廓として觀られるから、既調査の結果を根幹としこれに地誌その他の文獻を利用して、諸他の地方に於ける類例を参照しつつその研究を行ふならば宮座が何であるかの問題は一應の解決に到達し得べきを信ずることが出来る。

『宮座の研究』八〜十ページ

宮座の調査のため日本學術振興會（再刊の序では日本學士院）から、昭和十年、十一年度の二年間の研究費の助成を受けることになり、まず昭和十年七月、滋賀県庁に印刷した調査票の配布を依頼し、その回答をもとに八月に現地調査をおこなつた。

この成果をまとめたのが先に紹介した『近江に於ける宮座の研究』である。さらに同様の方法で、奈良県に同年十二月調査票を配布し、翌十一年四月に現地調査をした。京都府・大阪府も同様に調査票を配布して同年七月・八月に現地調査をおこなつた。さらに同年秋に福井県の予備調査、翌十二年夏秋に兵庫縣で予備調査をおこなつたが、資金がなくなつたため、現地調査は実施されず、和歌山県・三重県については、伊賀地方の現地調査を除いて、予備調査もおこなわれなかつたようである。

肥後氏は『宮座の研究』を上梓した直後に出征し、戦後は『美作の民俗』（吉川弘文館 一九六三年）に収録された「美作の宮座」などを除いて宮座の研究から離れてしまふ。この時の予備調査の回答と現地調査の報告のまとめは、肥後氏の家に保管されたままだったが、亡くなる前の一九八〇年十二月に明治大学へ寄贈された。

明治大学教授だった萩原龍夫氏は、自らが主宰した史料と伝承の会の雑誌『史料と伝承』三号（一九八一年三月）に、「『宮座資料』について」と題してこれらの寄贈資料の紹介をしている。それによると、寄贈資料は、現地調査の報告をまとめた『宮座資料』（滋賀県十一冊、京都府五冊、大阪府四冊、奈良県六冊の計二十六冊）と予備調査をまとめた『神社を中心とする村落生活調査

報告』（滋賀県八冊、京都府五冊、奈良県四冊の計十七冊）の二種類があり、肥後氏の宮座調査の経緯と『宮座資料』についての内容が書かれている。

さらに、『宮座資料』内容総目録（上）」として、滋賀県と京都府の神社名、宮座名、ページなどを載せている。続いて『史料と伝承』四号（一九八一年七月）に、『宮座資料』内容総目録（中）」として残りの大阪府と奈良県の目録が載っている。

『史料と伝承』六号（一九八二年八月）には、『宮座資料』について（続）」として、『神社を中心とする村落調査報告』の紹介が、さらに『宮座資料』内容総目録（下ノ一）」として、滋賀県の第一分冊～第三分冊に綴じられている神社の目録が載せられた。続く七号（一九八四年一月）の『宮座資料』内容総目録（下ノ二）」にも、第四分冊、第五分冊の目録が載せられた。

残りの滋賀県分と京都府、奈良県の収録神社名も紹介される予定であったが、萩原氏が病床に伏したため中断し、同氏の死去で『史料と伝承』も十号で休刊した。

『神社を中心とする村落生活調査報告』は、明治大学への寄贈の時点で、すでに大阪府・福井県・兵庫県の方がなかったことを萩原氏が記しており、今回の津田文庫本がそれに当たるものと考えられる。

現在、これらの資料は明治大学図書館の中央貴重書庫に保管されており、閲覧のみ許可されている。滋賀県は若草色、奈良県は紺色、京都府は赤色と製本の表紙の色は異なっており、見返しには「肥後」の朱印が押されている。市郡」と（郡の中は

町村別）に区分けされ、回答と添付資料がまとめて綴じられている。滋賀県のものには、各市町村長から滋賀県知事、もしくは滋賀県学務部長宛の添書が綴じられており、その表題からこの調査が当初は「神社ヲ中心トスル村落結合状態調」としておこなわれたことがわかる。

滋賀県・京都府・奈良県とも、質問票の用紙の大きさと形式は同じで、津田文庫本と比較すると、兵庫県のものと同じ形式である。これらは肥後氏の研究費による印刷と思われる、大阪府は別に新しく質問票を用意したようである。質問項目については、府県によって少しずつ異なっており、明治大学本の比較を萩原氏がおこなっているが、大阪府と兵庫県を含めたものも加えて、次の『神社を中心とする村落生活調査報告』第二冊の解説の方でまとめてみたい。

明治大学本との比較によって、津田文庫本の『神社を中心とする村落生活調査報告』も一連の資料であることがわかった。しかし、神社数については、肥後氏が先に引用した文章の中で記している回答数と滋賀県・京都府・奈良県の現在残っている用紙の数とを比べると、現在残っている数の方が少ない。兵庫県が一一四九社に対して三三二社分しかないのは、回答分の一部だけだと考えられる。しかし、大阪府は四一六社に対して四三〇社と肥後氏の数字より多くなっている。

これについては、明治大学図書館本を調べていくと、同じ町村の神社がまとめて綴じられているところで、神社と報告者が異なるにもかかわらず、同じ筆跡とインクで記入された用紙が

続く個所がある。また、津田文庫本でも、同じ神社の回答が複数枚綴じられている個所があり、それらを見ると手書きで複数枚回答を記したものと、カーボン紙などを使って複写した添付資料がある。これらのことから、肥後氏の保管分以外に、府県庁の保管分もあわせた二枚以上の回答が求められた可能性がある。

各府県の公文書を調べたところ、奈良県立情報図書館に所蔵されている『奈良県庁文書』の中に、『昭和十一年祭祀並宮座調』(一)(二)という二冊の仮綴じの資料が見つかった⁽¹⁾。

この奈良県の質問票が、『神社を中心とする村落生活調査報告』とまったく同じものであることは一目でわかる。しかし、明治大学図書館本のように市郡別に整理されたものではなく、おそらく回収順に質問票と添付資料を綴じ込んだ未整理の状態のままになっている。

奈良県庁文書本の冒頭には、社寺兵事課長から神職会郡市支部長宛の起案書が綴じられている。そこには、この調査が「神社祭祀並宮座調査」であり、別紙調査用紙に記入の上、回送する旨の依頼が記されている。また、調査対象は官幣以下すべての神社(神職欠員の神社と招魂社は除く)で、回答は一神社につき正副二通を直接県庁へ提出する旨の記載があり、二部ずつ回答が求められている。

そこで、回答用紙のほかに添付資料も一部を複写して明治大学本との照合をしたが、筆やインクでどちらもまったく同じように回答を記入した用紙が多く、罫紙に記入されたものも字の

位置のずれが少しある程度で正副本の区別はなく、肥後氏保管分と県庁保管分とまったく同じものが二セット作られたことは間違いない。

『神社を中心とする村落生活調査報告』は、現在のところ奈良県のものだけしか確認できていないが、他の府県の保管分についても今後見つかる可能性がある。しかし、津田文庫本は肥後氏の記述より多い神社の回答が綴じられていることから、大阪府の保管分であった可能性が強い。

滋賀県・京都府・奈良県・兵庫県は同一の質問票であるのに対して、大阪府だけが別の用紙になっている。大阪府という文字が印刷されていることから、肥後氏の印刷ではなく、大阪府独自に用紙を印刷したようである。

これについては、宮座の調査をおこなった昭和十一年(一九三六)のころには、大阪府編輯『大阪府官幣社現行特殊慣行神事』(一九三〇年三月)、大阪府学務部(野本稔尋編)『大阪府郷社現行特殊慣行神事』(一九三四年三月)という府内の官幣社と郷社の神事に関してまとめた書物が発行されている。さらに、両書の間に近世の名所図会や近代の郷土史などから府下の神社に関する記事を採録した大阪府編『大阪府神社史資料』(一九三三年三月、大阪府神社庁から上・下巻で一九八六年に復刻)が発行されている。このように、大阪府はこの時期に神社関連の調査と報告書の作成をおこなっていたが、まだ村社など残っている神社も多数あることから、この宮座調査を利用したのではないかと考えられる。

宮座は、戦後の農地改革で宮座の経済基盤であった田畑などの共有地が失われたため、次第に衰退をしていく。この『神社を中心とする村落生活調査報告』には、現在はなくなった宮座の組織や、まったくおこなわれなくなった祭りの様子が記されており、貴重な宮座研究の資料となるものである。さらに、宮座以外の祭祀についても、大阪府下すべての神社を網羅してはいないが、村社クラスを含めた大阪府下の神社の個別の祭祀をまとめた資料はこれまで発表されたことはないことから、近代末期における大阪府下の神社祭祀の様子がわかるものとしても貴重な資料である。

第一冊目の本書には、大阪市と三島郡・豊能郡の回答を収録した。質問に対して、非常に丁寧に回答が記入されているものが多い。特に各神社とも、氏子の町名は詳しく記されており、氏子区域の変遷などを研究する材料にもなると考える。また、添付資料も、西淀川区の野里住吉神社の「住吉神社并二一夜官女神事の由来」のような当時の解説パンフレットなどの珍しいものが含まれ、同区（現・淀川区）の香具波志神社には、供物の御膳のスケッチも載っている。

なお、氏子区域に関して、香具波志神社の回答文に、氏子区域のひとつとして「特殊部落」に関する記載がある。従来氏子の義務の必要がなく、氏子総代や世話人として奉仕を認めていなかったが、大正十四年に氏子一般と同等の待遇をすることに決定し、氏子総代や世話人も選挙して同列の奉仕の仲になったとの記述がある。従前からあった氏子区域に於ける「特殊部落」

への差別をなくす方針を明らかにしたもののだが、この加入の背景には、大正十二年に設立された西大阪水平社からの強い問題提起があり、それによって実現されたものであった²⁰。この「特殊部落」という表現は、それ自身が差別的な歴史的背景を持つている言葉である。しかし、差別の歴史を科学的に研究するための資料とするため、本書ではそのまま掲載している。その点を留意して利用していただきたい。また、すべての差別を撤廃し、誰もが人間としての尊厳を認められる社会を実現するため、差別の現状についても認識を深めていただくようお願いしたい。

注（1）『奈良県史』第十三巻・民俗（下）（名著出版、一九八八年）の「第三章宮座と墓制」（中田太造執筆）に、「第二節 奈良県内宮座資料」として、この『昭和十一年祭祀並宮座調』から抜き出した奈良県の宮座のリストが載っている。このリストは、中田氏の著書『大和の村落共同体と伝承文化』（名著出版、一九九一年）に収録した「大和の宮座―その年齢階梯制―」にも「宮座資料（抄）」として載せられたが、両書とも、この資料についての説明は何も触れられていない。

（2）加島部落史研究会『あゝ解放の旗高く―加島における部落解放のあゆみ―』（一九八三年）。

（黒田 一充）

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業（平成十七年度～平成二十一年度）
なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書 3

神社を中心とする村落生活調査報告（一） 大阪府

― 大阪市・三島郡・豊能郡 ―

編集 黒田 一充

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員）

校訂 内海 寧子

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

リサーチアシスタント）

発行日 二〇〇七年三月三十一日

発行所 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

郵便番号 五六五・八六八〇

大阪府吹田市山手町三・三・三五 関西大学博物館内
電話 〇六・六三六八・〇〇九五

印刷所（株）廣済堂



〈表紙写真〉

①吉志部神社（吹田市）どんじ祭

②住吉大社（住吉区）御田植神事

③磐手杜神社（高槻市）馬祭

④杭全神社（平野区）御田植神事

⑤野里住吉神社（西淀川区）一夜官女祭

⑥ ⑤に同じ

⑦ ③に同じ

⑧ ④に同じ

⑨ ②に同じ

表紙デザイン 内田吉哉